

フランスにおけるアルジェリアの記憶の公的承認

1990年代以降の移民統合および国民的結合を促進する政策の観点から

博士学位申請論文

早稲田大学大学院 政治学研究科

大嶋えり子

目次

略号一覧	v
図表・付録一覧	vi
初出論文一覧	vi
付記	vii
注意事項	vii
序章	1
第1節 問題意識と研究目的	1
第1項 政治と和解における記憶	1
第2項 フランスとアルジェリア—背景と研究目的—	3
第2節 論文の構成	7
第3節 先行研究の検討	10
第1項 記憶と隣接概念	10
第2項 記憶に対する世界的な関心の高まり	12
第3項 フランスの植民地支配に関連する記憶	15
第4項 記憶関連法の制定	19
第5項 国立移民歴史館	22
第6項 引揚者とアルジェリア在住フランス人史料センター	24
第4節 本研究の学問的位置づけ	26
第5節 研究枠組み—承認、および、植民地支配に伴う暴力について—	28
第1項 ホネットの承認論と記憶の承認	28
第2項 植民地支配に伴う暴力	31
第3項 用語について	32
第6節 研究方法	33
第7節 研究意義	33
【第1部 総論】	37

第1章 戦後における記憶の承認	37
第1節 ホロコーストの記憶	37
第2節 植民地支配と奴隷貿易・奴隷制の記憶	40
第1項 ダーバン会議における奴隷貿易・奴隷制および植民地支配	40
第2項 ダーバン会議の意義	43
第3項 フランスにおける奴隷貿易・奴隷制の記憶	44
第3節 記憶の承認をめぐる比較検討	46
第1項 承認の要求における成功例	46
第2項 承認が実現しなかった事例	47
第3項 記憶の承認が実現する条件	48
第4項 アルジェリアの植民地支配と独立戦争における被害	49
第5項 アルジェリアの植民地支配と独立戦争における複雑なアクター間の関係	53
第4節 まとめ	55
第2章 移民統合と国民的結合	57
第1節 移民の問題視から移民統合および国民的結合へ	57
第1項 移民統合政策の背景と意図	57
第2項 移民統合と国民的結合の関係	61
第2節 平等原則と政策	65
第1項 憲法上の原則	65
第2項 移民統合と国民的結合と平等原則	66
第3節 国民的結合と移民統合を促進するための記憶の承認	69
第4節 まとめ	70
【第2部 事例研究】	71
第3章 国民的結合を促進する記憶の承認	71
第1節 アルジェリア戦争法と帰還者法	72
第1項 アルジェリア戦争法の概要と法案提出までの過程	72
第2項 帰還者法の概要と法案提出までの過程	75
第2節 アルジェリア人とハルキの記憶	78
第3節 植民地支配と独立戦争におけるフランスの責任	80
第4節 両国間の和解	84
第1項 二つの法律における和解の位置づけ	84
第2項 アルジェリアとの関係悪化	86
第5節 フランスにおける国民的結合	88
第6節 まとめ	91
第4章 移民統合を促進する記憶の承認	92
第1節 移民の歴史を紹介するプロジェクト	93

第2節	ポルトドレ宮と植民地支配の関係	96
第1項	ポルトドレ宮の歴史と来訪者への説明	96
第2項	ポルトドレ宮と国立移民歴史館	98
第3節	国立移民歴史館に見るアルジェリアの記憶	100
第1項	常設展におけるアルジェリアの記憶	100
第2項	エル・ヤザミーシュワルツ報告書とセンター検討委員会におけるアルジェリアの記憶の承認をめぐる議論	103
第3項	移民統合を目的に据えた移民博物館の政策的背景	107
第4節	まとめ	110
第5章	承認要請を行う共同体の様態と公的機関による対応	112
第1節	ピエ・ノワール、帰還者、アルジェリア在住フランス人など—呼称と法制度—	112
第2節	アルジェリア在住フランス人史料センター (CDDEFA) の概要	116
第3節	「アルジェリアニストの会」 (CA) とは	119
第4節	CDDEFA の常設展に見る植民地支配の肯定と「アルジェリア在住フランス人」の被害者性	121
第5節	ペルピニャン市と引揚者	123
第1項	政府による引揚者の受け入れ	124
第2項	ペルピニャン市と引揚者	125
第3項	CDDEFA 開設に向けた CA の活動	128
第4項	否定されるべきコミュニタリズム—自治体のみならず政府によっても許容される現象	130
第6節	異なる記憶の承認を要請する運動としての CDDEFA 設立反対運動	132
第7節	まとめ	141
終章		145
第1節	本研究の発見	145
第2節	記憶の公的承認が浮き彫りにするフランス政治	147
第3節	今後の研究課題	149
第4節	責任と和解	150
第5節	反悔俊言説に抗する	154
第6節	フランスとアルジェリアの問題を超えて	157
文献一覧		160
【一次文献】		160
英語・仏語文献		160
日本語文献		162
【新聞・雑誌・テレビ局】		162

【二次文献】	163
外国語文献	163
日本語文献	169
付録	171

略号一覧

- ALN : Armée de Libération Nationale (アルジェリア民族解放軍)
- ADIMAD : Amicale pour la défense des intérêts moraux et matériels des anciens détenus politiques de l'Algérie française (フランス領アルジェリアで政治犯として拘留された人たちの道義的・物理的利益を守る友の会)
- ANPROMEVO : Association nationale pour la protection de la mémoire des victimes de l'OAS (OASの被害者の記憶を守る全国会)
- APN : Assemblée Populaire Nationale (アルジェリア人民議会)
- ARAC : Association Républicaine des Anciens Combattants et des Victimes de Guerre (元戦闘員と戦争被害者の共和主義団体)
- ASTI : Association de Solidarité avec Tou-te-s les Immigré-e-s (すべての移民と連帯する会)
- CA : Cercle Algérieniste (アルジェリアニストの会)
- CDDFA : Centre de Documentation des Français d'Algérie (アルジェリア在住フランス人史料センター)
- CFDT : Confédération Française Démocratique des Travailleurs (フランス民主労働総同盟)
- CGT : Confédération générale du travail (フランス労働総同盟)
- CIA : Central Intelligence Agency (アメリカ中央情報局)
- EU : European Union (欧州連合)
- FNACA : Fédération Nationale des Anciens Combattants en Algérie, Maroc et Tunisie (アルジェリア・モロッコ・チュニジアで活動した元戦闘員の全国連合会)
- FLN : Front de Libération Nationale (アルジェリア民族解放戦線)
- FSU : Fédération Syndicale Unitaire (統一組合連盟)
- JORF : Journal Officiel de la République Française (フランス共和国官報)
- INA : Institut National de l'Audiovisuel (フランス国立視聴覚研究所)
- INSEE : Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques (フランス国立統計経済研究所)
- LCR : Ligue Communiste Révolutionnaire (革命的共産主義者同盟)
- LDH : Ligue des Droits de l'Homme (人権連盟)
- LR : Les Républicains (共和派)
- MRAP : Mouvement contre le Racisme et pour l'Amitié des Peuples (反人種主義と諸民族間の友好運動)
- OAS : Organisation de l'Armée Secrète (秘密軍事組織)
- PCA : Parti Communiste Algérien (アルジェリア共産党)
- PCF : Parti Communiste Français (フランス共産党)
- PS : Parti Socialiste (社会党)
- RPR : Rassemblement Pour la République (共和国連合)

- UDF : Union pour la Démocratie Française (フランス民主連合)
 UMP : Union pour un Mouvement Populaire (国民運動連合)
 UN : United Nations (国際連合)
 UNEF : Union nationale des étudiants de France (フランス全国学生連盟)
 UNESCO : United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (国際連合教育科学文化機関)

図表・付録一覧

図 1 : 記憶の承認と責任と和解の関係.....	31
図 2 : アルジェリアの植民地支配と独立戦争における加害と被害のスペクトラム.....	54
図 3 : アルジェリアの植民地支配と独立戦争に関わったアクターを位置づける座標軸.....	54
図 4 : 国民的結合と移民統合とコミュニタリズムの関係.....	65
図 5 : 政策の対象者の観点から見た国民的結合と移民統合の関係.....	68
図 6 : 国民的結合—移民統合—共同体が起こす現象.....	131
表 1 : 記憶の承認の国際比較.....	52
表 2 : 事例研究のまとめ.....	146
付録 1 : 1988 年 5 月以降の政権の変遷.....	171
付録 2 : 国立移民歴史館の正面.....	173
付録 3 : 国立移民歴史館の正面右側.....	174
付録 4 : 国立移民歴史館の正面中央.....	175
付録 5 : 国立移民歴史館の正面左側.....	176
付録 6 : 行方不明者の壁.....	177
付録 7 : オー・ヴェルネ霊園の OAS 慰霊碑.....	178

初出論文一覧

本研究は、過去に発表した雑誌論文に基づいている。詳細は以下のとおりである。

序章の一部は次の論文に基づいている。

大嶋えり子「記憶の承認を考える—フランスにおけるアルジェリア関連の記憶を中心に—」
『早稲田政治公法研究』106号、2014年。

第2章の一部および第4章は次の論文に基づいている。

大嶋えり子「フランスによるアルジェリアに関連する記憶の承認—国立移民歴史館の事例を中心に—」『年報政治学』2014-I、2014年。

大嶋えり子「フランス国立移民歴史館におけるアルジェリアの記憶—記憶の承認と統合をめぐる政治—」『日仏政治研究』9号、2015年。

第3章は次の論文に基づいている。

大嶋えり子「フランスにおけるアルジェリアに関わる『記憶関連法』—記憶と国民的結合を巡って—」『国際政治』184号、2016年。

付記

本研究は次の研究費により実現が可能となった。

2012年度 EUIJ 早稲田海外調査奨学金、研究課題『移民に対する欧州連合と加盟国の認識—フランス政府の例を中心として—』

早稲田大学 2015年度特定課題研究助成費（新任の教員等）、研究課題『フランスにおけるアルジェリアの記憶—国際政治の視点から—』、課題番号=2015S-006

平成26年度第4四半期財団せせらぎ助成金、研究課題『フランスにおけるアルジェリアの記憶—1990年代以降における「承認」と「統合」の政治—』

平成28年度科学研究費助成事業（科研費）若手研究（B）研究課題『アルジェリアはフランスでどう語られるのか—1990年代以降の政策の観点から—』課題番号=16K16667

早稲田大学 2016年度特定課題研究助成費（基礎助成）、研究課題『南仏都市ペルピニャンのアルジェリア在住フランス人史料センターにおける植民地の表象』、課題番号=2016K-019

注意事項

本研究では、多くの外国語文献を使用した。本文の脚注では、邦訳を参照した場合は訳書の書誌情報を、原著を参照した場合は原著の書誌情報を載せた。ただし、最後に付した文献一覧では、「外国語文献」というカテゴリーの中に、原著と訳書の両方の書誌情報を併記した。

また、外国語、とりわけ固有名詞のカタカナ表記に関しては、一般的に日本語媒体で使用されているものを採用した。ただし、一般的な表記がない場合は発音に準じた。また、必要に応じて、初出時に原語あるいはアルファベット表記を併記した。

序章

第1節 問題意識と研究目的

第1項 政治と和解における記憶

国家にとって過去をどのように表象し、どのように伝承するかは極めて重要な課題である。国際的および国内的な理由が挙げられる。国家による過去に関わる著しい虚偽や隠蔽は他国や国際機関からの批判にさらされ、国家の信頼を毀損する可能性が高い。すなわち、国家間関係や国際機関との関係を悪化させる。だが、国家が過去の過ちの結果として生じた被害を克服するような態度をとれば、信頼に値すると他国や国際機関から評価されるだろう。したがって、国際的な信頼の獲得において、過去の語り方は国家の重要な課題の一つだ。

一方で、国家の過去は社会を構成する人々のアイデンティティにまで深く関わっており、国内的にも国家が過去をどのように語るのかは重要な課題だ。つまり、過去のどの部分をどのように国家が語るのかは、国家がどのようなアイデンティティを社会に与えたいのかという問題と密接に関わっている。国家にとってアイデンティティが重要である理由は、国家とのつながりを社会の構成員一人一人が感じることで、国家への忠誠心を手に入れることができるからである。なお、国際的な信頼の獲得のために過去の過ちを直視する行為と、国家への忠誠心を国内社会から獲得するために過去を語る行為は場合によっては相容れず、過去の語りにおいてこの二つの側面は緊張関係にあるといえる。

さらに、国家がどのように過去を語るのかは、その国に住む者にとっても重要だ。なぜならば、ある国の住民は同じ文化や出自を共有しているわけではなく、社会的・文化的・地理的に異なる出自を持っており、そうした多様な人々は国家が語る過去と自身が持つアイデンティティが合致しているかどうかを重視するからだ。すなわち、自身のアイデンティティとは相容れない形で国家が過去を語る場合は、住民らは国家に不満を持ち、生きづらさを感じるだろう。この点は、とりわけ移民や移民の子供、つまりマジョリティに属さない者にとっては重大な影響を及ぼす。彼女ら・彼らは国家による過去の語りからしばしば周辺化される存在であるため、生きづらさを感じやすい。国家は過去をおよそ一面的にしか語らず、マジョリティの視点を優先しがちだからである。

過去の語り方に関して二つの概念が存在する。一つ目の概念は歴史もしくは歴史学である。歴史は証拠に基づき史実を構築し、普遍的な論を展開することを目的としている知的営みである。この営みの主体となるのはしばしば歴史家である。二つ目の概念は記憶である。すなわち、神話の誕生や忘却を容易にする、社会による過去の情緒的な再構築である。記憶する主体は個人でもあり、集団でもある。

以上のように過去の語り方をめぐり二つの主たる概念があるが、本研究ではとりわけ記憶に注目する。従来の歴史とは基本的に国民史であり¹、マジョリティたる国民の視点に立

¹ ミシェル・ヴィヴィオルカ『差異—アイデンティティと文化の政治学—』（宮島喬・森千

った歴史であったため、マイノリティが持っていた記憶は注目されにくかった。周辺化された人々の記憶は広く承認された国民史から遠ざけられた存在だった。記憶が社会的に注目を浴びるようになったのは、1960年代に入り、諸集団が記憶の承認を要請するようになってからであろう。記憶の承認要請の甲斐もあり、いくつかの集団の要請は受け入れられたが、自らが有する記憶を公的に承認してほしい、と訴える集団は絶えない。その理由は、承認されない記憶が多く残っており、また、記憶の承認は常に論争的で簡単に承認が叶わない場合が多いからである。また、記憶がマイノリティにとっての重要な争点の一つとなった一方で、ジャック・ルゴフ (Jacques Le Goff) は「権力または生存、存続および地位向上のために闘う先進国および発展途上国、支配階級および被支配階級にとって集合的記憶は重大な課題の一つである」としている²。つまり、権力の掌握や権利要求と密接に関わる記憶は政治的論争の中核にあるといえる。したがって、記憶をめぐる論争は、過去をめぐるものでありながら現代的である。

加えて、ある出来事により生じた被害者と加害者の間の和解を達成するためには、記憶の承認を抜きにして、語ることはできない。被害を克服するにあたり、その承認が被害者にとっても加害者にとっても極めて重要な役割を担っている。すなわち、ジェノサイドや人道に対する罪、植民地支配、戦争犯罪などをはじめとする国家が主体となる行為や政策は筆舌に尽くしがたい苦痛を多くの人々に強いてきており、被害者や被害者の子孫はその過去を強烈な経験として記憶し、自らのアイデンティティの一部とする。つまり、被害に遭った経験自体が、自らが誰なのかを規定するようになる。そして、被害者が有する苦痛に満ちた記憶を加害者が承認することは、被害の克服、言い換えれば両者の和解への少なくとも一歩となる。加害者がその記憶を否定することは、和解から遠ざかるのみならず、被害者へのさらなる加害となる。

さらに、個人間の犯罪では、加害者が否認をした場合でも、十分な証拠に基づけば刑罰を科せるが、国家が主体となった場合、現在の国際法の制度では国家や政府を告訴・起訴することはできず、国家として、政府として、被害者の記憶を承認し、補償や謝罪を行う以外に和解に向かう方法はほぼない。また、個人間の犯罪では、被害者も加害者も亡くなれば両者の間の対立や、時には憎しみは永続し難いのに対し、国家は長期にわたり存続する一体をなしており、被害者も比較的大きな集団で、被害の記憶を子孫らが継承していくため、被害者と加害者はそれぞれに規模が大きく、継続して存在する単位を構成し、両者間の対立は長く続く場合が多い。したがって、加害者と被害者集団の間では、個人間の犯罪の場合よりも、記憶をめぐる問題が深刻化しやすい。

本研究では、被害者を生む国家による政策や行動を乗り越え、被害者と加害者が和解できるためには記憶が重要だとする前提に立つ。なぜならば、以上に鑑みると、歴史学が史実を明らかにしても、和解は達成できないことが明らかだからだ。これは、歴史学が和解

香子訳) 法政大学出版局、2009年、(原著は2001年)、242-243頁。

² Le Goff, Jacques. *Histoire et mémoire*, Gallimard, 1988, p.174.

において不要だ、という指摘では決してない。むしろ、歴史学は具体的にどういった主体が何を行い、誰がどういった被害を受けたのかを明らかにする機能を有しており、歴史学による貢献がない限り、責任の追及は不可能で、和解は達成し得ない。こうした歴史研究に加えて、現代における記憶をめぐる論争がどういったもので、なぜある記憶が承認される、あるいは承認されないのか、そしてそれぞれの記憶の承認の事例が和解においてどういった意味を持つのかを検討する研究が、当事者が過去を乗り越えるために必要である。和解には被害の原因である政策や行動に対する批判が前提となっているが、それらに対する批判自体が記憶の問題と直結している。たとえば、高橋哲哉は「暴力の記憶なしに暴力批判は可能だろうか。暴力の記憶を排除する記憶は、記憶の暴力と化すのではないか」と投げかけている³。したがって、本研究は被害者を生む国家による政策や行動を対象とする歴史学研究と相互補完的な関係を持つ。換言すれば、歴史学において明らかになった事実とは異なる形で記憶が承認されていることを問題視し、被害者が有する記憶に寄り添おうと試みながら、歴史学の研究蓄積がどう現代の政治において和解への道を切り拓けるのかを考える上で、本研究が一助となれることを期待する。

第2項 フランスとアルジェリア—背景と研究目的—

本研究で扱う事例はフランスにおけるアルジェリアの植民地支配および独立戦争に関連する記憶（以下、アルジェリアの記憶）である。いわゆる「移民大国」であるフランスには多様な集団が在住しており、それぞれに異なる記憶を有している。本研究は多様な集団の多様な記憶をフランスが国家としてどう扱っているのかを検討することを試みるものである。

特に関心を向けるのは、フランスで長きにわたり語ることが困難と考えられたアルジェリアの記憶である。アルジェリアは1830年からフランスの支配下にあったが、他の植民地と違い、フランス本土と同様に内務省の管轄下にあった。1954年に始まった戦争の末、アルジェリアは1962年に独立するが、アルジェリア独立戦争はフランス—アルジェリア間で多くの傷を残したのみならず、フランス人のおよびアルジェリア人の間に生じた対立が未だに多くの人びとの心に鮮明な傷跡として残っている⁴。つまり、アルジェリアの記憶は

³ 高橋哲哉『記憶のエチカ—戦争・哲学・アウシュヴィッツ—』岩波書店、2012年、106頁。

⁴ 本研究では、特筆しない限り、「フランス人」と「アルジェリア人」という語句を次のように使用する。アルジェリアの植民地支配時代にフランス市民権を有していた者と、アルジェリア独立後のフランス国籍者を「フランス人」という語で指す。一方で、「アルジェリア人」はアルジェリアの植民地支配時代において「原住民」と登録された主にムスリムと、アルジェリア独立後のアルジェリア国籍者とその子孫を指す。この二つの定義に照らすと、多重国籍の者、アルジェリア国籍者の子孫でフランス国籍を有している者、「フランス人」と「アルジェリア人」の両親のもとに生まれた者など、複雑な出自を持つ者をこの二つの語句のいずれかに当てはめることは難しい。また、仮に本研究で当てはめたとしても、個人のレベルではおそらく「自分はなに人なのか」という問いに対する答え、すなわち自己認識は多様であろう。この二つの語のいずれにも自己を見出さない者もいることは想像に

複雑なアクター間関係にも関わっている。

1830年からアルジェリア独立まで、両国の複雑な関係は宗主国による暴力に特徴づけられる。ここでいう暴力とは、第5節第2項で詳述するが、社会通念上の物理的・身体的な毀損を伴う行為ではなく、支配者—被支配者関係の中で生じ、この非対称な関係を維持するために生じた行為や制度を指す。たとえば、土着の文化の破壊、すなわち従来の学校教育やイスラム教の衰弱、アラビア語教育の機会の剥奪、そして並行して行われたフランス文化の押し付け、すなわちキリスト教の布教、フランス語の普及が挙げられる。こうした文化に関わる抑圧に加え、制度上の差別⁵、たとえば議会における先住民議員の少なさや先住民のみを特別な罰に処することを可能とした諸法律がなす原住民法 (Code de l'Indigénat)⁶、先住民が使用していた土地の奪取、先住民に対する実質的な市民権付与の拒否なども植民地支配時代のフランス政府による暴力にあたる⁷。植民地支配はアルジェリアをフランス人

難くない。独立以前は差別的な法制度の下で市民権を有していなかった者が明確であった一方で、独立後は多重国籍の保有により多重市民権の保有が可能になり、より一層「フランス人」と「アルジェリア人」というカテゴリーに分けづらくなったといえる。そのため、便宜上、上記のような定義を採用した。ただし、この二つの分類に人を線引きすることが上述のとおり難しい点を踏まえ、可能な限りより明確な集団を名指すようには務めた。たとえば、「ハルキ」や「引揚者」などだ。

⁵ たとえば、エマニュエル・サアダ (Emmanuelle Saada) は、「暴力 (violence)」という言葉は使っていないが、植民地支配下のアルジェリアでは法制度が「劣位にある原住民の条件」を定めていた、と指摘している。

Saada, Emmanuelle. « La loi, le droit et l'indigène », *Droits*, no.43, 2006, p.173.

⁶ « Code » と一般的に呼ばれているが、特定の法典を指す法律上の呼称ではなく、「原住民」にのみ適用される法律の総称として使われている。そのため、メルルは「原住民法」ではなく「原住民レジーム (régime de l'indigénat)」という語を用いている。

Merle, Isabelle. « De la « légalisation » de la violence en contexte colonial. Le régime de l'indigénat en question », *Politix*, vol.17, no.66, 2004.

⁷ 渡邊祥子『『文明化の使命』の実態—植民地支配下の言語と文化—』および「植民地行政と部族社会の解体—植民地支配下の政治と経済—」私市正年編著『アルジェリアを知るための62章』明石書店、2009年、92-101頁。

なお、本研究でいう「先住民」とはフランス侵攻以前からアルジェリアに住んでいた者を指す。すなわち、アラブ人、ユダヤ人、そしてベルベル人 (アマズィグ (Amazigh) 人) を指す。「ベルベル」は侵略者が「野蛮人」と先住民を呼んだことに起源を持ち、蔑視の意味合いを持つ外名であるため、「アマズィグ人」を自称する者もいる。ただし、日本語やフランス語で書かれたベルベル文化やベルベル語 (あるいはタマジクト (tamazight) 語) の研究ではより一般的で、認知度の高い「ベルベル」の形容を使用していることが多い。なお、ベルベル人はアラブ人による侵略やイスラム化以前から北アフリカに住んでおり、独自の言語や習慣を持っている。アラビア語との接触、ベルベル人人口におけるイスラム教の布教でベルベル語およびアラビア語の変化が見られた。一方で、アルジェリア独立後には政府からの抑圧により、ベルベル語はアラビア語の地域語と同様に学校教育から排除された。その反動でベルベル文化への回帰、すなわち、アラビア語の名前ではなく、ベルベル語の名前を子供につける、などといった現象が見受けられるようになった。ベルベル語に関しては、石原忠佳の文献、アルジェリアにおける教育についてはウリダ・アイト＝ミムン (Ourida Aït-Mimoune) とセイド・シャラ (Seïdh Chalah) の文献を参照されたい。

石原忠佳『ベルベル語とティフィナグ文字の基礎—タリーフィート語 (Tarifit) 入門—』春

入植者のものにし、「ムスリムが政治的影響力を完全に失い、ユダヤ人が経済的規範に基づき同化」した地域にすることを目指していた⁸。フランス本土に準じた「地中海の反対側に広がる本土の延長」たる地域にアルジェリアはなるべきとされたのだ⁹。この支配を、バンジャマン・ストラ (Benjamin Stora) は次のように描いている。

フランスは (中略) [アルジェリアで]、植民地支配の需要と利益への人々の関係や労働力の絶対的かつ完全なる服従を確保することを目論んでいた。入植者はあらゆる権利を享受していた。被支配者は抑圧の例外措置に従うべきとされ、「市民」ではなく、いくらでも削り、賦役を課し、罰することができる「臣民」だった。¹⁰

先住民を弱体化させるための具体的措置として、土地の奪取に加えて、先住民のみに対する重い課税と不平等な再分配が挙げられる¹¹。先住民は重税を課され、入植者は税制上特権的な立場を享受し、教育や医療を通じた富の再分配は入植者に圧倒的に偏っていた。

アルジェリア独立戦争においても、フランス軍は拷問を行い、軍から派生したテロリスト組織¹²である秘密軍事組織 (Organisation de l'Armée Secrète, OAS) は誘拐や殺害をアルジェリアのみならずフランス本土で繰り返した。アルジェリア人のみならず、独立に賛成していたフランス人も軍や OAS の被害に遭った。たとえば、アルジェリアに在住していたフランス人のアルジェリア共産党 (Parti Communiste Algérien, PCA) の党员で独立に賛成していたモーリス・オーダン (Maurice Audin) はフランス軍に逮捕され、拷問の被害に遭った。フランス軍がオーダンを殺害した、と考えられているが、遺体は見つかっておらず、詳しい殺害の状況は未だに不明だ。OAS は、アルジェリア人の独立派を標的としたテロ事件を何度も引き起こした一方で、アルジェリアを独立させた政権に強い反発を抱き、アルジェリア独立後の 1962 年 8 月 22 日にはシャルル・ドゴール (Charles de Gaulle) の暗殺計画を実行した。未遂で終わったが、いかに OAS がアルジェリアの独立に反対していたのかがうか

風社、2014 年。

Aït-Mimoune, Ourida et Seïdh Chalah, « L'enseignement de la langue « tamazight/ berbère » (en Algérie : de 1995 à 2011) et ses effets/conséquences sur l'insécurité linguistique des apprenants », *Ela. Études de linguistique appliquée*, no.175, 2014.

⁸ Stora, Benjamin. *Histoire de l'Algérie coloniale*, La Découverte, 2004, p.20.

⁹ *Ibidem*.

¹⁰ *Ibidem*.

¹¹ Rivet, Daniel. *Le Maghreb à l'épreuve de la colonisation*, Fayard, 2010, p.182.

¹² 学術研究においても、一般的にも広くテロリスト組織であると認識されている。たとえば、次の学術研究や新聞記事を参照されたい。

Thénault, Sylvie. « L'OAS à Alger en 1962. Histoire d'une violence terroriste et de ses agents », *Annales. Histoire, Sciences Sociales*, 63^e année, no.5, 2008.

Branche, Raphaëlle. « FLN et OAS : deux terrorismes en guerre d'Algérie », *Revue Européenne d'Histoire / European Review of History*, vol.14, no.3, 2007.

Sud Ouest, « Les attentats les plus meurtriers de ces 50 dernières années en France », <http://www.sudouest.fr/2015/11/15/les-attentats-les-plus-meurtriers-de-ces-50-dernieres-annees-en-france-2185498-6155.php>, consulté le 7 février 2017.

がえる。また、アルジェリア独立戦争においてフランス軍と共に戦ったアルジェリアの先住民でハルキ (harki) と呼ばれた者たちは、アルジェリア独立時にフランス政府からの十分な保護を受けることなく、アルジェリアで多くの者が殺された。なぜならば、フランスのために武装し、独立に反対する立場で戦ったアルジェリアの「裏切り者」と見なされたからだ。

こうした加害国たるフランスに抵抗し、戦ったアルジェリア人の業績をアルジェリア政府は称えた。独立後に、独立運動体から政党へと変身したアルジェリア民族解放戦線 (Front de Libération Nationale, FLN) は植民地支配や独立戦争を、新たな独立国家の建設のために神話化し、その神話的な記憶をたびたび動員し、一党独裁政権を長期にわたり継続させた。

一方で、フランスでは文芸作品でアルジェリアが想起されることはたびたびあっても、政府や立法府、自治体が公に植民地時代や独立戦争時のアルジェリアに関わる記憶を取り上げることがほぼなかった。一つの集団が持つ記憶を承認することが特定の人々の優遇につながり得るため、政府等の公的機関は忌避した。また、上記のような複雑なアクター間の関係は、第1章で詳述するとおり、政府にとって記憶の承認を困難とする要素だった。そのため、アルジェリアに関して「公式な沈黙」があったといえる¹³。

こうした「公式な沈黙」の背景には、アルジェリアがフランスに地理的に近く、多くのヨーロッパ系入植者 (colon) がおり、独立戦争時にはアルジェリアのみならず、フランス本土でもテロなどの行為が見られたことが挙げられる。すなわち、フランス本土でも、アルジェリアでも多くの人々の心に植民地支配と独立戦争は傷を残したが、とりわけ独立戦争に敗れたフランス政府にとってアルジェリアとの過去を振り返ることは、あまりにも多くの人の感情を刺激するため困難だったと推測できる。こういった点は、アルジェリアと同様に、独立戦争が勃発し、フランス政府が敗れたインドシナ戦争の事例とは大きく異なる。インドシナは地理的にフランス本土から距離があり、入植者もアルジェリアに比べれば少なかった¹⁴。さらに、政府と植民地の関係に目を向けると、アルジェリアは19世紀の終わりから、独立戦争の途中までは内務省の管轄下にあったが、インドシナは植民地省の管轄下にあった。ゆえに、インドシナとアルジェリアには共通点があるものの、フランス本土にとってアルジェリアはインドシナよりも様々な観点から言って近い存在だった。50万人もの死者が出た独立戦争¹⁵の末にそうした近い存在を失ったフランス社会にとって、アルジェリアとの過去はとりわけ公的な場では語り難かった。

しかしながら、1990年代に入り、アルジェリアの記憶を積極的な形で国家や自治体は扱うようになった。国家や自治体は記念碑や施設、法律に特定の集団が持つアルジェリアの

¹³ Enjelvin, Géraldine. « Entrée des Harkis dans l'histoire de France? », *French Cultural Studies*, vol.15 (1), 2004, p. 63.

¹⁴ アルジェリアからの帰還者が2002年には96万9466人だったのに対し、インドシナからの帰還者は4万4164人だった。

Diefenbacher, Michel. *Parachever l'effort de la solidarité nationale envers les rapatriés : promouvoir l'œuvre collective de la France Outre-Mer*, 2003, p.6.

¹⁵ Stora, Benjamin. *Histoire de la guerre d'Algérie 1954-1962*, La Découverte, 2004, p.90.

記憶を刻み込み、少なくとも形式的にはそれらの記憶を公式に承認した。1990年代以降、自治体レベルから国家レベルにいたるまでフランスの公的機関はアルジェリアの記憶に対し態度を変えたのである。

以上を踏まえ、なぜ1990年代以降にこのような態度の変化があったのかを理解するために、本研究はどのような国際的および国内的な文脈で何のためにフランスがアルジェリアの記憶を公的に承認したのかを明らかにする。本研究では、記憶の承認を次のように定義する。すなわち、記憶を排除もしくは否定する行為をやめ、記憶を少なくとも形式的に肯定することである。本研究では公的承認と表記することがあるが、この表現は公的機関である政府や自治体による承認を指す。記憶に関しては第3節第1項で、承認については、第5節第1項でより詳しく論じる。

第2節 論文の構成

本研究では、第1部を総論とする。すなわち、第1章と第2章ではアルジェリアの記憶が承認される大きな文脈を考察する。

まず、第1章で第二次世界大戦後における記憶の承認の動向を概観する。これは、本研究の主たる研究対象であるフランスにおけるアルジェリアに関わる記憶の承認がどのような国際的な文脈の中で行われたのかを理解するためである。特に、この章ではホロコースト、奴隷貿易・奴隷制、そして植民地支配に注目していく。奴隷貿易・奴隷制および植民地支配に関しては2001年に国連が開催した第三回反人種主義・人種差別撤廃世界会議（以下、ダーバン会議）¹⁶が重要な役割を果たしており、重点的に会議の意義と限界を取り上げる。そして、アルジェリアに関わる記憶が他の事例、たとえばドイツ領南西アフリカにおけるヘレロ人（Hereros）の虐殺や日系アメリカ人らの強制収容と比較すると、どういった特徴を持っているのかを検討する。

第2章では、フランスの政治的背景に注目していく。ここではフランスにおける記憶の承認、とりわけアルジェリアの記憶が承認された政策的背景を検討し、なぜ被害者の記憶をフランスの公的機関が承認するようになったのかを明らかにする。すなわち、この章で、研究全体の仮説を導き、説明する。若干結論を先取りすると、国際的な記憶への関心が高まったことと相まって、特定の共同体¹⁷の権利要求や閉鎖的様態と一般的に理解されているコミュニタリアズム（communautarisme）の現象を防止する移民統合（intégration）と、国民的結合（cohésion nationale）を政府が重視するようになり、この二つを促進する政策がアルジェリアに関わる記憶の承認を引き起こした、という仮説を提示する。第2章で詳述するが、特定の共同体を優遇する政策は憲法上の原則である平等を重んじるフランスの共和国モデ

¹⁶ Third world conference against racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance.

¹⁷ 本研究では、共同体と集団という語句を使用するが、次のように区別する。集団は複数の人間が構成する集まりであり、必ずしも構成員たちは強固な結びつきや、共通の経験を有していない。一方で共同体は、community/communautéの訳として、集団の中でも、構成員たちが強固な結びつきや共通の経験を有している集まりを指す。

ルに反するため、特定の集団が有する記憶の承認は困難かと思われた。しかしながら、1990年代以降になり、それまで困難だと思われていた複数の記憶をフランスの政府や自治体が承認する事例が出てきた。こうした一見矛盾した政府の行為は、実はフランスの共和国モデルに則って実現した、という仮説をこの章で提示する。

第3章からは、第2部である事例研究に入っていく。本研究では三つの事例を取り上げ、第2章で導出した仮説を検証する。まず、アルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶にまつわる法律を検討していく。詳細は本章第3節第4項および第3章で後述するが、1999年の『北アフリカにおける活動』を『アルジェリア戦争もしくはチュニジアとモロッコにおける戦闘』という表現に置き換えることに関する法律¹⁸および2005年に制定された「フランス人帰還者に対する国民による感謝および交付金に関する法律」(以下、帰還者法)¹⁹という二つの記憶関連法 (*loi mémorielle*) と一般的に呼ばれている法律を取り上げる。この二つの法律がいかに国民的結合を促進する政策と関わっているのかを考察する。

次に、第4章ではパリで2007年に開館した国立移民歴史館 (*Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration*) というフランスに在住する移民の道のを紹介する博物館の展示を検討する。いずれの事例も、市民団体などの働きかけや協力があったものの、政府が主導して行った記憶の承認である。

最後に、第5章では、2012年に開館した、スペインの国境付近に位置するペルピニャン市 (*Perpignan*) にあるアルジェリア在住フランス人史料センター (*Centre de Documentation des Français d'Algérie, CDDFA*) という展示室を設けている資料館を取り上げる。この事例は、上記の二つの事例とは異なり、自治体と市民団体が協力し、実現したプロジェクトであり、国家レベルの関与は比較的低い。しかし、政府が黙認もしくは放置しているとはいえ、CDDFAのオープニング・セレモニーには国務大臣が登壇し、大統領のメッセージを代読した。したがって、政府はこのセンターの設立過程に直接は関わっていないが、事後的に積極的に存在を肯定しているといえる。この章では、こうした自治体—市民団体—政府の混合型の記憶の承認の事例において、政府が行った記憶の承認と同じ考察ができるのか、もしくは、異なる記憶の承認のあり方なのかを検討していく。検討の結果、この地方都市が私的な存在である市民団体と協力して承認した記憶は歴史修正主義的である一方、CDDFAは第2章で説明する特定の共同体の権利要求やその閉鎖的様態により実現したことが分かるだろう。言い換えれば、政府とペルピニャン市は記憶の承認を異なる論理に基づいて行っているといえるだろう。この章を通じて、第2章で論じるコミュニタリズムへの理解を深め、第2章で提示するコミュニタリズムと移民統合と国民的結合の関係を精緻化する。

第2部では、以上の三つの事例を検討する²⁰。これらの事例を選択した理由は、いずれの

¹⁸ Loi no.99-882 du 18 octobre 1999.

¹⁹ Loi no.2005-158 du 23 février 2005.

²⁰ これらの事例の他に、本研究テーマに関わるものとして主に歴史教科書の記述がある。だが、教科書記述の変遷は教育プログラム全体の変遷に依存している。そのため、歴史教

事例も一貫して公的な主体が承認しており、程度の差こそあれ、政府が関与している点にある。具体的には、国立移民歴史館および記憶関連法に関しては国家が承認の主体である。そして、上述のとおり政府が積極的に肯定しているとはいえ、CDDFA ではペルピニャン市が承認の主な主体である。したがって、政府と自治体における記憶の承認をめぐる政治の相違点を本研究は明らかにできる。また、共通点として、いずれの事例においても市民団体の関与が認められる点が挙げられる。つまり、公的な主体が承認をしているが、一方的な公権力の行使ではなく、少なくとも形式的には市民の一部の声を吸い上げる仕組みが存在している。ゆえに、本研究は公権力による記憶の承認を主たる題材としている一方で、公権力と市民が共同して承認にいたる過程を検証している。最後に、三つの事例はそれまでに見られなかった取り組みであり、アルジェリアの記憶に対する公権力の態度の変化を明確に示している。それゆえ、この三つの事例を選択することにより、フランス政治の変化を見て取ることができる。

なお、これらの三つの事例において、強制性および影響を与える範囲は異なる。記憶関連法は、立法府が作った法律であるため、強制性を有している。ただし、本研究で取り上げている法律は記憶の承認を主な目的としているため、交付金などに関わる条文を除けば、宣言としての意味合いが強い。したがって、交付金の受給対象に必ずしもならなくとも、記憶関連法の宣言型の条文はアルジェリアの植民地支配や独立戦争に係る者、たとえばアルジェリア人にも影響を与える法律である。次に、国立移民歴史館には強制性はない。ただし、首都にあるため、多くの集客が見込め、国の中央であるパリにある象徴的な意味は強い。2007年の開館以降2014年まで延べ50万人の集客があったため²¹、影響の範囲はそれなりに広いといえるだろう。最後に、CDDFAは強制性はなく、影響を与える範囲は狭い。つまり、政府が肯定しているとはいえ、自治体が主たる承認の主体となっており、来館者数は、公表されていないものの、少ないと推測される²²。

取り上げる三つの事例における強制性の有無や影響を与える範囲は同程度に広いとはいえないが、それでもこれらは検証に値する。すなわち、こうした記憶の承認の事例がいかに関係しているのかを検討する作業は、政府や自治体による事業の意図を明確にする効果がある。さらに、こうした事例の積み重ねはフランス政治の新たな側面を明るみに

科書の記述を取り上げる場合にはフランスの教育プログラム全体の変遷、すなわち学習時間の増減や新たな科目などの導入にも目を向ける必要があり、本研究の主たる関心からそれることになる。歴史教科書における植民地支配や植民地の独立の取り上げ方に関しては以下の論文が挙げられる。

Lemaire, Sandrine. « Colonisation et immigration : des « points aveugles » de l'histoire à l'école ? », in Pascal Blanchard, Nicolas Bancel et Sandrine Lemaire, *La fracture coloniale : la société française au prisme de l'héritage colonial*, La Découverte, 2006.

²¹ Présidence de la République, « Discours d'inauguration du Musée de l'histoire de l'immigration », <http://www.elysee.fr/declarations/article/discours-d-inauguration-du-musee-de-l-histoire-de-l-immigration/>, consulté le 20 février 2017.

²² フィールドワークで2012年8月29日から31日まで3度にわたり訪問したが筆者以外の来訪者は一人もいなかった。

出す。言い換えれば、一つ一つの記憶の承認の事例で必ずしも強制性や広い範囲への影響が認められなくても、総体として考えた場合にフランス政治の重大な側面を見出すことができるだろう。つまり、これらの事例は独立して存在しているのではなく、複雑に絡み合った諸政策と連関しており、検討を加えるは決して小さくない。

以下で先行研究を検討し、本研究の学問的位置づけ、研究の枠組みと方法、そして、研究意義を提示したのちに、第1章に入っていく。

第3節 先行研究の検討

本節では、本研究の先行研究を紹介し、批判的に検討する。まずは第1項から第3項までは記憶の概念、そして国際政治およびフランス国内政治における記憶に関する研究を取り上げる。その後、第4項から第6項までは、本研究で考察する事例に関する先行研究を取り上げる。

第1項 記憶と隣接概念

社会科学の分野における記憶に関する議論の先駆者ともいえる研究者はモーリス・アルヴァックス (Maurice Halbwachs) であろう。社会学を専門としたアルヴァックスは「集合的記憶 (mémoire collective)」という概念を提唱した者として有名である。死後の1950年に初めて出版された同名の著書で、アルヴァックスは次のように述べる。

我々の集団において重要な位置を占めており、我々はその集団の観点から考察した、かつ想起している現在においてもその観点から考察している出来事を語る時に、集合的記憶であるといえる。²³

このようにアルヴァックスは集合的記憶を定義する。また、集合的記憶の特徴は複数存在する点にある。なぜならば、さまざまな集団が存在するからである。さらに、集合的記憶の「土台となる集団は空間と時間により限られて」おり²⁴、社会に複数の集団が存在するのみならず、一人の個人が複数の集団に属しているのである²⁵。一方で、こうした「集団の外、かつ、集団の上」に位置づけられるのが歴史である²⁶。集合的記憶とは反対に、「歴史は単一であり、一つしか歴史は存在しないといえる」とアルヴァックスは主張する²⁷。「歴史は人類の普遍的記憶として示され得る」が、「普遍的記憶は存在しない」としている²⁸。加えて、集合的記憶は「連続するイメージの中に集団が自身を見出せるようにしながら、集団

²³ Halbwachs, Maurice. *La mémoire collective*, Albin Michel, 1997 (première édition 1950, Presses Universitaires de France), pp.65-66.

²⁴ *Ibidem*, p.137.

²⁵ *Ibidem.*, pp.137-138.

²⁶ *Ibidem.*, p.132.

²⁷ *Ibidem.*, pp.135-136.

²⁸ *Ibidem.*, p.137.

に（中略）自身の情景を見せる」としている²⁹。つまり、集合的記憶に集団は自身のアイデンティティを見出せるのである。アルヴァックスの論によれば、すでにアイデンティティを共有している者同士の集団が集合的記憶を作り出し³⁰、その集合的記憶がそのアイデンティティを強化または再構築するといえよう。

記憶を歴史と対立させる議論はその後も歴史学者のピエール・ノラ (Pierre Nora) により引き継がれた。「記憶の場 (lieu de mémoire)」を論じたことで知られるノラは次のように二つの概念を論じる。

記憶と歴史。二つは類義語であるどころか、すべてにおいて対立していることが分かる。記憶は生きている集団によりかかげられた生であり、常に進化している。思い出と忘却の論理に開かれており、立て続けに引き起こされる歪みに無自覚であり、利用や工作に脆弱であり、長期にわたる潜伏と突然の再興をし得る。歴史は過ぎ去ったものの常に不確かで不完全な再構築である。（中略）記憶は情緒的で魅惑的であるため、都合の良い部分だけで満足する。（中略）歴史は知的で世俗化を図る作業であり、分析や批判的言説を必要とする。（中略）アルヴァックスが示したとおり、集団の数だけ記憶がある。（中略）歴史は、逆に、皆のものであり、誰のものでもない。そのため、普遍性を使命とする。³¹

アルヴァックスの議論を踏襲する形でノラは記憶と歴史を対立させている。両者とも記憶を正確ではない過去の語りであるとし、歴史を知的で普遍的な営みと位置付けている。

だが、記憶と歴史の相違点を指摘しつつも、二つの概念を対立させない論者もいる。たとえば、哲学者のポール・リクール (Paul Ricœur) は「証言が記憶と歴史を接続する基本的な構造を構成している」とし、記憶と歴史は関係し合っていると論じる³²。中世史を専門とする歴史学者のジャック・ルゴフは、「歴史が汲み取る先であり、その後歴史が供給する先である記憶は、現在と未来のためだけに過去を救おうと試みる」と歴史—記憶—現在の関係を語る³³。つまり、リクールとルゴフにとって記憶と歴史の間に接続は可能であり、二つの概念は対立するものではない。この点に関しては国際政治学を専門とする藤原帰一も「ほかに資料のない『過去』について『書かれた歴史』の欠落を補う手段」として記憶が役割を果たすとしており、記憶と歴史の間にある相互補完性を認めている³⁴。

以上で紹介してきた研究に鑑みれば、記憶は過去の情緒的な再構築であり、歴史は根拠に基づく知的営みである、という区別に多くの者が同意するであろう。ところが、「普遍性」

²⁹ Halbwachs, Maurice. *op. cit.*, p.140.

³⁰ Megill, Allan. 'History, memory, identity', *History of Human Sciences*, vol.11, no.3, 1998, p.44.

³¹ Nora, Pierre. «Entre mémoire et histoire», in Pierre Nora ed. *Les lieux de mémoire I : la République*, Gallimard, 1984, p.XIX.

³² Ricœur, Paul. *La mémoire, l'histoire, l'oubli*, Seuil, 2001, p.26.

³³ Le Goff, *op. cit.*, p.177.

³⁴ 藤原帰一『戦争を記憶する』講談社、2001年、46頁。

を「使命」としている歴史は、普遍的な論、つまりすべての人々や物事を包摂する論を展開してきたとは必ずしもいえない。先述の記憶と歴史の違いに依拠する社会学者のミシェル・ヴィヴィオルカ (Michel Wieviorka) は「自負している科学性の観点からいえば普遍的である近代の歴史は (中略) なによりも国民の歴史、諸国民から見た歴史である」と指摘する³⁵。次節で見ていくように、差別問題をたびたび取り上げてきたヴィヴィオルカは、1960年代以降における「国民的ではない集合的記憶の出現」を指摘しているが、こうした現象は「普遍たるもの」と「国民 (nation)」が見舞われた「危機」を示唆している³⁶。

このように、記憶はたびたび歴史と対立する概念として論じられてきたが、相互補完的であるという議論が後にされるようになった。本研究の目的は記憶と歴史を定義することでも、記憶と歴史の関係を解き明かすことでもない。そのため、ここでこれ以上記憶と歴史にまつわる議論はしないが、記憶と歴史が異なる意味を持つ概念である、という主張には寄り添う。また、両者が対立する概念ではなく、個人や集団が有する記憶が歴史に影響し、歴史または歴史学が記憶に影響する、という考えに基づき、本研究では現代における記憶をめぐる議論を検討していく。

最後に、歴史認識という概念が日本語では一般的に広く使用されているが、本研究では使用しない点について説明しておく。歴史認識が、歴史を特定の認識から語る、という意味ならば、記憶という概念との違いは少なく感じられるであろう。しかし、上記のとおり記憶と歴史は、相互補完的であり、明確に判別できるとは限らないとはいえ、異なる意味を持つ概念であるため、「歴史」と「認識」を組み合わせ、熟語として使用するには違和感を抱く。ところが、実際に歴史認識という語句を、本研究で取り上げる事例と類似するものを取り上げた日本語の研究で使用している者もいる。たとえば、フランス現代史を専門とする松沼美穂は「国民の歴史と帝国の記憶—現代フランスにおける植民地支配の過去—」という題の論文の中で、「植民地史をめぐる旧支配国の歴史認識」という使い方をしている³⁷。松沼は「歴史」、「記憶」、「歴史認識」という三つの語句がどのように関係しているのかを明らかにしないまま論を展開している。また、同じく歴史学者の平野千果子は『フランス植民地主義の歴史認識』という題の著書の中で、「歴史認識」以外に「記憶」も使用しているが³⁸、語句の使い分け方は必ずしも明確ではない。本研究は、「記憶」という概念を重視し、概念の混同を招かないように、「歴史認識」という語句は使用しない。

第2項 記憶に対する世界的な関心の高まり

戦後において記憶をめぐる議論は、しばしばホロコーストなどといった特定の被害やより広い文脈で第二次世界大戦などを中心に行われた。だが、東西対立や戦後復興といった

³⁵ Wieviorka, Michel. *La différence*, Editions de l'Aube, 2005, p.181.

³⁶ *Ibidem*, p.182.

³⁷ 松沼美穂「国民の歴史と帝国の記憶—現代フランスにおける植民地支配の過去—」『季刊戦争責任研究』54号、2006年、32頁。

³⁸ 平野千果子『フランス植民地主義と歴史認識』岩波書店、2014年、18頁。

国際政治および国内政治の背景の中で、記憶をめぐる活発な議論は少なかった。1990年代以降、すなわち冷戦終結後には記憶をめぐる議論が活発化し、記憶の承認の例は飛躍的に増えた。

ヤン＝ヴェルナー・ミュラー (Jan-Werner Müller) は「共産主義崩壊後、鉄のカーテンの両側において第二次世界大戦の記憶は『融けた』とし、冷戦により生じていた「束縛」から記憶は「解放された」と説明している³⁹。特にいわゆる西側諸国においては、1989年から1995年にかけて第二次世界大戦に関わる50周年記念が複数あり、さらに、第二次世界大戦後に行われた制裁がヨーロッパ各国の「贖罪と再生の神話」を作ったことに関する研究がなされ、第二次世界大戦の記憶への関心は世界的に高まったと論じている⁴⁰。冷戦終結に伴いドイツが多くの公文書を開示し、新たな研究が可能となったことは⁴¹、その一助となったであろう。また、トニー・ジャット (Tony Judt) は研究者の成果により「とんでもなく酷い事実が話題となって初めて公共の場に表面化した」とし、フランスで人道に対する罪で告訴され、話題となったルネ・ブスケ (René Bousquet)、モーリス・パポン (Maurice Papon)、そしてポール・トゥヴィエ (Paul Touvier) を例に挙げている⁴²。ジャットは冷戦終結による共産党の凋落にも言及しており、フランスやイタリアにおいて共産党が影響力を失ったため、共産党支持者が深く関わっていたレジスタンス (Résistance) の位置づけを「冷静に分析する研究」が容易になったとしている⁴³。加えて、ジャットは別の論考で、1960年代に入り

³⁹ Müller, Jan-Werner. 'Introduction', in Müller, Jan-Werner. *Memory and power in post-war Europe: Studies in the presence of the past*, Cambridge University Press, 2002, p.6.

⁴⁰ *Ibidem*.

⁴¹ たとえば、以下の文献を参照。

ダン・ストーン『ホロコースト・スタディーズ—最新研究への手引き—』(武井彩佳訳) 白水社、2011年、(原著は2010年)、208-209頁。

⁴² Judt, Tony. 'Myth and memory in post-war Europe', in Müller, Jan-Werner. *Memory and power in post-war Europe: Studies in the presence of the past*, Cambridge University Press, 2002, p.170.

ブスケはヴィシー政権の警察官僚として、1942年に194人のユダヤ人の子供の強制移送などに関わったとして、人道に対する罪で予審が終わり、重罪院で裁判が行われる予定だった。しかし、1993年にクリスティアン・ディディエ (Christian Didier) という、ナチスの親衛隊員だったクラウス・バルビー (Klaus Barbie) を殺害しようと企てた過去を持つ男性に銃殺され、裁判は行われなかった。トゥヴィエは1994年に、1944年に起きた7人のユダヤ人の処刑に関与したとして、人道に対する罪の共犯として有罪判決を受けた。終身刑を下され、抗告したものの、1995年に抗告は棄却された。翌年に刑務所内の病院で亡くなった。パポンは16年ほどの刑事訴訟手続きを経て、1997年から1998年にかけて、6か月に及ぶ裁判の末、ユダヤ人の逮捕と強制移送に積極的に関与したとして、人道に対する罪の共犯が認められ、10年の禁固刑を言い渡された。

Jean, Jean-Paul et Denis Salas ed. *Barbie, Touvier, Papon : des procès pour la mémoire*, Autrement, 2002.

Libération, « Christian Didier, assassin de René Bousquet, est mort », http://www.liberation.fr/societe/2015/05/18/christian-didier-assassin-du-collabo-bousquet-est-mort_1311856, consulté le 27 mai 2016.

Mouralis, Guillaume. « Le procès Papon : justice et temporalité », *Terrain*, no.38, 2002.

⁴³ Judt, Tony. 'Myth and memory in post-war Europe', in Müller, Jan-Werner. *Memory and power in post-war Europe: Studies in the presence of the past*, Cambridge University Press, 2002, p.171.

ホロコーストの記憶が、「時の経過、新たな世代が持つ好奇心、そしてもしかしたら国際的な緊張の緩和」により、社会の興味を引いたとしている。その後、冷戦終結後において、東西を問わずホロコーストはヨーロッパの「正式な記憶」に加わったと指摘している⁴⁴。

ホロコーストの記憶がこうした国際的な文脈の中で社会および政府などの公的機関の注目を集めるようになったのだが、植民地支配をめぐる記憶に関してはどうだったのであるか。朝鮮近現代史の研究者である板垣竜太は、1990年代以降、すなわち「脱冷戦」期に入り、「植民地支配責任」が問われるようになったとし、日韓における動向を紹介した後、ヨーロッパにおける植民地支配の問い直しがどのような形で行われたのかを振り返っている⁴⁵。したがって、第二次世界大戦やホロコーストのみならず、他の記憶にも世界的に関心が高まったのである。

ただし、板垣がヨーロッパの動向を整理しているのは、「植民地支配責任」という概念を精緻化するためであり、なぜ1990年代に入ってから植民地支配が問い直されるようになったのかを説明するためではない。板垣も挙げているように、1990年代以降における植民地支配の過去を問い直す動きは、2001年のダーバン会議に代表されるであろう。1990年代以降のこうした動向に関して、事実を整理するとともに、それまで旧宗主国の政府をはじめとする公的機関が無視してきた植民地支配に関わる記憶がなぜ世界的に注目を集めるようになったのかを考える必要がある。

一方で、第二次世界大戦、ホロコースト、そして植民地支配の記憶が1990年代以降に掘り起こされるようになった原因を東西対立の解消のみに求めると、各国における植民地支配の記憶の承認をめぐる議論の多様性が捨象されてしまう。植民地支配の記憶を承認すると、旧宗主国政府は自らの過ちを認めざるを得ない事態に陥るとともに、国内に在住する植民地支配の被害者もしくはその子孫に特権的な立場を与えざるを得ない可能性が出てくる。そして、被害者やその子孫は多くの場合、移民である。植民地支配の記憶を承認する行為は移民を利する行為と社会が受け止める可能性がある。したがって、記憶の承認は国家や社会などが移民をどのように扱うのか、という問題と密接に関係している。

移民との関係について、ヴィヴィオルカはフランスの例を中心に置きながら、移民をめぐる議論、とりわけ旧植民地から移住してきた者をどのように社会が受け入れるべきか、という議論が、植民地支配の過去をどのように理解するべきなのか、という議論にまで拡大した、と説明している⁴⁶。ただし、短い論考であるため、論の根拠が不足している点は否定できない。また、同時期における移民をめぐる議論となると、ヨーロッパ統合を背景とした西ヨーロッパ全体の動向にも目を向ける必要が出てくる。

⁴⁴ Judt, Tony. 'The 'problem of evil' in postwar Europe', *New York Review of Books*, February 14, 2008.

⁴⁵ 板垣竜太「脱冷戦と植民地支配責任の追及—続・植民地支配責任を定立するために—」金富子、中野敏男編著『歴史と責任—「慰安婦」問題と1990年代—』青弓社、2008年、260-284頁。

⁴⁶ Wiewiorka, Michel. « La République, la colonisation. Et après ? », in Pascal Blanchard, Nicolas Bancel et Sandrine Lemaire. *La fracture coloniale*, La Découverte, 2006, pp.117-123.

以上、記憶の承認が国際政治のさまざまな 이슈と相互に関連していることが分かった。特に冷戦の終結と移民政策が記憶の承認と関係していることを今までの研究は示唆してきた。

第3項 フランスの植民地支配に関連する記憶

国際政治の文脈で記憶の承認を理解する努力が不可欠である一方で、それぞれの国が抱える状況にも目を向ける必要がある。国内の事情を考察することで、どういった論理で記憶が承認される、もしくは、承認されないかを明らかにできるからである。

フランスと植民地もしくはフランスとアルジェリアというテーマ設定で行われた研究は豊富である。ここでは、植民地支配に関連する記憶に特化した研究をいくつか紹介したい。ただし、植民地関連の記憶を主題とした研究が多いため、アルジェリアの記憶を公的機関が承認するようになった理由を追及する研究のみをここでは取り上げる。また、記憶の承認の個別の事例を取り上げた研究については第4項以降で扱うため、本項では除外する。

アルジェリア独立戦争の記憶に特化した研究としてバンジャマン・ストラの『壊疽と忘却—アルジェリア戦争の記憶—』が挙げられる⁴⁷。ストラはアルジェリア独立戦争終結後にアルジェリアおよびフランスにおいて戦争の記憶が隠されていくようになった過程を実証している。ストラは地中海の両側における戦争の忘却はすでに戦争中における不都合な事実の隠蔽から始まっていたことを示し、戦争終結後に戦争の記憶を消し去っていった構造を明らかにしている。アルジェリアの独立戦争に関する極めて重要な著書である。また、ストラは後の研究で、独立戦争終結から約40年経った1999年から2003年の間に、アルジェリア独立戦争に関わる記憶がどのように扱われたのか、その変遷をたどっている⁴⁸。1992年のアルジェリア独立30周年を機に、フランスおよびアルジェリアにおいて独立戦争への注目が高まったことを指摘している。その後、著書の副題にもなっている「忘却の終焉」は1999年に訪れた、としている。ストラは、すでにパボン裁判で大きな一歩を果たしていたとしながらも、アルジェリアで行われた戦闘を「戦争」と呼ぶことを定める法案を1999年に立法府が可決したことが「記憶をめぐる爆発」を誘発したと論じている⁴⁹。パボン裁判は第二次世界大戦中にユダヤ人の強制収容に携わったフランス人のモーリス・パボンを人道に対する罪でユダヤ人団体が告訴したことからはじまった。この裁判の際に、アルジェリア独立戦争中の1961年10月17日の事件への言及があった。夜間外出禁止令が出ている中で、アルジェリア人がデモ行進し、警察が200人以上とされるアルジェリア人を殺したという事件である。当時パボンは警視総監であった。裁判では法的責任は問われなかったが、

⁴⁷ Stora, Benjamin. *La gangrène et l'oubli : la mémoire de la guerre d'Algérie*, La Découverte & Syros, 1998.

⁴⁸ Stora, Benjamin. « 1999-2003, guerre d'Algérie, les accélérations de la mémoire », in Mohammed Harbi & Benjamin Stora. *La guerre d'Algérie, 1954-2004 : la fin de l'amnésie*, Robert Laffont, 2004, pp.501-514.

⁴⁹ *Ibidem*, p.505.

公判でこの事件が取り上げられたことがメディアの注目を集め、リオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) の内閣は通常より早い段階で資料を公開した。そして、1999年以降の記憶をめぐる議論を紹介した上で、現在は独立戦争を直接経験したことがない世代が「〔歴史の〕一ページ〔となったフランスとアルジェリアの悲劇〕を、前の世代の者たちが長きにわたり上げた声や抱いた怒りから離れ、丁寧に読み込みたいと願っている」とストラは結論付けている⁵⁰。

ストラによる忘却の説明は明快であり、なぜ、どのようにアルジェリア独立戦争の記憶が消し去られたのかを明らかにしている。しかし、「忘却の終焉」に関して、終焉の理由は不明瞭であり、どういった記憶の承認と呼べる事象が起きたのかを紹介しているにとどまる。世代論による説明を試みる部分があり、アルジェリア独立戦争を経験した者が首相や大統領になったことや、戦争を知らない世代が大人になったことが大きな影響を持ったという主張には異論はない。だが、世代のみでは、たとえば、アルジェリアでハルキたちの記憶が承認されない状態が説明できない。したがって、世代論とは異なる説明が必要である。

ニコラ・バンセル (Nicolas Bancel)、パスカル・ブランシャール (Pascal Blanchard) とフランソワーズ・ヴェルジェス (Françoise Vergès) の3名は、植民地主義とフランスの共和主義の親和性を論じる著書の中で、植民地支配および植民地主義の記憶の隠蔽を指摘する⁵¹。ポストコロニアル研究として位置づけられるこの著書は、植民地時代に関する研究蓄積が多い一方で、フランス社会が植民地の記憶を隠蔽しているという問題に対し、アルジェリア独立戦争は例外的な扱いを受けていると論じている。すなわち、フランス社会は植民地支配の歴史からアルジェリア独立戦争のみを取り除き、語っているのである。独立戦争のみが現代のフランス社会で記憶として確立したのは、本土にも戦争が影響を及ぼし、ピエ・ノワール (Pied-noir) と呼ばれるアルジェリア在住のフランス人入植者⁵²が多かったからである。他の植民地における紛争、たとえばマダガスカルやインドシナにおける紛争は、フランス社会にとって遠くで起きている、少数の人間にしか関係のないことであった。つまり、アルジェリア独立戦争ほど「ドラマチック」ではなかったのである⁵³。

この著書における植民地主義とフランスの共和主義の親和性の主張には批判がある。とりわけ、植民地をどうするのか、という点に関しては歴史的に多様な議論があり、「植民地主義的コンセンサス」が歴史的に支配的だったとはいえない、とベルトラン・ロマン (Romain Bertrand) は指摘している⁵⁴。しかしながら、アルジェリア独立戦争をどのように本

⁵⁰ Stora, Benjamin. *op.cit.*, p.513.

⁵¹ Bancel, Nicolas et Pascal Blanchard et Françoise Vergès. *La République coloniale*, Albin Michel, 2003.

⁵² ピエ・ノワールという呼称などについては第5章で詳述する。

⁵³ Bancel, Nicolas et Pascal Blanchard et Françoise Vergès. *op. cit.*, p.154.

⁵⁴ Bertrand, Romain. « Les sciences sociales et le « moment colonial » : de la problématique de la domination coloniale à celle de l'hégémonie impériale », *Questions de Recherche*, no.18. 2006, p.10-11.

土の者が受け止め、その受け止め方がどう現代にまで影響し、承認された記憶と化したのかという本研究が注目する点については、上記のような重要な指摘がなされている。ただし、戦争当時の文脈や紛争の特徴に対する言及が充実している一方で、アルジェリア独立戦争の記憶が承認された文脈への言及は少ない。国際的な文脈への言及はなく、国内の文脈に関しても、どのようなアクターがなぜ記憶を承認したのかについて分析はない。

一方で、20世紀のフランス史を専門としたロッド・ケドワード (Rod Kedward) は、20世紀の終盤になり、なぜ記憶が重視されるようになったのか、という問題に次のように答えている。すなわち、第二次世界大戦後40年にわたり見受けられた社会の変容と国民のアイデンティティに対し脅威となる国際化が記憶への関心を高めたのである⁵⁵。また、記憶は伝統のみならず民主化や解放と結び付けられたと説明する。アルジェリアの記憶に関しては、1984年に開始したバルビー裁判と、1987年に開始し、1997年に判決が下ったパボン裁判に言及している。バルビー裁判は、弁護人のジャック・ヴェルジェス (Jacques Vergès) が、ナチスの親衛隊であったクラウス・バルビーの行為はフランスがアルジェリアで行ったことと同じである、と発言し、話題になった。パボン裁判は上述したように1961年10月17日の事件の記憶を掘り起こした。さらに、警視総監として責任があったことを追究した歴史家であるジャン＝リュック・エノディ (Jean-Luc Einaudi) をパボンは名誉棄損で訴えたが、パボンの敗訴で終わった。エノディの主張を完全に受け入れはしなかったものの、裁判所は警察の過剰な取り締まりを認めた。その後、ポール・オサレス大将 (Paul Aussaresses)⁵⁶ やジャック・マシュ大将 (Jacques Massu)⁵⁷ が相次ぎアルジェリア独立戦争の際にフランス軍が行った拷問や処刑に触れたことで、独立戦争の記憶はフランス社会においてさらに大きな存在となった。

ケドワードの研究は、アルジェリア独立戦争の記憶がホロコーストの記憶との関連で浮かび上がってきた過程を主に裁判を通して追っており、この二つの記憶の関係を意識した記述となっている。ところが、具体的にどのような社会の変容や国際化が記憶を重要な課題へと昇華させたのかという問いには答えていない。

平野千果子は「植民地をめぐるフランスの歴史認識の一端を明らかに」している著書の中で、ケドワードと同様に、パボン裁判がアルジェリア独立戦争の記憶をフランス社会で「よみがえらせ」と分析する⁵⁸。独立戦争下に行われたフランス軍などによる独立派に対する拷問や殺害が犯罪として司法が認めなかった例を紹介し、「人道に対する罪」がいかに限定的にしか適用されないかを論じている。その上で、司法による「人道に対する罪」というアルジェリア独立戦争の記憶にまつわる公的承認はなかったものの、式典や補償など

⁵⁵ Kedward, Rod. *France and the French*, The Overlook Press, 2005.

⁵⁶ オサレスは次の著書で拷問を振り返っている。
Aussaresses, Paul. *Services spéciaux Algérie 1955-1957 : Mon témoignage sur la torture*, Perrin, 2001.

⁵⁷ マシュは次の著書で拷問を振り返っている。
Massu, Jacques. *La vraie bataille d'Alger*, Plon, 1971.

⁵⁸ 平野千果子、前掲書、109頁。

といった形で公的な承認があった例を紹介し、フランス社会にパボン裁判前後から「変化」があったことを明らかにしている。

ただし、この研究は、司法以外の公的機関によるアルジェリア独立戦争関連の記憶の承認がどのような目的で為されたのかは明らかにしていない。また、国家もしくは個人の責任が認められたあるいは認められなかった例を紹介しているが、これらの例がどのような背景の中で生じたのかには触れていない。

一方で、フランスにおける記憶の統制を取り上げたジョアン・ミシェル (Johann Michel) は、「国民的統一を目指す記憶の統制 (régime mémoriel d'unité nationale)」が支配的であった中で、1990年代に入り「被害認定を行う記憶の統制 (régime victimo-mémoriel)」が登場したとし、記憶の統制に変化があった点を指摘する⁵⁹。すなわち、国家による記憶の統制は国民的統一を目的としていたが、バルビー裁判およびホロコーストなどを否定する言論を取り締まるゲソ法 (Loi Gayssot) の制定⁶⁰により国民的統一ではなく被害認定が優先されるようになったと説明している。なお、上記の二つの記憶の統制は1990年代以降共存しており、前者から後者へと移行したわけではない。アルジェリアの記憶に関しては、主に2000年代に入ってからどのような記憶の承認があったのかを記述している。取り上げている事象は1961年10月17日の警察によるアルジェリア人殺害事件の認定をめぐる紆余曲折、ハルキと元戦闘員の被害の認定、2005年2月23日のいわゆる帰還者法の制定と同法第4条2項の削除⁶¹、そして2007年7月26日に当時大統領だったニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) がダカールで行った演説⁶²である。

ミシェルが指摘するとおり、フランスでは国民的統一を目指す記憶の統制と被害認定を行う記憶の統制が共存しているように見える。「被害認定を行う記憶の統制と国民的統一を目指す記憶の統制の矛盾した共存」⁶³ (強調は筆者による) があったとする説明は、被害認定と国民的統一が共存し得るが、相互排他的であるという前提に立っている。だが、国家が被害認定を国民的統一のために行ったと考えることも可能である。本研究はまさにこの

⁵⁹ Michel, Johann. *Gouverner les mémoires : Les politiques mémorielles en France*, Presses Universitaires de France, 2010.

⁶⁰ ゲソ法は「人種主義、反ユダヤ主義および外国人排斥に基づく行為の取り締まりに関する法律」(Loi no.90-615 du 13 juillet 1990) の通称であり、第9条では判決で人道に対する罪として認定された行為が実際に行われたのか、異議を唱える行為を罰すると規定している。通称は、法案を提出した議員だったジャン＝クロード・ゲソ (Jean-Claude Gayssot) に由来する。

⁶¹ 帰還者とはアルジェリア独立戦争を機にフランス本土へ移住した者を指す法的身分である。帰還者法は第3章で詳述するとおり、植民地支配により発展をもたらした入植者に感謝し、帰還者の補償を定める法律である。第4条2項は、中等教育で、植民地におけるフランスの「肯定的な役割」を強調するよう定めていたが、歴史家や市民団体が批判の声を寄せたため、大統領だったジャック・シラク (Jacques Chirac) が2006年に政令 (décret no.2006-160 du 15 février 2006) によりこの条項のみを削除した。

⁶² いわゆるダカール演説 (discours de Dakar)。

⁶³ Michel, Johann. *op. cit.*, p.192.

二つが矛盾していないことを明らかにするものである。

以上、アルジェリアの記憶がどのように扱われてきたのか、という問題に関わる研究をいくつか紹介してきた。1990年代に入り、アルジェリアの記憶が承認されるようになった、という点がすべての研究に共通している。本研究は、国際政治における記憶への関心の高まりに目配りをしつつ、フランスの国内政治、とりわけ移民政策の変遷の中で、どのように植民地支配の記憶の承認が位置づけられるのか、という問いに答えることを試みる。こうすることにより、どのような論理に基づき政府や自治体が記憶の承認を行うのかを解明できるであろう。

第4項 記憶関連法の制定

記憶の承認にはさまざまな形式がある。すでに述べたとおり、記念碑や施設の設置、さらに法律の制定は記憶の承認にあたる。記念碑や博物館の類の施設は記憶を承認する装置として容易に思い当たるであろう。だが、ヴェレット・ヴィニツキ＝セルーシ (Vered Vinitzky-Seroussi) によれば、「法律を制定することは、ある種の記憶を強制することの第一段階」であり、強制性が認められる特異な記憶の承認の形式である⁶⁴。

フランスには記憶を承認する法律が複数存在する。記憶関連法という概念を法学者のマルク・フランジ (Marc Frangi) が使用してから⁶⁵、多くの研究者やメディアがこれを広めた。法的に認められた法律の種類ではなく、記憶関連法は「ある過去の出来事を記念する、もしくは、承認することを唯一のもしくは主たる目的とし、現実を確認するに過ぎない、法的規範を作り出さない」法律である⁶⁶。記憶関連法による記憶の承認は当然ながら立法院、つまり下院に相当する国民議会 (Assemblée Nationale) および上院に相当する元老院 (Sénat) が行うものであり、国家レベルの承認となる。したがって、法律による記憶の承認の影響力は、第2節で示したとおり、大きい。さらに、記憶関連法は国家権力機関の一つである立法院による承認であるため、公的であり、本研究の主題に欠かせない上、権力と記憶の承認の関係を考える題材にもなる。

ただし、記憶関連法を論じる上で問題となるのは、記憶関連法の範囲である。「歴史に自由を (Liberté pour l'histoire)」というピエール・ノラやルネ・レモン (René Rémond) といった著名歴史家が結成した研究者団体は次の四つを主な記憶関連法として挙げている⁶⁷。また、国民議会も以下の四法を「記憶関連法」として列挙している⁶⁸。

⁶⁴ ヴィニツキ＝セルーシ、ヴェレット「記念の本質」関沢まゆみ編著『戦争記憶論—忘却、変容そして継承—』昭和堂、2010年、53頁。

⁶⁵ Marc Frangi. « Les « lois mémorielles » : de l'expression de la volonté générale au législateur historien », *Revue du droit public*, no.121, no.1, 2005, pp.241-266.

⁶⁶ *Ibidem*, p.245.

⁶⁷ Liberté pour l'histoire. « Lois mémorielles françaises », http://www.lph-asso.fr/index.php?option=com_content&view=article&id=54&Itemid=19&lang=fr, consulté le 21 février 2014.

⁶⁸ Assemblée Nationale. « Mission d'information sur les questions mémorielles »,

- 人種主義的、反ユダヤ主義的または排外主義的言説を罰することを目的とする法律（ゲソ法）⁶⁹
- アルメニア人のジェノサイドの認定に関する法律（以下、アルメニア人ジェノサイド法）⁷⁰
- 奴隷貿易と奴隷制を人道に対する罪として認める法律（以下、トビラ法）⁷¹
- フランス人帰還者に対する国民による感謝および交付金に関する法律（帰還者法）⁷²

多くのメディアも記憶関連法を論じる際にこの四法を取り上げている。

一方で、メディアでもこの四法に限定しない形で記憶関連法という語を使用している場合はあり、さらに、学术界においてはその範囲が必ずしも明確ではない⁷³。フランジは「記念する、もしくは、承認することを唯一のもしくは主たる目的とし、（中略）処分、賠償もしくはいかなる資格の交付の仕組みも備えていない」法律と記憶関連法について書いているが、一般的に記憶関連法として位置付けられているゲソ法は刑罰の適用にも言及している。したがって、一般的に記憶関連法とは記憶の承認を行う法律と理解されており、承認以外の目的を持つ法律も記憶関連法に含まれる。ベルナール・アコワイエ (Bernard Accoyer) が率いる「記憶関連問題情報委員会 (Mission d'information sur les questions mémorielles)」が国民議会に提出した報告書、いわゆるアコワイエ報告書も、「歴史に自由を」による運動が始まってから、上記の四法が記憶関連法として一般的に認識されていると認めながらも、四法以外にも「いかなる形であれ、歴史のある時期もしくはある主体について評価を下した法律は7つ」あるとしている⁷⁴。この報告は、上記の四法に加えて、以下の三つを挙げている。

- 補充兵部隊の元構成員およびそれに準ずる者またはアルジェリアで捕虜の状態にあった者に関する法律（以下、ハルキ法）⁷⁵
- 「北アフリカにおける活動」を「アルジェリア戦争もしくはチュニジアとモロッコに

http://www.assemblee-nationale.fr/13/dossiers/mi_questions_memorielles.asp, consulté le 21 février 2014.

⁶⁹ 前出、註 60。

⁷⁰ Loi no.2001-70 du 29 janvier 2001.

⁷¹ Loi no.2001-434 du 21 mai 2001.

⁷² 前出、註 19。

⁷³ たとえばパトリック・フレセ (Patrick Fraisseix) は 1998 年 5 月 5 日にフランス本国とニューカレドニアが締結したヌメア協定 (Accord sur la Nouvelle-Calédonie signé à Nouméa le 5 mai 1998) なども含めている。また、マンスロン (Gilles Manceron) は「歴史に自由を」の研究者が四法以外の法律、すなわち記念日を定めるいくつかの法律やアルジェリア戦争法を除外することは「恣意的」であると批判している。

Fraisseix, Patrick. « Le droit mémoriel », *Revue française de droit constitutionnel*, no.67, 2006, pp.483-508.

Manceron, Gilles. « Sur quelles bases aborder le débat sur la loi, la mémoire et l'histoire ? », *Tracés*, hors-série, 2009, p.31.

⁷⁴ Accoyer, Bernard. *Rapport fait en application de l'article 145 du Règlement au nom de la mission d'information sur les questions mémorielles*, 2008, p.25.

⁷⁵ Loi no.94-488 du 11 juin 1994.

おける戦闘」という表現に置き換えることに関する法律（アルジェリア戦争法）⁷⁶

- ヴィシー政権による人種主義的および反ユダヤ主義的犯罪の被害者の追憶とフランスの正義の人への感謝を表明する記念日に関する法律⁷⁷

アコワイエ報告書が提出された後、2010年には「フランスの核実験による被害者の認定および賠償に関わる法律」（以下、核実験被害者法）が制定された⁷⁸。1960年から1998年までの間にポリネシアやアルジェリアでフランス政府が行った核実験により健康被害を受けた者を対象としている。核実験被害者法は、核実験による被害の記憶を承認する法律として記憶関連法とみなすことができるであろう。

まず、フランスにおいて複数の研究者が記憶関連法に対し批判的な態度をとった。批判した最初の一人がマドレーヌ・ルベリウ (Madeleine Rebérioux) である。ルベリウはゲソ法制定の際に『歴史の真実』を述べるのが、法律、すなわち法律に頼り、法律を適用する裁判所の役割なのだろうか」と問題提起をし、「法律は真実を語り得ない」と訴えた⁷⁹。16年後に同様の立場を「歴史に自由を」の代表を務めたルネ・レモンも引き継ぎ、「ゲソ法は（中略）正統性を有さない記憶関連法の生みの親となった」と綴っている⁸⁰。だが、ジル・マンズロンは「歴史に自由を」の運動に対し、ゲソ法、アルメニア人ジェノサイド法、トビラ法および帰還者法の四法は歴史家の自由を侵すものではなく、それぞれは「正統な要請」に応じて制定されたものであると四法それぞれを検討した上で反論している⁸¹。また、この運動にはいわゆる「悔悛者 (repentant)」、つまり植民地の過去を問い直し、過去における被害を明らかにしようとする者に対抗する意図がある、と指摘している⁸²。

以上のような記憶関連法をめぐる論争はゲソ法制定時には「歴史家の間にとどまっていた地味な議論」であったのに、2005年の帰還者法の制定後に登場した「歴史に自由を」のアピールを機に「論争の争点は植民地主義の歴史の評価から、歴史事実を法律で認定することの是非にすり替わった」と菊池恵介は分析する⁸³。そして、菊池は「歴史事実を認定する」法律として奴隷制・奴隷貿易を人道に対する罪として認定した法律に対する批判が噴出した経緯を説明している。そこから、現代のフランスにおける人種主義がどのような論理に基づいているのかを検討している。

菊池の研究は、記憶関連法をめぐる議論の検討からフランス現代社会に関する示唆に富んでいる。だが、この研究は記憶関連法をめぐる議論を対象としており、それぞれの法律が誰のどういった記憶を承認しているのかという問題や、そもそも記憶関連法が制定され

⁷⁶ 前出、註18。

⁷⁷ Loi no.2000-644 du 10 juillet 2000.

⁷⁸ Loi no.2010-2 du 5 janvier 2010.

⁷⁹ Rebérioux, Madeleine. « Le génocide, le juge et l'historien », *L'Histoire*, no.138, novembre 1990, pp.92-94.

⁸⁰ Rémond, René. « L'histoire et la loi », *Etudes*, tome 404, 2006, p.768.

⁸¹ Manceron, Gilles. *op. cit.*, p.38.

⁸² *Ibidem*, p.37.

⁸³ 菊池恵介「植民地支配の歴史の再審—フランスの『過去の克服』の現在—」金富子、中野敏男編著『歴史と責任—「慰安婦」問題と1990年代—』青弓社、2008年、223頁。

た背景には主眼を置いていない。本研究は、なぜ、そしてどのように立法府は法律を以て記憶の承認を行っているのかという問題に答える。

さらに、帰還者法のみを取り上げ、ヨーロッパ系引揚者の記憶をどのように政府や立法府が扱ってきたのかを検討する研究もある⁸⁴。ヴァレリー・エス克蘭ゴン＝モラン (Valérie Esclangon-Morin) の研究は引揚者の記憶を中心としたものである。本研究は、アルジェリアの植民地支配と独立戦争に関わった者のどの記憶が承認され、どの記憶が承認されていないのか、という点にも注目する。

本研究では、1990年代に入り、相次いで制定されたアルジェリアの記憶と深く関わる法律を検討し、立法府がどのような目的を持ち、記憶の承認を行っているのかを理解することが必要であると考え。本項では八つの記憶関連法を紹介したが、第3章の冒頭でアルジェリア戦争法と帰還者法を研究対象とする理由を述べたうえで、アルジェリアの記憶に関わるこの二つの記憶関連法がなぜ制定されたのかを詳しく検討する。

第5項 国立移民歴史館

法律のように強制性はないが、博物館は記憶の承認の代表的な形式として挙げられる。博物館は過去を表象し、保存し、記録する装置であり、永原陽子が以下に示すとおり、植民地支配に関係する博物館は、植民地支配をめぐる責任の問題と密接に関係している。

博物館・美術館の展示や教科書記述の内容を含め、歴史をどのように描き、誰の記憶をどのように記録・保存し表現していくのかは、国民国家の延長線上の「帝国」の枠や、旧宗主国対旧植民地という関係を超える、「責任」をめぐる根源的な問いかけである。⁸⁵

つまり、博物館における展示内容などを問い直す行為は、植民地支配をめぐる責任を問い直すことと符合する。そうした意味において、植民地博覧会と深く関わった建物の中にフランス政府が作った移民の歴史をたどる国立博物館を研究対象とすることは、本研究で取り上げているアルジェリアの記憶の承認をより深く理解する一助となろう。

国立移民歴史館はフランスの首都で2007年に開館した。19世紀以降約150年にわたるフランスに在住する移民の過去をテーマとしており、1931年に開催された国際植民地博覧会を機にフランス帝国の宣伝のために建設されたポルトドレ宮 (Palais de la Porte Dorée) の中に設置された博物館である。フランスでは移民に特化した博物館がそれまで存在しなかったため、メディアや研究者の注目を集めた。博物館ができるまでの過程において多くの移民研究者などが携わっており、現在も学術委員会に複数の研究者が在籍している。この博

⁸⁴ Valérie Esclangon-Morin, « Quel devoir de mémoire pour les rapatriés ? Réflexion sur la loi du 23/02/05 », *Confluences Méditerranée*, no.53, 2005.

⁸⁵ 永原陽子『「植民地責任」論とは何か』永原陽子編著『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史—』青木書店、2009年、27頁。

博物館を研究対象とした関係者の論文はいくつか存在するが、ここでは関係者による研究を除いた上で、これまでなされた研究を紹介していく。

アヌーク・コーエン (Anouk Cohen) は開館に先立ち、博物館の計画自体が抱える課題を挙げている⁸⁶。どの移民のどの過去を扱うのか、周辺化されている者の過去を語る際に博物館が国立である点がどのような問題を提起するのか、過去に移民が受けた被害に対する補償との関係はいかなるものか、といった課題を論じている。すなわち、博物館の計画自体に限界があるとコーエンは指摘している。そして、国立移民歴史館が「『共有された記憶』の場」であるならば、「共有された忘却の場」たり得るとする⁸⁷。

国立移民歴史館が孕む問題はその構想や設立過程においてすでに出現していたことをコーエンの研究は示している。この研究を踏まえ本研究は、博物館ができた現在においてどのような問題があるのかについて、展示内容と設立過程において行われた議論を照らし合わせながら指摘していく。

田邊佳美は、移民の記憶を承認するよう要請する運動がどのような過程を経て国立移民歴史館による承認につながったのかを論じている⁸⁸。「『移民の記憶』をめぐる政治的・国家的言説を中心」に論じており⁸⁹、「政府は（中略）『移民』を『統合』し、ナショナル・アイデンティティを刷新する手段として『移民の記憶』を承認した」と結論づけている⁹⁰。

田邊は「統合」や「アイデンティティ」といった概念に引き付けて国立移民歴史館の設立過程を追っている。ただし、「移民統合政策のフランス・モデルの刷新」、「ネーション概念の刷新」、「ナショナル・アイデンティティの再構築」⁹¹や「ナショナル・アイデンティティを刷新する」、「ナショナル・アイデンティティへの包摂」⁹²などといった概念の意味はあいまいだ。本研究も移民統合政策との関連に注目するため、田邊の議論を踏まえた上で、より明確な概念を以て検証を行っていく。また、アルジェリアの記憶という観点から設立過程や展示内容を検証していくことで、田邊とは異なる視点から国立移民歴史館を考察する。

博物館を作る過程でどのような議論があったのかに注目する研究がある一方で、ポルトドレ宮に焦点を置く研究も存在する。たとえば、ヨーロッパの美術館や博物館におけるアフリカの美術を研究しているキャロル・アン・ディクソン (Caroll Ann Dixon) は植民地主義のプロパガンダに使われた建物の中で国立移民歴史館がどのように移民の物語を見せてい

⁸⁶ Cohen, Anouk. «Quelles histoires pour un musée de l'immigration à Paris !», *Ethnologie française*, vol.37, 2007, pp.401-408.

⁸⁷ *Ibidem*, p.406.

⁸⁸ 田邊佳美『『移民の記憶』の排除から承認へーフランス・国立移民史シテ設立の政治学ー』、『年報社会学論集』23号、2010年。

⁸⁹ 同上、96頁。

⁹⁰ 同上、103頁。

⁹¹ 同上、101頁。

⁹² 同上、103頁。

のかを論じている⁹³。さまざまな人の声を拾い上げている一方で、展示内容には欠落している、または、偏っている点があり、人の移動が「膨張主義的で帝国主義的な国家の過去」から切り離されている、と結論付けている⁹⁴。

文化政策研究を行っているソフィア・ラバディ (Sophia Labadi) はディクソンの研究を踏まえ、ナショナル・アイデンティティを強化するために作られた公的空間としてのポルトドレ宮において、移民や多様性や「封じ込められたマイノリティ (silenced minority)」がどのように表象されているのかを考察している⁹⁵。フランス社会における移民の貢献を強調することにより「社会的結合 (social cohesion)」を促すという目的のために作られた博物館であるが、ポルトドレ宮の紹介方法や展示内容はその目的に合致していないと主張している。

当初の目的と国立移民歴史館の実態が合致していない、とラバディは主張しているが、むしろ合致していることを本研究では指摘したい。「社会的結合」はフランスのマジョリティがかかげる理念やルールに則って行動する、つまり統合に成功した移民のみを対象としている。そのため、移民や多様性、「封じ込められたマイノリティ」の表象にラバディが指摘するとおり問題があるが、そうした表象は国立移民歴史館がかかげる目的と合致しているのである。

また、ディクソンもラバディも植民地支配全体に目を向けているが、アルジェリアの記憶に注目することにより、アルジェリアの記憶自体が多様である一方で、博物館におけるその表象に偏りがあるという点がより明らかになる。そして、アルジェリアの記憶を取り上げることで、移民統合の目的や実態を再考できる。さらに、国立移民歴史館にはディクソンやラバディが指摘する問題は実際に存在するが、同時に、この博物館は記憶の承認における新たな試みでもある。今後、展示内容が変容する可能性もある。シンポジウムの開催などを通じて、さまざまな人の声を届けることもできるであろう。移民の記憶が統合にのみ利用される場にとどまらず、今後の発展に期待できることにも留意したい。

第6項 引揚者とアルジェリア在住フランス人史料センター

アルジェリアの記憶をめぐる議論には、上記のとおりさまざまな議論がされてきたが、この問題をより複雑にしているのは、記憶を有する主体の立場が多様である点である。アルジェリアの記憶を有しているのは、フランス在住のアルジェリア人やアルジェリアのアルジェリア人だけではない。引揚者もアルジェリアの記憶を有している主体だ。

ピエ・ノワール研究で有名なエリック・サヴァレズ (Eric Savarese) は引揚者団体による被害者たるピエ・ノワール像の主張に注目している⁹⁶。引揚者は加害者として一般的に認識

⁹³ Dixon, Carol Ann. 'Decolonising the museum : Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration', *Race & Class*, vol.53(4), 2012, pp.78-86.

⁹⁴ *Ibidem*, p.83.

⁹⁵ Labadi, Sophia. 'The National Museum of Immigration History (Paris, France), neo-colonialist representations, silencing, and re-appropriation', *Journal of Social Archaeology*, vol.13(3), 2013, pp.310-330.

⁹⁶ Savarese, Eric. « Mobilisations politiques et posture victimaire chez les militants associatifs

されやすいが、被害者としての自己認識を持っている引揚者は少なくない。同じ「苦しみの経験」を持つ人間によるグループを引揚者は作っており、その苦しみは「主に 1961 年から 1962 年の間におけるアルジェリアの放棄と、本土の人間の眼差し」によるものである、とサヴァレズはいう⁹⁷。アルジェリア独立戦争後において引揚者らにはさまざまな形で補償が行われたにもかかわらず、引揚者団体による行動がやまないのは、補償のみならず「苦しみの承認、ひいてはそれを通じたピエ・ノワール自身の承認の要請」を行っているからである⁹⁸。こうした要請は引揚者による歴史家への反論という形で行われている⁹⁹。サヴァレズの論はヴィヴィオルカが説明した既成の歴史への異議申し立てとしての記憶という議論につながるところがある。

サヴァレズは個別の団体の行動や個別の事象に限って論じずに、引揚者団体の大きな傾向を描いているといえる。したがって、引揚者団体による承認の要請の全体像を理解するにあたって有効な研究である。ただし、どのような具体的な活動を引揚者団体がおこなっているのかについてこの研究は主眼を置いていない。

クレア・エルドリッジ (Claire Eldridge) も引揚者の被害者的態度に目を向けている¹⁰⁰。エルドリッジは、引揚者がハルキの被害者性に自らの記憶を融合させ、明らかに被害者であるハルキと同様の被害者であることを示そうとしたと論じている。また、引揚者はハルキの代弁者として振る舞い、ハルキの主体性を認めていない。植民地時代の支配者としての態度をとり続けているのである。

エルドリッジはサヴァレズと同様に、引揚者の「集合的記憶」における被害者性に着目している。サヴァレズは引揚者団体の承認要請を取り上げたが、エルドリッジはハルキとの関係に主眼を置き、引揚者の行動を論じている。加害者として表象されることが多く、被害者として社会に受け入れられるようにハルキを利用した引揚者の行動を論じており、その行動の問題点にも言及している点から、引揚者の行動およびハルキとの関係を理解する上で重要な研究である。本研究ではより具体的な事象に着目し、自治体や国家がこうした引揚者による行動をどのように扱っているのか、そしてどういった帰結をもたらしているのかという問題を取り上げていく。

足立綾は、主に引揚者の語りを通じ、彼女ら・彼らが「ピエ・ノワール」と自らを名乗る行為に注目している¹⁰¹。引揚者は「ピエ・ノワール」と名乗ることで、自らをマイノリティとして規定している。ただし、その名乗りをマジョリティの認識を変化させる目的の下で行っており、引揚者は「最終的にマジョリティ社会との一体化を目指す」と

pieds-noirs », *Raisons politiques*, no.30, 2008, pp.41-57.

⁹⁷ *Ibidem*, p.46.

⁹⁸ *Ibidem*, p.47.

⁹⁹ *Ibidem*, p.51.

¹⁰⁰ Eldridge, Claire. 'Blurring the boundaries between perpetrators and victims: Pied-noir memories and the harki community', *Memory Studies*, vol.3(2), pp.123-136, 2010.

¹⁰¹ 足立綾「現代フランスにおける『ピエ・ノワール』—その生成とそれが目指すものに関する一試論—」『白山人類学』11号、2008年。

足立は論じる¹⁰²。

蔑称とされてきた「ピエ・ノワール」を引揚者が名乗るという行為に着目している研究である。引揚者たちのフランス本土に対する複雑な認識や引揚者間における多様性に言及しており、引揚者の現状を適切に表していると評価できる。だが、引揚者らが組織を作り、利益団体的に活動したと示唆しながらも、具体的にどのような活動があったのか、という点には触れていない。

さらに、いずれの研究もアルジェリアニストの会 (Cercle Algérieniste, CA) という引揚者団体に言及しており、この団体が注目するに値することを示唆しているが、この団体の活動に特化した研究は見られない。大規模であるとはいえ、引揚者を代表できるほど引揚者たちが均質であるとはいえないからかもしれない。だが、CA は、南フランスに位置するペルピニャン市の協力を得て 2012 年に「アルジェリア在住フランス人史料センター (CDDFA)」を作り上げ、そのオープニング・セレモニーには国務大臣が出席し大統領のメッセージを代読したほどの実績を上げている。一部の引揚者の記憶を承認する施設であるため、フランスにおけるアルジェリアの記憶の承認を理解する上で CDDFA は検討すべき事例だろう。また、この施設が作られた過程に注目することで、引揚者団体と自治体、ひいては政府との関係を明らかにすることができるであろう。

なお、CDDFA を取り上げたルポルタージュがある¹⁰³。これは、CDDFA の設立に反対した共産系の新聞『トラヴァイユール・カタラン (*Le Travailleur Catalan*)』の記者であるロジェ・イレル (Roger Hillel) が執筆したものである。本研究は、CDDFA ができるまでの過程について議論する際に、イレルの立場に留意しながら、この書籍を必要に応じて参照していく。

第4節 本研究の学問的位置づけ

以上、先行研究を検討し、本研究が各先行研究群の中でどのような位置づけにあるのかを論じてきた。本節では、上記のような先行研究に対して本研究がどのような貢献をもたらせるのか、そして、本研究がどのディシプリンに属しているのかを説明する。

まず、本研究はフランスで行われている研究において 2000 年代から登場した、現代社会と植民地支配の過去を結び付ける研究群の延長線上にある。すなわち、前節第 3 項で紹介したストラやバンセルらの研究の流れに位置づけられる。したがって、本研究は現代と過去の両方を同時に批判的に検討するものである。より具体的にアルジェリアの植民地支配と独立戦争、そしてフランスの現代社会を批判的に検討する。

また、歴史学に位置づけられる研究ではない。たとえば、過去が現代を規定しているという前提を置き、社会における個人間の紛争に注目する、ジェラルール・ノワリエル (Gérard

¹⁰² 足立綾、前掲論文、46 頁。

¹⁰³ Hillel, Roger. *La Triade Nostalgique : stèle, mur, musée de Perpignan*, Alter Ego Editions, 2015.

Noiriel) を第一人者とする社会・歴史学 (socio-histoire) とは異なる¹⁰⁴。現代と過去の深い関係においては考えを共有するものの、本研究はあくまで現代における過去の語り方に注目するからである。言い換えれば、現代の政治的な争点としての過去を研究対象としている。そして、その争点としての過去がどのように現代に影響しているのかを検討する。したがって、過去に対し批判的な立場を堅持しつつも、本研究は、過去そのものを研究対象とはしていない。そうした点から、社会・歴史学やより一般的な歴史研究と、深い接点を持っているものの、本研究は同じ研究領域に属するとはいえない。むしろ、現代社会を分析する研究である。

次に、本研究の属するディシプリンについて述べる。本研究は既述のとおり、多様な分野、すなわち哲学、歴史学、社会学などと隣接しており学際的な性格を持つ一方で、一貫して政治学、その中でも国際関係論に属している。

フランスによるアルジェリアに関わる記憶の承認を取り上げる本研究は、主に公権力に注目しており、政治学の研究として位置づけられる。つまり、政府や自治体が公権力を以て特定の記憶を承認する、あるいは排除する行為に光を当てている。なぜならば、公権力が、第5節で言及する権利や人格の棄損の元であり、公権力による承認がその棄損を克服する方法の一つだからである。また、本研究は移民統合および国民的結合に関わる政策と記憶の承認の関連を検証していく。移民統合および国民的結合に関連する政策は国家による住民の統治や管理の一貫である。したがって、政治学があらゆる公の事象および権力関係を研究対象としている学問とする前提に立つと、公権力による記憶の承認を課題としている本研究は政治学というディシプリンの中に位置づけることができる。

さらに、本研究は政治学の中でも国際関係論という研究領域に属している。なぜならば、フランス政治を主な研究対象としているが、フランスによるアルジェリアの植民地支配と独立戦争は国境を越えた事象だからである。フランス政治に軸足を置いているが、植民地支配に伴う暴力を、どのように旧宗主国と旧植民地がともに乗り越えていくのか、あるいは乗り越えるに際してどういった問題が生じるのかなどといった問いが本研究の根源にある。これらの問いは、旧宗主国内に在住する旧植民地出身者やその子孫が、植民地支配に伴う暴力を振るった加害国の社会で傷つかずに生活するために誰が何をすればよいのか、という国境を越えた移動と移動後の生活に関わる現代フランス社会におけるさらなる問いを投げかける。こうした問いは、国家間関係を考察する国際政治学を超え、政府や自治体、市民団体といった多様なアクターや人の移動、植民地支配といった事象を研究する国際関係論の射程内にある。

付け加えれば、適宜アルジェリア人移民やアルジェリア政府、アルジェリア社会の反応にも目を向けていくため国際関係論の中でも和解研究として位置づけられる。つまり、現代社会が広く深く人々を身体的に、精神的に、社会的に傷つけた過去の事象をどう扱い、当事者がどうその過去を乗り越えるのかを問う本研究は、そうした過去をめぐり和解が必

¹⁰⁴ Noiriel, Gérard. *Introduction à la socio-histoire*, La Découverte, 2008.

要であるという前提を置き、和解の手立てを探るものである。

そして、2000年代に入り登場した記憶研究として本研究は位置づけられる。記憶研究自体は極めて広い研究分野、すなわち法学、政治学、建築学、人類学の中で行われている¹⁰⁵。政治における記憶の扱い方を検討する本研究は、こうした新たな研究領域にも貢献する。

最後に、植民地支配に関わる「表象、制度、政策とのあいだには、微妙に入り組んだつながり」があり、植民地支配に関わる「表象的側面」と政策は関連しているとするポストコロニアル研究¹⁰⁶と国際関係論に本研究はまたがっている。すなわち本研究は、フランスによるアルジェリアの記憶の承認を展示や法律の条文、政治家の発言などといった「表象的側面」から分析し、承認する主体が有する意図を明らかにするものである。また、従来の国際関係論が権力と「表象」、とりわけ「自己」と「他者」の二項対立を用いた「表象」に十分に注目してこなかった点を埋める役割を本研究は担っている¹⁰⁷。

第5節 研究枠組み—承認、および、植民地支配に伴う暴力について—

第1項 ホネットの承認論と記憶の承認

記憶の承認は、第1節第2項で述べたとおり、記憶を排除もしくは否定する行為をやめ、記憶を少なくとも形式的に肯定することである。記憶の概念については第3節第1項で論じたが、承認の概念についてはここで説明する必要があるだろう。

まず、承認の前提について論じる。承認の前提として、過去において個人や集団が異なる立場にいたように、現在において過去の出来事をめぐる立場は多様であるという点を考慮する必要がある。その一方で、公的な記憶の扱いは一面的な場合が多く、前述の多様な記憶が考慮されていないことがある。したがって、特定の個人や集団が有している記憶とは異なる記憶が公的な機関において支配的になることがある。すると、公的な機関がかかげるものとは異なる記憶を有している個人や集団は承認の拒絶に遭っていると捉えるだろう。承認の拒絶は個人や集団の人格や権利を毀損する行為として当該個人や集団に受け取られるため、その棄損を克服するために、否定的な経験をした個人や集団は承認のための運動や闘争を始める場合が多い。なお、こうした運動や闘争は、必ずしも多様性や排除されてきた者の包摂を謳うものではなく、他の個人や集団の承認を阻む場合もある。この側面は第5章第7節で簡単に触れるモンペリエ (Montpellier) の事例において顕著だ。

以上が承認の前提であるが、本研究で取り上げる記憶の承認がどういった行為なのかをアクセル・ホネット (Axel Honneth) の議論に沿って簡単に説明しておこう¹⁰⁸。承認論を展

¹⁰⁵ Roediger, Henry and James Wertsch, 'Creating a new discipline of memory studies', *Memory Studies*, vol.1(1), 2008.

¹⁰⁶ アーニャ・ルーンバ『ポストコロニアル理論入門』(吉原ゆかり訳) 松柏社、2001年(原著は1998年)、132頁。

¹⁰⁷ Chowdhry, Geeta and Sheila Nair, 'Introduction: Power in a postcolonial world: race, gender, and class in international relations', in Geeta Chowdhry and Sheila Nair, *Power, Postcolonialism and International Relations: Reading race, gender and class*, Routledge, 2004, pp.15-17.

¹⁰⁸ 以下の文献を参考にした。

開したホネットは三つの様式の承認があるとしている。すなわち、家族愛などといった愛、法的関係を示す権利、そして、価値共同体を生み出す連帯である。本研究では、愛という「原初的關係」、すなわち個人間で成立する承認は無関係であるため、ここでは説明を割愛する。二つ目の様式である法的関係では、権利の剥奪や排除というホネットがいうところの尊重欠如、つまり承認の拒絶が起り得る。そうした尊重欠如は社会的統合¹⁰⁹という人格性の構成要素を脅かしている。一方で、法的関係における権利の承認が実現すれば、承認された者は自己尊重を得られる。言い換えれば、普遍主義に基づき、人間を人格として認める行為が、権利の付与による法的承認だといえる。たとえば、のちに説明するが、植民地支配下のアルジェリアでは、ムスリムという社会的属性によってフランス市民権が与えられなかった。普遍主義に則れば、ムスリムであろうが、キリスト教徒であろうが、ユダヤ教徒であろうが、市民権の付与は認められるはずである。しかしそうではなかった。こうした差別こそが法的関係における尊重欠如に当たる。さらに、帰還者に認められる交付金もこの形式の承認にあたると思う。なぜならば、アルジェリア独立戦争の文脈を踏まえると、引揚者らは所有していた不動産や資金のほとんどを生まれ育った土地に置いたまま、フランス本土に渡らざるを得ず、それまで有していた所有権をフランス市民である、という理由により棄損されたからである。もちろん、所有物や得た資金の由来をたどれば、植民地支配特有の差別的な構造に行きつき、所有自体が不当だったといえるだろう。ただし、フランス本土への「帰還 (rapatriement)」により唐突に所有していたものをフランス人である、という理由により手放さざるを得ず、困難な事態に直面した経験は、尊重欠如に該当するといえる。したがって、こうした経験をした者に対し認められる交付金等は、いわば補償であり、所有権の剥奪という尊重欠如を克服するための承認だと考える。

一方で、三つ目の様式である連帯、あるいは価値評価では、尊厳の剥奪や卑しめという尊重欠如が生じ得る。そこで脅かされる人格性の構成要素は名誉や尊厳だ。逆に承認が実現した場合には、自己評価を得られる。ここで重要なのは、「他の人格との相違」が焦点となっている点であり、普遍主義に基づいている法的承認とは決定的に異なるところだ¹¹⁰。つまり、価値評価による承認は「多一少」や「良一悪」などといった「尺度に照らした人格性の特徴の価値を示す評価の準拠体系」が前提となっている¹¹¹。当然ながら、価値評価が前提としている準拠体系は地域によって異なり、時代とともに変化する。たとえば、ハ

アクセル・ホネット『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法—』（山本啓・直江清隆訳）法政大学出版局、2014年。（原著は2003年）

藤野寛『「承認」の哲学—他者に認められるとはどういうことか—』青土社、2016年。

田中拓道「承認論の射程—社会政策の新たなパラダイム—」田中拓道編著『承認—社会学と社会政策の対話—』法政大学出版局、2016年。

¹⁰⁹ 本研究では移民の統合政策に複数回言及していくが、ホネットがいう「社会的統合」と、フランスの移民政策の文脈で使用される「統合」は意味が異なる。ホネットの議論を論じている箇所以外は、フランスの政策として一般的に使用する「統合」を指している。

¹¹⁰ アクセル・ホネット、前掲書、153頁。

¹¹¹ 同上、152-153頁。

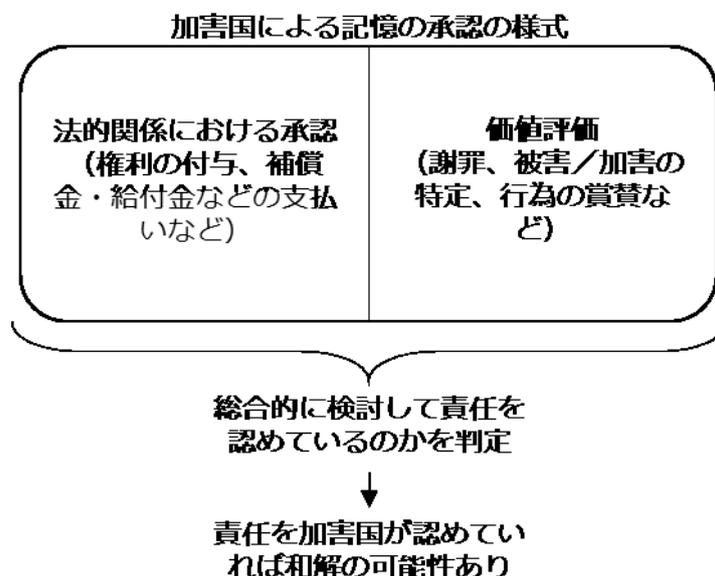
ルキは、フランスの法律では、フランスのために戦った補充兵として名誉がある、とされているが、アルジェリアでは裏切り者として扱われている。フランス社会とアルジェリア社会がハルキに下す評価は真逆といえる上、第 3 章で触れるように、そもそも実態とそぐわない。それゆえ、価値評価が準拠する体系は地域によって異なるのみならず、実態とおよそ無関係であるといえる。

ホネットの議論を踏まえると、記憶の承認は二つ目の様式である法的承認および三つ目の様式である価値評価に該当する。だが、本研究ではとりわけ価値評価という承認の様式を対象とする。第 1 章では権利の回復である法的承認に当たる金銭的補償に言及するが、本研究が主たる対象を価値評価としての承認に絞る理由は以下のとおりである。すなわち、法的な承認はすでに指摘したとおり、普遍主義に則っている一方で、価値評価の前提となっている準拠体系は地域や時代によって異なる。そのため、フランスにおけるアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶、という特定の対象を研究することより、準拠体系を明らかにすることが期待できる。さらに、法的関係による承認は個人あるいは集団の権利回復につながるが、価値評価はより広範に社会的影響を及ぼす。つまり、法的関係における承認では、特定の個人や集団が金銭を受け取る、それまで剥奪されていた権利を享受する、さらには特別な権利を与えられる、などといった具体的な対策が取られるが、その社会的影響は限定的だ。一方で、価値評価は場合によっては特定の個人や集団の抑圧につながったり、あるいは、不自由を強いられていた人が解放されたり、問題のある政策が再度実施されないようにしたりする影響を持ち得る。より具体的にいえば、加害者集団を礼賛する行為も、ある過去に生じた問題の詳細を博物館や教科書によって広く知らしめる行為も価値評価という承認様式にあたる。そのため、法的承認よりも、価値評価という様式の承認は社会の広範な部分に関わっている。以上の二つの理由により、価値評価という承認の様式に注目する。

最後に、和解と承認の関係について簡潔に付言する。本研究は、序章の冒頭から示してきたとおり、和解を重視する立場から出発している。被害者と加害者が和解に達するには、被害者の記憶を加害者が承認する必要があると考える。そこで、どのような承認の様式が重要か、という問題が出てくる。被害者は人格として有すべき権利を毀損された、という経験を持っており、補償や賠償、交付金などといった金銭的な対応を以て法的関係における承認を加害者は和解のために行うことができる。ただし、すでに述べたように、加害者が過去の自身による加害を軽視するような態度をとれば、被害者はさらなる被害に遭い、和解は遠ざかる。したがって、金銭的な対応のみでは和解に達することはできず、加害者が自らを加害者と認め、被害者に被害者としての立場を認める、という価値評価による承認が和解には必要である。つまり、和解には法的承認および価値評価が不可欠である。ところが、加害者による金銭の支給があまりにも少額である、もしくは、被害者や加害者に不適切な価値評価を与えている場合は、二つの様式の承認がそろっていたとしても和解は困難だ。つまり、単なる形式的な承認では和解は到底達成できず、当然ではあるが、法的

承認と価値評価の内容が和解の達成を決定づける。以上で論じた記憶の承認、責任および和解の関係を図1にまとめた。

図1：記憶の承認と責任と和解の関係



第2項 植民地支配に伴う暴力

本研究ではとりわけ植民地支配に伴う暴力に注目していく。植民地支配に伴う暴力とは、社会通念上の物理的・身体的な毀損を伴う行為とは異なり、支配者－被支配者関係の中で生じ、この非対称な関係を維持するために生じた行為や制度¹¹²を指す。言い換えれば、植民地支配に伴う暴力とは「国家による『恒常的で日常的』な暴力」¹¹³である。植民地支配に伴う暴力はフランス政府やフランス軍、ヨーロッパ系入植者を行為主体としており、被支配者たる先住民がその被害に遭った¹¹⁴。なお、植民地支配による植民地の発展、すなわち医療や教育といった分野のインフラストラクチャーの整備や技術移転などがあったことは否定できないが、それらは先住民の自発的な希望に基づくものではなく、あくまで宗主

¹¹² たとえば、マルティニーク出身でアルジェリア独立運動に参加した精神科医のフランツ・ファノン (Frantz Fanon) も土着の文化や社会の破壊において「暴力が支配的」だったと論じている。

Fanon, Frantz. *Les damnés de la terre*, La Découverte, 2002, p.44.

¹¹³ Merle, Isabelle. *op. cit.*, p.140.

¹¹⁴ こうした暴力の理解はヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung) が提唱した構造的暴力に類似している。すなわち、本研究における植民地支配に伴う暴力とガルトゥングの構造的暴力は、社会通念上の暴力とは異なる。ただし、構造的暴力において行為主体がいないとガルトゥングはしているが、本研究では植民地支配に伴う暴力の行為主体をフランス政府やフランス軍、入植者と特定している。そのため、植民地支配に伴う暴力は構造的暴力に類似しているが、異なる意味を持っている。

Galtung, Johan. 'Violence, peace and peace research', *Journal of Peace Research*, vol.6, no.3, 1969.

国のためになされた。したがって、植民地支配は宗主国と植民地の非対称な関係の上に成り立ち、植民地支配に伴う暴力に先住民らは遭った。フランスとアルジェリアに議論を寄せれば、第1節で既述したとおり、フランスは多様な形で、アルジェリアの先住民に対し暴力をふるった。ここでいうフランスとは、フランス政府やフランス軍にとどまらず、フランス人入植者も含む。以下では、引用部などを除き、植民地支配に伴う暴力は物理的な暴力、すなわち身体に危害を加えたり、器物を損壊したりする行為ではなく、先住民に対する差別的な制度などを指す。

こうした暴力という概念の構想に基づくことで、本研究では、次の二点が可能となる。まず、植民地時代における支配者だったフランスの公権力によるアルジェリアの記憶の承認にどのような問題があるのかを明らかにできるだろう。すなわち、アルジェリアの記憶を承認する際に、植民地支配に伴う暴力における加害者と被害者や、暴力の実態を公権力が明確にしているかどうかを検証できる。こうした検証は、植民地支配の過去を乗り越え、当事者たちの和解のための足掛かりの提示に役立つだろう。次に、植民地支配に伴う暴力の行為主体を支配者たるフランス政府、フランス軍、入植者とすることにより、植民地支配における人々の序列を前提とできる。つまり、上記のとおり植民地支配は非対称な関係の上に成り立っており、この点を前提とすることで、どういった立場の者が持つ記憶を公的機関が承認するのか、あるいは、公的機関がある記憶を承認する際に植民地支配におけるそれぞれの立場を明示しているのかを検証できる。

第3項 用語について

以上のような概念の構想に従って研究を行うため、本研究では次のとおり語句の選定に留意した。まず、本研究では引用部以外では「アルジェリア独立戦争」という言葉を用いて、1954年から1962年まで続いたアルジェリア独立派とフランス政府の間で生じた武力紛争を指し示す。フランスでは一般的に「アルジェリア戦争 (guerre d'Algérie)」という言葉が使用される。一方で、アルジェリアでは「解放戦争」や「革命」と呼ばれている¹¹⁵。このように両国は、同じ紛争に対し全く異なったコンテキストを持った言葉を使っている。本研究では、いずれの政府や社会にも与しないと同時に、和解を希求する立場を保持するために、当該紛争はアルジェリアの独立に帰結した戦争だったという多くの人が共有できるであろう認識を反映した「アルジェリア独立戦争」という言葉を選んだ。

次に、本研究では「ハルキ」という表記を採用する。フランス語では“h”を発音しないため、邦語文献でも「アルキ」と表記されることがあるが、アラビア語由来であるため、ここではより語源に近い表記とする。

最後に、本研究ではアルジェリアに在住していたヨーロッパ系住民で、フランス本土に移住した者を「引揚者」と呼ぶ。「引揚者」にユダヤ人も含めることとする。法律上は「帰

¹¹⁵ Thénault, Sylvie. « France-Algérie : pour un traitement commun du passé de la guerre d'indépendance », *Vingtième Siècle. Revue d'histoire*, no.85, 2005, pp.119-128.

還者 (rapatrié)」と呼ばれているが、ほとんどの者がアルジェリア生まれであり、フランス本土に「帰還する」という意識を持っていなかったため、この呼称は現実と当事者の認識を無視したものといえる。「引揚げ」にも、元の場所に戻る、という意味があるが、「帰還」よりは当事者の認識に近いと推測できるため、本研究では便宜的に「引揚者」を選択した。また、「ピエ・ノワール」という呼称をフランス社会は頻繁に使用しており、当事者も使用する場合があるが、一部のユダヤ人で自身を「ピエ・ノワール」と認識していない者もいるため、本研究では使用しない。引揚者の呼称に関しては第5章で詳しく述べる。

第6節 研究方法

本研究では以下の方法を取り入れる。第1章および第2章では、既存の研究や新聞、政府系機関が運営しているウェブサイト、国際機関の公文書などに基づき、第二次世界大戦後および1990年代以降の文脈を整理する。

第3章から第5章では、第2章で提示した仮説を検証するために、フランスの新聞、政策決定に関わった政治家の演説、国民議会や元老院で行われた審議の議事録、自治体が出している公文書、政府や立法府が設置した委員会等の資料、市民団体の文書などを使用し、それぞれの事例および記憶の承認が決定し、実現するまでの過程を考察する。第4章および第5章では、博物館および資料館の展示内容を分析対象としているため、フィールドワークを行った。その際に撮影した写真を基に、展示内容を分析する。それぞれの事例において、フランス政府やフランス軍の責任の追及があるのか、フランス側による差別的、抑圧的な行為を描いているのか、そして何を目的として記憶を承認しているのかを検討する。

また、必要に応じて、アルジェリア社会や政府の反応を確認するために、アルジェリア国民議会の決議やアルジェリアで発行されているフランス語新聞を使用する。

こうした資料を用いることにより、なぜフランスの公的機関が特定の集団が持つ記憶を承認したのかを明らかにする。さらに、被害／加害をどれほど正確に特定しているのか、フランス政府が植民地支配および独立戦争における自らの責任を認めているのか、記憶の承認がアルジェリアとの和解に繋がっているのかを浮彫りにできる。

第7節 研究意義

過去の出来事を現代の政府や自治体といった公権力がどう理解し、どう規定しているのか、という大きな問いを取り上げる意義を最後に再確認する。まず、少し長くなるが、石田雄を引いておきたい。

過去にこだわらずに未来に眼をむけろという人たちは、実は自分の選択によって過去の一面を忘却し、他の一面だけを記憶し、その記憶による歴史像をテコとして未来にむけて歴史を形成しようとしているのである。／そこにみられる対抗は、過去にこだわるか未来を志向するかという方向の違いによるものではなく、何を忘れ、

何を心に留めるかという集合的記憶の内容をめぐる対立にほかならない。加害という汚辱を忘れ、勝利という栄光だけを記憶し、過去の誤ちをくりかえす方向にむかうのか、被害者の記憶によって自己本位の記憶を訂正し、将来にむけて隣人との信頼関係を深めるのかという違いである。／このような未来にむけた行動の方向を規定する集合的記憶の内容をめぐる対抗によって戦争責任論の展開をはばむ閉鎖的「記憶の共同体」再建の企てもまた崩すことができる。そして、閉鎖的「記憶の共同体」は国民国家における国民共同体の側面と照応しているものであるから、この問いなおしは同時に国民国家そのものの再検討とかかわることになる。¹¹⁶

石田は加害を記憶することが責任をめぐる議論と関わっていると説明する。すでに、板垣や永原を引用した際にも「責任」という語句が出てきたとおり、加害および被害の過去を問い直すことは責任を追及する行為なのである。そして、石田が主張するとおり、過去の問い直しこそ「将来」にむけた行為である。永原も「植民地支配や奴隷貿易・奴隷制をめぐる『歴史の回復』『記憶の回復』の要求も、『責任』への問いかけの一種である」としており、本研究で使用した概念に引き付ければ記憶の承認を要請する行為は「『責任』への問いかけ」なのである¹¹⁷。したがって、記憶の承認を要請する者や承認を行う者の言動を理解することを試みる研究は、責任をめぐる問題を射程に入れなければならない。

当然、責任の中身や責任の取り方について多くの問いが出てくるであろう。板垣は法的責任に引き付け、『植民地支配の罪』をさしあたり『植民地支配によってひきおこされた人道に対する罪』と定義した上で、「この『罪』に対する責任が植民地支配責任」であると論じている¹¹⁸。一方で、永原は「欧米の植民地主義の長い歴史」を検討すると、「同時代の法基準」に則って法的責任が問える「植民地支配下で行われた大量虐殺や奴隷化、強制移送、拷問、集団強姦等の具体的な事象を指す『植民地犯罪』」は限られていると指摘し、「植民地責任」というより広い概念を提唱する¹¹⁹。永原が用いる「植民地責任」は「植民地犯罪」に加え、「直接の当事者の存在しない、過去における個別の『植民地犯罪』とその被害」、「植民地体制下の政策等に発する世代を超えた被害」と「歴史・文化の剥奪とその被害」を対象としている責任である¹²⁰。つまり、責任の中身は多様だ。そして、永原は「『償い』も多様でありうる」と認めている。この主張は、「奴隷貿易と植民地主義のような人種主義的政策もしくは人種差別的行為を行った国家は道徳的、経済的、政治的、法的責任と、自らの司法制度やその他の制度もしくは適した国際法廷において向き合い、(中略)〔被害

¹¹⁶ 石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶—』明石書店、2000年、236頁。

¹¹⁷ 永原陽子、前掲論文、24-25頁。

¹¹⁸ 板垣竜太、前掲論文、274頁。

¹¹⁹ 永原陽子、前掲論文、24-25頁。

¹²⁰ 永原陽子、前掲論文、27頁。

者に] 適切な補償を行う」ことを望むアフリカ諸国をはじめとする声と呼応する¹²¹。

本研究が扱う記憶の承認に戻れば、旧宗主国の公的な機関が植民地支配の記憶を承認する行為は植民地責任を認める「償い」の行為たり得る一方で、承認のあり方によっては植民地支配に伴う暴力を肯定し、被害者を傷つけ続ける得るといえる。たとえば、植民地支配に伴う暴力を肯定する次のような発言は被害者を傷つけ続けるといえる。2017年の大統領選挙に中道右派の共和派 (Les Républicains, LR) からの出馬を予定している元首相のフランソワ・フィヨン (François Fillon) は、植民地支配によりフランスは「自らの文化を共有しようとした」と2016年8月28日に演説で述べた¹²²。また、自ら立ち上げた政治団体「進行! (En Marche !)」から同じく2017年の大統領選挙に立候補する社会党 (Parti Socialiste, PS) 政権で経済大臣のポストにいたエマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) はアルジェリアで蛮行があったことを認めつつも「国家、富、中産階級の振興」という「植民地支配の現実」があり、「文明の要素と蛮行の要素」が混在していたと2016年11月のインタビューで述べた¹²³。これらの例は、公人による見解であり、公的承認に準じるものと位置づけられ、植民地支配を肯定する、あるいは相対化する主要な政治家による言説は被害者を傷つけ続けるといえる。たとえば、独立戦争中にフランス兵によるアルジェリア人女性の集団強姦から生まれ、生後に実母と引き離されたモハメド・ガルヌ (Mohamed Garne) によるマクロンへの公開書簡は、植民地支配が文明をもたらしたとする言説に対する強烈な批判であり、マクロンの言によりガルヌが深く傷ついたことを鮮明に物語っている¹²⁴。

そのため、被害の記憶の承認を単純に和解への一歩として理解するのではなく、被害における国家の責任や被害の克服といった観点から批判的に各事例を検討していくことこそが和解をもたらすと考える。そうした意味において、本研究はフランスとアルジェリアの問題としても、そしてフランスとアルジェリアを超えた問題としても意義を持つといえる。

¹²¹ 第三回反人種主義・人種差別撤廃世界会議の準備会議であるアフリカ地域政府間会議宣言第20条 (UN document, A/CONF.189/PC.2/8, 27 March 2001.)

¹²² *L'Express*, « Pour François Fillon, la colonisation visait à "partager sa culture" », http://www.lexpress.fr/actualite/politique/pour-francois-fillon-la-colonisation-visait-a-partager-sa-culture_1825773.html, consulté le 7 décembre 2016.

¹²³ *L'Obs*, « Quand Emmanuel Macron évoque "des éléments de civilisation" dans la colonisation de l'Algérie », <http://tempsreel.nouvelobs.com/en-direct/a-chaud/30410-presidentielle2017-macron-quand-emmanuel-macron-evoque-el.html>, consulté le 7 décembre 2016.

¹²⁴ Mohamed Garne. « Civilisation et colonisation : lettre ouverte à Emmanuel Macron », *Mediapart*, <https://blogs.mediapart.fr/mohamed-garne/blog/271116/civilisation-et-colonisation-lettre-ouverte-emmanuel-macron>, consulté le 7 décembre 2016.

ただし、マクロンは2017年2月14日にアルジェを訪問した際に受けたインタビューで植民地支配は「人道に対する罪」だったと発言しており、必ずしも植民地支配を肯定する立場にはないように思われる。

Le Monde, « En Algérie, Macron qualifie la colonisation de « crime contre l'humanité », tollé à droite »,

http://abonnes.lemonde.fr/election-presidentielle-2017/article/2017/02/15/macron-qualifie-la-colonisation-de-crime-contre-l-humanite-tolle-a-droite-et-au-front-national_5080331_4854003.html, consulté le 19 février 2017.

第一に、フランスにおけるアルジェリアと関わっている者は極めて多く、本研究はフランス社会の多くの人々と関係している。2013年の国勢調査では人口6556万4756人の内¹²⁵、アルジェリア生まれの移民は76万289人で¹²⁶、外国で生まれ、フランスに外国人として移住した者の中で最も多かった。この数字は、フランス政府の移民の定義に合致する者のみを含んでおり、フランスで生まれたアルジェリア人移民の子供は除外されている。複数の世代を考慮すると、2011年には、60歳未満の移民とその孫世代までを合算すると、アルジェリアに出自を持つ者は約223万5000人に上り、外国に出自を持つ者の中で最も多い¹²⁷。絶え間ない人の移動や、非正規滞在者などの存在により、正確な数字を算出することは困難だが、なにせよフランスにはアルジェリアに出自を持つ者が相当数いることは確かである。こうしたアルジェリアに出自を持つ者に加え、約100万人の帰還者や、約150万人にも上る召集兵¹²⁸、そして彼女ら・彼らの子供や家族などにまで範囲を広げると、アルジェリア独立戦争に関わった者は決して少なくない。植民地支配時代のアルジェリアに何らかの形で携わった者とその家族まで含めれば、本研究が関心を寄せるアルジェリアの記憶の承認は、フランスに在住する一部のマイノリティの問題として捉えることはできない。むしろ、本研究課題はフランスに在住する多くの者と関わっており、さらに、アルジェリア社会やアルジェリア政府とも関わっている。他方で、フランスとアルジェリアの間の問題や植民地支配の問題を超え、国家の責任や、和解といったより普遍的な問題にも本研究は関わっている。すなわち、本研究は、ジェノサイドや人道に対する罪、奴隷貿易・奴隷制あるいは戦争犯罪といった極めて深刻で残虐な問題が生じた際に、被害者と加害者の間の和解を可能とする方法を考えるための手掛かりを提供するものである。

以上のとおり、本研究は広い意義を有している。こうした意義に照らし、第1章では第二次世界大戦後における記憶の承認を概観する。

¹²⁵ INSEE, « Populations légales 2013 : populations légales des régions 2013 », <http://www.insee.fr/fr/ppp/bases-de-donnees/recensement/populations-legales/france-regions.asp?annee=2013>, consulté le 4 novembre 2016.

¹²⁶ INSEE, « IMG1B - Les immigrés par sexe, âge et pays de naissance -2013 », http://www.insee.fr/fr/themes/tableau_local.asp?ref_id=IMG1B&millesime=2013&niveau=1&typeo=FE&codegeo=1, consulté le 4 novembre 2016.

¹²⁷ Tribalat, Michèle. « Une estimation des populations d'origine étrangère en France en 2011 », *Espace populations sociétés*, 2012, <http://eps.revues.org/6073>, consulté le 4 novembre 2016.

¹²⁸ *Le Figaro*, « Algérie : une guerre d'appelés », <http://www.lefigaro.fr/mon-figaro/2012/03/19/10001-20120319ARTFIG00743-algerie-une-guerre-d-appelles.php>, consulté le 4 novembre 2016.

【第1部 総論】

第1章 戦後における記憶の承認

一 ホロコースト、奴隷貿易・奴隷制および植民地支配を中心に

第二次世界大戦後において記憶をめぐる議論は、しばしばホロコーストなどといった特定の被害やより広い文脈で第二次世界大戦などを中心に行われた。キーワードが指摘するとおりフランス国内では植民地支配の記憶がホロコーストの記憶と関連付けられた。

本章ではまず、フランスにおける記憶の承認を軸としながら、第二次世界大戦後、どのような記憶がどのように公的に承認されたのかを考察する。とりわけ、ヨーロッパと深く関わる奴隷貿易・奴隷制、ホロコースト、そして植民地支配の記憶の承認に焦点を当てて論じていく。そして、フランスにおける記憶の承認を理解するために、国際的な背景がいかなるものだったのかを検討する。そのために、2001年の第三回反人種主義・人種差別撤廃世界会議、いわゆるダーバン会議を取り上げ、その意義を考える。最後に、加害国による記憶の公的な承認をいくつか取り上げ、簡単に比較し、フランスによるアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶の承認のあり方の理解を深める。

国際的な比較を主題としている研究は存在している。キャシー・パワーズ (Kathy Powers) とキム・プロクター (Kim Proctor) は大規模人権侵害に対する金銭的補償を行った国のデータを基に、次の三つの結論を出している¹。まず、「移行期正義」の仕組みを多く運用している国の方が補償を行う傾向にある。つまり、補償以外に真実委員会、裁判、恩赦といった仕組みを一つの事案につき多く運用していれば、補償の可能性は高くなる。次に、経済的に裕福な国の方が補償を行う傾向にある。移行期正義の仕組みにはコストがかかるため、予算を割ける国の方が補償を行うことは想像に難くない。最後に、民主主義的体制の国の方が補償を行う傾向にある。

パワーズらの研究は何が金銭的補償を可能とするのかを明らかにしたが、本章では、金銭的補償、すなわちホネットの法的関係における承認のみならず、価値評価による承認も含め、何が記憶の承認を可能とするのかを検討する。こうすることで、過去の問題に対して、どのように加害国が行動するのか、というより一般的な問題に対する理解が深まることが期待される。そのため、本章では、法的承認に該当する補償に加え、記念碑や記念館を建てる、といった本研究が最も関心を寄せる価値評価にも言及していく。なお、以下では、補償を被害に対する被害者への金銭の給付という意味で使用していく。

第1節 ホロコーストの記憶

第二次世界大戦後において、世界的に記憶が公的に承認されたのはホロコーストである。公的承認の例として1953年にイスラエルにできたヤド・ヴァシェム (Yad Vashem) の記念

¹ Powers, Kathy L. and Kim Proctor, "Victim's Justice in the Aftermath of Political Violence: Why Do Countries Award Reparations?", *Foreign Policy Analysis*, doi: 10.1111/fpa.12076, 2015.

館や、イスラエルで開かれた1961年のアドルフ・アイヒマン (Adolf Eichmann) の裁判が挙げられる。また1968年には、ホロコーストの加害者を引き続き訴追するために、人道に対する罪を時効不適用とする「戦争犯罪および人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約」²が国連総会で採択された。1970年には首相だったヴィリー・ブランド (Willy Brandt) がワルシャワを訪問し、ゲットー英雄記念碑の前でひざまずいた。

こうした公的な記憶の承認が実現した理由は、敗戦国ドイツが行った罪であり、さらにその残虐性が唯一無二であるとする評価であろう。冷戦の終結とともにホロコーストの記憶の公的な承認はさらに増え、東西ドイツが統一した後の1993年には、首相であったヘルムート・コール (Helmut Kohl) が国家追悼のためにノイエ・ヴァッヘ (Neue Wache) に施設を設置した。これを皮切りに、ベルリン市内で多くの記念碑が建てられた。また、国家による承認のみならず、冷戦終結に伴い国家が多くの公文書を開示し、新たな研究が可能となり、ドイツ社会が再度ホロコーストへ関心を寄せたのである³。

以上に鑑みると、ドイツ政府がユダヤ人の記憶を承認する行為は遅かったといえるが、一方で、占領された西ドイツは1947年からユダヤ人の財産返還を行った⁴。そして、占領期後も西ドイツは返還や補償を行うための法律を制定した。ただし、東ドイツでは返還や補償はほぼなかった。

フランスでは、1973年にロバート・パクストン (Robert Paxton) が著した『ヴィシー時代のフランス』⁵の仏訳の出版に伴い、ホロコーストにおけるヴィシー政権の責任が明るみに出て、学界および社会に衝撃を与えたが、国家による記憶の承認には至らなかった。国家のレベルでは、立法府が1964年に人道に対する罪を「その性質上、時効が適用されない」と定めた法律を制定している⁶。条文にはホロコーストへの直接的な言及はないが、ニュルンベルク裁判の基本法である1945年8月8日の国際軍事裁判所憲章 (いわゆるロンドン憲章) への言及がある。そのため、ホロコーストの記憶に関わる法律であるといえる。さらに、1972年には差別撤廃法⁷が制定され、公共の場における「特定のエスニック・グループ、国、人種もしくは宗教に属しているもしくは属していないこと」⁸に基づく差別を禁止している。ここでも、直接的なホロコーストへの言及はないが、ユダヤ人に対する差別が念頭に置かれてこの法律は制定された。そのため、ホロコーストの記憶と関わる法律の一つで

² Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes and Crimes Against Humanity.

³ ダン・ストーン『ホロコースト・スタディーズ—最新研究への手引き—』(武井彩佳訳)、白水社、2011年、(原著は2010年)、208-209頁。

⁴ 武井彩佳「第二次世界大戦後のヨーロッパにおけるユダヤ人財産の返還—近年の返還訴訟の歴史的起源—」『比較法学』39巻3号、2006年。

⁵ 原著は次のとおり。

Paxton, Robert. *Vichy France : old guard and new order, 1940-1944*, Columbia University Press, 1972.

⁶ Loi no.64-1326 du 26 décembre 1964.

⁷ Loi no.72-546 du 1^{er} juillet 1972.

⁸ Loi no.72-546 du 1^{er} juillet 1972, art. 1^{er}.

あるといえる。

ホロコーストの記憶を国家が明確に承認する最初の動きは、1990年のゲソ法である。第1条が示すように、この法律は1972年の差別撤廃法を踏襲している。そして第9条は、ロンドン憲章の定義に基づき、実際に行われたと認められる人道に対する罪の存在を否定する行為を罰する、と規定している。つまり、人道に対する罪の訴追を可能とするために時効を不適用とした法律や反ユダヤ主義的言動を取り締まる手続きを可能とし、差別というより広い問題を対象とした1972年の法律に比べ、ゲソ法は明確にホロコーストを前提としている。また、ホロコーストの記憶を否定する行為を罰する、という点において、ゲソ法は特定の記憶を承認するものとして捉えられる。ゆえに、この法律は記憶の承認を主たる目的とする「記憶関連法」第一号としてたびたび語られる。

国家がホロコーストでユダヤ人の迫害に関与したことは1995年にジャック・シラクが演説で認めた⁹。ヴェロドローム・ディヴェール (Vélodrome d'Hiver) で大量検挙事件があった1942年7月16日および17日に「フランスの警察官と憲兵が上官の権限の下で、ナチスの要求に応えた」とし、「啓蒙思想と人権の祖国であり、歓迎と保護の地であるフランスは取り返しのつかないことをしました。約束を破り、保護すべき者を人殺しに引き渡したのです」とシラクは演説で述べている。この演説は、対独協力を行ったヴィシー政権はフランスの正統な政権ではなく、ユダヤ人などの迫害においてフランスは国家として責任を負わない、とするドゴールをはじめとする過去の指導者たちの主張を否定している点において画期的といえる。そのため、この演説で初めて国家の責任が公的に認められた、とされる。

さらに司法の場では、モーリス・パポンの裁判がホロコーストの記憶を再度呼び覚ました。パポンはヴィシー政権下の1942年から1944年間の行為に対し、1997年に人道に対する罪に関与したとして有罪判決を受けた。実に50年以上の時を経て、パポンは裁かれた。この裁判は個人の罪を裁くと同時に、ホロコーストを忘却してはならない、というメッセージを強く発することとなり、メディアはホロコーストのテーマを普段よりも多く取り上げた。この裁判は司法の場においてホロコーストの記憶を承認したといえよう。

以上のとおり、長い年月を経てホロコーストの記憶は公的に承認されるようになった。また、さまざまな形式で承認された。演説や裁判、法律の制定を以てフランスは国家としてホロコーストの記憶を承認したのである。なお、記憶の承認までかなりの時間がかかったが、終戦前からフランスではドイツの支配下で奪われた財産を返還する法令はあった¹⁰。また、最初に触れたとおり、フランス以外の国でも多様な形でホロコーストの記憶は承認された。ここで取り上げていない多くのホロコーストの記憶を承認する施設や記念日が世界には存在する。

以上から、フランス国内のみならず、世界各地でホロコーストをはじめとする記憶が徐々

⁹ Avec le Président Chirac, *Allocution de M. Jacques Chirac, président de la République, prononcée lors des cérémonies commémorant la grande rafle des 16 et 17 juillet 1942*, 1995.

¹⁰ 武井彩佳、前掲論文。

に重要な争点と化していったといえる。次節で見ていくとおり、第二次世界大戦後に記憶はたびたび国際的な課題となり、国際会議で俎上にあがった。

第2節 植民地支配と奴隷貿易・奴隷制の記憶

第1項 ダーバン会議における奴隷貿易・奴隷制および植民地支配

ホロコーストに関しては、既述のとおりさまざまな形で記憶が注目されたが、1960年代以降、とりわけ1990年代に入ってから奴隷貿易・奴隷制の記憶も重大な争点と化した。特に1990年代に入ってから、奴隷貿易・奴隷制に対する補償運動が目立つようになった¹¹。ただし、実際には補償にはいたっていない。特に、ヨーロッパ諸国の姿勢は補償に極めて消極的である。ダーバン会議でとりわけその立場が顕著に表れた。本項では、奴隷貿易・奴隷制および植民地支配の観点から国連が開催したダーバン会議の準備がいかなるものだったのかを概観する。そして、ダーバン会議でどのような結果が得られたのかを確認する。

1997年からダーバン会議の構想は始まった。国連総会決議52/111により開催が決まり、次のような目的が設定された。すなわち、差別撤廃における進捗状況の把握および差別撤廃における障壁の確認や、人種差別を引き起こす政治的、歴史的、経済的、社会的、文化的ファクターの検討、差別撤廃に向けた具体案の作成などである。この決議には植民地支配や奴隷貿易・奴隷制への言及はなく、その後の事前準備の中で多く言及されるようになる。

2000年と2001年に事前準備としてヨーロッパ、アメリカ大陸、アフリカそしてアジアの四つの地域がそれぞれ会議を開催した。アフリカとアジアの会議は植民地支配や奴隷貿易・奴隷制による被害に対する謝罪および補償を求めるものとなった。たとえばアジアの会議では、報告書における宣言の前文は、「植民地時代に謳われ、実践された特定の人種や文化の優位性を認める理論が、今日もまださまざまな形で主張されている」ことを指摘している¹²。また、同宣言は「植民地支配、またはその他の形態を持つ外国による支配や占領、奴隷制、奴隷貿易、民族浄化」などを行った国家は「責任を取り、これらの政策や実践の被害者を賠償するべき」としている¹³。一方、アフリカの会議は「全世界における人種主義および人種差別、植民地主義、アパルトヘイトのすべての被害者の記憶を称える」とした¹⁴。さらに、奴隷貿易および植民地主義、アパルトヘイトが「アフリカの諸民族に重大かつ継続的な経済的、政治的および文化的損害を及ぼし」、それらの損害が「偏見の永続」により今日においても続いている、と報告書にはある¹⁵。そして、アフリカ地域会議は旧宗主国による人権侵害に対する謝罪を要求し、「奴隷貿易や植民地主義」を実践した国家には「道義

¹¹ 菊池恵介「アフリカへの償い—奴隷制・植民地主義の補償問題の行方—」『女性・戦争・人権』12号、2013年、11頁。

¹² UN document, A/CONF.189/PC.2/9, 10 April 2001.

¹³ *Ibidem.*

¹⁴ UN document, A/CONF.189/PC.2/8, 27 March 2001.

¹⁵ *Ibidem.*

的、経済的、政治的および法的責任に、自国の司法制度やその他の制度、もしくは、適切な国際司法の場で向き合い、団体もしくは個人に適切な補償を提供する」ことを求めている¹⁶。

アフリカとアジアで開催された事前準備としての会議はいずれも次の三点を主張している。第一に、過去の植民地支配等の差別的政策が今日にも影響を及ぼしており、差別が継続している点である。第二に、差別的政策を実施した国家が責任をとる必要がある点である。第三に、差別的政策を実施した国家が被害者に補償や賠償をする必要がある点である。

対照的な立場をとったのはヨーロッパの地域会議である。報告書の最初の宣言では「奴隷制によりもたらされた苦痛や植民地主義の結果として生じた苦痛を記憶しなければならない」としており、植民地支配や奴隷貿易・奴隷制の被害者への配慮が見られる¹⁷。さらに、この地域会議は参加国に「現代社会における人種主義、人種差別と排外主義の根源として奴隷制、奴隷貿易および植民地主義といった出来事の総合的検討を可能とするために、これらの出来事という過去の経験を歴史的文脈に位置づけ、そうした知識が広く若い人に普及するよう心掛けること」を求めている¹⁸。しかし、奴隷貿易・奴隷制および植民地支配に関する内容はこの他にはほぼない。一方で、反ユダヤ主義への言及が多い。総じて現代における差別の問題を多く取り上げている。こうした点でアジアやアフリカの地域会議とは一線を画すといえよう。

アジアとアフリカの地域会議とヨーロッパの地域会議を比較すると、次の点が指摘できる。まず、ヨーロッパの地域会議は奴隷貿易・奴隷制および植民地支配による差別が現代社会においても継続している点を認めており、アジアとアフリカの会議と共通している。次に、奴隷貿易・奴隷制の恩恵を多く受け、宗主国として植民地支配を行った国家が多いヨーロッパの会議では、これらの加害に対する責任への言及はない。アジアとアフリカの地域会議は加害の責任の追及を重視していたため、この点は大きな相違点といえる。最後に、前の点と関連するが、ヨーロッパ地域会議は、奴隷貿易・奴隷制および植民地支配の被害者に対する補償や賠償に言及していない。アジアとアフリカの地域会議はそれぞれ補償や賠償を加害者に求めたが、ヨーロッパ地域会議はこの点を報告書では取り上げていない。加害の責任について言及がないため、当然といえよう。

こうした立場の相違から、ダーバン会議とその準備に参加した人権大使を務めたフランス人のパトリック・エノー (Patrick Hénault) は、準備段階から二つの大きな課題が浮き彫りになったとしている。すなわち、第一にアフリカ諸国から主に言及があった奴隷貿易・奴隷制および植民地支配、そしてそれらをめぐる補償の問題、そして第二に、イスラエルとパレスチナの問題である¹⁹。後者は1978年と1983年に開催された第一回および第二回人種

¹⁶ UN document, A/CONF.189/PC.2/8, 27 March 2001.

¹⁷ UN document, A/CONF.189/PC.2/6, 30 March 2001.

¹⁸ *Ibidem*.

¹⁹ Hénault, Patrick. « La conférence de Durban : un témoignage », *Relations internationales*, no.132, 2004, p.52.

差別撤廃世界会議でも問題となったが²⁰、人種差別撤廃のための国連主催の国際会議で奴隷貿易・奴隷制や植民地支配が大きな争点として取り上げられたのは初めてであった。アフリカ諸国やアジア諸国に加え、ダーバン会議に参加した NGO の一部も旧宗主国に奴隷貿易・奴隷制および植民地支配の反省を促した。

以上のように、旧植民地の政府や NGO といった多様なアクターの働きかけにより、奴隷貿易・奴隷制および植民地支配への明確な言及がダーバン会議における政府間会議の宣言に盛り込まれた。すなわち、宣言第 13 パラグラフは奴隷貿易・奴隷制は人道に対する罪であり、現在においても影響は続いている、としている²¹。そして、第 14 パラグラフは次のように植民地支配について述べている。

我々は、植民地主義が人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容をもたらし、アフリカ人とアフリカ人の子孫、並びに、アジア人の子孫と先住民が植民地主義の被害に遭い、今もなお植民地主義の影響による被害に遭い続けていることを認める。²²

第 13 パラグラフと第 14 パラグラフは奴隷貿易・奴隷制および植民地支配が現在において被害者を出し続けていることを認めている。さらに、第 99 パラグラフは「奴隷制、奴隷貿易、環大西洋奴隷貿易、アパルトヘイト、植民地主義およびジェノサイド」が人々を苦しめたことを認めている。また、「過去の悲劇による被害者の記憶に敬意を払うよう関係国に要求し、これらの悲劇が起きた時代や場所の如何を問わず、非難されるべきであり、再発を防ぐ必要があることを確認する」としている。第 100 パラグラフは補償や謝罪を行った国家があることを示し、第 101 パラグラフは「和解と平穏の促進」が必要とし、「悔悟や悔恨の念を表明」したり、謝罪したりした国家があることを示した上で、まだこうした例に倣っていない国家に「被害者の尊厳を回復するための適切な方法を見つける」よう促している²³。

つまり、奴隷貿易・奴隷制は現在の法律に照らせば犯罪であり、植民地支配と同列に今日においても多くの人に被害をもたらしていること、および、奴隷貿易・奴隷制および植民地支配の記憶はホロコーストなどのジェノサイドと同様に記憶し続ける必要がある重大な過去の出来事である、とする内容を宣言は含んでいる。加えて、加害者と被害者の間の対立を解消するための方法を模索するよう関係国に促している。

²⁰ Sundberg, Ulrika. 'Durban: the third world conference against racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance', *Revue Internationale de droit pénal*, vol.73, 2002, p.303.

²¹ UN document, A/CONF.189/12, 31 August - 8 September 2001.

²² *Ibidem*.

²³ *Ibidem*.

第2項 ダーバン会議の意義

被害国と加害国がダーバン会議で共同の宣言を出したことは被害の克服への一歩と評価できる一方で、宣言には、アジアとアフリカの地域会議で主張された加害国の責任の追及と補償や賠償の必要性は含まれていない。すなわち、加害国にとって責任をとることや補償・賠償することは受け入れられず、加害国政府は被害があったことの記憶のみを承認したのである。第101パラグラフは悔恨の念の表明や謝罪を加害国政府に促す一方で、補償に関しては明確には言及していない。

また、宣言は奴隷貿易・奴隷制の加害国の法的責任を退けている。奴隷貿易・奴隷制が人道に対する罪にあたるとしながらも、法的責任を問えないように、第13パラグラフでは「奴隷制と奴隷貿易は人道に対する罪であり、過去からそのようにあるべきであったことを認める (*acknowledge that slavery and the slave trade are a crime against humanity and should always have been so*)」(傍点・斜体は筆者)としている。つまり、遡及的効果がないことを示し²⁴、『「当時は合法であった」という含み」を持つ文書になっている²⁵。また、「*a crime against humanity*」と単数を使用している点は、個々の行為が犯罪を構成していないことを示している²⁶。このように、宣言は奴隷貿易・奴隷制を問題視しながらも、加害国の法的責任を回避するような文言になっている。

植民地支配に関しては、既述のとおり、第99パラグラフで非難するべき事象としており、第100パラグラフで「適切な方法」を以て被害者に対応することを求めているが、具体的な方法には言及していない。第104パラグラフは「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容」の被害者が司法へアクセスできるようにし、補償を受けられるようにする必要性を記しており、「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容」に植民地支配が含まれると考えることはできる。ただし、このパラグラフで明確に植民地支配と補償等の対応は結び付けられてはいない。したがって、宣言にはあいまいなパラグラフが見られ、植民地支配の責任の所在は不明瞭なままになっている。

以上に鑑みると、ダーバン会議の意義は次のようにまとめられる。すなわち、「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容」という現代的な問題に過去の奴隷貿易・奴隷制および植民地支配を結び付けた一方で、被害者と加害者の間の和解を積極的に促進する会議とはならなかった。つまり、事前準備の地域会議で被害者は補償などの具体的な対策を求めたが、宣言はあいまいな結論にとどまり、被害者と加害者の関係改善に及んだとは言いがたい。関係改善ひいては対立の解消にまで至らなかった点はダーバン会議の限界だといえよう。

もっとも、ダーバン会議は開催後も多くの議論を引き起こし得るものであり、奴隷貿易・奴隷制や植民地支配の被害者と加害者の対立を少しでも解消し得たかもしれない。ところ

²⁴ Sundberg, Ulrika. *op. cit.*, p.304.

²⁵ 菊池恵介、前掲論文、19頁。

²⁶ Sundberg, Ulrika. *op. cit.*, p.304.

が、閉会直後の9月11日にアメリカで同時多発テロが起き、メディアはダーバン会議を取り上げなくなってしまった。そのため、ダーバン会議が持ちえた効果は減少したといえるだろう。

第3項 フランスにおける奴隷貿易・奴隷制の記憶

フランス政府もダーバン会議に先立って、トビラ法²⁷を以て、2001年5月に奴隷貿易・奴隷制の記憶を承認した。フランスでも、1960年代に海外県で独自のアイデンティティの主張と奴隷制の記憶の承認要請が出てきた²⁸。その後、1983年に4月27日を奴隷制廃止について学校で取り上げる日として政令が定めた²⁹。徐々にではあるが、奴隷貿易・奴隷制に関わる記憶、とりわけ、奴隷制廃止に関わるものが公的に取り上げられるようになった。パトリック・ヴェイユ (Patrick Weil) によれば、海外県出身者やその子供が本土に多く住むようになり、本土で差別の被害に遭ったことから、海外県出身者らによる奴隷制の記憶の承認要請が強まったのである³⁰。その帰結として、1998年の奴隷制廃止150周年記念や2001年のトビラ法の制定がある。

ただし、奴隷制廃止の記念はさまざまな問題をはらんでいた。まず、奴隷制廃止記念は国家が重視している平等理念を強調し、共和国がいかに関与したかを国民に知らしめる効果を狙ったものであった³¹。そのため、奴隷貿易・奴隷制の被害がいかなるものだったのか、そしていかにフランスが国家として奴隷貿易・奴隷制に関わったのか、という点について奴隷制廃止記念はあまり注目しなかった。また、奴隷制廃止の過程の多くの要素も捨象されて語られている。たとえば、ネリー・シュミット (Nelly Schmidt) によれば、白人のヴィクトル・シュルシェール (Victor Schœlcher) らが奴隷制廃止に大きく貢献した、とたびたび語られてきたが、奴隷自身が奴隷制廃止のために尽力したことは見落とされがちである³²。さらに、当時の奴隷制廃止論者の白人の多くは、解放された奴隷が社会を十分に理解することができず、フランスの支配なしでは植民地は経済的に生き延びられないだろう、と考えており、植民地支配の重要性を認めていた³³。すなわち、当時の白人は植民地支配を奴隷制廃止の当然の帰結として語り、そして現代の国家は奴隷制廃止を輝かしい過

²⁷ 序章第3節第4項参照。この法律は、法案を提出したフランス領ギアナ出身で、当時国民議会議員だったクリスティアヌ・トビラ (Christiane Taubira) に由来して一般的にトビラ法と呼ばれている。

Loi no.2001-434 du 21 mai 2001.

²⁸ Weil, Patrick. « Politique de la mémoire : l'interdit et la commémoration », *Esprit*, 2007/2, 2007, p.140.

²⁹ Décret no.83-1003 du 23 novembre 1983, art.2. ただし、この条文は次の政令により2006年に削除された。Décret no.2006-583 du 23 mai 2006, art.7.

³⁰ Weil, Patrick. *op. cit.*, p.140.

³¹ ヴェイユはこの効果を認めており、奴隷制廃止記念の肯定的な側面として論じている。Weil, Patrick. *op. cit.*

³² Schmidt, Nelly. « Abolition de l'esclavage : entre mythe et réalités », *Africultures*, no.67, 2006, p.22.

³³ *Ibidem*, p.21.

去として、利用してきたのである。

奴隷貿易・奴隷制がもたらした被害に関しては、トビラ法による人道に対する罪の認定を以て、ある程度被害が認められた。第1条は「フランス共和国は、アフリカの人々、ネイティブ・アメリカンの人々、マダガスカルの人々およびインドの人々に対し、アメリカ大陸やカリブ海、インド洋およびヨーロッパで15世紀から行われた、環大西洋奴隷貿易およびインド洋における奴隷貿易、そして奴隷制が人道に対する罪であると認める」としている。また「学校教育および歴史研究、社会科学研究は奴隷貿易・奴隷制に相応しい位置づけを与える」と第2条は定めている。こうした条文は奴隷貿易・奴隷制の記憶を被害者に寄り添った形で承認しているように見える。

だが、アゲ・ロモ (Aggée Lomo) が指摘するように、トビラ法は1998年に提出された法案から、骨抜きにされた³⁴。法案を提出したトビラは、提出動機において「フランスは奴隷制を廃止する前に、奴隷制を擁護した」と示している³⁵。また、法案の第5条は奴隷制による被害を特定し、補償の条件を検討する委員会の設置を定めるものとなっているが、2001年に可決された法律はこの部分を反映していない。奴隷制による被害を人道に対する罪による被害と評価している以外に、法案が含んでいた具体的な被害の特定や測定、さらには、被害者に対する補償の検討は、制定過程で法律から完全に排除された。つまり、奴隷制廃止が強調された時期を過ぎ、奴隷貿易・奴隷制による被害の記憶を承認しようとするトビラ法のような動きが出て、被害者の具体的な救済となる補償などは国家にとって受け入れがたいのである。

以上、フランスの公的機関が奴隷貿易・奴隷制のどういった記憶を承認しているのかを概観した。その結果、被害の記憶を承認している一方で、奴隷貿易・奴隷制による被害に対する責任を認め、被害者に対する補償を検討することに多くの障害があることが分かった。この点はダーバン会議で採択された宣言に類似している。

本節を通じて、植民地支配と奴隷貿易・奴隷制の記憶を承認する過程で、責任や補償に対して加害者がどのような態度をとってきたのかをダーバン会議およびトビラ法制定の事例を用いて検討してきた。その結果、国際的にはダーバン会議、そしてフランス国内ではトビラ法が植民地支配あるいは奴隷貿易・奴隷制の記憶を承認したことが明らかになった。ただし、いずれの場合にも、被害者を概ね特定しているが、加害者を十分に特定しておらず、その意味において部分的にしかホネットがいうところの価値評価がなされていない。さらに、具体的な権利の回復が実現していないため、いずれのケースも法的承認を行っていない。ところが、第1節で見たとおり、ホロコーストに関しては補償もされており、記念碑や記念館などもあり、法的承認および価値評価が実現しているといえる。つまり、植民地支配も奴隷貿易・奴隷制とホロコーストの間には実現した承認において大きな差が生

³⁴ Lomo, Aggée. « L'histoire au chevet de l'Afrique : passé colonial, histoire trouée et mémoire brouillée », *Présence Africaine*, no.173, 2006, p.186.

³⁵ Proposition de loi no.1297 déposée à l'Assemblée Nationale (XI^e législature).

じている。この差がなぜ生じるのかを次節で見ていく。

第3節 記憶の承認をめぐる比較検討

ホロコーストでは問題が残るにせよ、補償が行われたが、奴隷貿易・奴隷制に関しては補償が行われていないことを第1節と第2節で確認した。この違いがどういった条件に左右されるのか、という点を本節では検討していく。そのために、被害者による記憶の承認要請があった、特定の属性（思想、出自など）を持つ人々を生命や財産を脅した、あるいは差別的な制度の下に置いた、被害者を生む国家による政策や行動の事例を取り上げ、加害者である国家がどのような記憶の承認を行ったのかを比較する。そうすることにより、国際的な記憶の承認の傾向を理解できるとともに、フランスにおけるアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶の承認の特徴を明らかにできる。検討する事例はホロコースト、日系人強制収容、奴隷貿易・奴隷制、ヘレロ人虐殺、そしてアルジェリアの植民地支配と独立戦争である。いずれも20世紀以降に被害者やその子孫が責任の追及や補償の要請を行った国家による被害者を生む政策や行動である。ただし本節で、それぞれの事例を丹念に描き、それぞれの被害者の声や加害者の対応を事細かに検討することはしない点を断っておく。また、当然ながら、過去のあらゆる被害を網羅しているわけではなく、あくまで被害の克服のために20世紀に行われた運動やその結果を部分的に扱うに過ぎない。ただし、取り上げている事例はいずれも20世紀以降において過去の被害を克服するための運動のモデルを提示したという点で代表的と形容できるものと、本研究に関係しているものになっている。あくまで、国際的な記憶の承認のおおまかな傾向をとらえ、フランスによるアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶の承認のあり方の特異性や他の事例との共通点を浮き彫りにすることが本節の目的である。

第1項 承認の要求における成功例

しばしばホロコーストの被害者への対応は被害の回復に繋がり、被害者たるマイノリティにとってモデルとなった例として語られる³⁶。ユダヤ人被害者に限定して論じれば、ナチス・ドイツが主たる加害者となり、1933年から1945年までユダヤ人はジェノサイドや財産の没収といった被害に遭った。被害の克服の第一歩として1947年以降、不動産などの返還が西ドイツで行われた。さらに、相続人が不在の財産はユダヤ人への補償として使用された。その後も、すでに論じたとおり、謝罪や記念碑の建設を通じてユダヤ人が有する被害の記憶が西ドイツ、そして東西統一ドイツで承認されるようになった。

補償を求めた運動となったモデルとして、日系アメリカ人および日系カナダ人の強制収容の事例も挙げられる³⁷。1942年から戦後まで、日系アメリカ人および日系カナダ人は敵性

³⁶ 武井彩佳、前掲論文、2006年。

³⁷ ジョン・トーピー『歴史的賠償と「記憶」の解剖—ホロコースト・日系人強制収容・奴隷制・アパルトヘイト—』（藤川隆男、酒井一臣、津田博司訳）法政大学出版局、2013年（原

外国人と認定され、強制収容された。彼女ら・彼らはのちに憲法違反や人権侵害といった国家全体に対する不正があったことを強調し、補償および謝罪を求めた。その結果、補償と謝罪を1988年に勝ち取った。

この二つの事例は補償、つまり法的承認を獲得した。ホロコーストおよび日系人強制収容の承認要請は補償に加え、いずれも謝罪、記念碑や博物館の建設、教科書などを以て、価値評価としての承認を実現している。したがって、過去の被害を克服した成功例といえるだろう。加えて、被害者が有する記憶が公的に承認されたため、被害者および加害者の和解が達成されている、もしくは、少なくとも和解へと近づいている、といえるだろう。

第2項 承認が実現しなかった事例

奴隷貿易・奴隷制に関しては、奴隷であった本人が死亡している上、加害から何世紀も経っているため、その子孫に対する補償を個人的に支払うといった対応は困難である。また、アフリカ諸国やアフリカン・アメリカンの人々による補償を求める運動は存在するが、現在の貧困や格差に対する補償を求めるものであり、奴隷貿易・奴隷制と現在の経済的困窮の間に仮定されている因果関係は必ずしも明確ではない³⁸。そのため、過去の苦しみが現在の経済的困窮に結び付いている、という考えは多くの加害国にとって受け入れがたく、補償に踏み切る国はない。さらに、トビラ法やダーバン会議のように奴隷貿易・奴隷制には人権上の問題があり、人道に対する罪だと認める条文や宣言は存在するが、現在の貧困に対する謝罪は奴隷貿易・奴隷制の加害国から引き出しにくい。

また、奴隷貿易・奴隷制ほど過去にさかのぼらずとも、金銭的な補償や謝罪を得にくい例もある。たとえば、1904年から1908年までドイツに植民地支配されたナミビア（当時のドイツ領南西アフリカ）で、ヘレロ人に対してドイツ政府やドイツ軍、ドイツ企業が行った労働の強制、強制収容、強姦、土地等の奪取、そしてそれらに伴うヘレロ人の人口激減に対する補償の要求は成功しているとはいえない。これらのドイツによる政策や行動は、ドイツによる植民地化の拡大と、ヘレロ人の蜂起を機に生じたものである³⁹。2004年に、ヘレロ人の蜂起の100周年記念の式典にドイツの経済協力・開発大臣のハイデマリー・ヴィーチョレック＝ツォイル (Heidemarie Wiczorek-Zeul) が初めてドイツ政府の要人として参加し、「ドイツによる植民地支配下で行われた犯罪に対する謝罪」を行った⁴⁰。その演説の中で、「我々ドイツ人は歴史のおよび道徳的責任とドイツ人により当時侵された罪を受け入れ」とし、「不法行為を許す」よう願った⁴¹。この演説が画期的な点は、それまでドイツ政府が「ジェノサイド」という言葉を避けてきたのに対し、「当時行われた残虐行為は今日

著は2006年)。

³⁸ 菊池恵介、前掲論文、2013年。

³⁹ ジョン・トーピー、前掲書、202頁。

⁴⁰ *The Namibian*, “Forgive us, says Germany”, http://www.namibian.com.na/indexx.php?archive_id=3592&page_type=archive_story_detail&page=2, accessed on October 2, 2015.

⁴¹ *Ibidem*.

ならジェノサイドと呼ばれた」と述べた点にある⁴²。だが、ナミビアへの開発援助は行いつつも、ヘレロ人に対する補償は行っていない。その理由は、すでに一世紀以上経っている、という補償や謝罪の要求までの時間の経過と、当時はジェノサイドなどの法的概念が存在しなかった点にあるといえる⁴³。ドイツ政府はヴィーチョレック＝ツォイルを通じて、ヘレロ人が受けた被害は今日でいうジェノサイドだった、と認めているが、当時の文脈では、ジェノサイドという概念はなく、犯罪を構成していないという理解なのであろう。この論理は、ダーバン会議で奴隷貿易・奴隷制に対して用いられたものと同じである。すなわち、当時はジェノサイドという概念が存在しなかったため、法的な責任が生じないと暗に主張しているといえる。ヘレロ人はアメリカでドイツ政府とドイツ企業に対する訴訟を試みたが、裁判所は管轄外であるとし、法的根拠が不充分であるのみならず、司法の場で争うこと自体が困難になっている⁴⁴。

第3項 記憶の承認が実現する条件

法的承認と価値評価としての承認を得られるかどうかは複数の要素により決定されるが、紹介した事例に鑑みると、以下の二点を満たしている場合に実現しやすいといえそうである。第一に、生じた問題に対し責任が国家や政府関係者等にあったとする法的根拠がある程度明確である点である。第二に、被害者を生む政策や行動があった時点から補償や謝罪の要求がある時点までの時間である。

ホロコーストの場合は事後的ではあるものの、ジェノサイドが犯罪として確立し、日系人強制収容の場合は憲法違反などがあった。そして、いずれの場合も被害者を生んだ政策や行動から補償や謝罪の要求までの時間は比較的短い。その結果、必ずしも十分に、もしくは適切にはとはいえないかもしれないが、法的承認および価値評価としての承認を被害者は得られた。

一方で、奴隷貿易・奴隷制は、当時は違法ではなかった。さらに、現在の奴隷の子孫を苦しめている困窮とかつて行われていた奴隷貿易・奴隷制の間の関係は必ずしも明確ではなく、犯罪を構成していると法的な根拠を示すことは困難である。また、奴隷貿易・奴隷制があった時代から補償や謝罪の要求までの時間が極めて長い。ナミビアの事例の場合は、既述のとおり法的根拠が十分に明確ではない。また、奴隷貿易・奴隷制ほどではないにせよ、一世紀余りの時間が経っている。こうした点から被害者であるヘレロ人は謝罪を得られたものの、補償を受け取るには至っていない。

⁴² *The Namibian*, “Forgive us, says Germany”, http://www.namibian.com.na/indexx.php?archive_id=3592&page_type=archive_story_detail&page=2, accessed on October 2, 2015.

⁴³ ジョン・トーピー、前掲書、104頁。

⁴⁴ 同上、214頁。

第4項 アルジェリアの植民地支配と独立戦争における被害

これまで検討してきた事例と同様に、アルジェリアの植民地支配と独立戦争におけるフランス政府やフランス軍による加害を考察するためには、次のように加害／被害の実態を細分化できるであろう。まずは、アルジェリアの植民地支配によりアルジェリア人が受けた被害が挙げられる。土地の奪取や文化的な抑圧、先住民に対する市民権付与の実質的拒否などといった被害をアルジェリアの先住民は受けた。これらの行為は今日の法律に基づけば明らかな犯罪を構成したり、法の下での平等に反したりしているが、当時のフランス法に照らせば、違法性はないであろう。それは当時のいわゆる原住民法などがそもそも人種差別的であったことに起因する。したがって、植民地支配下でアルジェリア人が受けた被害における法的な根拠は薄弱である。また、植民地支配に伴う暴力があった時点から補償や謝罪の要求がある時点までの時間を考えると、植民地化が始まった1830年からかなりの時間が経っており、被害の実態を特定することは困難である。付け加えれば、植民地支配下の被害者や加害者がまだ生存している場合もあるとはいえ、すでに亡くなっている被害者もおり、補償や謝罪の要求が満たされにくい。

次に、アルジェリア独立戦争中に起きた独立運動に関連する犯罪が挙げられる。強制失踪や殺人、拷問など、フランス軍や軍から派生したテロリスト組織であるOASが行った犯罪がこれにあたる。他にも、1961年10月17日にパリで起こったフランス警察による独立派の殺害もこれに含められる。さらに、戦争中には独立派のFLNやその軍事部門であるアルジェリア民族解放軍 (Armée de Libération Nationale, ALN) も強制失踪や殺人を行った⁴⁵。これらに関しては、恩赦が認められたことが、補償や謝罪への道に障害として立ちはだかっている。エヴィアン協定 (accords d'Evian) 締結直後に二つの政令が発せられ、アルジェリアの独立派および治安維持活動の一環としての警察などによる不法行為 (infraction) に対し恩赦が認められた⁴⁶。この措置はアルジェリアで行われた行為のみならず、政令の翌月に発せられたオルドナンス (ordonnance)⁴⁷ によりフランス本土にまで適用されるようになった⁴⁸。そして、その後もさまざまな法的措置によりフランス軍やOASによる犯罪行為は恩赦の対象となった⁴⁹。こうした恩赦により、独立戦争中に起きた犯罪に対する補償や謝罪の要求には法的な根拠が不十分といえる。一方で、補償や謝罪の要求までの時間の経過を検討すると、奴隷貿易・奴隷制やヘレロ人迫害に比べると短い。こうした点から、法的に責任を追及することは困難であるが、当事者が生存しているため、補償や謝罪の要求は力強く続いている。その結果、非常に不十分ではあるものの、公的な形で、アルジェリア独立戦争中に起きた独立運動に関連する犯罪の記憶が限定的に承認された。1961年10月17

⁴⁵ Jordi, Jean-Jacques. *Un silence d'Etat : les disparus civils européens de la guerre d'Algérie*, Sotéca, 2011.

⁴⁶ Décrets no.62-327 et no.62-328 du 22 mars 1962.

⁴⁷ オルドナンスは憲法38条に基づく政府による立法。

⁴⁸ Ordonnances no.62-427 et no.62-428 du 14 avril 1962.

⁴⁹ Gacon, Stéphane. « Les amnisties de la guerre d'Algérie (1962-1982) », *Histoire de la justice*, no.16, 2015, p.271.

日の事件に関しては、パリ市内で記念プレートが設置され、市長のベルトラン・ドラノエ (Bertrand Delanoë) による除幕式が事件からちょうど40年経った2001年10月17日に行われた⁵⁰。また、フランス軍による拷問に関する記憶も一部は公的に承認された。アルジェリア独立戦争で拷問を行ったと証言しているオサレス大將は、2001年に拷問を告白する本を出版し⁵¹、2004年に出版元とともに、拷問行為称賛の共犯として罰金刑に処せられ、損害賠償請求人であった市民団体に対する訴訟費用の支払いを命じられた⁵²。拷問自体は恩赦の対象となり、刑事告訴できなくなっているが、恩赦とは無関係に拷問行為を称賛する内容を出版したことが司法の場で罰せられた⁵³。このように限定的ではあるものの、フランスの公権力による加害に関しては、価値評価という様式で記憶の公的な承認は実現している。他方で、FLNやALNが行った強制失踪をはじめとする犯罪も、恩赦の問題が立ちはだかつており、法的根拠が薄弱である。そして、フランス軍や警察による犯罪と同様に、時間の経過は比較的短い。そのため、承認を被害者や被害者家族が得ることは困難ではあるものの、フランス国内においては一部の被害の記憶は承認されている。ペルピニャンに作られた「行方不明者の壁 (Mur des disparus)」は行方不明者の名前を彫ったプレートであり、ペルピニャン市が助成金を出している。さらに、同じ敷地にあるアルジェリア在住フランス人史料センター (CDDFA) という資料館も市が援助している。したがって、被害者に対して補償や謝罪をアルジェリア政府やFLNは行っていないが、フランス国内においては被害の記憶を自治体が公的に承認している。

ハルキが受けた被害に関しては、より問題が複雑である。アルジェリア独立の際にハルキは自国で裏切り者として扱われ、多くが殺害された。アルジェリアにおけるハルキの殺害の責任はアルジェリア政府にもあるが、ハルキがフランス軍とともに戦ったにもかかわらず、フランス軍や政府がハルキを保護しなかった点に鑑みれば、フランス政府にも責任はある。また、フランス本土に移住したハルキはキャンプに収容され、他の引揚者や、さらには、移民とも異なる扱いを受けた。フランス法により恩赦が認められている以上、アルジェリア人による殺害に関わる責任をアルジェリア政府等に問うことは難しく、補償や謝罪の要求における法的根拠は不十分であろう。フランス政府の責任に関しては、不作為に対する刑事責任や、キャンプにおける収容により引き起こされた苦痛に対する民事責任が想定できるが、刑事責任に関しては恩赦の問題が立ちはだかる。だが、キャンプ収容に関しては補償を求めることが可能であろう。ハルキに関しては複雑な事実関係が絡んでい

⁵⁰ *L'Humanité*, « Hommage aux victimes du 17 octobre 1961 », <http://www.humanite.fr/node/254027>, consulté le 10 octobre 2015.

⁵¹ Aussaresses, Paul. *Services spéciaux : Algérie 1955-1957*, Perrin, 2001.

⁵² *Agence France-Presse*. « Le général Aussaresses condamné définitivement pour apologie de la torture », 8 octobre 2004.

⁵³ ただし、2009年に欧州人権裁判所はフランスの司法による罰金刑の言い渡しは言論の自由を侵害する、という趣旨の決定を下した。

Le Monde, « La Cour européenne donne raison aux éditeurs d'Aussaresses », http://abonnes.lemonde.fr/societe/article/2009/01/16/la-cour-europeenne-donne-raison-aux-editeurs-d-aussaresses_1142804_3224.html?xtmc=aussaresses&xtcr=26, consulté le 11 octobre 2015.

るが、時間の経過は比較的短い方であり、なんらかの形で補償や謝罪が可能といえる。実際に、「補償」という呼称ではなかったものの、1994年にハルキに助成金を支払うことをハルキ法が定めた⁵⁴。ハルキ本人が亡くなっている場合は、子供が受け取れる仕組みになっている。また、この法律の第1条では、ハルキが払った「犠牲」に対し感謝の意を表している。つまり、国家は責任を認めず、被害者への感謝が助成金の根拠となっている。言い換えると、法的承認が実現している一方で、適切な価値評価としての承認は実現していない。なお、アルジェリア大統領のアブデルアジズ・ブーテフリカ (Abdelaziz Bouteflika) は2005年9月10日に「国家はハルキの状況を適切に扱いませんでした」と発言し、ハルキに対するアルジェリア政府の責任を少なくとも部分的には認めている⁵⁵。

植民地支配における加害者としてみなされがちであるが、引揚者も被害を受けた。事実、ヨーロッパ系の住民はアルジェリアで特権的な地位にあったが、引き揚げる際に多くの資産をフランス本土に移すことができず、大きな金銭的・物理的損失を被った点を取り上げる。資産の喪失や移住に伴う支出等に対しては、独立戦争が終了する前の1961年にすでに法律で補助金やローンにおける優遇金利などが定められた⁵⁶。1962年には政令により移住に必要な補助金や交付金などの金銭的支援が定められた⁵⁷。ただし、フランス本土への移住を容易にするための支援であり、引揚者がアルジェリアで失った資産を補填する目的の支援ではない。その後も複数の法律により、債務軽減措置などを含めた金銭的な支援をフランス政府は引揚者に対し行った⁵⁸。時間の経過は短いが法的根拠に関しては曖昧といえるだろう。移住を余儀なくされた人々はフランス政府に民事責任を問うことは可能かもしれないが、第3章で詳述するが、政府関係者は移住による資産の喪失において責任はない、と明言している。エヴィアン協定に基づけばアルジェリア政府がフランス本土への移住者の資産に対する責任を負っている。したがって、フランス政府は引揚者らの資産の喪失における責任を認めていないものの、交付金等による救済は行った。また、2005年に植民地支配の「肯定的役割」や、引揚者らの「業績」と「苦痛」を認める帰還者法が制定された⁵⁹。ここでもハルキへの対応と同じように、責任を認めず、感謝をするという方法が見て取れる。

最後に、アルジェリア独立戦争で戦ったフランスの元戦闘員が受けた被害を取り上げる。ここでは厳密にはアルジェリアの植民地支配や独立戦争のさなかで受けた被害ではなく、独立戦争後の被害である年金の問題を取り上げる。独立戦争で戦闘に加わった元戦闘員は当初は戦争に行っていないとみなされ、戦争で戦った元戦闘員とは異なる年金受給額を支

⁵⁴ Loi no.94-488 du 11 juin 1994.

⁵⁵ *El Watan*, « La question des harkis est tranchée », <http://www.elwatan.com/archives/article.php?id=25965>, consulté le 14 octobre 2015.

⁵⁶ Loi no.61-1439 du 26 décembre 1961.

⁵⁷ Décret no.62-261 du 10 mars 1962.

⁵⁸ Lois no.70-632 du 15 juillet 1970, no.78-1 du 2 janvier 1978, no.82-4 du 6 janvier 1982, no.87-549 du 16 juillet 1987.

⁵⁹ Loi no.2005-158 du 23 février 2005. ただし、「肯定的役割」を認める条文は2006年の政令で削除された。

払われていた。通常、戦争に行った元戦闘員は、戦争に参加しなかった者よりも高い年金を受給できる。しかし、アルジェリア独立戦争はあくまで国内の治安維持活動であったとする公式見解により、戦争に行ったと認められなかった。そのため、受給額が少ない、という問題が生じた。この問題は二つの論点を含んでいる。一つ目は、アルジェリアで戦闘に参加した軍人が、戦争に参加した軍人と同等の義務を果たしたにもかかわらず、年金の受給額が少ない点である。二つ目は、アルジェリアの独立をもたらした武力紛争が戦争だったのかどうかをめぐる論争である。こうした年金受給額の問題に対し、元戦闘員は組織を作り、年金受給額問題を解決するよう活動を行った。彼女ら・彼らの要求には法的根拠がないといえるだろう。そもそも当時の法律を問題視する活動であったからである。しかし、時間の経過を見ると、事実関係から補償等の要求までの時間は短い。その結果、1974年に戦争で戦った戦闘員と同等の扱いを受けることを認める法律が制定された⁶⁰。しかし、この法律は上で挙げた二つ目の論点には触れていない。言い換えれば、立法府はアルジェリアにおける武力紛争を戦争として認めず、アルジェリアにおける活動を戦争における戦闘が同等の業務だったとみなしているだけである。そのため、元戦闘員らは年金受給額の問題が解決した後に、戦争としての認定を行うよう政府に働きかけた。その活動の甲斐もあり、1999年に「アルジェリア戦争」という呼称が正式に認められた⁶¹。これは独立戦争終結後約40年経って実現した法的措置である。経過した時間が長くない、1974年の法律や、一般的に「アルジェリア戦争」が紛争を指す言葉としてフランス社会で普及しており、1990年代から閣僚らも演説などで使用するようになった、という経緯があったため、こうした記憶の承認が可能になったと考えられる。

本節で取り上げた事例の比較検討を表にまとめると以下のようになる。

表 1：記憶の承認の国際比較

	奴隷貿易・奴隷制	ヘレロ人迫害	日系人強制収容	ホロコースト	アルジェリアの植民地支配	アルジェリア独立戦争
時間の経過	長い	比較的長い	比較的長い	比較的短い	長い	比較的短い
法的根拠	×	×	○	○	×	×
法的承認	×	×	○	○	×	△
価値評価	△	△	○	○	△	△

比較検討した四つの事例に加えて、右側にアルジェリアの植民地支配と独立戦争を表に入れた。アルジェリアの記憶をフランスの公的機関が承認するようになった、と述べてき

⁶⁰ Loi no.74-1044 du 9 décembre 1974.

⁶¹ Loi no.99-882 du 18 octobre 1999.

たが、本項で見たように、アルジェリアのすべての記憶が、つまり多様なアクターが有する多様な記憶が法的承認および価値評価という両様式による承認を得られたわけではないことが明確になった。とりわけ、法的関係における承認はごく一部にとどまっている。また、本研究が特に注目し、表1で網掛になっている価値評価も一部の記憶にのみ付与されている。したがって、多様なアルジェリアの記憶が存在する中、承認は部分的である。承認の対象となっている記憶とそうではない記憶が存在していることになるが、承認の対象は偶然に決まるものではなく、公的機関が選別しているため、アルジェリアの記憶の承認は部分的なだけでなく、選別的である。1990年代以降に見られたアルジェリアの記憶の承認は、アルジェリアの植民地支配と独立戦争の多様な記憶の選別的承認だった。以下では、この選別性を含めた意味でアルジェリアの記憶の承認という表現を使用する。

第5項 アルジェリアの植民地支配と独立戦争における複雑なアクター間の関係

アルジェリアの植民地支配と独立戦争における被害に対する補償や謝罪の要求がどういった結果にいたったのかを検討してきた。その結果、被害の発生から要求までの時間の経過および要求を支える法的根拠の有無が大きな影響を与えていると推測できることが分かった。

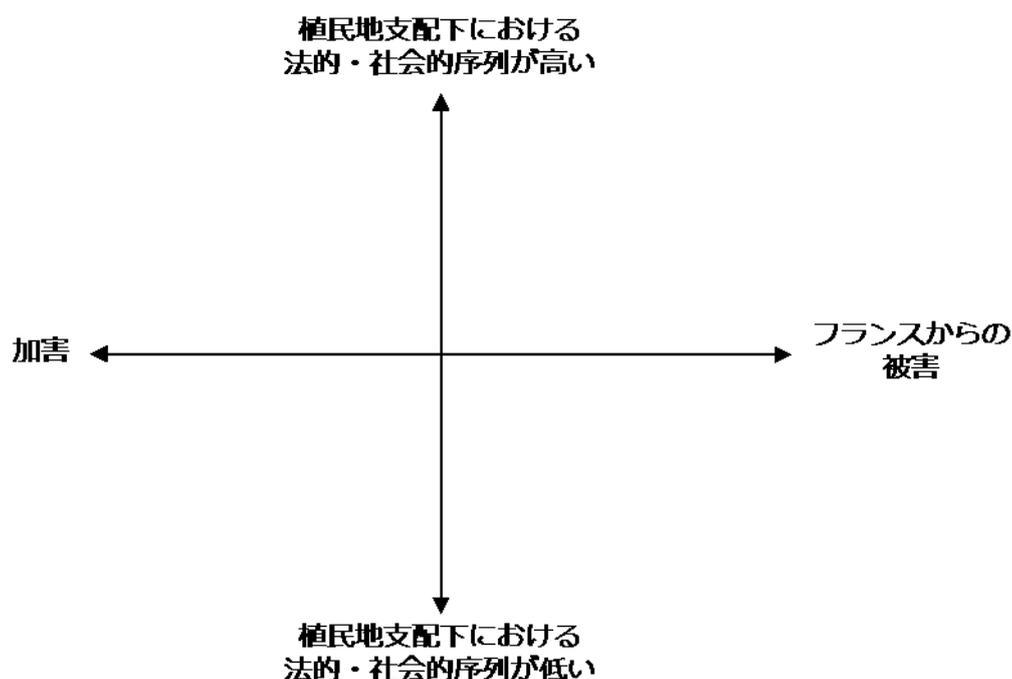
しかしながら、複雑なアクター間の関係もアルジェリアの植民地支配と独立戦争における被害の克服や記憶の承認をより困難なものとしていると考えられる。前項で挙げた被害を検討すると、アルジェリアの植民地支配と独立戦争において生じた被害は多数の被害者—加害者関係という対立関係をもたらしている。まず、複数の被害者集団と複数の加害者集団がいるといえる。前項では、被害者集団としてアルジェリアの先住民、植民した人々の子孫である引揚者、ハルキ、アルジェリアの独立派、そして元戦闘員を取り上げた。加害者集団としてはFLN、フランス軍およびOAS、フランス政府、アルジェリアに植民した人々が挙げられる。このように加害者および被害者集団が多数存在し、複数の加害者により被害を受けた集団や、加害者でありながら被害者でもある集団が存在している。その結果、被害者と加害者の間の対話が困難になっているのみならず、被害者集団間における対話にも多くの障壁が立ちはだかっている。特に顕著な被害者間の対話の障壁になっているのは独立をめぐる立場であろう。たとえば、独立に反対していた引揚者と独立派の間では対話が容易ではない。つまり、被害者間でも対立は存在しており、その対立は継続している。この対立や対話の欠如は、フランス政府による記憶の承認を遠ざける要素となっている。なぜならば、一つの集団の主張に偏った記憶の承認を行えば、他の集団による反発が生じ得るからである。植民地支配を過ちとして語れば、引揚者や植民地を保持するために戦った軍人の反感を招きかねない。植民地支配を賛美すれば、フランス国内に在住するアルジェリア人移民やアルジェリア社会およびアルジェリア政府から批判されるであろう。こうした反発は、公費を投じ、公権力が実施する記憶の承認においては、大きな問題となる。

また、独立をめぐる立場のみならず、植民地支配時代における序列もアクター間の関係を規定している。すなわち、植民地支配下では市民権を有するヨーロッパ系住民が特権的立場にあり、「原住民」とされた先住民の穆斯林、そして時代によってはユダヤ人もフランス国籍を持ちつつも、市民権を持つことが困難であった。こうした点から、アルジェリアの住民間で明確な権利上の序列が存在した。当然ながら、そうした序列は各集団の独立をめぐる立場にも影響した。そのため、アクター間の関係を理解する上で、各アクターを図2のような被害者／加害者という一次元のスペクトラムではなく、図3のような二次元の座標に従い位置づける必要がある。

図2：アルジェリアの植民地支配と独立戦争における加害と被害のスペクトラム



図3：アルジェリアの植民地支配と独立戦争に関わったアクターを位置づける座標軸



本研究では被害の度合いを特定することを目的としていないため、図に実際にアクターを位置付けることは避けるが、次のような指摘はできる。図3の座標に従えば、植民地支配下における序列が高い者、たとえば引揚者の記憶はフランスの公的機関により承認されやすいが、序列が低いアルジェリア人の記憶は承認されにくいことが分かる。その他には、ハルキは植民地支配下における法的・社会的序列が低く、フランス政府から十分な保護を受けなかったため、被害の度合いは高く、図3では右下に位置づけられるだろう。

以上を踏まえると、植民地支配と独立戦争の記憶を公的に承認するとなれば、どの記憶をどのように承認するべきか、という難問にフランスの公的機関は直面し、極めて慎重に事を進める必要に迫られた。その一つの結果として、補償や謝罪を行う「代わり」に、ハルキや引揚者に感謝をする、という記憶の承認のあり方があった、と指摘できる。慎重でありながらも、フランスの政府や自治体が記憶の承認を行うようになった論理を次章以降で解明していく。

第4節 まとめ

本章では第二次世界大戦後における記憶の承認の動向を概観した上で、加害国政府が補償や謝罪という形で記憶を承認する場合と、そういった対応を加害国政府が取らない場合があり、その違いを決定する条件を検討した。まず、第二次世界大戦後において記憶が国際政治およびフランスなどの国内政治において重要な課題となったことを、とりわけホロコーストと奴隷貿易・奴隷制および植民地支配の記憶に注目し、明らかにした。そして、ホロコーストと日系人強制収容、奴隷貿易・奴隷制、ドイツによるヘレロ人の迫害、そしてアルジェリアの植民地支配と独立戦争におけるさまざまな被害を取り上げ、それぞれにおいてどのような記憶の承認を加害国政府が行ったのかを考察した。その結果、被害から補償や謝罪の要求までの時間の経過と加害国政府の責任を裏付ける法的根拠が加害国政府の行動に影響することが分かった。すなわち、時間の経過が長く、法的根拠がなければ、補償や謝罪を被害者が得ることは困難であり、時間の経過が短く、法的根拠が明確な場合は、補償や謝罪がより容易に得られる、と論じてきた。

また、アルジェリアの植民地支配と独立戦争においては、アクター間の関係が複雑で、被害者対加害者という単純な構図が成り立たないため、フランスの公的機関がアルジェリアの記憶を承認することが困難である点を指摘した。ただし、こうした困難を乗り越えた結果、植民地支配において序列が高かった者の記憶の方が承認されやすいことが分かった。つまり、公的機関は承認を選別的に行っている。この内実を政策と結びつけて第2章以降で検討していく。

最後に、アルジェリアに関わるもの以外の被害に目を向けよう。被害者による謝罪および補償を要求する運動は時間の経過と法的根拠に応じた結果を得ると主張してきた。ここで大きな問題となるのは、仮に明確な法的根拠により加害国政府の責任を追及できたとしても、本章で取り上げたような筆舌に尽くしがたい被害に遭った人々は被害の直後から補償や謝罪を要求できるのか、という点であろう。被害に遭った、と証言すること自体が被害者にとって新たな心的および社会的、さらには体力的負担になる場合がある。謝罪および補償の要求運動が成功するためには、被害から比較的早い段階で行動を起こす必要があるが、それは被害の形態などによっては困難を極めるだろう。ただし、2011年には、インドネシアのラワグデで1947年にオランダ軍が行った虐殺に関して、オランダ政府による補

償をオランダの国内法廷が認めた⁶²。また、2012年にはイギリスの法廷が、ケニアの独立のために蜂起したマウマウ団の成員が1950年代に受けた被害に関して、イギリス政府を訴えることが可能だと判断した⁶³。このように約50年経って、植民地支配に伴う虐殺などにおいて、国家が法的責任を問われる事例も出てきている。こうした動きも十分に被害者や遺族を救済できていない、との指摘もあるが、国家の責任を問う上で期待できる事例となったことは確かだ。

⁶² International Crimes Database, “Silan et al. vs The Netherlands”, <http://www.internationalcrimesdatabase.org/Case/1006/Silan-et-al-v-The-Netherlands/>, accessed on May 31, 2016.

⁶³ International Crimes Database, “Mutua et al. vs UK”, <http://www.internationalcrimesdatabase.org/Case/209>, accessed on May 31, 2016.

第2章 移民統合と国民的結合

—フランスにおける政策的背景—

前章ではフランスやその他の国でどのような記憶の承認が行われ、それらがどのように条件づけられているのかを検討してきた。その結果、被害者を生む政策や行動が発生してから補償や謝罪の要請までの時間の経過が比較的短く、法的根拠が明確な場合に法的承認と価値評価による承認が実現し、その他の場合は、両方の様式による承認が実現することは難しいことが明らかになった。したがって、フランスの公的機関がアルジェリアの記憶を承認した点については、時間の経過が比較的短いため、限定的には価値評価が行われているものの、法的根拠がない場合がほとんどであるため、法的な承認はほぼないといえる。

だが、なぜ価値評価という様式で、第1章で示してきたようなアルジェリアの記憶の承認を公的機関が行ったのかは明らかにはなっていない。本章では、フランス政府によるアルジェリアの記憶の承認の政策的背景を検討し、なぜ1990年代以降に公的な記憶の承認にいたったのかに迫り、本研究の仮説を導出する。特に本章では、記憶の承認と移民統合および国民的結合との関連に注目する。

本章で移民統合と国民的結合に注目する理由は以下のとおりである。本研究で取り上げる記憶は個人よりも、大小を問わず特定の集団が有するものであり、集団が有する記憶を政府や自治体が承認する、もしくはしないという決定は、その集団を公権力がどう扱おうとしているのか、という問題に直結する。また、記憶は集団および個人のアイデンティティを構成する、言い換えれば自分が誰なのかを規定する要素の一つであり、記憶を承認されるかどうかは集団や、集団に属する個人のアイデンティティに深く影響する。たとえば、記憶を承認され、フランス社会やフランス政府に認められているという思いを抱けば、集団や個人はこれらに忠誠心を持ったり、これらが提唱する考えを受け入れたりする可能性が高まる。こうした忠誠心や考えの受け入れはアイデンティティの変容と捉えられる。以上に鑑みれば、記憶の承認は、政府等の権力が社会の成員に持たせようとするアイデンティティと関わっている。つまり、公権力にとって記憶を承認するかどうかは必ずしも加害者と被害者の間の和解に直結せず、社会の成員の統制において重要な政策課題だといえる。したがって、政府によるフランス社会の成員の扱い方、そして、政府が成員に持たせたいアイデンティティに関わる領域に位置づけられる移民統合と国民的結合に関わる政策は、本研究が光を当てる記憶の承認と密接に関わっていると考えられる。そのため、本章では移民統合と国民的結合を取り上げる。

第1節 移民の問題視から移民統合および国民的結合へ

第1項 移民統合政策の背景と意図

第1章では第二次世界大戦後という国際政治の広い文脈の中でどのような記憶の承認があったのかを紹介したが、同時期に西ヨーロッパでは国内に在住する移民および今後流入

する移民をどう扱うのか、という問題が重視されるようになった。記憶の承認要請と移民が問題視されるようになったことは決して無関係ではない。国内外から記憶を承認するよう働きかけたさまざまな出自の人々を国家がどう扱うかに関わっているからである。アルジェリアの記憶について国内で働きかけを行う人々の多くは当事者、つまり実際に植民地支配や独立戦争を経験した者である。その一部はフランスに在住するアルジェリア国籍者やアルジェリアに出自を持つフランス国籍者である。したがって、移民を国家がどう扱うのかは記憶の承認および承認要請と密接に関係している。

西ヨーロッパで、政治家が移民を問題視し始めたのは主に1970年代からである。1970年代のオイル・ショック以降続く不況の中で、市民の間および一部の右派の政党が移民を敵視するようになったことに由来する。移民に関わる政策も1970年代から1980年代にかけて、大きく様変わりした。フランスでは1974年から経済移民の受け入れを中道右派のヴァレリー・ジスカル・デスタン (Valérie Giscard D'Estaing) 政権が停止し、さらに、フランス在住の移民を出身国へ帰国させる政策にも取り組んだ。この帰国政策は、帰国する移民に手当てを支払うもので、主にアルジェリア人移民を対象としていた。しかしながら、実際にはスペイン人とポルトガル人の手当て申請者が大半を占め、申請者の内アルジェリア人はわずか4%にとどまったため、政権にとっては失敗だったといえる¹。さらに、右派政権は移民の入国を制限しようとしたが、1981年に政権交代が生じ、左派が政権を担ったために、ジスカル・デスタン政権が考えていたようなよりいっそう厳しい入国の制限は実現しなかった²。ところが、経済情勢の悪化は、1983年以降のPSによる移民政策をジスカル・デスタン政権時のものに近づける結果となり、右派と左派で大きな差はなくなった。すなわち、左派政権も移民を帰国させる政策を実施した。したがって、1970年代までは左派と右派で移民の受け入れをめぐる相違が見られたが、1980年代からは顕著な違いがなくなり、移民政策は制限強化の方向へと進んでいった。

またヨーロッパのレベルでは、1980年代から、とりわけ1985年からシェンゲン加盟国籍者とシェンゲン非加盟国籍者、つまり第三国国民の間で移動に関わる扱いが変わった。すなわち、シェンゲン加盟国の国籍者はシェンゲン圏において自由に移動できるのに対して、第三国国民はシェンゲン圏に入るに当たり、より強力な入国審査を受けることになった。言い換えれば域外国境の管理がより厳格になり、域外の国籍者の入国が制限された。したがって、不況が続く中、フランスおよびヨーロッパのレベルで、移民の入国制限がはかられた。この時期から徐々に人の移動は安全保障の問題として捉えられるようになり、1990年にはヨーロッパレベルでテロリズムや国際犯罪と移民が結び付けられるようになった³。その後、欧州連合 (European Union, EU) レベルでは、マーストリヒト条約で第三国国民の

¹ Gastaut, Yvan. « Français et immigrés à l'épreuve de la crise (1973-1995) », *Vingtième siècle. Revue d'histoire*, no.84, 2004, p.109.

² *Ibidem*, p.109.

³ Huysmans, Jef. 'The European Union and the Securitization of Migration', *Journal of Common Market Studies*, vol.38, no.5, 2000, pp.756-757.

移動に関わる制度が導入され、ヨーロッパ諸国で共通した移民政策における制限強化が先鋭化していった。マーストリヒト条約以降のEUにおける移民政策は必ずしも入国制限を重視するわけではなく、1999年のタンペレ・プログラムでは第三国国民の権利保障が重視された⁴。ところが、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロにより、第三国国民の移民を安全保障の観点から捉えるEUの見方は強まった⁵。

一方で、移民が国民の雇用を奪っているといった排外主義的言説が市民の間で浸透していった。最も顕著な現象は極右政党の台頭であろう。1979年にはイタリア、そして1980年代に入りフランスやオーストリアなど多くの西ヨーロッパ諸国で極右政党が選挙で躍進した。だが、冷戦下において極右政党は移民を敵視していたと同時に、強い反共の色を帯びており、極右政党にとって共産主義と闘うことが最重要事項であった。1990年代に入ってから東西対立の解消もあり、極右政党のみならずさまざまな政党が移民の扱いをより重要な課題として取り上げるようになった。この頃には多くの極右政党が国政や地方あるいは欧州議会の選挙で議席を獲得し、2002年にはフランスの国民戦線 (Front National, FN) 党首であったジャン＝マリー・ルペン (Jean-Marie Le Pen) が大統領選挙の決選投票に進出するにいたった⁶。特に排外主義が矛先を向けるのはアラブ人やイスラム教徒である。アメリカの同時多発テロがフランスを含む多くのヨーロッパ諸国で反イスラム主義を定着させた⁷ことにより、この傾向は一層顕著になった。

移民受け入れ制限を強化していきつつも、国内において排外主義をなくし、移民を社会に参加させるべくフランス政府が重視した概念が「統合 (intégration)」である。1989年にミシェル・ロカール (Michel Rocard) の内閣が創設した統合高等評議会 (Haut Conseil à l'Intégration) は、統合に過程と政策の二つの意味を見出している。過程は「共有された原則の尊重を中心に構成された社会の構築にフランスに住む人々全体が効果的に参加すること」である。政策は「社会的結合を地域および国のレベルにおいて維持するべく行う活動」であり、その目的は「法律の遵守と自らの権利・義務の実行が可能な中で、各人が平和的に、そして正常に生活できること」である。つまり、統合は移民だけを対象とするのではなく、受け入れ社会の成員も移民を受け入れる側として努力することを求められる。その点において、統合は移民と受け入れ社会の成員の対称な関係を前提としているように思える。実際に、移民が有する受け入れ社会との差異を排除する非対称な「同化 (assimilation)」と異

⁴ 土谷岳史「シェンゲンのリスクとEUの連帯」福田耕治編著『EUの連帯とリスクガバナンス』成文堂、2016年、150頁。

⁵ Karyotis, Georgios. 'European Migration Policy in the aftermath of September 11: The Security-migration nexus', *Innovation: The European Journal of Social Science Research*, vol.20, no.1, 2007.

⁶ Perrineau, Pascal. « La montée des droites extrêmes en Europe », *Études*, no.397, 2002.

⁷ 実際に、2001年9月11日以前は、「islamophobie」をフランスの新聞はあまり取り上げていなかったが、テロ事件をきっかけに多く取り上げるようになった。

森千香子「フランスにおける『イスラームフォビア』の新展開とその争点」、『日本中東学会年報』20巻2号、2005年、323-351頁。

なり、統合は「互いの努力を要求」すると評議会は説明している⁸。

ところが、統合には、フランスのアイデンティティを形成する重要な諸原則、たとえば「自由、平等、博愛 (liberté, égalité, fraternité)」や「ライシテ (laïcité)」⁹を移民に受け入れさせる必要がある。つまり、多様な出自を持つ複数の集団が一つの社会の中で共生するのではなく、上記の原則もしくは理念を受け入れた個人が、出自に関係なく、社会を構成し、社会に参加することが統合の目的となっている。したがって、統合は移民の諸集団のアイデンティティに大きく影響を及ぼすものである。また、多様な集団が隣り合って生活を送ることを否定し、個人が、特定の出自などの集団への帰属の有無を問わず、社会を構成し、社会に参加することを求める点において、統合政策は多文化主義政策と異なる。そのため、ロジャース・ブルーベイカー (Rogers Brubaker) のいう、「『同化』の他動詞的な使用法」、すなわち「『強制的な同化』の国家政策やプログラム、あるいは少なくとも人々の意思に反して同化を要求する政策やプログラムを示唆する」意味での同化¹⁰と、統合は明確に違うとは必ずしも言い切れない¹¹。

より正確に言えば、統合は文化的・社会的特徴を完全に排除することを目的とはしておらず、私的空間において個人は自由に自身の特徴を発揮することを認め、基本的には公共圏においてはそういった特徴を認めない。ただしドミニク・シュナペール (Dominique Schnapper) は、これはあくまでも程度の問題であり、統合推進派の論者も移民が有する出自に基づく特徴の完全な否定を目的としていないのみならず、移民の特徴を完全に私的空間に閉じ込めようともしていない、と指摘する¹²。つまり、公共圏において、どの程度移民が持つ特徴を認めるべきなのかが問題なのである。統合は公共圏において移民の特徴を認めることはしないのに対し、多文化主義は個々の共同体を承認し、場合によっては特別な権利を与え、文化的な特徴等を保全するために公費を投じる。こうした具体的な政策としての統合と多文化主義の間の相違点により、統合は同化に近似した移民受け入れモデルとして位置づけられる。建前では、統合は社会全体を対象としているが、第2節で後述するとおり、統合高等評議会は受け入れ社会に多くを求めず、移民や外国に出自を持つ者に多

⁸ Haut Conseil à l'Intégration. *Mots de l'intégration*, <http://www.hci.gouv.fr/-Mots-de-l-integration-.html>, consulté le 10 mars 2013.

⁹ 「非宗教性」を意味するが、フランス独特の概念であり、本研究では「ライシテ」と表記する。

¹⁰ ロジャース・ブルーベイカー『グローバル化する世界と「帰属の政治」』(佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記訳) 明石書店、2016年、206頁。

¹¹ ところで、同化を求める政策が実施されているとはいえ、フランスに「完全に統合した」と思しき者でもあってもフランス社会は統合した移民とフランス人を区別している。この点をアブデルマレク・サヤド (Abdelmalek Sayad) はフランスにおけるアルジェリア人移民に注目し、次のように論じている。すなわち、「完全に統合した」者であっても、いかに「恒常的かつ継続的に滞在し」ていようとも、いかに「国家 (nation) の経済的、社会的、文化的、あるいは政治的活動に大いに参入」していようとも、「移民は常に移民」である。Sayad, Abdelmalek. *La double absence : des illusions de l'émigré aux souffrances de l'immigré*, Seuil, 1999, pp.142-143.

¹² Schnapper, Dominique. *Qu'est-ce que l'intégration ?*, Gallimard, 2007, p.91.

くを求めており、その点においても統合は同化に近いといえる。次項では、フランスで多文化主義政策が否定的に捉えられている点と、移民統合と国民的結合について検討していく。

第2項 移民統合と国民的結合の関係

移民の統合政策はどのように国家や社会が移民を受容もしくは排除するのか、という問いのみならず、誰が移民で、誰が国民なのか、という人々の間の線引きに関わる問いを投げかけた。ヴァンサン・ジェセール (Vincent Geisser) によれば、フランスのアイデンティティが脅威にさらされている時に統合の概念を利用し、政策を実施するために、国家は人々を「我々」と「他者」に分けた¹³。こうした「我々」と「他者」の線引きは「他者」に対して「我々」が誰なのかというさらなる問いを国家および社会に提示した。国家は「他者」に関わる政策として移民の統合を推し進めると同時に、「我々」に関しては国民的結合の促進を試みたのである。

一般的に国民的結合とは「国民的アイデンティティや、場合によっては国民の文化」などを軸としており、「他国」との「対比」の中で捉えられるものである¹⁴。したがって、「共通した価値（言語、文化、生活様式）」を持った国民が国民的結合の前提となっている。そして、その目的は「市民たちを統一する絆を維持し、共に生き、同じ国民に属したいという市民たちの願望を永続させる」ことである¹⁵。

こうした国民的結合と移民統合の関連を意識し、多くの議員が議会で発言している。たとえば、1993年4月28日の国民議会における都市と郊外の対策に関する討論で、保守の共和国連合 (Rassemblement pour la République, RPR)¹⁶ 所属のエルネスト・シェニエール (Ernest Chénier) は次のように述べている。

他者との差異を認める目印であり、差異に対する尊重となる献身的な行為を〔ライシテは〕招き、その行為は個人の信条に対する慎みの義務を伴います。こうしたライシテのみが社会的および国民的結合を維持し得ます。こうしたライシテのみが、異なる記憶を持ち、フランスの市民権に殺到する、若く、熱意のある男性と女性たちの波を、一つの共通したアイデンティティに統合することができるでしょう。学校という空間の中で、全員が個別の記憶を抑え、同じ未来に向けた同じ記憶、すな

¹³ Geisser, Vincent. « L'intégration républicaine : réflexion sur une problématique post-coloniale », in Pascal Blanchard et Nicolas Bancel, *Culture post-coloniale 1961-2006*, Autrement, 2006.

¹⁴ Guibet Lafaye, Caroline & Annick Kieffer. « Interprétations de la cohésion sociale et perceptions du rôle des institutions de l'Etat social », *L'Année sociologique*, vol.62, 2012, p.197.

¹⁵ David, Franck. « Le président de la République, garant de la cohésion sociale », *Revue française de droit constitutionnel*, no.59, 2004, p.537.

¹⁶ のちに国民運動連合 (Union pour un mouvement populaire, UMP) になり、2015年に共和派 (Les Républicains, LR) に改称。

わちフランスの記憶、フランスの未来の中で成長していくべきなのです。¹⁷

シェニエールはライシテを軸とした教育が多く移民を抱える地域で重要な役割を担っていると論じている。そして、シェニエールによれば、多様な出自を持つ移民による「一つの共通したアイデンティティ」への統合と国民的結合は分かちがたい関係にある。中道右派のフランス民主連合 (Union pour la démocratie française, UDF) のフランシス・ドラートル (Francis Delattre) も 1993 年 7 月 13 日に行われた、移民の受け入れの厳格化と取り締まりの強化を定めた法案¹⁸の審議で、「この課題について真剣に取り組みたいと考えているのは、この課題が本当に国民的結合に関する問題だと確信しているからです」と述べている¹⁹。移民に関する政策は国民的結合と深く関わっているという認識がこうした発言から見て取れる。

実際に、国民的結合を強化するための政策として、複数の法律が制定された。たとえば、1993 年には国籍法が改正され、フランスで外国籍の両親から生まれた子供はフランス国籍の取得意思を表明しない限り、フランス国籍が取得できなくなった²⁰。国民としての帰属意識の表明を国籍取得のために要求することにより、フランスの出生地主義は限定的となった。また、1994 年のフランス語の使用に関するトゥーボン法²¹も国民的結合を強化するために制定された。この法律は消費者への情報提供や職場、教育、メディア、公共サービス等においてフランス語を使用するよう定めている。その第一条は「フランス語はフランスの人格および財産の基本的要素である」と宣言している。いずれの法律も、外国の「他者」に対して国民たる「我々」が誰なのか、どういった国民的アイデンティティを持つべきなのかを国籍や言語によって規定しており、国民的結合の強化を図っている。

さらに、議会における審議以外の場でも、移民統合と国民的結合を結び付ける考えは出現している。統合高等評議会がまとめた 1992 年の報告書で、「社会全体にとっての [移民] 統合の挑戦は、結合を維持しながら多様性を受け入れることである」としていることが例に挙げられる²²。2005 年の報告書も、「統合が俎上に挙げる問題は、直接的に国民的結合と

¹⁷ « Seconde session ordinaire de 1992-1993 (9^e séance): Compte-rendu intégral 1^{re} séance du mercredi 28 avril 1993 », *JORF*, no.9[1] A. N. (N. R.), 1993, p.180.

なお、シェニエールは中学校の校長だった 1989 年に、初めて公立学校におけるイスラム教徒女子生徒によるスカーフの着用を問題視した者である。

Libération, « Ernest Chénier redevient proviseur », http://www.liberation.fr/france-archives/1997/09/05/ernest-cheniere-redevient-proviseur_216266, consulté le 18 décembre 2016.

¹⁸ のちに可決され、loi no.93-1027 du 24 août 1993 として成立。

¹⁹ « Deuxième session extraordinaire de 1992-1993 (17^e séance): Compte-rendu intégral 2^e séance du mardi 13 juillet 1993 », *JORF*, no.50[2] A. N. (C. R.), 1993, p.3288.

²⁰ Loi no.93-933 du 22 juillet 1993, art.11. ただし、後に意思表示の手続きは廃止された。

²¹ Loi no. 94-665 du 4 août 1994.

²² Haut Conseil à l'Intégration, *Conditions juridiques et culturelles de l'intégration*, 1992, p.33.

統合高等評議会は 1991 年から 2013 年までほぼ毎年統合に関する報告書を公開している。なお、毎年一本の報告書とは限らず、一年に複数の報告書を出していることもある。

共和国の観念に関わっている」と記し、1992年の報告書と同じように国民的結合と移民統合の関係を前提としている²³。

加えて、2005年の報告書は、労働省と予算省の管轄下にある行政機関の「統合と差別撤廃のための活動と支援の基金 (Fonds d'action et de soutien pour l'intégration et la lutte contre les discriminations, FASILD)」²⁴による意見書を付録にしており、FASILDは次のように移民の態度と国民的結合の関係について述べている。

従来とは異なり、諸形態のコミュニタリズムの台頭は、共同体の閉塞よりも、訴えかける行為、時には攻撃的な態度として現れる。適切で効果的な対応を示さなければ、コムニタリズムの台頭は長期的に国民的結合をゆがめ得る。²⁵

つまり、移民などのマイノリティによるコムニタリズムは国民的結合にとって脅威であり、対応する必要がある、とFASILDは主張しているのである。コムニタリズムは直訳すれば「共同体主義」となるが、一般的にフランス語では否定的な意味合いを持つ概念として使われている。宮島喬は「民族コミュニティが、排他的にそのアイデンティティや文化の承認を要求したり、なんらかの目的に対して利益集団的に行動したりする傾向」であると定義している²⁶。この要求は公の場で国家に対して行うものである。また、『共同体』による現実におけるまたは想像上の自閉の意味も持ち、多文化主義による「悪影響」を強調する語でもある²⁷。言い換えれば、コムニタリズムは、一つもしくは複数の共同体による権利要求や閉鎖的様態が、社会が一体となることを阻み、社会の中に境界線を引くという現実または想像上の現象を指す。こうしたコムニタリズム言説と呼べるような主張は政治家の発言や政府関連機関の報告書で一般的なものといえる。

コムニタリズムがフランスの国民的結合を脅かし、また、その対処法として移民を統合させる、すなわちフランスがかかげる原則などに従わせる必要がある、という主張は右派の政治家にも、左派の政治家にも見られる。右派の政治家ではたとえば、1993年に内務大臣だったシャルル・パスクワ (Charles Pasqua) は、アングロサクソン型の移民政策モデルとフランスの移民政策モデルを対比し、フランス型のモデルの重要性を次のように論じていた²⁸。すなわち、「フランス共和国が『一で不可分』」であろうとしているところ、「共

²³ Haut Conseil à l'Intégration. *Bilan de la politique d'intégration 2002-2005*, 2005, p.8.

²⁴ FASILDの役割などについては以下を参照。

Sénat, « Projet de loi de programmation de cohésion sociale », <http://www.senat.fr/rap/a04-033/a04-0338.html>, consulté le 6 février 2016.

²⁵ Haut Conseil à l'Intégration. *Bilan de la politique d'intégration 2002-2005*, 2005, p.110.

²⁶ 宮島喬「移民マイノリティと問われる『フランス的統合』」『商経論叢』41巻2号、2006年、47頁。

²⁷ Benbassa, Esther ed. *Dictionnaire des racismes, de l'exclusion et des discriminations*, Larousse, 2010, p.233.

²⁸ Vie Publique, « Déclaration de M. Charles Pasqua, ministre de l'intérieur et de l'aménagement du territoire, sur la lutte contre le racisme les projets de loi sur l'immigration et le code de la nationalité,

同体の隔離政策を行っているアングロサクソン型モデルが社会的調和とゼノフィリアの理想」と主張する勢力がいるが、そういった政策モデルを選んだ場合、ゲットーの形成につながると論じている。そして、「共和主義的同化、つまりすべての人に対し同じ法律、同じ権利および同じ義務」が望ましいとしたうえで、「いかに効果的な垣塙であっても、全世界の困窮を引き受けることはできない」ため、移民の流入を管理するべきだ、と主張している。文化や出自に基づいた共同体がそれぞれ離れて生活する、という社会はフランスのかかげる原則にそぐわず、移民の受け入れを限定し、統合、言い換えれば「共和主義的同化」を実施するべきである、という趣旨の発言だ。移民の統合をパスクワが「共和主義的同化」と呼んでいる点が特に興味深く、パスクワが同化と統合を同一視していることが分かる。既述のとおり、表向きには統合は同化とは異なるが、実際には区別が難しい。「共和主義的」という修飾によって同化を正統化しているが、共和国の原則を移民に受け入れさせる政策は、受け入れ社会と移民の「互いの努力を要求」するものとはいえないだろう。こうした主張はパスクワのような右派政治家に限定されるものではない。たとえば、主権主義左派²⁹と言われているジャン＝ピエール・シュヴェンヌマン (Jean-Pierre Chevènement) は、市民性や平等の原則を犠牲にしたコミュニタリズムが複数台頭している、と1998年に内務大臣だった時代に主張している³⁰。したがって、コミュニタリズムの台頭を恐れ、移民の統合を進める必要を訴える政治家は右派にも左派にもいるといえよう。

このようにコミュニタリズムの台頭を問題視し、移民の統合を促進する傾向はフランス政治で一般的といえるが、必ずしも差異を排除する形で統合を推し進めようとする政策ばかりが実施されているわけではない。たとえば、1997年にはPSのエリザベート・ギグー (Elisabeth Guigou) が国民議会で、1993年に厳格化されていたフランス生まれの者の国籍取得条件を緩和する法案について次のように述べている。すなわち、統合が重要だからこそ、フランスで生まれ育った者に対するフランス国籍の取得条件を緩和するべきである³¹。統合を促進するために移民や移民が有する差異を排除するのではなく、統合を促進するために人々を包摂する、という主張である。

以上を踏まえると、移民をはじめとするマイノリティの攻撃的および閉鎖的とされる共同体のあり方、すなわちコミュニタリズムが国民的結合にとって脅威を成しており、脅威をなくすために統合という手段が必要だ、という考え方がフランス政治において支配的だ

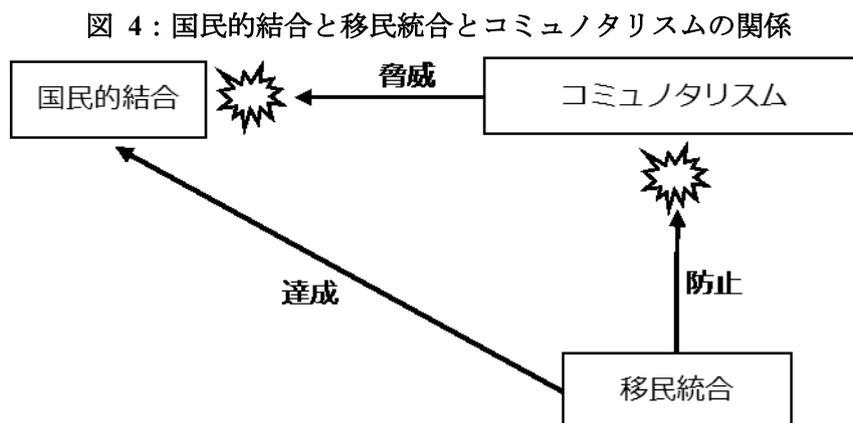
et l'intégration des immigrés, Paris le 14 octobre 1993. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/933277600.html>, consulté le 10 février 2016.

²⁹ 自由主義経済およびヨーロッパ統合による国家主権の侵害に反対する立場。

³⁰ Vie Publique, « Déclaration de M. Jean-Pierre Chevènement, ministre de l'intérieur, président du Mouvement des citoyens, président d'honneur et fondateur du club République Moderne, sur la sécurité, l'intégration sociale, la citoyenneté, la République et l'Europe des nations, Perpignan le 23 août 1998. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/983002270.html>, consulté le 10 février 2016.

³¹ Vie Publique, « Déclarations de Mme Elisabeth Guigou, ministre de la justice, sur les enjeux et les principales dispositions du projet de loi sur la nationalité française, à Paris, à l'Assemblée nationale les 26 novembre et 1^{er} décembre 1997. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/983000281.html>, consulté le 12 février 2016.

といえよう。言い換えれば、この考えはフランス社会にとってどういったアイデンティティの人間が好ましいのかを規定している。文化的な差異や政治的な主張に基づく閉鎖的とされる共同体を形成したり、文化的な差異や政治的な主張を全面に出し、社会に問いかける共同体を形成したりする者は、国民的結合を支えるアイデンティティを共有しておらず、社会の分断を招く、好まれざる者となる。図4は、国民的結合と移民統合とコミュニタリズムの関係を図式化したものである。



こうした共同体の自閉や積極的な政治的・社会的活動を多くの政治家が排除しようとする際に、フランスの憲法がかかげる原則が根拠となっている。次節で、どういった原則なのか、そしてその原則がどのようにコミュニタリズムの排除、国民的結合と移民統合の促進に関わっているのかを検討していく。

第2節 平等原則と政策

第1項 憲法上の原則

コミュニタリズムを排除し、国民的結合と移民統合を促進する根拠はフランス社会に根付いている憲法上の諸原則にあると思われる。1958年に制定された第五共和政の憲法第1条は「フランスは不可分で、非宗教的、民主的で社会的な共和国である。出自、人種または宗教を問わずすべての市民の法の下での平等を保証する」としており、第2条4項は『自由、平等、博愛』が共和国の標語である」と定めている。1946年に制定された第四共和政の憲法の前文および第1条でも同様の規定がある。これらの規定が示しているフランスの共和国としての原則の中で、最も頻繁に政治家が言及するのは平等、不可分性、そして、ライシテであろう。

さまざまな差異にかかわらず、人々は平等である、とする第四共和政や第五共和政の憲法は、1789年にフランス革命時に定められた「人間と市民の権利の宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)」第1条で言及している原則に基づいている。すなわち「人間は自由かつ権利において平等に生まれ、生存する。社会的区別は共通の利益に基づいて

のみ設けられ得る」という条文である。「自由」にも言及しているが、後半で「区別」に言及しており、この「区別」はあくまで「平等」における例外的な扱いであり、許容される場合は限られることを示している。そのため、この条文全体が「平等」を主として取り上げていると理解して良いだろう。「人間と市民の権利の宣言」において平等こそが自然権の基本を成す原則なのである³²。この考えを1946年および1958年のいずれの憲法も踏襲している。さらに、憲法学者のアンヌ・ルヴァド (Anne Levade) は両憲法において「いかなる区別も禁じる一体」を共和国は成していると分析し、法律上の解釈としては、フランスにはマイノリティが存在しておらず、「フランスの人々の間における諸集団の特定は平等の否定を意味する」ことになると述べている³³。こうした平等の解釈はフランス特有のものであり、他の国で見られる法の下での平等などとは異なる。

この平等原則に基づけば、ルヴァドが指摘したように個別の集団が共和国を構成しているのではなく、個人が集まり一体を成しているため、共和国は個別の集団に分割され得ない。したがって、1946年憲法および1958年憲法の第1条が規定する「不可分な共和国」は平等原則の帰結といえるだろう。

そして、ライシテは人々の間で個別の集団を作り出さないための公共圏における宗教の排除を意味し、不可分性と同様に平等原則の帰結と位置付けられる。

こうした個人と国家の関係こそがフランスの共和国モデルの前提となっている。つまり、個別の共同体が有する特異性を無視した、個人と国家の直結した関係、および、各個人による共和国の諸原則への賛同が共和国モデルと呼べる、フランスの国家観だ³⁴。

以上を踏まえると、次のようにまとめられる。第二次世界大戦後の憲法で明示されている平等の原則は「人間と市民の権利の宣言」に起源を持ち、自由などの原則に比べ、1789年当時からすでに重要な原則として理解されていた。戦後の二つの憲法においては、平等原則はさらに重要な意味を持ち、フランスの共和国モデル自体を支えるものとなった。これはフランスに特異な平等の捉え方である。さらに、こうした平等の理解は法律の解釈や学説にとどまらず、実際の政策にも色濃く反映されている。この点を次項で検討していく。

第2項 移民統合と国民的結合と平等原則

平等は移民統合と国民的結合を促進する政策で重視されている原則である。1991年の統合高等評議会報告書には、フランス革命および「人間と市民の権利の宣言」に基づき「高等評議会は統合のフランス的な解釈は諸マイノリティの論理ではなく、平等の論理に従うべきである」という確信をここに明記する(強調は原文)とある³⁵。つまり、複数の共同体

³² Levade, Anne. « Discrimination positive et principe d'égalité en droit français », *Pouvoirs*, no.111, 2004, pp.56-57.

³³ *Ibidem*, p.59.

³⁴ Streiff-Fénart, Jocelyne. « Le « modèle républicain » et ses Autres : construction et évolution des catégories de l'altérité en France » (Traduit de l'anglais par Françoise Gardes), *Migrations Société*, no.122, 2009.

³⁵ Haut Conseil à l'Intégration. *Pour un modèle français d'intégration : premier rapport annuel*,

がフランス社会を構成しており、それぞれの共同体の特質を社会や国家権力が承認するという形ではなく、移民統合はあくまで個人が平等に存在していることを前提としている。同じ報告書には人々の間の差異について次のように書かれている。

権利と義務の平等に基づき、我々の社会における異なるエスニック・文化的な要素が連帯し、社会のルールを受け入れ、社会の一部となった一人ひとりに、出自にかかわらずその社会の中で生きていく可能性を与えるために、差異を否定せず、また賛美もせず、共通点や一致する点に統合政策は重きを置いているのである。³⁶

ここでは、統合政策は移民に、自身の出自を強調するのではなく、受け入れ社会のルールに従うことを理想としていることが分かる。すなわち、前述のとおり、受け入れ社会と移民に努力を要求する建前が統合にはあるが、実際に政策に注目すると、受け入れ社会への努力要求はほぼなく、移民が努力を強いられてばかりいる構図が浮かび上がる。この点は、アブデラリ・ハジャット (Abdellali Hajjat) が論じているように、『[社会]の統合』から『[社会]への統合』(傍点は筆者)に概念の意味がすり替わったことを明らかにしている³⁷。その結果、支配的立場にある「統合されている者」と被支配の立場にある『統合』への候補者」の間で線引きができたとハジャットは指摘している。そして、すでに述べたとおり、移民統合は国民的結合を実現し、維持し、コミュニタリズムから守るために実施する必要があるため、平等は地続きの関係にある両者を支える原則だといえる。

なお、移民統合が国民的結合のために行われるため、両者は政府にとって地続きの関係にある、といえるが、国籍の観点からもこの両者は明確に分けることができない。たとえば、移民が帰化したり、移民の子供がフランスで生まれれば、彼女ら・彼らはフランス国籍を取得することになる。では帰化した者や親が外国籍のフランス国籍者は移民統合の対象ではないといえるだろうか。フランス政府による移民の定義に基づけば、帰化した者は移民であり続け、フランス生まれの人は国籍にかかわらず移民ではない³⁸。ところが、統合高等評議会の報告書ではたびたび「移民出身の若者 (jeunes issus de l'immigration)」に言及している³⁹。この表現は外国籍の若者も生まれながらフランス国籍の若者も含めていることが多い。また、1998年の報告書では「外国籍の人や外国に出自を持つフランス人」が差

1991, p.19.

³⁶ Haut Conseil à l'Intégration. *Pour un modèle français d'intégration : premier rapport annuel*, 1991, p.18.

³⁷ Hajjat, Abdellali. *Immigration postcoloniale et mémoire*, L'Harmattan, 2005, p.38.

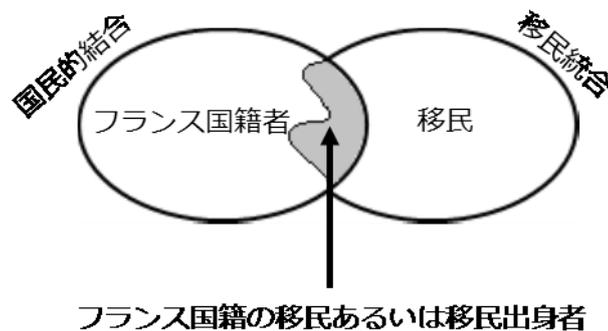
³⁸ 移民の定義は「外国で外国籍として生まれ、外国人として長期滞在を前提としてフランスに入国した者」となっており、「移民は、フランス滞在期間中にフランス国籍を取得する場合もある」とある。

Haut Conseil à l'Intégration, « Mots de l'intégration », <http://archives.hci.gouv.fr/-Mots-de-l-integration-.html>, consulté le 11 mai 2016.

³⁹ Haut Conseil à l'Intégration, *20 ans du Haut Conseil à l'Intégration*, 2010.

別の被害に遭っていることを取り上げている⁴⁰。したがって、統合の対象には、フランス国外で生まれた外国籍保持者でフランスに移住した者、という政府が定めている移民の定義に当てはまらない人々もいる。一方で、国民的結合はフランス国籍の者を対象としていると考えられるため、移民の親を持つフランス生まれのフランス国籍者などは、移民統合の対象でありながら、国民的結合の対象でもある。そういった意味において、移民統合と国民的結合の境界線は曖昧であり、両者は地続きの関係にあると位置づけられるだろう。以下の図5に、以上で説明した国民的結合と移民統合の関係を表した。

図5：政策の対象者の観点から見た国民的結合と移民統合の関係



以上を踏まえると、移民統合と国民的結合の促進は、フランス社会の構成員全員が同じ原則を受け入れ、平等な個人として生きることにつながる。政策上、文化的な差異を否定しないと統合高等評議会は主張しているが、平等な個人として生きるという考え方は、社会と個人の関係に関わる文化と関連しているため、文化的な差異を否定せず、文化的な押し付けを行わない、という統合政策の前提は建前に過ぎない。また、国民的結合はすでに説明したとおり、国民の間で共有されたアイデンティティを軸としているため、移民統合と国民的結合を促進する政策はいずれも人々のアイデンティティに影響を与えようとする。

移民のみならず、フランス社会の構成員全員のアイデンティティに踏み込んだ統合をフランス政府が重視するようになった中で、特定の共同体が持つ記憶の承認は困難かと思われた。なぜならば、記憶はアイデンティティを構成する一部であり、記憶を承認することは特定のアイデンティティを持つ者を優遇する措置であると理解できるからである。つまり、記憶の承認は共和国の理念である平等に反し、コミュニタリズムを促進する可能性がある。しかし、フランス政府は統合が基づく理念に一見反するかのような形で、複数の集団の記憶を承認するようになった。ただし、フランスを取り巻く条件に鑑みると、政府をはじめとする公的機関が承認を選択したことにはある種の合理性があるといえる。次節で詳しく説明する。

⁴⁰ Haut Conseil à l'Intégration, *Lutte contre les discriminations : faire respecter le principe d'égalité*, 1998.

第3節 国民的結合と移民統合を促進するための記憶の承認

アルジェリアの植民地支配と独立戦争に関わる記憶を公的な場で政府や自治体が承認することは、平等原則に反し、特定の集団を優遇することになり得る。しかしながら、1990年代以降多様な形で、多様な集団が有するアルジェリアに関する記憶が公的に承認されてきた。

シュナペールは、移民に対する福祉政策の実施の際に、支援を必要とする人々の特異性が考慮されたため、より一層集団独自の特徴が強調されるようになったと論じている⁴¹。そして、その結果、さまざまな集団が自らの記憶を公的に承認するように政府等に働きかけるようになった、としている。こうした特定の集団の記憶への配慮は、「国民的な記憶を更新し、より広く、より公正なものにする」と評価している⁴²。すなわち、排除されていた記憶を公的に承認することは、その記憶を主張する集団を優遇しているのではなく、その集団の冷遇を克服する、とシュナペールは考えている。ただし、この説明では、なぜ政府等が諸集団の記憶を承認するようになったのかが不明である。第1章で見たように、植民地支配や独立戦争から比較的時間の経過が短い点が、アルジェリアの記憶の公的承認を可能としたことは推測できるが、何のためにフランスの公的機関がそれらの記憶を承認したのかをさらに考えるべきであろう。

シュナペールが多様な集団に特異な記憶を公的に承認することは「国民的な記憶を更新」としてしているように、それまで排除されてきた記憶を承認する記念碑や博物館などができれば、フランス国民の公式な記憶は改められる。ハルキや引揚者、アルジェリア人移民などが有する記憶を政府が承認する理由は、これらの集団をフランス社会に包摂するためと考えられる。アルジェリア人移民の持っている記憶は国立移民歴史館や1961年10月17日の警察によるアルジェリア独立派の殺害を認める記念プレートなどの形で承認されている。こうした政府や自治体の行為は在仏アルジェリア人移民に寄り添い、アルジェリア社会との和解への前進と解釈されやすいだろう。

だが、痛ましい記憶を作り出した出来事、つまり植民地支配や独立戦争、警察による取り締まりなどの責任の所在を公的機関は明らかにしていない。言い換えれば、公権力たる公的機関は自らの責任を認めずに、記憶を承認している。したがって、シュナペールのいうように、結果的に「より公正」な記憶を形成するとしても、痛ましい事件の被害者や被害者の子孫らに謝罪や悔恨の念を表し、和解に近づくために公的機関は記憶を承認しているのではない。

特定の記憶を承認する理由として挙げられるのは、移民統合と国民的結合の促進である。排除されてきた記憶を新たに国民の記憶に加えれば、より多くの人々がフランス国民やフランス社会に包摂されたと感じるだろう。つまり、記憶の承認は移民受け入れ社会が移民

⁴¹ Schnapper, Dominique. *op. cit.*, pp.191-199.

⁴² *Ibidem*, pp.196-197.

を迎え入れる一方で、国民や社会の一員としてのアイデンティティを移民に持たせる機能を持っているといえよう。

また、こうした政府の行為は、第1章で論じたように、苦痛な経験に関わる記憶を承認してほしい、という要望を1990年代以降に強く被害者らが訴えるようになったことと当然ながら無関係ではない。こうした記憶への関心の高まりと相まって、フランス政府はアルジェリアの記憶を承認するようになったのであろう。

以上を踏まえると、政府や自治体などの公的機関にとって、諸集団の記憶の承認は、移民統合と国民的結合を促進する方法の一つとして位置づけられる。第1節で論じた内容と結び付ければ、それまで排除されてきた共同体の記憶を承認することにより、排除されてきた者を包摂すると同時に同化させることが可能な方法だといえる。つまり、1990年代以降公的な記憶の承認は国民的結合と移民統合を目的としていた、という仮説が立てられる。言い換えると、一見すると共和国モデルに反していた特定の共同体の記憶の承認が、実際には共和国モデルに則って実現していた、という仮説である。次章以降で事例研究を通じてこの仮説を検証していく。

ところで、移民統合および国民的結合の促進を目的とした記憶の承認が実際に移民統合と国民的結合の達成に結びつくかどうか、という点には留意が必要である。すなわち、政策を支える政府の意図と、政策の効果は必ずしも一致しない。本研究で取り上げている記憶の承認が実際に移民統合と国民的結合をもたらした、もしくはもたらしつつあるのかどうかは本研究の射程を超えているため、検証しないこととする。

第4節 まとめ

本章では、フランスの公的機関がなぜ1990年代以降アルジェリアの植民地支配および独立戦争の記憶を承認するようになったのか、という問いに対し、仮説を導出した。とりわけ、フランスの移民統合と国民的結合を促進する政策がどういったもので、互いにどう関連しており、記憶の承認とこの二つの政策上の要素がどう関わっているのかを明らかにした。すなわち、フランスの政府や自治体がアルジェリアの記憶を承認したのは地続きの関係にある移民統合と国民的結合を促進するためだった。その結果、排除されてきた記憶は国民が共有する、もしくは共有するべきとされる記憶に包摂され、一見「より公正」な記憶の形成が実現したように思えた。しかしながら、アルジェリア人移民などのフランス社会への同化、言い換えれば出自などに基づく文化的特徴の抑制が記憶の承認の目的だったといえよう。また、記憶を承認することこそ、コミュニタリズムを回避する方法だったともいえる。

以上の仮説を第2部で事例を以て検証していく。

【第2部 事例研究】

第3章 国民的結合を促進する記憶の承認

—アルジェリアに関わる記憶関連法—

本研究の仮説を第2章で提示し、説明した。本章から第5章でその仮説を、事例を通じて、検証していく。そのため、まずは本章で、1990年代以降になり、アルジェリアの記憶をフランスの公的機関が承認したのは国民的結合の促進のためだったことを、記憶関連法の事例を以て明らかにする。

フランスにおける記憶の承認の形式の一つとして記憶関連法の制定が挙げられる。記憶関連法とは、記憶の承認を主な目的とする法律を指す¹。フランスの立法府は1990年代以降に、法律の中で積極的にアルジェリアの記憶を取り上げるようになった。序章第3節第4項で8つの記憶関連法を挙げたが、そのうち次の4つがアルジェリアに関わっている。すなわち、1994年の「補充兵部隊の元構成員およびそれに準ずる者またはアルジェリアで捕虜の状態にあった者に関する法律」(ハルキ法)²、1999年の「『北アフリカにおける活動』を『アルジェリア戦争もしくはチュニジアとモロッコにおける戦闘』という表現に置き換えることに関する法律」(アルジェリア戦争法)³、2005年の「フランス人帰還者に対する国民による感謝および交付金に関する法律」(帰還者法)⁴、そして2010年の「フランスの核実験による被害者の認定および賠償に関わる法律」(核実験被害者法)⁵である。

本章では、上記の四法のうち、PSを中心とした左派連合内閣の下で制定されたアルジェリア戦争法、および、右派の国民運動連合(Union pour un mouvement populaire, UMP)内閣の下で制定された帰還者法の二法を取り上げる⁶。ハルキ法と核実験被害者法は研究対象から除外した。ハルキ法は主に補助金給付を目的としており、核実験被害者法は1960年から1998年までの間にアルジェリアとポリネシアでフランスが行った核実験により健康被害を受けた者に対する補償を定めている。いずれの法律も法的承認を行っており、本研究が主に関心を寄せる価値評価という承認様式をとっていないため、研究対象とはしない。

本章では、1990年代に入ってからフランスの立法府がアルジェリアの記憶を承認したのは国民的結合のためであったことを、二つの記憶関連法の事例を通じて明らかにする。そのために、制定過程と条文の分析を通じて、アルジェリア戦争法と帰還者法が誰の、どのようなアルジェリアの記憶を、どのように承認しているのかを考察する。また、アルジェリアとの和解に貢献する形で記憶が承認されているのかを検討し、アルジェリア側の反応

¹ Marc Frangi, « Les « lois mémorielles » : de l'expression de la volonté générale au législateur historien », *Revue du droit public*, no.121 no.1, 2005, p.245.

² Loi no.94-488 du 11 juin 1994.

³ Loi no.99-882 du 18 octobre 1999.

⁴ Loi no.2005-158 du 23 février 2005.

⁵ Loi no.2010-2 du 5 janvier 2010.

⁶ 内閣の変遷については付録1を参照されたい。

にも注目していく。

第1節 アルジェリア戦争法と帰還者法

第1項 アルジェリア戦争法の概要と法案提出までの過程

● 法律の概要

アルジェリア戦争法は「軍人廃疾年金および戦争被害者に関する法典 (Code des pensions militaires d'invalidité et des victimes de la guerre)」と「共済法典 (Code de la mutualité)」を修正している。それぞれの法典で使用されている「北アフリカにおける活動 (opérations d'Afrique du Nord)」という文言をアルジェリア戦争法は「アルジェリア戦争もしくはチュニジアおよびモロッコにおける戦闘 (guerre d'Algérie ou [...] combats en Tunisie et au Maroc)」に置き換えている。その他の修正は行っていない。

この法律は価値評価としての承認を行っている。もともとアルジェリア独立戦争で戦った軍人は戦争ではない活動に参加したと認定され⁷、年金の受給額が戦争に参加したと認められた者よりも低いという問題が生じていた。しかし、第1章で述べたとおり、1974年に制定された「1952年1月1日から1962年7月2日までの間に北アフリカで行われた活動に参加した者に戦闘員としての身分を与える法律」⁸（以下、戦闘員身分付与法）が「軍人廃疾年金および戦争被害者に関する法典」に「以前の紛争における戦闘員と厳密に平等な条件の下で」、「北アフリカで行われた活動」に参加した者による任務を国家が認める、という趣旨の条文⁹を加えることで受給額に関する問題は解消していた。1974年の法律が「北アフリカで行われた活動」に参加した軍人を、戦争に参加した戦闘員と同等に扱うことを定めた結果、「北アフリカで行われた活動」の参加者とその他の戦闘員の間が生じていた年金の受給額における差がなくなったのである。ただし、1974年の戦闘員身分付与法は「北アフリカで行われた活動」を「戦争」とは認めていない。この点をめぐって、アルジェリアで戦った元戦闘員をはじめとする人々が問題提起したのである。その結果、「北アフリカで行われた活動」が「戦争」であったという記憶を承認する1999年のアルジェリア戦争法が制定されたのである。以下では、市民によるどのような働きかけがあったのかを整理する。

● 法案提出までの過程

アルジェリア戦争法が制定されるまで、多くの元戦闘員が運動を行ってきた。早くからできた団体に「アルジェリア・モロッコ・チュニジアで活動した元戦闘員の全国連合会

⁷ アルジェリア独立戦争は1999年まで戦争として公式には認められていなかったが、インドシナ戦争に関して、早い段階で戦争であったことが公式に認められている。たとえば、1952年7月1日の政令 (décret) は「インドシナにおける戦争の状態もしくは戦争の活動 (situation ou [...] opérations de guerre en Indochine)」という文言を含んでいる。(Décret no.52-769, art. 1^{er})

⁸ Loi no.74-1044 du 9 décembre 1974.

⁹ Loi no.74-1044 du 9 décembre 1974, art. 1^{er}.

(Fédération Nationale des Ancien Combattants en Algérie - Maroc - Tunisie, FNACA)」がある。1958年から活動しており、1999年には35万人の加入者を誇り、『アルジェリア帰還兵 (*L'Ancien d'Algérie*)』という題名の「アルジェリア・モロッコ・チュニジア (1952年-1962年) で活動した元戦闘員に特化した唯一の雑誌」を発行している¹⁰。この団体は年金受給額の問題を解消するために、法整備の必要性を訴え、1974年には戦闘員身分付与法の制定にこぎつけた¹¹。その後は、アルジェリア独立戦争が戦争であったことを国に認めさせるための法律を制定するよう働きかけていた。1996年3月にはRPRの国民議会議員のマルク・ルフューール (Marc Le Fur) が「アルジェリアにおける戦争状態認定に関する法案」を提出した¹²。この法案は可決されなかったが、同年9月18日にFNACAを含む「北アフリカで活動した元戦闘員を代表する全国団体の共同戦線 (Front uni des organisations nationales représentatives des anciens combattants en Afrique du Nord)」が大統領のシラクと面談し、大統領から「公式な言葉づかいを一般的なものと一致させる」法律の制定への同意を取り付けた¹³。

1997年10月18日にはPSの退役軍人閣外大臣¹⁴のジャン＝ピエール・マスレ (Jean-Pierre Masseret) が初めて公式演説で「アルジェリア戦争」という呼称を使用した¹⁵。さらに、1999

¹⁰ *L'Ancien d'Algérie*, no.378, juin-juillet 1999, p.1 et p.4.

¹¹ ただし、1974年まで、アルジェリアで戦った軍人に対し、全く支援がなかったわけではなく、たとえば、1967年には全国元戦闘員および戦争被害者機構 (Office national des anciens combattants et victimes de la guerre) が付与する「国民的感謝の称号」(Titre de reconnaissance de la nation) を受けることが可能となった。(Loi no.67-1114 du 21 décembre 1967, art. 77.) この称号を取得することにより、税制優遇などが受けられるようになる。だが、こうした措置では他の戦争の元戦闘員とは身分は異なり、通常の前戦闘員が受けられる社会保障等が完全には受けられない。

Office national des anciens combattants et victimes de la guerre, « Obtenir un Titre de Reconnaissance de la Nation (TRN) », <http://www.onac-vg.fr/fr/missions/trn-titre-reconnaissance-de-la-nation/>, consulté le 7 juin 2016.

¹² Proposition de loi no.2678 déposée à l'Assemblée Nationale (X^e législature).

¹³ *L'Ancien d'Algérie*, no.378, juin-juillet 1999, p.3.

¹⁴ ここでは Secrétaire d'Etat à la Défense et aux Anciens Combattants を退役軍人閣外大臣と訳した。本来ならば、ancien combattant は戦争で戦った経験を持つ元戦闘員を指すため、単なる退役した軍人とは異なる。ただし、フランス大使館の訳では退役軍人となっているため、大臣職を指す際には便宜的に退役軍人という言葉を使用する。たとえば、次を参照。在日フランス大使館「ヴァルス新内閣」<http://www.ambafrance-jp.org/article9774>、2016年6月7日閲覧。

なお、退役軍人大臣や退役軍人省はアメリカやカナダ、アルジェリア、クロアチア、オーストラリアなどに存在し、フランスでは官職名の変遷はあったものの、1936年から退役軍人大臣の職は存在する。1920年に創設された軍人年金大臣を継承するポストである。軍人年金大臣は第一次世界大戦の元戦闘員の年金や医療支援を担当するために新たにできた大臣職だった。戦間期の元戦闘員に対する支援の歴史に関してはジャン＝フランソワ・モンテ (Jean-François Montes) の論文を参照されたい。

Montes, Jean-François. « L'office national des anciens combattants et victimes de guerre. Création et actions durant l'entre-deux-guerres », *Guerres mondiales et conflits contemporains*, no.205, 2002.

¹⁵ Proposition de loi no.1293 déposée à l'Assemblée Nationale (XI^e législature).

年2月にはパリにある凱旋門に「アルジェリア戦争とチュニジアおよびモロッコにおける戦闘でフランスのために亡くなった者へ 1952-1962 (Aux Morts pour la France lors de la guerre d'Algérie et des combats de Tunisie et du Maroc 1952-1962)」と刻まれたプレートが設置された¹⁶。それまでは、「北アフリカでフランスのために亡くなった兵士へ (Aux militaires morts pour la France en Afrique du Nord)」という文言が彫られたプレートがあったが、「戦争」という言葉が入った新たなプレートに差し替えられたのである。このように、シラクの同意から法案提出まで数年かかったが、徐々に法律以外の公式な場で「アルジェリア戦争」という文言が使用されるようになった。

その後、国民議会に三つの議員提出法案があった¹⁷。まず、第1293号法案を与党であったPSの議員が1998年12月22日に提出した。次に、第1392号法案を政権与党だった共産党 (Parti Communiste Français, PCF) 会派が1999年2月16日に提出した。三つ目の法案である第1558号法案は野党のRPRの議員が1999年4月28日に提出した。三つとも異なる政党の議員が提出したものだが、共通点が複数ある。まず、約半年以内、すなわち同じ時期に提出された法案である。次に、いずれの法案にもFNACAの議員相談会 (conseil parlementaire)¹⁸に所属する国民議会議員が提出者として名を連ねている。そして、法案の内容はほぼ同じであり、「アルジェリア戦争」という呼称を公式に認める、というものだ。三つの法案を踏まえて、第1293号法案の提出者として名を連ねているPSのアラン・ネリ (Alain Néri) が、軍人年金などを管轄する文化・家族・社会問題委員会 (commission des affaires sociales, familiales et sociales)¹⁹における協議を経て、1999年6月2日に国民議会に報告書(以下、ネリ報告書)を提出している²⁰。つまり、一括して三つの法案を委員会は検討した。これらの法案提出後にもFNACAは、可決に向けてすべての国民議会議員宛てに、賛成票を投じるよう手紙を送るなどした。FNACAは積極的な活動の重要な成果として1974年の戦闘

¹⁶ Jauffret, Jean-Charles. *Soldats en Algérie 1945-1962*, Autrement, 2000, p.341.

¹⁷ Propositions de loi no.1293, 1392, 1558 déposées à l'Assemblée Nationale (XI^e législature)

¹⁸ 政党を問わない元老院議員および国民議会議員により構成されたFNACA内の議員相談会。FNACAが発行している*L'Ancien d'Algérie*によれば、1979年5月号の少し前に結成されたと推測できる。

L'Ancien d'Algérie, no.170, mai 1979, p.3.

¹⁹ 軍人年金以外に教育、研究、職業訓練、スポーツ、文化活動、雇用、公共衛生などを扱う委員会である。2009年6月30日に委員会は解散し、翌日から文化教育委員会 (commission des affaires culturelles et de l'éducation) と社会問題委員会 (commission des affaires sociales) が誕生した。

Assemblée Nationale, « La commission des affaires sociales, familiales et sociales », http://www.assemblee-nationale.fr/commissions/59045_tab.asp, consulté le 29 janvier 2017.

²⁰ Néri, Alain. *Rapport fait au nom de la commission des affaires culturelles, familiales et sociales sur les propositions de loi : (no 1293) de M. Jacques Floch, relative à la substitution de l'expression « aux opérations effectives en Afrique du Nord » par l'expression « guerre d'Algérie et aux opérations effectuées en Afrique du Nord », (no 1392) de M. Maxime Gremetz relative à la reconnaissance de l'état de guerre en Algérie et aux combats en Tunisie et au Maroc, (no 1558) de M. Georges Colombier tendant à la reconnaissance de l'état de guerre en Algérie*, 1999.

員身分付与法に加え、1999年のアルジェリア戦争法を挙げている²¹。

第2項 帰還者法の概要と法案提出までの過程

● 法律の概要

帰還者法は、帰還者に感謝の意を表することと交付金を与えることを趣旨としている。ここでいう帰還者とは主にフランス本土にアルジェリア独立戦争中もしくは戦争直後に移住したヨーロッパ系引揚者とハルキである。第5章で詳述するが、ハルキのみならず、引揚者のほとんども、フランス本土の生まれや育ちではない。ほとんどの引揚者およびハルキはアルジェリアで生まれ、育った。そのため、「帰還」といっても、多くの者にとって新たな知らない土地への移動だった。

この法律の特徴は、交付金の内容および手続きを定めているのみならず、価値評価としての承認を強調している点にある。特に、第1条から第5条までは引揚者やハルキ、戦争で行方不明になった者や殺害された者および教育におけるアルジェリアの植民地支配と独立戦争の語り方への言及があり、記憶の承認は単なる感謝の表明にとどまらない。たとえば、第1条は次のように定めている²²。

第1項

国家は、アルジェリアの旧県、モロッコ、チュニジアおよびインドシナ、さらにはフランスの主権下にあった領土においてフランスが成し遂げた業績に参加した男女らに感謝の意を表明する。

第2項

国家は、帰還者、補充兵部隊の元構成員およびそれに準ずる者、旧県および旧領土の独立過程に関連する出来事で行方不明や犠牲になった民間人と兵士が受けた苦痛と払った犠牲を認めるとともに、彼らの家族にも、正式に謝意を表明する。

加えて、第4条2項は「学校教育プログラムは海外、とりわけ北アフリカにおけるフランスのプレゼンスの肯定的な役割を認め、この地域で活動したフランス軍の戦闘員の歴史および犠牲に正統な名誉ある位置を与える」と定めている²³。そのため、植民地支配の評価を法律が定めるべきではない、などといった意見が主に歴史学者から出た。さらには、第4節で詳述するとおり、アルジェリア側から「肯定的役割」をフランスは担っていない、などと厳しい批判の声が上がった。また、第5条では、刑罰は定めていないが、ハルキらに対する侮辱や独立が決定した後にハルキが対象となった虐殺の称賛を禁止している。

²¹ FNACA, « La FNACA », <http://www.fnaca.org/fnaca/la-fnaca>, consulté le 7 juin 2016.

²² Loi no.2005-158 du 23 février 2005, art.1^{er}.

²³ この条文は国内外の批判を受け、2006年の政令により削除された。

● 法案提出までの過程

引揚者に対する補償の問題はすでに1961年に制定された法律が取り上げていた²⁴。また、1994年のハルキ法で、帰還者に対する感謝は表明されていた²⁵。ただし、ハルキ法は主に交付金を定めることを趣旨としており、価値評価としての記憶の承認を行っているといえる条文は簡潔に感謝の意を述べ、交付金の根拠となる帰還者の「犠牲」に言及している第1条のみである。1994年のハルキ法に比べ、2005年の帰還者法は記憶の承認を全面に出している法律である。帰還者法の元となった内閣による法案の提出がある前から、複数の議員提出法案や首相に提出された帰還者に関する報告書、内閣による議会における宣言などがあった。簡単に帰還者法の制定までの過程を以下で振り返る。

2002年にシラクは大統領に再選され、すぐに帰還者対策に取り掛かった。2002年5月27日の政令を以て、帰還者関連省庁間ミッションを立ち上げ²⁶、12月2日の政令を以て、帰還者高等評議会を設立した²⁷。帰還者高等評議会は翌年の4月2日に首相のジャン＝ピエール・ラファラン (Jean-Pierre Raffarin) の主導の下、退役軍人閣外大臣のアムラウイ・メカシェラ (Hamlaoui Mékachéra) と帰還者関連省庁間ミッション代表のマルク・デュブルデュ (Marc Dubourdiou) の参加により発足し、帰還者と行政の対話を促すことを目的としている²⁸。2002年12月5日はパリで、1998年から構想されていた慰霊碑がセーヌ川沿いに建てられ、シラクは演説の中で、北アフリカで活動したフランス軍の兵士および民間人の死を悼んだ²⁹。アルジェリア独立戦争で亡くなった民間人に関しては、「民間人犠牲者、すなわち海外においてフランスの業績に大きく貢献した女性、男性たちに思いを寄せます」と演説で述べた。こうした発言は帰還者法第1条が表している帰還者に対する謝意を先取りするものである。

2003年2月24日には首相のラファランがミシェル・ディーフェンバッカー (Michel Diefenbacher) に帰還者に関する調査を行うよう依頼した。調査では、帰還者に関わる政策の分析、行政の評価および今後必要な取り組みの提案を行うよう求めた³⁰。ここでいう帰還者とはアルジェリアやマグレブ地域からの移住者のみならず、他の地域、すなわち、サブサハラアフリカ、マダガスカル、インドシナ、エジプト、ジブチ、コモロ、バヌアツからの者を含む。ただし、マグレブの3ヶ国からの者は帰還者全体の95%を、そしてアルジェ

²⁴ Loi no.61-1439 du 26 décembre 1961.

²⁵ Loi no.94-488 du 11 juin 1994, art. 1^{er}.

²⁶ Décret no.2002-902 du 27 mai 2002.

²⁷ Décret no.2002-1479 du 20 décembre 2002.

²⁸ Vie Publique. « Communiqué des services du Premier ministre, en date du 2 avril 2003, sur l'installation du Haut Conseil des Rapatriés », <http://discours.vie-publique.fr/notices/032000089.html>, consulté le 18 août 2014.

²⁹ Vie Publique. « Déclaration de M. Jacques Chirac, Président de la République, à l'occasion de l'inauguration du mémorial national de la guerre d'Algérie, des combats du Maroc et de la Tunisie, Paris le 5 décembre 2002 », <http://discours.vie-publique.fr/notices/027000322.html>, consulté le 18 août 2014.

³⁰ Diefenbacher, Michel. *Parachever l'effort de la solidarité nationale envers les rapatriés : promouvoir l'œuvre collective de la France Outre-Mer*, 2003, p.4.

リアからの者は2/3を占めている³¹。そのため、主にアルジェリアやチュニジア、モロッコからの帰還者を対象とした調査だったといえる。この調査には帰還者関連省庁間ミッションおよび帰還者高等評議会も協力している。また、詳細は不明となっているが³²、聞き取りには多様な市民団体や個人が応じたと記されている³³。9月に提出された「帰還者への国民的連帯努力の完遂—海外におけるフランスの共同業績を知らしめる」と題されたこの調査の報告書（以下、ディーフェンバッカー報告書）は、物理的な補償を除いて帰還者が主に、記念館などによる記憶の保存、学校教育におけるアルジェリア独立戦争の教え方の変更およびアルジェリアにある文書等の返還もしくは複製の明け渡しを求めていることを明らかにしている³⁴。ところで、この報告書でいう連帯は、国家レベルにおけるハルキを含めたフランス国籍の帰還者に対する支援を想定しており、帰還者と直接的な関係を持っていないフランス市民が彼女ら・彼らを支えるために一体をなすことを意味する。すなわち、この報告書によれば帰還者に対する「連帯努力」の取り組みは多数存在するものの、フランス本土への移住に伴う煩わしい手続き、雇用や住居に関わる困難、フランス社会が持っていた偏見、将来への不安は帰還者を苦しめた³⁵。そのため、すでに存在する帰還者への連帯の取り組みを完遂し、国家の責任や記念式典などといった重大ながらより抽象的な課題および年金や債務軽減といったより具体的で技術的な課題において、帰還者に寄り添った政策を実施していくことが期待されている、と報告書は示している³⁶。承認の議論に沿って言い換えれば、価値評価による承認と、主に富の再分配を通じた法的関係における承認の両方が必要だと報告書は指摘している。

その後、2003年12月2日にラファラン内閣は帰還者に関する宣言を発し³⁷、国民議会における議論の末、メカシェラは「我が国に多くを尽くした自国民に対する国民による感謝と連帯を表す」ための内閣による法案の提出を予告した³⁸。そして2004年3月10日に、内閣は法案を提出した³⁹。2002年以降、帰還者に関する議員提出法案は複数あったが⁴⁰、実際に議会で取り上げられた法案はこの内閣提出法案だった。

³¹ Diefenbacher, Michel. *op. cit.*, p.6.

³² ディーフェンバッカー報告書の付録資料には「面談した人物リスト（未掲載）」というページがあり、具体的にどういった市民団体や個人の聞き取りを行ったのかが分からない。

Diefenbacher, Michel. *op. cit.*, p.50.

³³ *Ibidem*, p.4.

³⁴ *Ibidem*, pp.26-28.

³⁵ *Ibidem*, 2003, p.8.

³⁶ *Ibidem*, p.21.

³⁷ Déclaration du gouvernement no.1265 sur les rapatriés enregistrés à la Présidence de l'Assemblée nationale le 2 décembre 2003 (XII^e législature).

³⁸ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral : 3^e séance du mardi 2 décembre 2003 », *JORF*, no.116 [3] A.N. (C.R), 2003, p.11559.

³⁹ Projet de loi no.1499 déposé à l'Assemblée Nationale (XII^e législature).

⁴⁰ Propositions de loi no.291, 667, 1039 déposées à l'Assemblée Nationale (XII^e législature).

第2節 アルジェリア人とハルキの記憶

第1節では二つの法律の概要および法案提出までの過程を説明してきた。本節では、法律の概要と若干重複する部分はあるが、各法律が誰の記憶をどのように承認しているのかを明らかにしていく。

アルジェリア戦争法は主にアルジェリアで戦った元戦闘員の記憶を承認している。第1558号法案の提出動機はこの点に関して次のような明確な文言を含んでいる。すなわち、「[当該紛争が完全に認められていない]状況は、当然ながら、国民への奉仕の義務として行ったことの否定として元戦闘員たちにより理解されている」という文言である⁴¹。「アルジェリア戦争」という表現を公式に使用することは、アルジェリア独立戦争で戦ったフランスの元戦闘員の記憶を承認する機能を持っているのである。

ただし、各法案や議会における議論では元戦闘員ら以外への言及も多く見られた。特に多いのは、引揚者およびハルキへの言及である⁴²。引揚者はアルジェリア独立戦争を実際に経験し、戦争を理由に移住せざるを得なくなった。ハルキはアルジェリア独立戦争でフランス軍とともに戦った。いずれもアルジェリア独立戦争を直接経験し、元戦闘員と同じ程度に戦争の影響を受けた人々といえよう。ネリは国民議会で次のように法律の必要性について発言している。

我々は真実を回復し、自らの歴史を受け入れ、第三砲火世代に国民と共和国によるしかるべき感謝の意を表します。活動の場にいた派遣部隊の召集兵および軍人、帰還者、そしてハルキの共同体のために。⁴³

ネリによれば、アルジェリア戦争法は元戦闘員、帰還者およびハルキの記憶を承認するための法律なのである。「第三砲火世代 (Troisième génération du feu)」に関しては次節で説明する。

帰還者法は引揚者やハルキ、そしてアルジェリア独立戦争で亡くなった民間人の記憶を承認している。第1条はフランスにより「成し遂げられた業績」に貢献した人々を称えている。「業績」とはすなわち、内閣の宣言で言及されていた、現代にまで引き継がれている「農業および経済における開発」や「平等および民主主義といった共和国の理念」の普及である⁴⁴。つまり、宗主国の人間による植民地の発展を引揚者の「業績」として称えているのである。さらに、同条第2項では、国民が帰還者や亡くなった人たちの「犠牲」を「認

⁴¹ Proposition de loi no.1558 déposée à l'Assemblée Nationale (XI^e législature).

⁴² « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5712, p.5715, p.5717.

Propositions de loi no.1293, 1392 déposées à l'Assemblée Nationale (XI^e législature).

⁴³ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5712.

⁴⁴ Assemblée Nationale. « Déclaration du gouvernement sur la situation des rapatriés », <http://www.assemblee-nationale.fr/12/dg/dg1265.asp>, consulté le 19 août 2014.

め」、「厳粛に感謝の意を表」している。条文は亡くなった民間人がアルジェリア人なのかフランス人なのかは特定していないが、法律の趣旨から亡くなった民間人はフランス人であると判断できるであろう。なぜならば、法律は植民地支配によりフランスが成し遂げた「業績」を高く評価し、植民地におけるフランスの「肯定的役割」を学校教育で強調しようとしており、植民地支配により抑圧や差別を受けた先住民の被害を取り上げていないからである。

引揚者、ハルキおよび戦争で死亡した者の記憶を主に承認しているが、帰還者法は元戦闘員の記憶も、第1節第2項で言及したため繰り返しになるが、第4条2項は、「学校教育プログラムは海外、とりわけ北アフリカにおけるフランスのプレゼンスの肯定的な役割を認め、この地域で活動したフランス軍の戦闘員の歴史および犠牲に正統な名誉ある位置を与える」と規定している。この条文の前半は、引揚者が北アフリカにもたらした発展という貢献があったことを認めており、後半は、フランス軍の元戦闘員の役割に高い評価を与えている。

なお、政府が提供する交付金の受給者として法律はハルキの子供も含んでいる。ハルキの子供が有している記憶を承認することはこの法律の主な趣旨ではないが、ハルキの子供も支援の対象となっている。

どちらの法律においても、アルジェリア人の記憶への配慮は少ない。たとえば、PCF が提出したアルジェリア独立戦争の呼称に関する法案では、提出動機において「我々は、アルジェリア人を深く悲しませることになった何十万人にも上る死者および行方不明者の存在を忘れてはならない」としている⁴⁵。だが、他の法案はアルジェリア人の記憶には触れていない。国民議会では数名の議員がアルジェリア人に言及している。PS のネリが「この紛争により個人的に、身体的に、心理的に影響され、そして家族が傷ついたフランス人とアルジェリア人の世代に敬意を払うために、我々の法案は歴史をそのまま受け入れるものである」と議会で発言している例が挙げられる⁴⁶。ただし、総じてフランス人やフランス側として戦った者への立場が強調されている。

帰還者法に関しても、同様である。植民地支配や独立戦争で被害を受けたハルキ以外のアルジェリア人に関する言及はほぼ見当たらない。ただし、内閣による法案提出に先立って行われた議会における議論で、PCF 会派に所属するフランソワ・リベルティ (François Liberti) が「アルジェリア戦争の被害者はまずはアルジェリア人自身」とし、フランスは北アフリカに対し「記憶する義務」を負っている、と述べている⁴⁷。数少ないアルジェリア人に関する言及である。

また、両法律の制定過程におけるハルキの位置づけは、事実と必ずしも一致していない。

⁴⁵ Proposition de loi no.1392 déposée à l'Assemblée Nationale (XI^e législature).

⁴⁶ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5711.

⁴⁷ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral 2^e séance du 2 décembre 2003 », *JORF*, no.116[2] A.N (C.R), 2003, p.11527.

アルジェリア戦争法の法案審議において野党 RPR のクリスティアン・エストロジ (Christian Estrosi) は「我々の美しく偉大な国家に属する誇りを自らおよび子供たちのために主張しよう、血を流した我々の兄弟であるハルキ」と発言しており、ハルキがフランスに対する愛国心から独立派と敵対する形で戦闘に加わったことを示している⁴⁸。帰還者法の法案審議においては、中道右派の UDF のルディー・サレス (Rudy Salles) は「ハルキはフランス人であることを選択した」としている⁴⁹。与党 UMP のジャック・ドメルグ (Jacques Domergue) も、ハルキは「完全なフランス人であり、我々と同じ理想、つまりフランスの理想のために戦った」としている⁵⁰。だが、ハルキのフランスに対する愛国心は自明ではない。ストラによれば、戦争中のアルジェリア人にとってアルジェリアの独立もしくはフランス領としてとどまることよりも、自らの資産や土地を守り、身を守るの方が、優先順位が高かった⁵¹。そのため、いずれかの陣営に加わり、武器を手に入れることを選択した者が多かった。さらに、ジル・マンズロンは、ハルキの多くが都市部ではなく農村部の住民であり、フランス語の知識も乏しく、フランスあるいはアルジェリアといった大きな単位よりも、地元や家族に対する愛着を強く持っていたと指摘している⁵²。すなわち、フランスへの愛着やアルジェリアの独立とは凡そ無関係な暮らしをしていた人々が、ハルキとしてアルジェリア独立戦争で戦ったといえる。ゆえに、ハルキが積極的にフランス政府を支持したとは必ずしもいえない。ハルキが有している記憶を承認するとしながらも、実際にハルキたちの記憶とは一致しない物語を国民議会議員たちは法律に組み込もうとした。史実とは異なる記憶をフランスの公権力が作り出し、法律の制定によって承認したといえる。そのため、事実とは異なる認識に基づき、価値評価という承認が実現する場合もあるといえる。

第3節 植民地支配と独立戦争におけるフランスの責任

アルジェリア戦争法はアルジェリアで起きた紛争が戦争であったことを認め、公式に「アルジェリア戦争」という呼称を採用することを趣旨としている。戦争であったことを認めると、国内における治安維持活動とは異なり、戦争における軍や政府の責任などが問われ得る。戦争犯罪として法的な責任を仮に負えなくとも、フランス軍の当時の行動に対する見方は変わり、道義的や政治的な責任などが問われるかもしれない。なぜならば、ある事象に対する呼称を変更する行為は、その事象の道義的および政治的意味を捉え直す行為になるからである。また、帰還者法は主にアルジェリアからの引揚者に対し、植民地支配下

⁴⁸ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5721.

⁴⁹ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral 2^e séance du jeudi 10 février 2005 », *JORF*, no.13[2] A.N (C.R), 2005, p.1062.

⁵⁰ « AN. Compte-rendu intégral 2^e séance du vendredi 11 juin 2004 », *JORF*, no.60[2] A.N (C.R), 2004, p.4851.

⁵¹ Stora, Benjamin. *La gangrène et l'oubli : la mémoire de la guerre d'Algérie*, La Découverte, 1998, pp.164-166.

⁵² Manceron, Gilles. « Un abandon et des massacres aux responsabilités multiples », *Les Temps Modernes*, no.666, 2011.

および独立戦争中の行為に感謝の意を表する法律である。つまり、この法律は植民地支配を肯定的に捉え、独立戦争中にフランスのために戦った者や、独立戦争により亡くなった者の犠牲を称える趣旨を持っている。こうした立法府の立場は植民地支配および独立戦争に対する責任をめぐる問題に対して中立的たり得ない。さらに、すでに述べたとおりだが、記憶の承認は個人や集団、さらには国家の責任と関わっている。以下では、取り上げている二法において責任がどのように捉えられているのかを検討する。

アルジェリア戦争法に関しては、アルジェリア独立戦争と他の紛争の間の連続性が議会で強調された。アルジェリア独立戦争で戦った戦闘員の記憶についてネリは次のように述べている。

元戦闘員の犠牲に敬意を表し、以前の紛争に参加した彼らの先達とより親密に、かつ、より公式に一体とすることにより、アルジェリアで戦った元戦闘員の戦闘における正統性を確立し、国民の記憶する義務に応えるという目的を我々の法案は持っています。彼らはすでに、我々の心と精神の中では、先達らと一体となっていました。今後は法律の中でも一体となります。⁵³

つまり、ネリにとって、アルジェリア独立戦争で戦ったフランス人戦闘員とそれ以前の戦闘員の間にはある種の過去からの連続性がある。さらに、そうした連続性の承認が国民の「記憶する義務」である、とネリは主張しているのである。過去の紛争との連続性は、与野党問わず、多くの議員が使用している「第三砲火世代」という表現にも表れている。第一世代は第一次世界大戦、第二世代は第二次世界大戦、第三世代はアルジェリア独立戦争で戦った軍人である。これら三つの世代を数え上げることで、過去との連続性を強調している。一方で、審議当時に行われていたコソボにおける活動との関連に言及している者も複数いる。野党 RPR のジョルジュ・コロンビエ (Georges Colombier) はコソボとその他の地域で「全体主義と闘い、民主主義の維持を保障し、現地住民を守り、彼らに助けの手を差し伸べるために」活動しているフランス軍に言及している⁵⁴。

ネリやコロンビエは、アルジェリア独立戦争を文脈から抜き出し、無関係である他の武力紛争の事例と結び付けている。両大戦と植民地の独立戦争の間には著しい文脈の違いがある。特に、第二次世界大戦における敵はナチス・ドイツだったこともあり、全体主義と戦った戦争という認識がフランスで広く共有されている。第二次世界大戦やコソボの紛争と、植民地支配から解放されたいと願ったアルジェリアの独立派による行動に端を発した独立戦争は全く異なる文脈から始まり、異なる目的でフランス軍は戦った。戦争の文脈をネリらが無視した結果として、それぞれの紛争における責任をめぐる問題が議論から捨象

⁵³ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5711.

⁵⁴ *Ibidem*, p.5716.

されている。加えて、全体主義に対する戦いと植民地の独立戦争を結びつけることで、議員らはアルジェリア独立戦争を必要な戦争として語っている。

責任を問うべきではないと明言する議員も見受けられた。たとえば、RPR のディディエ・カンタン (Didier Quentin) は次のように述べている。

歴史的眞実のために国民による感謝を表すことを法案は趣旨としており、法案の意味はねじ曲げられてはならない点を強調したく思います。趣旨に反して、痛ましい過去の傷を再度開けるようないかなる悪用の試みも断固として退けるべきです。⁵⁵

カンタンはアルジェリア独立戦争をめぐるいかなる論争にもこの法律は利用されてはならないと主張している。中道右派の UDF のフランソワ・ロシュブロワヌ (François Rochebloine) も、アルジェリアにおけるフランス軍の行動に問題があった点を認めながらも、「我らの兵士が一貫して悪い態度をとったとする主張を広めようと試みる者がいることを我々は受け入れることはできない」と主張している。ロシュブロワヌは「立派にフランスに奉仕した我らの軍」と強調し、民間人を支援する活動にもフランス軍は力を入れた点を指摘している⁵⁶。さらに、戦争におけるフランスの敗北とアルジェリアの独立を以てしても「我々の軍、特に派遣部隊の活動を再び問題にすることはできない」としている⁵⁷。カンタンやロシュブロワヌと政党を異にする、PS 所属のマルティーン・ダヴィッド (Martine David) も、「我々は不当に抱かれている罪悪感から記憶を解放し、〔元戦闘員たち〕を解放すべき」とした上で、過去の出来事を問題視し、特定の個人や集団、さらには国家の責任を問うといった行為はするべきではない、と主張している⁵⁸。また、元老院に社会問題委員会を代表してマルセル・レブロ (Marcel Lesbros) が提出した報告書は、「戦争という法的呼称は、個人による特定の行為における刑事責任を問うものたり得ない」(強調は原文)としている⁵⁹。

一方で、植民地支配における責任はアルジェリア戦争法の制定過程では、議会であまり話題になっていない。たとえば、カンタンは「悔悟や償いをするべき場合もありますが、全体的にフランスはアルジェリアで 132 年の間で行われたことを後悔する必要はなく、肯定的な側面は多々ありました」と述べている⁶⁰。RPR のカンタンは、植民地支配下でフランスが犯した過ちを認めているが、責任には言及していない。また、「肯定的な側面」という

⁵⁵ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5715.

⁵⁶ *Ibidem*, p.5719.

⁵⁷ *Ibidem*, p.5720.

⁵⁸ *Ibidem*, p.5720.

⁵⁹ Lesbros, Marcel. *Rapport no.499 (1998-1999) fait au nom de la commission des affaires sociales, déposé le 29 septembre 1999*, 1999.

⁶⁰ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5715.

文言からも、植民地支配自体に問題はなかったと主張していることが分かる。PCF のアラン・クラリ (Alain Clary) は「アルジェリアの歴史は植民地支配、戦争、独立闘争、そしてそれらに伴う虐殺や殺戮といった暴力の大きな影響」を受けたと述べ、植民地支配が悪影響を及ぼしたことに言及している⁶¹。だが、植民地支配をめぐる責任には触れていない。

帰還者法に関しては、資産を失くし、移住を余儀なくされた帰還者に対して果たすべき国家による責任を明記するべきかどうか議会でも争われた。野党 PS のクレベール・メスキダ (Kléber Mesquida) は「アルジェリアからのフランス人帰還者は、ピエ・ノワールであろうがハルキであろうが、(中略) 国家の責任の真の、そして完全な認定を待っている」と明確に国家の責任に言及している⁶²。だが、法案審議に入るために文化・家族・社会問題委員会が国民議会に提出した報告書は、国家の責任を条文には記さない方向で委員会における議論が行われたことを示している。特に、委員会報告者である与党 UMP のクリスティアン・ケルト (Christian Kert) は「物理的補償と同義語になる国家の責任という概念」を条文に盛り込まない意思を表している⁶³。その理由として、1962年3月19日にアルジェリア暫定政府とフランス政府の間で交わされたエヴィアン協定で、資産を失ったフランス人に対する補償を行うべき主体はアルジェリア政府であるとされた点を挙げている⁶⁴。法案の審議でも、PS が修正案を提出し、「承認と補償は切り分けられない」という理由から、「責任」という文言を条文に明記するよう求めた⁶⁵。しかし、国家の責任を認める法律は「訴訟の道を開く」という懸念から PS の修正案を批判した保守勢力の与党は、条文で責任に関して明示する修正案を退けた⁶⁶。

以上のように、議会では帰還者法をめぐる主に帰還者の物理的な損失に関わる補償にのみ議論が集中した。つまり、議会は植民地支配および独立戦争におけるアルジェリア人に対するフランスの国家としての責任を俎上に載せなかったのである。また、独立戦争ではフランス軍が独立派に拷問を行ったり、フランス軍から独立派と敵対するテロリスト組織の OAS が生まれたりしているが、帰還者法は帰還者の記憶のみを承認しているため、戦争中の独立派に対する国家の責任は法律では扱われていない。

アルジェリア戦争法と帰還者法の制定過程において、植民地支配に関わるフランスの責任は考慮されず、独立戦争をめぐるフランスの責任は引揚者にのみ関わるものが議論された。しかも、引揚者が受けた被害に関しても、フランス政府の責任を議会は認めようとしなかった。ただし、いずれの法律においても PCF がフランス政府の責任を限定的であれ認

⁶¹ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5718.

⁶² « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral 3^e séance du 2 décembre 2003 », *JORF*, no.116[2] A.N (C.R), 2003, p.11523.

⁶³ Kert, Christian. *Rapport no.1660 fait au nom de la commission des affaires culturelles, familiales et sociales déposé le 8 juin 2004*, 2004, p.22.

⁶⁴ *Ibidem*, p.10.

⁶⁵ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral 2^e séance du vendredi 11 juin 2004 », *JORF*, no.60[2] A.N (C.R), 2004, p.4853.

⁶⁶ *Ibidem*, p.4854.

めようとしたことと、帰還者法においてPSが引揚者らの資産の喪失に対するフランス政府の責任を条文に明記するべきである、と主張したことには留意したい。左派勢力にはフランス政府の責任を極めて限定的ながら、認めようとする傾向が見られる。一方で、右派勢力は責任を法律に明記することを拒否する姿勢を見せる傾向にある。

第4節 両国間の和解

第1項 二つの法律における和解の位置づけ

アルジェリア戦争法の制定をめぐる議論は、フランスとアルジェリアの間にあった紛争の捉え直しを迫るのみならず、紛争処理の再考を迫る。そのため、アルジェリア戦争法は両国の和解と深く関わる法律である。一方で、帰還者法は植民地支配を肯定的に捉える法律であり、和解を妨げる法律ともいえる。本節では、アルジェリア戦争法の制定過程で両国間の和解がどのように議論されたのかを検討する。帰還者法に関しては、どのように和解の妨げになっているのかを考察する。

アルジェリア戦争法の審議において、複数の議員が和解に言及した。与党PSのジャック・フロシュ (Jacques Floch) はアルジェリアとフランスの間で和解が実現することを目指す趣旨の発言をしている。その際に、仏独和解に触れながら、次のように述べている。

歴史は繰り返さなければなりません。過去にアデナウアー首相とシャルル・ドゴール大統領が、ドイツ国民とフランス国民の対話のために、何も忘却することなく、可能な限りの博愛と友情と平等を以て行ったことを近い将来、アルジェリア人とフランス人の間で繰り返さなければなりません。⁶⁷

フロシュは仏独和解が可能であったように、アルジェリアとフランスの間でも和解を進めるべきであると主張している。つまり、アルジェリアとフランスの間の紛争が戦争であったと認めることは両国の和解につながるとフロシュは考えている。

野党のRPRのコロンビエも、戦争状態があったと認めることは「平和を強化するための義務」であるとし、「時間が、継続するいさかきを鎮め、フランス国民とアルジェリア国民の間の和解の土台を強化」することを期待していると表明している⁶⁸。与党PCFのクラリも「アルジェリア戦争を認めることは、アルジェリア国民があれだけ必要としている新たな協力関係を構築するためのすべての情報を引き出すことを意味する」とした上で、「アルジェリア国民とフランス国民にとって経済的および文化的交流を増やすことは相互のため」になり、「国民間のより良い理解」を求めている⁶⁹。このように、与野党の議員が「アルジェリア戦争」という呼称を公式に認める法律がアルジェリアとフランスの間の和解につな

⁶⁷ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5713.

⁶⁸ *Ibidem*, p.5717.

⁶⁹ *Ibidem*, p.5718.

がると主張しているのである。

さらに、与党議員が提出した法案でも、和解に関わる言及がある。まず、PS が提出した第 1293 号法案は、提出動機において次の文言を含んでいる。

現代のアルジェリアに我々が願うような平穏が訪れたら、我々は平和と博愛の新たな対話にアルジェリア人と取り組まなければならない。マグレブ全体におけるフランスのプレゼンスとその終結に関する共同の分析がそれぞれ可能になれば、こうした対話は容易になるであろう。⁷⁰

そして、PCF が提出した法案にも、提出動機において似た言及が見られる。

何年も前からフランス人の元戦闘員とアルジェリアの元戦闘員であったムジャーヒーディーンの会合を可能としてきた世界在郷軍人連盟が出会いの場であることを我々は特に強調したい。／それぞれの政府は、こうした推進の中で、自らの元戦闘員の補償の権利を守るよう努力してきた（中略）のみならず、真の和解と実りある協力を持続的に構築するために不可欠な歴史的真相への義務を認めるよう少しずつ取り組んできた。⁷¹

このように、左派の PS および PCF は、法案の提出動機においてフランスとアルジェリアの関係に言及している。

ただし、法案の提出動機においても、審議においても、誰も対話や和解がなぜ必要なのか、という点には踏み込んでいない。すなわち、独立戦争の紛争をめぐるものなのか、独立戦争及び植民地支配の過去をめぐるものなのかが不明瞭になっている。ネリが文化・家族・社会問題委員会委員長として提出した報告書にも、アルジェリアとの関係や植民地支配を問い直す文言はない⁷²。

一方で、帰還者法の制定過程では、和解は話題にさえ上っていない。審議の中で、野党 PS のジャック・バスク(Jacques Bascou) による、仏独和解に比べてフランスとアルジェリアの関係は長きにわたり改善していない、という趣旨の発言のみが和解に触れている⁷³。帰還者法は両国の和解を促進するどころか、植民地支配を肯定することにより、和解を妨げるものとなっている点を次項で明らかにする。

⁷⁰ Proposition de loi no.1293 déposée à l'Assemblée Nationale (XI^e législature).

⁷¹ Proposition de loi no.1392 déposée à l'Assemblée Nationale (XI^e législature).

なお、「ムジャーヒーディーン」はアラビア語の「ムジャーヒド」の複数形であり、戦闘員を意味する語である。聖戦、すなわちジハードで戦う者を意味する場合もあるが、ここでは、フランスに抵抗する勢力としての戦闘員を指す。

⁷² Néri, Alain. *op. cit.*

⁷³ «Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral 1^{re} séance du vendredi 11 juin 2004 », *JORF*, no.60[1] A.N (C.R), 2004, p.4828.

第2項 アルジェリアとの関係悪化

帰還者法制定によりフランス政府はアルジェリア政府による強い批判を受け、和解は遠ざかった。たとえば、2005年5月にはアルジェリア大統領のブーテフリカは、植民地支配時代におけるフランスはナチスと類似した行動をとったと述べた⁷⁴。1945年5月8日にアルジェリア東部にあるゲルマ (Guelma) で起こった警察と軍による独立派の現地住民に対する鎮圧で多数の犠牲者が出た事件を記念する式典の際の発言だった。比較したのは、ゲルマで遺体を処理するためにフランス警察が使用した石灰窯と、ナチスがホロコーストに使用した死体焼却炉である。ゲルマ以外の都市でも同時に独立派の鎮圧が起こり、1945年5月の取り締まりで1万5000人から4万5000人のアルジェリア人が殺されたとされる。命を落とした人数は未だに論争の対象だ。ただし、激しい鎮圧により、アルジェリア人が受けた被害の規模が大きかったことは確かであり、一般的に「大虐殺 (massacre)」としてフランスでも語られる。このようにフランスの非道さをナチスと比べた上で、帰還者法はフランスの「歴史否定論と歴史修正主義に近似した精神的盲目」を表していると批判している⁷⁵。その後、6月にアルジェリア国民議会議長のアマール・サアダニ (Amar Saadani) は、近いうちにアルジェリアの上下院は帰還者法を批判する決議を採択する、と予告した⁷⁶。実際に、アルジェリア国民議会の正副議長らが構成する国民議会執行部は2005年12月3日付で決議を採択した⁷⁷。

決議は、帰還者法は「アルジェリア国民の意識、心情および正義に対する愛着を傷つける」とし、植民地支配は条文中に言及されている「肯定的役割」を担い得ず、フランスが成し遂げた「業績」は「政治的および軍事的支配の下で (中略) 行われたアイデンティティのジェノサイド」である、と帰還者法の制定および植民地支配そのものを批判している。アルジェリアにおける「フランスのプレゼンス」は、「ジェノサイドや人道に対する罪」などと同義語であり、加えて、「悲惨な影響」を考慮せず行われたサハラ砂漠における核実験等とも結び付けられるとも指摘している。ただし、フランスを批判するだけではなく、決議はアルジェリアとフランスの和解を重視しており、そのために両国がそれまでしてきた努力とは逆の方向に帰還者法の制定は向かっているとし、和解には「悔悛とフランスの植

⁷⁴ *Le Monde*. « Le président algérien relance la polémique avec Paris sur le rôle de la France durant la colonisation », http://abonnes.lemonde.fr/afrique/article/2005/06/29/colonialisme-m-bouteflika-denonce-la-cecite-m-entale-de-la-france_667692_3212.html, consulté le 7 juin 2016.

⁷⁵ *El Watan*, « Le président Bouteflika relance la polémique », <http://www.elwatan.com/archives/article.php?id=22326>, consulté le 31 octobre 2016.

⁷⁶ *Le Monde*. « Le président algérien relance la polémique avec Paris sur le rôle de la France durant la colonisation », http://abonnes.lemonde.fr/afrique/article/2005/06/29/colonialisme-m-bouteflika-denonce-la-cecite-m-entale-de-la-france_667692_3212.html, consulté le 7 juin 2016.

⁷⁷ Assemblée Populaire Nationale, *Résolution du Bureau de l'APN suite au vote par l'Assemblée Nationale française rejetant la proposition de loi qui lui a été soumise visant à abroger l'article 04 de la loi française no.2005-158*, 2005.

民地システムが犯した暴虐の認定」が必要である、と示している⁷⁸。なお、帰還者法とこの決議はフランスとアルジェリアの間で友好条約を締結しようという努力を両国が行っている最中に出てきたものである。そのため、決議はこの友好条約に触れ、帰還者法の制定が条約の締結に大きな障害となり得る、とも明示している。結局、予定されていた友好条約の締結は見送られた。

この友好条約は2003年3月2日に両国大統領のシラクとブーテフリカがアルジェリアの首都で、共同で発したアルジェ宣言で構想されていた。アルジェ宣言で両国は政治的、経済的、文化的、人的な交流の促進を図っていた⁷⁹。しかも、植民地支配に直接的には言及しなかったものの、「過去を忘れずに」や「フランスとアルジェリアが開始した記憶に関わる作業は相互の尊重の精神に基づき継続される。それに鑑み、過去の遺産の保存に関して両国は特別に注力する」といった文言を宣言は含んでいた。そして、宣言は両国の「歴史とアイデンティティの尊重に基づいた別格のパートナーシップ」を定める条約の作成を最後に明記していた。したがって、少なくとも外交上は良好で、さらに密な関係を築いていこうと両国が行動していた最中の2005年2月に帰還者法は制定された。帰還者法が引き金となり友好条約の締結が延期となったことは、両国間の和解において極めて重大な後退を意味する。

以上のようにアルジェリアの大統領と議会は帰還者法を強く批判した。一方で、アルジェリアで植民地支配下や独立戦争中にフランスが行った行為を犯罪とする法律の制定を目指した者もいる。市民団体の「1945年5月8日基金 (Fondation du 8 mai 1945)」は2005年6月に法律案を発表した⁸⁰。この法律案は、植民地支配による罪はジェノサイドや人道に対する罪であり、罪を犯した者を訴追する、といった趣旨のものである。ただし、この法律案はアルジェリア国民議会に提出されたものではなく、法制定の必要性を訴えるための案である。また、12月には野党のイスラム派政党のエル・イスラーフ (El Islah) が法案を公表した⁸¹。ジェノサイドや拷問、核実験などフランスが多くの犯罪を行ったことに言及しており、フランスの悔悛を求める内容になっている。エル・イスラーフは法案を通すことによって帰還者法を制定したフランスに抗することができることを主張したが、この法案は可決されなかった。その後、2010年2月に三つの政党から選出された125人の国民議会議員が新たな法案を提出した⁸²。主に植民地支配下で行われた犯罪を裁くための特別法廷の設置を

⁷⁸ *Ibidem.*

⁷⁹ Avec le Président Chirac. « "Déclaration d'Alger" - déclaration commune de M. Jacques Chirac, Président de la République et de M. Abdelaziz Bouteflika, Président de la République algérienne démocratique et populaire. », http://www.jacqueschirac-asso.fr/archives-elysee.fr/elysee/elysee.fr/ressources_documentaires/afrique_du_nord/algerie/2003/fi004253.html, consulté 7 juin 2016.

⁸⁰ *El Watan*, « Fondation du 8 mai 1945 », <http://www.elwatan.com/archives/article.php?id=21547>, consulté le 31 octobre 2016.

⁸¹ *El Watan*, « Elle sera soumise bientôt au Parlement », <http://www.elwatan.com/archives/article.php?id=32260>, consulté le 31 octobre 2016.

⁸² *El Watan*, « Monsieur Sarkozy : On ne peut pas ignorer l'histoire »,

定めている。植民地支配下の犯罪に関する法案は帰還者法に対する「応答ではない」とインタビューで述べている⁸³。ただし、帰還者法を引合いに出し、フランスの立法府の態度に問題があることをインタビューで指摘しているため、帰還者法が法案提出を後押ししたといえる。125人もの議員が提出した法案であったが、9月に国民議会議長のアブデルアジズ・ジアリ（Abdelaziz Ziari）は「外交上および司法上の考慮」によって審議にかけない判断をした⁸⁴。

帰還者法はアルジェリアの市民から大統領に及ぶまで、多くの人々に批判された。記憶の承認が友好条約締結の見送りや過去をめぐる和解の妨げという形で、旧宗主国と旧植民地の関係悪化を招いたのである。

一方で、フランス国内でも移民による反応が見られた。たとえば、反人種主義・反植民地主義をかかげる「共和国の原住民 (Indigènes de la République)」という市民団体は新たな「原住民体制 (indigénat)」の誕生に反対するべく、2005年5月8日⁸⁵にパリでデモ行進をするよう呼び掛けた。その呼びかけの中で、帰還者法が「原住民体制」を構成する要素だと「共和国の原住民」は主張し、とりわけ第4条2項が「歴史の教諭に植民地支配を称賛することを強いている」と明言している⁸⁶。「旧植民地あるいは現在の植民地に出自を持つ者、ポスト・コロニアルな移民出身者」に対する差別を問題視する市民団体からの強い批判であり⁸⁷、アルジェリアに限らず、植民地出身者でフランスに在住する者の少なくとも一部による批判だといえる。したがって、アルジェリア社会やアルジェリア政府からのみならず、フランス社会を構成する移民や移民出身者からも帰還者法への批判があった。

第5節 フランスにおける国民的結合

第3節では、植民地支配をめぐる責任をだれがどのように果たすべきか、という議論が与野党問わず議員の間で深まらず、極めて限定的にしか検討されなかったことを明らかにした。第4節では、アルジェリア戦争法の制定過程では左派政党がアルジェリアとの和解に言及していたが、右派内閣下における帰還者法の制定過程では和解は重視されず、法制定はむしろ和解から遠ざかる効果を持っていたことを明らかにした。また、帰還者法の制定過程では、アルジェリア政府やアルジェリア社会から強い反発が生じることをフランス

<http://www.elwatan.com/archives/article.php?id=151010>, consulté le 31 octobre 2016.

⁸³ *El Watan*, « Monsieur Sarkozy : On ne peut pas ignorer l'histoire », <http://www.elwatan.com/archives/article.php?id=151010>, consulté le 31 octobre 2016.

⁸⁴ *El Moudjahid*, « Criminalisation du colonialisme : le texte n'est pas programmé pour la session actuelle ni pour la prochaine », <http://www.elmoudjahid.com/fr/flash-actu/1330/favicon.ico>, consulté le 13 janvier 2017.

⁸⁵ 既述したゲルマなどで起きた警察による鎮圧の日にちなんでいる。

⁸⁶ Les Indigènes de la République, « Première Marche des Indigènes du 8 mai 2005 », <http://indigenes-republique.fr/premiere-marche-des-indigenes-du-8-mai-2005/>, consulté le 2 février 2017.

⁸⁷ Les Indigènes de la République, « L'Appel des Indigènes », <http://indigenes-republique.fr/le-p-i-r/appele-des-indigenes-de-la-republique/>, consulté le 2 février 2017.

政府や立法府は容易に予見できたであろう。すなわち、閣僚のみならず多くの議員は和解に積極的だったとはいえない。こうした点から、多くのフランス人政治家がアルジェリアとの和解を積極的に求めていないことが分かる。では、両法律の制定にはどのような意図があるのだろうか。

アルジェリア戦争法に関して、RPRのエストロジは、「[この法案は] 歴史上の不正義を正し、フランスのために勇気を持って立派に闘った方々の犠牲的な行為を回復する」と述べている⁸⁸。さらには、「アルジェリア戦争」という呼称を採用することには次のような効果があると論じている。

我々は正統な感謝を表すこととなります。我々の歴史の最も苦しい時期の一つに、肉体的にも精神的にも極めて苦しい思いをした方々へ。戦場で命を落とした方々へ。息子や夫、近しい者を見送った方々へ。フランスというある考え方のために戦った方々へ。フランスと同じように愛した土地に自らの一部を置いて去った我らの同胞であり、フランスに多くをもたらしたピエ・ノワールの方々へ。そして、最後に、我らの美しく、偉大な国に帰属する誇りを自分たちおよび子孫のために主張する目的で血を流した我らの兄弟であるハルキの方々へ。⁸⁹

エストロジは独立戦争でフランスのために被害を受けた者の記憶を承認する必要性を論じている。つまり、フランスのために行為を行った者のみが記憶の承認の対象となっているのであり、フランス政府やフランス軍から被害を受けた人々の記憶は承認の対象となっていない。また、フランスへの引揚者による貢献とハルキが持つ愛着をエストロジは強調している。引揚者とハルキはフランスとの強いつながりを持っているゆえ、彼らには高い評価を与えるべきだとする考えが表れている。

また、PSのロベール・ガイヤ (Robert Gaïa) は「多様性を有するフランスは (中略) ものさしを求めており、歴史に基づいた共同体を体験し、生きる必要があります」と発言している⁹⁰。すなわち、過去を同じように認識し、共通の認識に基づいた共同体としての国民や社会が望ましい、とガイヤは主張している。

エストロジもガイヤも対立する政党に所属しているが、二人ともフランス国民が過去に対する同じ認識を持ち、フランスに貢献した人々に感謝し、彼らを立派な行為を行った者として社会に包摂することを是としている。いずれの議員も明言してはいないが、アルジェリア戦争法に国民的結合を促す効果を求めているといえる。フランス国民がアルジェリアにおける紛争を「アルジェリア戦争」であったという認識を共有することにより、国民としてのつながりをより強く感じられるようになる、という認識がエストロジとガイヤの

⁸⁸ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral des séances du jeudi 10 juin 1999 », *JORF*, no.55 A.N (C.R), 1999, p.5721.

⁸⁹ *Ibidem*, p.5721.

⁹⁰ *Ibidem*, p.5723.

発言に共通している。

帰還者法においては、内閣が国民的結合という目的をより鮮明に打ち出している。それはハルキをめぐる議論で明確になっている。内閣の宣言についての議論の中で、フランソワ・ヴェルカメール (François Vercamer) はハルキを「完全なフランス人」として受け入れる必要を次のように論じている。

ハルキが堂々と生活し、迅速に適応するためにとられた策は少なかった。私は統合の話をしているのではありません。単に本土、つまり自分の国にフランスの海外領土から移住してきた、と心の中で思っていたフランス人男性やフランス人女性の話をしているのです。(中略) 彼らは一度も完全なフランス人として認められたと感じたことはありません。⁹¹

このように、ヴェルカメールによればハルキは「完全なフランス人」であるにもかかわらず、そのように認められてこなかった。それを克服するために、新たな法律が必要だと説明している。さらに、「統合の話をしているのではありません」という発言から分かるように、ハルキは統合の対象である移民ではなく、国民である、という点を強調している。ヴェルカメールは、国家がハルキを国民として認める法律が必要であり、そうした法律が、国民がハルキを同じ国民として認めることを促進する、と期待を寄せている。

また、アルジェリア戦争法に関するエストロジの発言や帰還者法に関するヴェルカメールの発言を見ると、フランスへの貢献が「完全なるフランス人」の条件のようにも受け取れる。従来、「他者」と「我々」を社会的に特定する際の基準は文化的な差異とされてきたが⁹²、少なくともハルキに関しては、国家への貢献がより重視された。

国民に含まれる者と含まれない者の社会的線引きは、第2章第1節でも述べたように、国民的結合が前提としている「他者」と「我々」の間の線引きと符合する。実際に、2004年3月10日の閣議も、帰還者法の法案を「結合を目指すもの」として捉え、結合を「国民の共同体内で帰還者に対して存在しなければならない」ものとして位置付けている⁹³。

最後に、アルジェリア戦争法と帰還者法のいずれも国内の国民的結合を目指しており、国内に向かった法律であるため、アルジェリア人が受けた被害に対する考慮が極めて少ない。こうした態度は右派のUMPが与党であった帰還者法の制定過程で顕著に表れているが、PS内閣の下で制定されたアルジェリア戦争法においても同じ傾向が見て取れる。右派左派を問わず、二法が制定された当時の政府は国民的結合を強化する法律の制定が必要と判断したのである。したがって、1990年代以降になり、アルジェリアの記憶を承認するように

⁹¹ « Assemblée Nationale. Compte-rendu intégral 2^e séance du 2 décembre 2003 », *JORF*, no.116[2] A.N (C.R), 2003, p.11525.

⁹² Geisser, Vincent. *op. cit.*, pp.162-164.

⁹³ Conseil des ministres du 10 mars 2004 : Reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés.

なったとはいえ、フランス政府はこの二法を以てアルジェリアの植民地支配および独立戦争における責任を回避し、和解を軽んじてきたといえる。

第6節 まとめ

本章では、アルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶を承認する記憶関連法二法の条文および制定過程を通じて、制定の意図を考察してきた。その結果、二法は和解の追求や国家の責任の認定のためではなく、国民的結合のために制定されたことが明らかになった。

第1章でも見たとおり、1990年代に入り、世界的に記憶への関心が高まった。アルジェリア独立戦争の元戦闘員やアルジェリアからフランス本土に移住した引揚者もその潮流に倣い、自らの集団が有する記憶を承認するようフランス政府に要請した。こうした動きを無視できなくなった政府は、1990年代に入りアルジェリアの記憶を取り上げるようになった。アルジェリアの記憶の公的承認は両国の和解や責任の所在の追及につながり得るため、和解の観点からは歓迎するべきかと思われた。しかしながら、本章で見てきたような記憶の承認は和解を遠ざけることもある。具体的に言えば、国内の事情を優先し、フランス政府が国民的結合の促進を図ったために、フランス—アルジェリア間の関係は悪化し、和解は遠のいた。

国民的結合の促進、というナショナリズムの高揚は右派政党と結び付けられやすいが、実際には、本章で論じたように、右派にも左派にも共通している。つまり、記憶を国民的結合の促進に利用する政党は右派に限られない。右派の既成政党も、左派の既成政党も記憶を国民的結合の促進に利用し、さらにはハルキの記憶の歪曲に加担している点には、植民地支配および独立戦争をめぐる和解を重視する立場からは、憂慮せざるを得ない。本章で取り上げた事例は、多様な記憶を承認しているように見せかけて、フランスの国民的結合が前提とする均質な文化や社会にそれぞれの集団の記憶を組み込もうとする様相を表す法制定である。

本章では記憶関連法における、価値評価という様式による記憶の承認に注目してきたが、帰還者法は価値評価に加えて法的承認も行っている。第4章および第5章では価値評価のみによる記憶の承認を行っている事例を検討していく。

第4章 移民統合を促進する記憶の承認

—国立移民歴史館の常設展におけるアルジェリアに関わる描写—

2007年に開館した国立移民歴史館 (Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration) は、1931年に開催された国際植民地博覧会を機にフランス帝国の宣伝のために建設されたポルトドレ宮の中に設置されている博物館である。この施設では世界各地からフランスに移住した者のインタビューが聞け、移民の私物や人間の移動における経緯などを紹介するパネルなどが見られる。入口には、「この施設は 19 世紀以降におけるフランスの移民の歴史にまつわる知識と認知を促進するあらゆる要素を収集し、保全し、引き立たせ、公開することを目的としている」という文言がかかげられている¹。19 世紀以降にフランスに渡った移民の歴史を紹介しているこの国立博物館は、当然ながらアルジェリアから移民した者の経緯も取り上げている。すなわち、アルジェリアからフランスに渡った者が持っている記憶を承認する機能を有する施設だ。

この博物館の特徴は、フランスのアイデンティティを構成するのは「伝統と柔軟性と多様性」である²、という前提に立っている点であろう。フランスのアイデンティティを形成する重要な諸原則（たとえば、「自由、平等、博愛」や「ライシテ」）などを含む「伝統」も重視しながら、移民のアイデンティティを否定しない「柔軟性」や「多様性」を「伝統」と同列に扱っている。第一節以降で詳述するとおり、国立移民歴史館はいくつかの問題を孕みつつも、フランスで初めて移民を扱う大規模の常設の展示を行っている場である点において、画期的であると評価できる。

本章では、1990 年代に入ってからフランス政府が移民統合の促進のためにアルジェリアの記憶を承認したことを、国立移民歴史館の開館までの過程および常設展の描写の考察を通じて、明らかにする。主に、2001年にPS所属の首相のジョスパンの指示で「ジェネリック (Génériques)」という市民団体のドリス・エル・ヤザミ (Driss El Yazami) と國務院 (Conseil d'Etat) のレミ・シュワルツ (Rémy Schwartz) が作成した「移民史文化国立センター設立に向けて (Pour la création d'un Centre national de l'histoire et des cultures de l'immigration)」という報告書 (以下、エル・ヤザミーシュワルツ報告書)³と 2003年3月にUMP所属の首相のラファランの指示の下で発足し、ジャック・トゥーボン (Jacques Toubon) が委員長を務めた「移民に関する資料および記憶センター検討委員会 (Mission de préfiguration du Centre de ressources et de mémoire de l'immigration)」 (以下、センター検討委員会) の報告書⁴を使用する。これらの報告書を基に、国立移民歴史館ができるまでの過程においてどのような議論

¹ 2012年9月11日訪問。展示内容などに関する本章の記述はすべて2012年9月11日および2013年9月10日の訪問に基づく。

² Toubon, Jacques. *Mission de préfiguration du centre de ressources et de mémoires de l'immigration*, 2004, p.11.

³ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *Rapport pour la création d'un Centre national de l'histoire et des cultures de l'immigration*, 2001.

⁴ Toubon, Jacques. *op. cit.*

がなされたのかを考察する。そうすることで、今まで明らかになっていなかった議論の変遷が明らかになるであろう。以下ではまず、国立移民歴史館の開館決定までの背景、ポルトドレ宮の植民地支配の関係を概観する。その後、具体的にアルジェリアの記憶についてどのような描写を常設展が行っているのかを紹介し、誰のどのような記憶を国立移民歴史館の常設展が承認しているのかを論じる。

第1節 移民の歴史を紹介するプロジェクト

1990年代からすでに移民をテーマとした博物館を開館する構想はあった。1992年には「移民博物館の開館を目指す会 (Association pour un musée de l'immigration, AMI)」という団体がフランスの移民史を専門とするジェラルド・ノワリエルの働きかけで結成された⁵。しかし、こうした運動に政府は説得されなかった。政府は移民をどのように扱うかを重要な課題としつつも、博物館の開館には興味を示さなかった。その後、フランスがサッカーのワールドカップで優勝した直後であった1998年に、ジャーナリストのフィリップ・ベルナル(Philippe Bernard) およびフランス史の専門家であるパトリック・ヴェイユが再びフランスの移民をテーマとした博物館の構想を首相に提示した⁶。ワールドカップにおける優勝は「黒人、白人、アラブ人 (Black, Blanc, Beur)」というスローガンを広める契機となり、移民政策が成功した、という印象をフランス社会に与えた。また、アルジェリアおよびモロッコに出自を持つ者が中心となり1998年に結成された「セガン島のルノー労働者の会 (Association des Anciens Travailleurs Renault Billancourt de l'île Seguin, ATRIS)」は1992年に閉鎖したパリ近郊のブローニュ＝ビヤンクール市内 (Boulogne-Billancourt) に位置する「セガン島の〔自動車製造会社ルノーの工場で働いていた〕元社員をまとめる」ことと「〔工場の〕歴史に参加した者の記憶を広く知らしめる」ことを目的としており⁷、工場跡地に「記憶の場」を作る提案をした⁸。この工場には、最も多い時期には3万2千人の労働者がおり、そのうち数千に上る労働者が移民だった。

2000年に結成された「活動的な記憶 (Mémoire Active)」もルノー工場跡地に施設を作る提案をした。この団体の学術委員会にはカトリーヌ・ヴィートル・ド・ウェンデン (Catherine Wihtol de Wenden)、フランソワーズ・ガスパール (Françoise Gaspard)、アラン・トゥーレーヌ (Alain Touraine)、ジェラルド・ノワリエル、ミシェル・ヴィヴィオルカ、ジャック・バルルー (Jacques Barou)、ピエール・ミルザ (Pierre Milza)、アブデラヒム・ラムチチ (Abderrahim Lamchichi)、ムスタファ・ディオップ (Moustapha Diop)、ジャン＝ポール・シャルネ (Jean-Paul

⁵ *L'Express*. « Immigration - Une Cité sous tension », http://www.lexpress.fr/actualite/societe/une-cite-sous-tension_475879.html, consulté le 31 octobre 2016.

⁶ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, p.1.

⁷ *JORF*. No de parution : 19980026, No d'annonce : 2111, paru le 27 juin 1998.

Leyris, Jean-Charles. « L'île Seguin dix ans après : une commémoration », *Ethnologie française*, vol.35, 2005, p. 667-677.

⁸ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, p.1.

Charnay)、ペドロ・ヴィアンナ (Pedro Vianna)、さらに中等教育機関の教員が名を連ねている。「活動的な記憶」の代表を務めるモハメド・テリーヌ (Mohammed Tehline) らは、工場跡地は「生粋のフランス人、イタリア人、スペインの共和派、ベトナム人、中国人、ユーゴスラヴィア人、モーリタニア人、セネガル人、アルジェリア人、モロッコ人、チュニジア人など」の「思い出」の場であるとしている⁹。

こうした働きかけを受けて、政府は本格的に博物館を作る行動に出た。2000年1月10日にはジョスパン内閣の都市担当大臣を務めるPSのクロード・バルトロヌ (Claude Bartolone) が工場跡地に移民博物館を開館する案を提示した¹⁰。その翌年に、ジョスパンはエル・ヤザミとシュワルツに「フランスにおける移民の歴史と役割をテーマとした文化施設の設定構想委員会 (Mission de réflexion sur la création d'un lieu culturel dédié à l'histoire et au rôle de l'immigration en France)」を任せた。エル・ヤザミとシュワルツは「移民史文化国立センター設立に向けて」と題した報告書を、ベルナルやヴェイクなどの協力を得て、首相に提出した。この報告書でエル・ヤザミとシュワルツはセガン島に博物館を開館する案を、「詳しい計画が立てられて」おらず、工場跡地に博物館を作った場合に「工場労働以外の移民の側面が抜け落ちる」との二つの理由により退けた¹¹。この時点で、考慮すべき案として報告書が挙げた場所はパリ近郊に位置し、多くの移民を迎えているサン＝ドゥニ (Saint-Denis)、南フランスに位置し、同じく多くの移民を迎えているマルセイユ (Marseille)、そしてパリである。また、今後検討する案として、ロマンヴィル (Romainville) とサン＝トゥワン (Saint-Ouen)の二都市を挙げた¹²。さらに、次の三点を新たな博物館の構想における原則として提示した。すなわち①博物館が扱う範囲は、150年前から今日までにフランスに移住した外国籍の人々の歴史であり、②博物館の展示物は、移住の道りにおける複雑さと豊かさを知らしめるための公的および私的な資料、さまざまな媒体とし、③博物館の志しは、移住の道りにおける多元性を分析し、すべての移住の道りをフランス史の一環として示すことにある、という三点である¹³。その後、2002年の大統領選挙に国民連合運動から立候補したジャック・シラクは公約に移民博物館の開館を加えた¹⁴。極右政党の国民戦線が勢力を拡大している点がシラクを決断させたといわれている¹⁵。当時大統領府官房補佐

⁹ Tehline, Mohammed et Hakim El Karoui. « Un musée de l'immigration à Billancourt », *Libération*, 9 novembre, 2000.

¹⁰ « Les musulmans marseillais rêvent de grande mosquée », *Libération*, 11 janvier 2000.

¹¹ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, p.34.

セガン島が位置するブローニュ＝ビヤンクール市の市長であるUDFのジャン＝ピエール・フルカド (Jean-Pierre Fourcade) も反対の立場を明らかにしていた。

« Saint-Denis et Romainville prêtes à accueillir un musée », *Le Parisien*, 22 novembre 2001.

¹² El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, pp.34-36.

¹³ *Ibidem*, p.37.

¹⁴ *Agence France Presse*. « Musée de l'immigration, un projet hautement symbolique enfin sur les rails », 9 juillet 2004.

¹⁵ Francetvinfo, « Pourquoi il a fallu attendre sept ans avant d'inaugurer la Cité nationale de l'histoire de l'immigration », <http://www.francetvinfo.fr/politique/pourquoi-il-a-fallu-attendre-sept-ans-avant-d-inaugurer-la-cite-n>

官 (secrétaire général adjoint du cabinet du Président de la République) だったフレデリック・サラ＝バルルー (Frédéric Salat-Baroux) は、2002年に国民戦線のルペンと大統領選挙の決選投票で対決した経験から、シラクは「新たな統合政策」が必要だと考え、「物事を鎮めるためには、問題を言語化するべきだと確信していた」と話している¹⁶。すなわち、移民をめぐるさまざまな対立を解消するために、シラクは新たな取り組みが必要と考え、その手段の一つが移民博物館の開館だった。結果的に、シラクは対立する政党に所属するジョスピンの計画を引き継いだといえる。シラクが当選した翌年に、前述のとおり、首相のラファランは「移民に関する資料および記憶センター検討委員会」を立ち上げ、与党の政治家で文化大臣経験者のトゥーボンに委員長を任せた。ラファランはトゥーボンにセンター検討委員会の中に学術委員会と技術委員会を結成するよう依頼した¹⁷。学術委員会にはエル・ヤザミやシュワルツ、そしてベルナルやヴェイユも入っており、2001年の設立構想委員会に参加した者が引き続きセンター検討委員会に加わった。センター検討委員会は新しい博物館の展示内容や役割、さらには作るべき場所などについて議論した。その結果、次節で詳述するが、場所はパリ市内にあるポルトドレ宮内が最有力となった。そして、センター検討委員会は報告書を2004年7月に首相に提出し、ラファランは同月8日に「国立移民歴史館」という施設を作ると宣言した¹⁸。この報告書はエル・ヤザミシュワルツ報告書を参照し、踏襲している。2004年12月には公益団体 (groupement d'intérêt public) が立ち上がり¹⁹、博物館の計画は法的な裏付けを得た。

以上で見てきたとおり、国立移民歴史館の開館が決まるまで多くの年数がかかった。1990年代初頭から何度も移民をテーマとした博物館を作るという案が提示されたにもかかわらず、計画が具体的に進んだのは2001年のエル・ヤザミとシュワルツが報告書を出してからである。

また、この博物館の開館について特筆すべき点は、PSの内閣も国民連合運動の内閣も移民をテーマとした博物館を作る案に賛同した点であろう。移民はその多さからフランスにおいて政治家や政府にとって避けられないテーマである。ところが、移民博物館をめぐるでは左派も右派も開館に対して前向きな態度をとっていた。

ところで、開館までの過程や開館時における国民戦線の同時代的かつ具体的な反応は詳しく確認できていない。だが、2014年にPS所属の大統領のフランソワ・オランド (François Hollande) が国立移民歴史館を訪れ、演説を行った際には、2011年からFNの党首になった

ationale-de-l-histoire-de-l-immigration_772935.html, consulté le 21 juin 2016.

¹⁶ *Le Monde*, « Voulue par Jacques Chirac, la Cité nationale de l'immigration ouvre dans une grande discrétion »,

http://abonnes.lemonde.fr/societe/article/2007/10/09/la-cite-de-l-immigration-voulue-par-m-chirac-ouvre-dans-une-grande-discretion_964758_3224.html, consulté le 6 février 2017.

¹⁷ Raffarin, Jean-Pierre. *Lettre de mission du Premier Ministre à Jacques Toubon*, 10 mars 2003.

¹⁸ Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration, « Un projet en germe depuis plusieurs années », <http://www.histoire-immigration.fr/la-cite/historique-du-projet>, consulté le 28 septembre 2012.

¹⁹ Décret no.2004-1549 du 30 décembre 2004.

マリーヌ・ルペン (Marine Le Pen) が声明を出した。その声明では、国立移民歴史館は「30年前からフランスで実施されている UMPS の移民政策の代表的な象徴」だと批判している²⁰。

「UMPS」とは国民戦線が批判的に既成政党を指し示すためにたびたび用いる言葉で、UMP の略号である UMP と社会党の略語である PS を結合させた造語だ。

以上から、FN が国立移民歴史館の開館に関しては 2002 年の大統領選挙の前後に間接的な影響を及ぼしたことが推測できる。それと同時に、国立移民歴史館に対する姿勢が伝統的既成政党と対立していることは明確に分かる。すなわち、国民戦線は直接的に国立移民歴史館の開館に関わっていないが、国立移民歴史館開館の必要性を高めるという点において、おそらくは意図せずに重要なアクターとなったといえる。

第2節 ポルトドレ宮と植民地支配の関係

移民博物館を作るにあたり、すでに述べたとおり複数の場所が候補となった。サン＝ドゥニやマルセイユは移民が多い都市として知られており、セガン島は移民労働者を多く迎えた土地である。移民との結びつきが強い象徴的な場所が候補に挙げられたことから、構想の段階から博物館を作る場所が極めて重要だという認識が専門家たちの間にあったといえる。

最終的に選ばれたポルトドレ宮は 1931 年に開催された国際植民地博覧会のために建設されたパリ市内にある建物である。この建物は植民地支配の効用を宣伝するために建てられたため、その中に 19 世紀以降の移民の道りを展示することに対しさまざまな意見が見られた。この建物に国立移民歴史館を据えることが論争的である理由、そして、移民の過去と植民地支配の過去がどのように表象されているのかを理解するにあたり、ポルトドレ宮がどういった建物なのかを確認する必要がある。本節ではポルトドレ宮がどのように現代の来訪者に紹介されているのかを明らかにした後、ポルトドレ宮に移民博物館を作るという決定にいたるまでにどのような議論があったのかを検討する。

第1項 ポルトドレ宮の歴史と来訪者への説明

ポルトドレ宮は 1931 年の国際植民地博覧会の後、1935 年まで植民地博物館 (musée permanent des Colonies) と呼ばれた。1935 年から 1950 年代の終わりまでフランス海外領土博物館 (musée de la France d'Outre-mer) となり、1961 年にはアフリカ・オセアニア美術館 (musée des Arts africains et océaniques) となった。1990 年にはアフリカ・オセアニア美術国立博物館 (musée national des Arts d'Afrique et d'Océanie) に名称を変えた。そして、1996 年にシラク政権の下で創設が決定したオセアニア、アジア、アフリカ、アメリカの美術を扱うケ・ブランリー美術館 (musée du Quai Branly) の開館に伴いアフリカ・オセアニア美術国立博物

²⁰ Front National, « Discours de François Hollande sur l'immigration : encore les niaiseries immigrationnistes de l'UMPS », <http://www.frontnational.com/2014/12/discours-de-francois-hollande-sur-limmigration-encore-les-niaiseries-immigrationnistes-de-lumps/>, consulté le 21 juin 2016.

館は2003年に閉館した。その後、2007年から国立移民歴史館になった²¹。つまり、1950年代までポルトドレ宮は植民地に特化した施設として機能しており、その後は植民地と深く関連しながらもアフリカとオセアニアの美術を展示する場を提供したのである。2007年に初めて移民に特化した施設として使われるようになった。

以上のようにポルトドレ宮が長きにわたり植民地と密接に関わる場であったことはその建築からも当然といえる。ポルトドレ宮の正面の壁には植民地の素晴らしさとフランスの支配を象徴する光景が彫られている²²。植民地の素晴らしさは現地の自然と人間と動物により描かれている。半裸の人間や、真面目に農業に勤しむ人間の姿が彫られており、植民地の先住民が素朴で従順な者として表象されている。そうした風景の中で、栽培されている植物は胡椒やゴムの木、米などといったヨーロッパに存在しないものである。象やサイなどといった動物が植民地の風景にエキゾチシズムを加えている。これらは正面の壁の左右に位置しており、壁の中央にはフランスの支配が表現されている。フランス本土の港の名前や船が彫られており、本土と植民地の活発な交流が描かれている。植民地は美しい自然でできており、現地の人間は従順、という描き方から植民地支配を賛美する意図は明らかである。ポルトドレ宮は植民地におけるフランス本土の権力を象徴し、フランス本土向けに植民地支配を宣伝する装置として機能した建物なのである。

植民地支配のプロパガンダに使用されたポルトドレ宮について来訪者向けに説明文が二つのパネルに記されている。「植民地宮殿に相応しい建築は？」とするパネルでは次のような説明がなされている。建物が「植民地帝国のさまざまなスタイルを代表し、輝かしく、統一を表すイメージを与えなければなら」ず、建築家のアルベール・ラプラド (Albert Laprade) は「1930年代の典型的なアール・デコのスタイルに基づいた近代的で大規模な建物」を提案した。実際に、建物は古代の神殿やモロッコの宮殿の影響を受けているものの、特定のスタイルに基づいておらず、「すべての要素が植民地を想起させ、植民地を統括する帝国に敬意を表している」との説明がある。このパネルは、ポルトドレ宮がプロパガンダの機能を担っていたことに触れておらず、正面の壁の浅浮き彫りがいかに差別的な表象であるかを来訪者は必ずしも理解できない。一方で、もう一つのパネルはこの点について若干触れている。「傑出した正面、彫刻による植民地の『百科事典』」と題されたパネルにはラプラドが彫刻家のアルフレッド・ジャンニオ (Alfred Janniot) に依頼して、正面の浅浮き彫りが制作されたとある。この壁が何を表しているのかに関して説明がなされたあと、「1920年代から1930年代における彫刻のスタイルは帝国プロパガンダに利用されている」と書か

²¹ Palais de la Porte Dorée, « Histoire du palais de la Porte Dorée », <http://www.palais-portedoree.fr/fr/decouvrir-le-palais/lhistoire-du-palais-de-la-porte-doree>, consulté le 20 décembre 2013.

Musée du Quai Branly, « Les archives du Musée de la France d'Outre-Mer », <http://www.quaibrantly.fr/fr/documentation/le-catalogue-de-la-documentation-museale-et-des-archives/presentation-de-quelques-fonds-d-archives/les-archives-du-musee-de-la-france-d-outre-mer.html>, consulté le 20 décembre 2013.

²² 付録2から5の現地で撮影した写真を参照されたい。

れている²³。つまり、植民地支配を宣伝するプロパガンダとポルトドレ宮の関係を明らかにしている説明文だ。ただし、パネルの題名はその点を反映していない。

ポルトドレ宮は植民地支配を賛美するプロパガンダに利用された建物であり、国立移民歴史館を訪れる現代の来訪者はその点について説明を受ける必要がある。なぜならば、国立移民歴史館は植民地出身者の移民の過去を展示の対象としており、旧宗主国出身者の来訪者に旧植民地出身者の移民に対する偏見を持たせてはならず、旧植民地出身者の来訪者を抑圧してはならないからである。国立移民歴史館は植民地出身者の移民の過去を展示しており、政治的な意味合いを持つ博物館である点から、美術館であった時代よりも、来訪者への丁寧な説明を求められる。だが、実際には、ポルトドレ宮が作られた意図や建築に関する説明が充分に行えているとは言い難い。この点に関してラバディは「ステレオタイプに基づく表象や建築は文脈の中で捉えられておらず、脱構築もされていない」と批判している²⁴。「プロパガンダ」という語句がパネルに登場しているため、説明をつくす「努力がされていない」²⁵とまではいえない。だが、1931年の国際植民地博覧会がどういった趣旨であったのかについて一言も触れられていない。そのため、「文脈の中で捉えられていない」ことは確かであり、「建物の歴史を、1931年に与えられた元来の使命から今日までの文脈に再度位置付ける」必要があるとしているセンター検討委員会の報告書の内容²⁶に抵触している。また、この博物館は「教育的装置」²⁷として作られたにもかかわらず、この建物に関して来訪者に対する情報提供が少ないことから、来訪者に対する教育的配慮が不十分であるといえよう。

第2項 ポルトドレ宮と国立移民歴史館

博物館の場所を選定する過程において、ポルトドレ宮案をめぐる議論が交わされた。2001年のエル・ヤザミーシュワルツ報告書においては、複数の都市が候補に挙がっていたが、センター検討委員会ではポルトドレ宮以外に有力な候補地は挙がっていない。遅くともセンター検討委員会発足後の2003年の夏からポルトドレ宮は国立移民歴史館を受け入れる場所として有力視されていた。パリ市内の土地に博物館を作るという案に対し、2003年6月にすでに移民の歴史を専門とする学術委員会所属のマリー＝クロード・ブラン＝シャレール (Marie-Claude Blanc-Chaléard) は賛同している²⁸。また、翌月には、学芸員で美術史を専門とする同委員会のフランソワーズ・カシャン (Françoise Cachin) が明確にポルトドレ宮

²³ 2013年9月10日訪問。

²⁴ Labadi, Sophia. « The National Museum of Immigration History (Paris, France), neo-colonialist representations, silencing, and re-appropriation », *Journal of Social Archaeology*, vol.13(3), 2013, p.316.

²⁵ *Ibidem*, p.316.

²⁶ Toubon, Jacques. *op. cit.*, p.58.

²⁷ *Ibidem*, p.10.

²⁸ Blanc-Chaléard, Marie-Claude. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juin 2003, p.1.

を有力な候補地として語っている²⁹。また、ケ・ブランリー美術館の開館に伴うアフリカ・オセアニア美術国立博物館の廃止後の対策として、文化省も国立移民歴史館をポルトドレ宮内に設置する提案を行っていた。その後、センター検討委員会の協議において、ポルトドレ宮は「象徴的な意味」において「興味深い」場所であるとされたのである³⁰。ただし、「もともと1931年の国際植民地博覧会のために建てられた建物の中に移民の歴史と文化を扱う博物館を作ることが適当であるか」に関しては議論がなされた³¹。特に、「植民地支配、移民、ポストコロニアリズム」を研究対象としている、センター検討委員会の一員でもある研究グループ「現代アフリカ史研究会 (Association pour la Connaissance de l'Histoire de l'Afrique contemporaine, ACHAC)」は、ポルトドレ宮が移民博物館として不適切な場であると主張した。ACHACに所属するポストコロニアル・スタディーズの研究者であるブランシヤールは、ポルトドレ宮は「フランス植民地史の一部が他のものと共に扱われる《移民の博物館》ではなく、植民地の博物館でなければならない」とした³²。同じくACHACのバンセルはポルトドレ宮案への反対を示しながらも、「もし博物館が〔ポルトドレ宮内に〕設置されるならば、この場所の選定に関する曖昧さを排除するために、博物館の開館とともに1931年の植民地博覧会に関する展示を行うべき」であり、「その展示が博物館にとどまる」必要があると主張した。バンセルの主張を受け、マリー＝クリスティーヌ・ヴォロヴィッチ＝タヴァレス (Marie-Christine Volovitch-Tavares) は第一回の展覧会で1931年の国際植民地博覧会をテーマとすることを提案した³³。だが、センター検討委員会のベルナルとフィリップ・デウィット (Philippe Dewitte) は国際植民地博覧会をテーマとする展覧会に反対した。ベルナルは「博物館の開館に際して植民地に関する展覧会を行うことは深刻な過ちである」とし、「観衆はそのようなことに興味はない」と断言した。デウィットは「観衆の中に万が一疑いがあるかもしれないので、場の用途を明確に示すために、学術委員会の会合では(中略)開館に伴ってヨーロッパ人の移住を扱った展覧会を一つもしくは複数行う」という案が出たことを指摘した³⁴。

場所の選定をめぐり、意見の相違があったが、協議の結果、場所はポルトドレ宮に決定し、2007年の開館に先んじて、「植民地と移民」というテーマでシンポジウムを開催する必要が確認された³⁵。また、国立移民歴史館が2008年5月6日から10月5日まで初めて開催した展覧会は「1931年。植民地博覧会の時代における外国人 (1931. Les étrangers au temps de l'Exposition coloniale)」と題された³⁶。ACHACが主張したように、ポルトドレ宮を植民地に

²⁹ Cachin, Françoise. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p.2.

³⁰ Toubon, Jacques. *op. cit.*, p.39.

³¹ *Ibidem*, p.40.

³² *Ibidem*, p.178.

³³ *Ibidem*, p.213.

³⁴ *Ibidem*, p.214.

³⁵ *Ibidem*, p.102.

³⁶ Musée national de l'histoire de l'immigration, « 1931. Les étrangers au temps de l'Exposition coloniale », <http://www.histoire-immigration.fr/2010/7/1931-les-etrangers-au-temps-de-l-exposition-coloniale>,

特化した博物館にし、移民の歴史を扱う博物館を他の場所に設置するという提案は採用されなかったが、最初の展覧会は国際植民地博覧会を扱うものになった。

ただし、この展覧会は国際植民地博覧会だけを扱うものではなく、1931年当時の「フランス本土における外国人および植民地出身の移住者の状況」を描くものである。つまり、「植民地博覧会に伴うフランス植民地帝国と『文明化の使命』の賛美」という植民地支配を背景とした一面がフランス社会にあった一方で、当時のフランスは「300万人の外国人の存在により世界一移民の多い国」であったという両側面を扱った展覧会であった³⁷。植民地支配という広い文脈の中で国際植民地博覧会を捉える、といった展示ではなく、植民地博覧会があった年にどのような外国人や植民地出身者がフランス社会で働き、生活し、政治的活動を行ったのか、そして国家や政党、労働組合がどのように彼女ら・彼らを扱ったのかを描く展示となった。そうした内容を通じて、「他者との関係」が当時どのようなものだったのかを来訪者に見せる意図があった³⁸。したがって、国立移民歴史館における最初の展覧会は国際植民地博覧会と「ヨーロッパ人の移住」を同時に取り上げ、バンセルやヴォロヴィッチ＝タヴァレスの主張もデウィットの主張も取り入れられた形となった。

以上により、現代の来訪者に対して、国際植民地博覧会の時代を知る機会を提供する努力が国立移民歴史館によりなされたと評価できる。ただし、常設展は国際植民地博覧会について触れておらず、過去にポルトドレ宮がどのような建物であったのかに関して来訪者は多くの情報を得られない。また、展覧会を通じて、来訪者には国際植民地博覧会およびポルトドレ宮について理解を深める機会があった。だが、常設ではなく、展覧会終了後において、ポルトドレ宮がいかなる建物であるかを来訪者が適切に理解するべく多くの努力が注がれたとは言い難い。

第3節 国立移民歴史館に見るアルジェリアの記憶

第2節ではポルトドレ宮が植民地支配とどのような関係にある建物で、どのように来訪者に国立移民歴史館は建物を紹介しているのか、そして、ポルトドレ宮内における国立移民歴史館の設置に際してどのような議論があったのかについて論じた。本節では、国立移民歴史館においてアルジェリアの記憶がどのように展示されているのか、そして展示内容はどのような過程を以て決定されたのかを取り上げる。

第1項 常設展におけるアルジェリアの記憶

国立移民歴史館は移民が本土に来た経緯や本土でどのような暮らしをしているのかを常

consulté le 15 janvier 2014.

³⁷ Musée national de l'histoire de l'immigration, « 1931. Les étrangers au temps de l'Exposition coloniale »,

<http://www.histoire-immigration.fr/2010/7/1931-les-etrangers-au-temps-de-l-exposition-coloniale>, consulté le 15 janvier 2014.

³⁸ *Ibidem*.

設展を通じて見せている。常設展は、アルジェリアに関連する記述を多く含んでいる。以下に、常設展におけるアルジェリアに関わる記述を抽出して、紹介する。

● アルジェリア人の住宅環境

アルジェリア人労働者とその家族のために1956年に創設された「アルジェリア人労働者用住宅建設全国会社 (Société Nationale de Construction de logements pour les Travailleurs Algériens, Sonacotral)」は住居を用意した。利用者にとって住居の「規約は極めて厳しく、物質的状态もすぐに悪化した」とある。

● アルジェリア人が使用する言語

フランスとのつながりが古ければ古いほどフランス語の使用が多くなり、出身地の言語を話さなくなる、という研究結果が示されている。1990年代において移民が子供に何語で話しかけるか、という問いに対する出身地別の答えが来訪者に示されている。アルジェリア人に関しては、35%が「フランス語のみ」で子供に話しかけ、19%が「母語のみ」で子供に話しかけている。

● 独立派のアルジェリア人によるフランス本土における活動

「民族解放闘争」と題されたパネルには「反植民地主義者と共産主義者」というカテゴリーが設けられている。そこに、1922年に創刊された共産主義新聞の『ル・パリア (*Le Paria*)』は「植民地支配による悪事を告発するインドシナ人、マグレブ人、アンティル人、アフリカ人およびマダガスカル人活動家の記事を載せていた」とある。同じパネルの「アルジェリア人」というカテゴリーには、アルジェリア人による反植民地主義活動が描かれている。パリで1926年にメサーリー・ハーッジ (*Messali Hadj*) が結成した「北アフリカの星 (*Etoile Nord-Africaine*)」とその機関紙である『エル＝ウンマ (*El-Ouma*)』を中心として、「アルジェリアの最初のナショナリスト」は活動を始めた。また、第二次世界大戦後には「ナショナリストの運動が過激化」し、アルジェリアからフランス本土に移民した者の多くが、「民族解放戦線が引き起こした闘争」に加わった。FLNの活動は「厳しく取り締まられた」と指摘されている。

一方で、1958年4月13日にフランス本土のサッカー・チームに所属するアルジェリア人選手がチュニス (*Tunis*) に渡航し、「アルジェリアのナショナル・チーム」を結成したことも記されている。その説明文の横には、1958年4月26日の雑誌『パリ・マッチ (*Paris Match*)』に掲載された写真が見受けられる。雑誌はその写真に「フランス・サッカーのスター、フェラガになる」³⁹という文を付している。

³⁹ フェラガ (*fellagha*) とは独立派のゲリラ軍を指す用語である。

● 1961年10月17日の事件

この事件はアルジェリア独立戦争中に、パリで夜間外出禁止令が出されているときに起きた。アルジェリア人が武器を持たずに夜間にデモ行進し、警察が200人以上とされるアルジェリア人を殺し、死体をセーヌ川に投げ棄てたという事件である。

この事件に関しては「1961年10月17日に何万人もの男性、女性および子供が首都でデモに参加した。警察による鎮圧により何十人もの者が被害に遭った。正確な死傷者数は解明されていない」とある。

● アルジェリア人の表象における差別的性格

アルジェリア独立戦争は「嫌われ、疑われるという否定的な人物」としてアルジェリア人が認識されるようになったきっかけである、とする説明が見受けられる。また、「別の世界から来た、暴力的、同化不可能」と19世紀末までイタリア人に向けられていた偏見がアルジェリア独立戦争に伴いアルジェリア人に対して向けられるようになった。それに加えて、アルジェリア独立戦争時の報道は「ビドンヴィル (bidonville)」、つまりスラム街をFLNの活動と結び付け、そこに住む移民を「スティグマ化した」とある。

● フランスにおけるイスラム教

「共和国とイスラム」と題したパネルは、1920年代から1930年代においてフランス本土で国や自治体がアルジェリア出身のムスリム向けに作った施設を紹介している。1926年にフランス本土における初めてのモスクがパリに建てられた。その後、1935年にパリ近郊のボビニ (Bobigny) にムスリムの病院ができ、1937年にはムスリムの墓地ができた。説明文は「植民地主義的家父長制」という語句を含んでおり、「移民を隔離し、監視する意図」があったと付け加えている。一方で、1970年代に入るとイスラム教徒の定住化により、自動車工場で祈りをささげる場所が設けられるようになったことを紹介している。

● アルジェリア独立後の引揚者とハルキ

アルジェリア独立後に引揚者が「職業的再統合政策」の対象となったことが示されている。同じパネルで、アルジェリアの先住民、主にアラブ人であり、アルジェリアがフランス領としてとどまるよう補充兵として戦ったハルキがフランスに渡りキャンプに収容された実態を言葉と写真を用いて説明している。

● 反差別運動

アルジェリア人移民のみと関係するわけではないが、差別的な制度や世論の傍らで差別撤廃に与した人たちが一部に存在したことも示されている。たとえば、「闘争の時代」と題されたパネルでは1968年5月の学生運動で「強制退去に対する反対、移民労働者への暴力の増大に対する反人種主義的闘争」が見られたことが説明されている。また、「受け入れの

地。冷酷なフランス」と題されたパネルでは、移住先のフランスが移民にとって偏見に満ちた社会であったことが説明された上で、「いつの時代にも、連帯を選択し、排外主義に背を向けることができるフランス人はいた。今日においては、多元性に理解を示す者は増加している」と書かれている。さらに、1980年代以降の国民戦線の台頭に対し、左派の若者が「平等のための行進 (La Marche pour l'égalité)」や市民団体の「SOS ラシズム (SOS Racisme)」に参加したといった記述もある。

以上がアルジェリアに関する記述である。これらの記述から以下の二つの点が明らかになった。まず、アルジェリアに関する記述はアルジェリア人移民と引揚者とハルキが有する記憶であるといえる。つまり、排除の対象となりやすい者の記憶が承認されている。次に、承認されているのは、フランス本土における生活やフランス本土で受けた差別の記憶である。

ところが、植民地支配自体がどのような問題を抱えていたのか、という点に常設展はあまり触れていない。フランス本土における移民に対する差別や反植民地主義運動・独立運動への言及は多く見られ、植民地支配を肯定的に捉えた展示内容ではない。だが、反植民地主義運動や独立運動がどういった抑圧的なシステムから生まれたのかは不明瞭である。常設展の中ではフランス本土における抑圧や差別の過去を含むアルジェリアの記憶は承認されているが、植民地で行われた抑圧や差別からは切り離されている。そのため、植民地支配する側であった引揚者と植民地支配されていたアルジェリア人移民やハルキの間に支配—被支配の関係があったことが描かれていない。

第2項 エル・ヤザミーシュワルツ報告書とセンター検討委員会におけるアルジェリアの記憶の承認をめぐる議論

一部のアルジェリアの記憶は前項で述べたとおり、この博物館で承認されている。以下では、植民地支配の文脈から切り離された形でアルジェリアの記憶が承認されるようになった過程を説明する。そのために、エル・ヤザミーシュワルツ報告書およびセンター検討委員会の関連文書を参照していく。

「アルジェリア」や「マグレブ」への言及は2001年のエル・ヤザミーシュワルツ報告書の時からすでに多く見られた。アルジェリア人移民もしくはマグレブ人移民がフランス本土に多いという理由により、言及がなされたことは明らかである。アルジェリアやマグレブについての言及が他の地域への言及よりも特段多いというわけではないが、非ヨーロッパ地域の中では極めて言及が多いといえよう。ただし、マグレブ、特にアルジェリアが話題になると、必ず脱植民地化というフランス本土にとって暗い過去が想起される。さらに、アルジェリア人もしくはマグレブ人に対する差別にも目を向けなければならなくなる。したがって、アルジェリアやマグレブに関連する過去をどのように博物館で扱うのか、という問題にはエル・ヤザミらは慎重に対処しなければならなかったといえる。

エル・ヤザミーシュワルツ報告書はマグレブやアルジェリアに関わる資料がどこに存在し、どのようなものが手に入りそうか、という点について多くの言及を含んでいる。資料を提供し得る団体として「在仏マグレブ人労働者協会 (Association des Travailleurs Maghrébins de France, ATMF)」を挙げており⁴⁰、報告書を作成するために協会代表であるアリ・エルバズ (Ali Elbaz) と話し合いの場が設けられたことも明らかになっている⁴¹。国防省からは、アルジェリア独立戦争後のハルキの収容キャンプにおける憲兵による管理に関わる資料も入手できると記している⁴²。また、大規模な労働組合連合会である「フランス民主労働総同盟 (Confédération Française Démocratique des Travailleurs, CFDT)」の協力によりアルジェリアの地域連合に関わる資料も使用できるという記載がある⁴³。付録のグレゴワール＝ジョルジュ・ピコ (Grégoire-Georges Picot) による資料では、アルジェリア人音楽家による演奏の録音への言及もある⁴⁴。さらに、付録にあるマリー・ラザディリス (Marie Lazaridis) とアラン・セクスグ (Alain Seksig) による提言では、アルジェリア人ズアーヴ兵はジャン・ムーラン (Jean Moulin) やピエール・ブロソレット (Pierre Brossolette) に並ぶ「レジスタン (Résistant)」であり、レジスタンス史において欠かせないとある⁴⁵。したがって、アルジェリア人移民およびハルキの記憶を展示の対象とする意思が見られる。また、彼女ら・彼らによるフランスへの貢献を重視し、彼女ら・彼らが受けた苦しみを無視せず、さらに、文化にも注目する展示内容を目指していることが分かる。

なお、報告書の特徴は、「移民」を「外国籍」と「フランスの領土への移住」という二つの基準により定義している点である。これはフランス政府による「外国で生まれた外国籍の者であり、フランスの領土に長期滞在するためにフランスに外国籍として入国した者」⁴⁶という移民の定義と合致している。エル・ヤザミらは、「移民」とされる対象が博物館の「内容を決定的に固定」するような印象を与えてはならないとし、この問題に慎重な姿勢を示している。ただし、フランス国籍の有無は人々にとって「政治的にも、法律的にも看過し得ない差」であるとも認める。そのため、引揚者は展示内容の対象外となっている⁴⁷。この点は、後述するとおり、センター検討委員会と異なる。

もう一つの特徴として、統合を肯定的に捉えつつも、新施設の開館が統合に関わる政策の促進を主たる目的としていない点が挙げられる。統合に関しては次のような記述がある。たとえば、新たな施設を作ることにより、「移民出身の世代による統合と関係する市民的および政治的重要性を再確認する」ことが期待されている⁴⁸。また、新施設の来訪者に対する

⁴⁰ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, Annexe (sans mention de pages).

⁴¹ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, p.11.

⁴² *Ibidem*, p.20.

⁴³ *Ibidem*, p.19.

⁴⁴ *Ibidem*, (sans mention de pages)

⁴⁵ *Ibidem*, Annexe (sans mention de pages)

⁴⁶ Haut Conseil à l'Intégration, « Mots de l'intégration », <http://www.hci.gouv.fr/-Mots-de-l-integration-.html>, consulté le 1^{er} février 2014.

⁴⁷ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, p.8.

⁴⁸ *Ibidem*, p.1.

メッセージを十個かかげており、統合に関連するものが二つある。一つ目は「出身地を問わない外国人の統合は、フランスの統合モデルの特徴である」というメッセージである。二つ目は「フランスの移住の歴史および現在の統合過程に関わる分析は、植民地史への参照を前提とする」というものである⁴⁹。さらに、「移民博物館は『諸共同体』の博物館となつてはならない」⁵⁰としている点も統合を推進する政府と意見が合致している。それに加えて、統合高等評議会の会長であるロジェ・フォルー (Roger Fauroux) や同評議会の元会長であるマルソー・ロン (Marceau Long) が移民博物館の開館に賛同している者として名を連ねている⁵¹。報告書には、統合に関わる政策などに対する批判は一切ない。だが、この報告書で言及されている統合は、社会参加までの過程を示すものであり、政策の促進や過程の加速を明確に謳っているとは言い難い。

エル・ヤザミーシュワルツ報告書の特徴は、引揚者は移民と異なるため取り上げないとしたこと、および、新施設の目的を統合政策の促進や統合過程の加速と明示していないことである。この二つの特徴はセンター検討委員会の議論や結論と異なる。

エル・ヤザミーシュワルツ報告書でも見られたように、アルジェリア人移民やマグレブ人移民の経験を展示内容に含める必要はセンター検討委員会にとって当然であった。だが、引揚者を博物館の展示対象である移民に含めるかどうかという点において2001年の報告書とセンター検討委員会の意見は異なる。学術委員会に所属するナンシー・グリーン (Nancy Green) は引揚者を含めるべきである、とセンター検討委員会の報告書に先立って主張している。「他の場所からきた市民」という形で、フランス国籍の有無が持つ意味を明らかにした上で、彼女ら・彼らの経験を含める必要があるとしている⁵²。また、ベルナルも、外国籍の移民は展示で扱うが、共通点を持つ引揚者も展示内容に含めるべきであるとし、グリーン同様に、フランス国籍の有無に関連する「差別や屈辱」を明らかにすれば良い、と記している⁵³。デウィットは「対立、もしくは少なくとも矛盾する記憶は(中略)共存することができる」とし、アルジェリア独立戦争をめぐる引揚者とアルジェリア人移民の記憶の違いを指摘している。その際にデウィットは、グルノーブル (Grenoble) にあるドフィノワ博物館 (Musée Dauphinois) で問題化した展示を引合いに出している。騒動となった展覧会は、1999年にグルノーブルが位置するイゼール県におけるマグレブ人移民を題材としたもので「生き続けるために。イゼールから、そして、マグレブから (Pour que la vie continue : D'Isère et du Maghreb)」と題されていた。「憤りと不公平であるという気持ちを抱いた」引揚者がこの展覧会を問題視したのとデウィットは振り返っている⁵⁴。しかも、実際には、引揚

⁴⁹ *Ibidem*, p.9.

⁵⁰ El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *op. cit.*, p.1.

⁵¹ *Ibidem*, p.5.

⁵² Green, Nancy. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p.1.

⁵³ Bernard, Philippe. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p.2.

⁵⁴ Dewitte, Philippe. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p.4.

実際に、ドフィノワ博物館は2003年5月17日から2004年9月15日まで、引揚者とハルキを取り上げた「イゼールとアルジェリアのフランス人 (Français d'Isère et d'Algérie)」とい

者と思しき人物からかなり激しい抗議活動もあった⁵⁵。結局、ドフィノワ博物館が引揚者を題材とした展覧会を行うと約束し、騒動は収まった。デウィットは、引揚者の経験を新施設の展示内容に含めるべきである、と明言はしていない。だが、こうした例を出しているため、引揚者を取り上げる必要を感じていることは明らかである。ただし、センター検討委員会のメンバーではないが、意見を求められたマグレブ史を専門とするストラは、『移民』は『外国人』の類義語であると引揚者とハルキは強く感じている、と述べている。つまり、「彼らの歴史は移民たちとともにあるという考え」は引揚者やハルキにとって受け入れ難い⁵⁶。当事者の観点から、ストラは博物館で引揚者やハルキを他の移民と同等に扱うことの難しさを指摘した。最終的に、アルジェリア独立戦争を扱う常設展の一部で、「フランス本土におけるアルジェリア人移民、帰還者およびフランス軍の補充兵」を扱う、となった⁵⁷。以上が、アルジェリア人移民、引揚者およびハルキが有するアルジェリアの記憶を承認するにいたった過程である。

次に、これらの記憶をどのように承認するべきか、という問いに対し、どのようにセンター検討委員会が答えたのかを考察する。エル・ヤザミーシュワルツ報告書と同じように、統合に対する批判を述べる者は見当たらない。ベルナールにとって、さまざまな使命を新施設は持つべきであるが、『政治的』目標もかかげるべきであり、その最たるものは『統合』と呼ばれるものである。ベルナールが統合の対象としているのは主に植民地出身者の移民の子供や孫である。さらに、『フランスの統合モデル』と称するものの説明よりも、歴史を通じた統合の方法を念頭に置くべき⁵⁸。ベルナールは、統合を目的とした記憶の承認を新施設で行うべきである、と主張しているのである。カシャンもどのように展示を行うべきかについて、「1850年以降の異なる移民のタイプを網羅的に取り上げたい場合、差異を強調し、計画を『フォークロア化』してしまうリスク」に懸念を示し、本計画は「多文化主義ではなく、統合を通じたフランスの建設を描くべき」であると提言している⁵⁹。ここでは、統合を目的とするべき、といった趣旨の内容は見られないが、統合と多文化主義を二項対立的に捉え、前者を肯定的に、後者を否定的に捉えている姿勢が見受けられる。学術委員会に所属するノワリエルも2007年に発表した論文で、「国立移民歴史館は移民に対する眼差しを変えると同時に、フランス社会における移民の統合に資する使命を負っている」としている⁶⁰。すなわち、国立移民歴史館は統合政策の促進や統合過程の加

う展覧会を開催した。

Musée Dauphinois, « Les expositions depuis 1968 », <http://www.musee-dauphinois.fr/1095-les-expositions-depuis-1968.htm>, consulté le 21 juin 2016.

⁵⁵ Duclos, Jean-Claude. « De l'immigration au Musée dauphinois », *Hommes et migrations*, no.1297, 2012, pp.96-104.

⁵⁶ Toubon, Jacques. *op. cit.*, pp.228-229.

⁵⁷ *Ibidem*, p.63.

⁵⁸ Bernard, Philippe. *op. cit.*, pp.1-2.

⁵⁹ Cachin, Françoise. *op. cit.*, p.1.

⁶⁰ Noiriel, Gérard. « L'historien dans la Cité : comment concilier histoire et mémoire de l'immigration ? », *Museum International*, no.233/234, vol. 59, no.1/2, 2007, p.13.

速を目的としている、とノワリエルは考えている。また、センター検討委員会の報告書で、会長のトゥーボンが次のように書いている。

フランス人市民およびフランスに住むすべての者にとって、なによりも伝統と柔軟性と多様性によりアイデンティティが成り立っている国の国民的結合を強化するものとして、この計画は知識、寛容さ、そして統合の装置となる。⁶¹

したがって、移民博物館の計画における最も権威ある人物も、新施設の目的として国民的結合を強化する効果を持つ移民統合政策の促進をかかげているのである。

以上を勘案すると、エル・ヤザミーシュワルツ報告書からセンター検討委員会にかけて、変わった点は次の二つである。第一に、引揚者を取り上げる必要性が感じられるようになった点が挙げられる。移民と同列に扱うかどうかに関して議論はあったが、センター検討委員会は、アルジェリアからの引揚者は移民と類似する経験を持っていると判断した。第二に、センター検討委員会はエル・ヤザミーシュワルツ報告書よりも明確に統合政策を促進しようとした。統合そのものが新施設の目標の一つとなったのである。

ところで、センター検討委員会が取り上げる対象を広げ、かつ、統合政策の促進を重視したことは注目に値する。「移民」の一般的な捉え方は「フランスに住む外国籍の者」であり、「統合」は一般的に外国籍の者を対象としていると考えられている。移民博物館を作る際に、統合政策の促進を目標にかかげる場合、移民として扱う対象を外国籍もしくは外国出身者に限定する、という考えがおそらく一般的であろう。しかし、センター検討委員会は、統合政策の促進を目標にかかげつつ、移民として扱う対象を外国籍でもなく、外国出身者ともいえない引揚者に広げた。ゆえに、国民的結合の促進も、移民統合ほど優先的ではないものの、移民博物館の目的だったと推測できる。トゥーボンが報告書の冒頭で述べているとおり、多様な人々を抱えていることをフランス社会がこの博物館を通して自覚することは「統合の産物たる国民的結合」に結びつくのである⁶²。したがって、センター検討委員会は移民統合のみならず、第2章で論じたとおり、移民統合と地続きの関係にある国民的結合の促進に貢献する施設を作ろうとしたといえる。

第3項 移民統合を目的に据えた移民博物館の政策的背景

最後に、2004年のセンター検討委員会報告書で統合が重視されるようになった背景を明らかにしたい。第2章で見てきたとおり、1980年代の終わりから政府は移民統合政策を強化していった。ところが、エル・ヤザミーシュワルツ報告書とセンター検討委員会の報告書の間、すなわち2001年と2004年の間に、移民統合をより重視する政策的背景があったと考えられる。本項では、なぜ、2001年のエル・ヤザミーシュワルツ報告書と2004年のセ

⁶¹ Toubon, Jacques. *op. cit.*, p.11.

⁶² Toubon, Jacques. *op. cit.*, p.13.

ンター検討委員会の報告書の中にこのような相違点があるのかを理解するために、2002年以降における統合をめぐる議論の動向を確認する。そして最後に、移民博物館と移民統合政策の結びつきについて言及する。

2002年10月9日に当時内務大臣だったサルコジと近い存在であり、国民連合運動の国民議会議員だったイヴ・ジェゴ (Yves Jégo) が「新たな統合政策に向けて」という提言を發表した。新たにフランスに移住する者と共和国の間で「契約」を交わすことを提案しており、その契約にはフランス語の習得などが含まれている⁶³。ジェゴと同じの党に所属しており、当時大統領であったシラクは「契約」の案を5日後の演説で引き継いでいる。シラクは「近隣諸国のように、新たな移住者一人ひとりが、主に職業訓練と我々の言語の速い習得を可能とする真の統合契約を交わすことを願っています」と発言した⁶⁴。統合契約に関しては、2003年4月の統合関連省庁間委員会 (Comité interministériel à l'intégration)⁶⁵も取り上げている。この委員会は1990年以降活動をしていなかったが、13年の時を経て、55項目に上るプログラムをかかげた。統合関連省庁間委員会はこれらの項目の中に「受け入れ統合契約 (contrat d'accueil et d'intégration)」⁶⁶や移民博物館の設立⁶⁷を含めた。統合高等評議会による「契約と統合」と題された2003年の報告書は、統合関連省庁間委員会が定めたプログラムを踏襲し、政府が実施を始めた受け入れ統合契約に言及している。契約の内容を次のとおり説明している。

⁶³ Lochak, Danièle. « L'intégration à rebours », *Plein droit*, no.76, 2008, p.9.

Le Nouvel Observateur, « Jacques Chirac pour un contrat d'intégration », <http://tempsreel.nouvelobs.com/politique/20021010.OBS1220/jacques-chirac-pour-un-contrat-d-integration.html>, consulté le 14 mars 2014.

⁶⁴ Vie publique. « Déclaration de M. Jacques Chirac, Président de la République, sur la réforme constitutionnelle pour le renforcement de la démocratie et des libertés locales, la réforme de l'Etat, le renforcement de l'égalité des chances à l'école, la politique de la ville, l'intégration sociale des immigrés et la lutte contre l'immigration clandestine, notamment avec la réforme du droit d'asile, Troyes le 14 octobre 2002. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/027000276.html>, consulté le 14 mars 2014.

⁶⁵ 1989年に政令 (Décret no.89-881 du 6 décembre 1989) により設立された機関。「外国人」および「外国出身」の滞在者を対象とした政府による統合政策に関わる機関である (第1条)。首相府の統轄の下、統合担当大臣、内務大臣、社会問題担当大臣、司法大臣、外務大臣、国防大臣、教育大臣、経済大臣、予算担当大臣、住宅大臣、持続可能開発担当大臣、厚生大臣、家族担当大臣、通信大臣、文化大臣、海外県・海外領土大臣、スポーツ大臣、協力担当大臣、フランコフォニー担当大臣、都市担当大臣、女性権利大臣、排除防止対策担当大臣、退役軍人担当大臣などがこの機関を構成しており、2002年5月27日の政令により設置された帰還者関連省庁間ミッション (Mission interministérielle aux rapatriés) の代表者も活動に参加し、統合高等評議会の代表者も会合に出席する。(2003年1月30日の政令で改正された第2条参照)

⁶⁶ Lochak, Danièle. *op. cit.*, p.10.

⁶⁷ Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration, « Un projet en germe depuis plusieurs années », <http://www.histoire-immigration.fr/la-cite/historique-du-projet>, consulté le 28 septembre 2012.

Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration, « Comité interministériel à l'intégration du 10 avril 2003 », <http://www.histoire-immigration.fr/la-cite/historique-du-projet/comite-interministeriel-a-l-integration-du-10-avril-2003>, consulté le 28 septembre 2012.

〔受け入れ統合契約〕は個別的に国家と〔移住者〕の間に交わされる共和主義的契約である。この契約は諸権利と相互の義務の論理に則っている。署名は必須ではない。言語教育、職業訓練の機会および雇用に関わる公共サービスの利用、さらには特別な社会的支援といった一連の提供への道を開くものである。また、契約は市民教育を必須としている。⁶⁸

受け入れ統合契約は社会参加を促す機能を持つ一方で、市民教育を通じて共和国モデルが基づいている諸原則を移民に理解させようとするものである。したがって、政府は受け入れ統合契約により、統合政策を強化したといえる。

一方で、統合政策の強化を示している統合高等評議会の報告書は移民博物館に関する記述を含んでいる。たとえば、さまざまなキャリアがあり得ることを移民出身の青少年に理解させ、職業訓練や教育を促進するための一環として、移民博物館を作ることがいかに重要かについて、次のような言及がなされている。

どのような状況で親、祖父母または曾祖父母がフランスに到着し、どのように国の建設や経済発展に貢献したのかを移民出身の若者がよりよく理解することを移民博物館および移民の記憶の場の開発は可能とする。⁶⁹

移民博物館の開館は移民の過去を移民出身の世代が理解する上で有効である、と統合高等評議会は評価している。さらに、統合の促進のためには、フランスの過去を移民が知る必要があるとしている。

我々一人ひとりが我が国の過去を知るべきである。フランスに住みたいと望む外国人はフランスの伝統を知らなければならず、同様に、今日のフランス人は我が領土に居住する新たな移民の伝統をよりよく知るための努力をしなければならない。フランスの建設に携わった複数の世代にわたる移民の思い出により、フランス史は補完されるべきである。統合高等評議会は改めて、ジャック・トゥーボンに任された委員会の存在に満足するとともに、移民の記憶を扱うセンターや場が我々の歴史にまつわる意識を豊かにすることに喜びを覚える。⁷⁰

この部分では、統合の対象となっている移民出身者だけではなく、移民やフランス人にとっても移民博物館が有効であるという指摘をしている。特に、ここでは移民の記憶を承認

⁶⁸ Haut Conseil à l'Intégration. *Le contrat et l'intégration*, 2003, p.84.

⁶⁹ *Ibidem*, p.30.

⁷⁰ *Ibidem*, p.113.

する必要性が謳われている。

以上で、移民の記憶を、移民博物館を通じて承認することが統合に必要であると統合高等評議会が評価したことを明らかにした。移民博物館の評価は統合高等評議会の活動や構成員を見る限り当然ともいえる。統合高等評議会の2003年の報告書を確認すると、センター検討委員会との接触があったことが分かる。意見交換をした人物のリストにはセンター検討委員会の構成員であるエル・ヤザミや人口学者のミシェル・トリバラ (Michèle Tribalat)、トゥーボンの名前が確認できる⁷¹。また、正確に誰が出席したのかは不明であるが、統合高等評議会の者が移民博物館の構想を検討するために2003年11月29日に開催された討論会に参加したことが分かっている⁷²。さらに、センター検討委員会の学術委員会に加わっている元サッカー選手のザイール・ケダドゥシュ (Zaïr Kédadouche) は統合高等評議会のメンバーでもある⁷³。

以上により、センター検討委員会が報告書で統合政策の促進を移民博物館の目的と定めた背景として、1980年代終わりから取り組んできた統合政策を政府が2002年以降になってさらに強化したことを明らかにした。また、センター検討委員会と統合高等評議会の間深い交流があったことが分かった。

第4節 まとめ

本章では、1990年代以降に移民博物館構想が浮上し、2007年に国立移民歴史館の開館を以て結実した過程を追った後、博物館と植民地支配の関係、そして、アルジェリアの記憶の承認のあり方に注目してきた。その結果、国立移民歴史館は移民統合を目的としており、2002年以降の政府による統合政策の強化という流れの中に位置づけられる、と結論付けた。さらに、移民統合の促進が主な目的であるが、国民的結合の促進も国立移民歴史館の目的に含まれている点を指摘した。

移民統合と国民的結合の促進を目的としたことは、フランスが行っているアルジェリアの記憶の承認の大きな限界である。国立移民歴史館の計画において政府や中央省庁が主に携わった過程に鑑みれば、こういった結果は当然かもしれない。だが、統合を拒否しつつも、自らの記憶の承認を要請する当事者が存在する。そのため、統合を目的とせず、植民地支配によりどのような抑圧や差別を受けたのか、という問題をめぐる旧植民地出身者の記憶を承認することが、加害者と被害者の和解の観点からは必要と思われる。

本研究では公的な承認に焦点を置き、議論を進めてきた。政府や中央省庁が承認に関わること自体に限界があるのだとすれば、公的な記憶の承認は当事者不在に陥りやすい、と結論付けるしかなくなる。だが、本章で扱った国立移民歴史館のような試みは、旧植民地出身者の記憶の承認をめぐる新たな挑戦であるともいえよう。なぜならば、多様な立場の

⁷¹ Haut Conseil à l'Intégration. *op. cit.*, pp.128-141.

⁷² *Ibidem*, p.126.

⁷³ *Ibidem*, p.122.

Toubon, Jacques. *op. cit.*, p.114.

者の記憶を一つの場において承認するというフランスにおいては新たな形の承認だからである。また、中央省庁や政府のみならず、市民団体や研究者が携わっており、今後時代と共に展示内容が変わる可能性もある。したがって、本章ではこの博物館における記憶の承認にまつわる問題点を指摘してきたが、この博物館を「動的な機関」として捉えるべきであり、「歴史とアイデンティティの生産者」としての役割をフランスで初めて「他者」に認めた場として評価できると同時に、今後この博物館がたどる変遷に期待が寄せられる⁷⁴。言い換えれば、学術委員会のメンバーが替わるなどすることにより、展示内容が変わり、アルジェリア人移民に対する価値評価自体も変わる可能性がある。

⁷⁴ Enjelvin, Géraldine and Nada Korac-Kakabadse. 'France and the Memories of "Others": The Case of the Harkis', *History & Memory*, vol.24, no.1, 2012, p.169.

第5章 承認要請を行う共同体の様態と公的機関による対応

—アルジェリア在住フランス人史料センター (CDDFA)—

スペインとの国境付近に位置する南フランスの都市、ペルピニャン市で2012年に「アルジェリア在住フランス人史料センター (Centre de Documentation des Français d'Algérie, CDDFA)」という施設が開館した。ペルピニャン市と引揚者団体である「アルジェリアニストの会 (Cercle Algérieniste, CA)」が協力し開設にいたった。その常設展は植民地支配を肯定する内容になっている。本章では、このセンターがなぜそういった展示内容にいたったのかを考察する。この事例を取り上げ、自治体と市民団体が一体となって事業を進める様相を描いていくと同時に、第3章および第4章で取り上げた事例との相違点を浮き彫りにする。そのために、まずは「アルジェリア在住フランス人 (Français d'Algérie)」とかつて呼ばれ、現在では一般的にピエ・ノワールという呼称で知られる引揚者について説明したのち、CDDFAを概観し、その展示内容を分析する。その後、ペルピニャン市と引揚者の関係を解明する。結論を少々先取りすると、ペルピニャン市と引揚者、その中でもCAという引揚者団体が特別な関係にあったことが展示内容に大きく影響したとともに、CAの実態はフランスの共和国モデルが否定しているはずの共同体の権利要求および閉鎖的様態にあたるにもかかわらず、コミュニタリズムとして批判されなかったことを本章では指摘する。

本章で取り上げるCDDFA以外にも、いくつかの南フランスの自治体でアルジェリアの植民地支配を肯定する記憶の承認の事例はあった。たとえば、1973年にはニース (Nice) で、1980年にはトゥーロン (Toulon) で、そして2005年にはマリニャーヌ (Marignane) でアルジェリアの植民地支配を肯定し、OASのメンバーを慰霊する記念碑が建てられた¹。加えて、トゥーロンの記念碑の落成式には当時行政担当大臣だったジャック・ドミナティ (Jacques Dominati) も参加しており、政府もわずかながら関与している場合があった²。ただし、ドミナティの行動は政府の姿勢を明らかにしているものではなく、与党のRPR、つまり自身の所属政党からのちに批判が殺到した³。この点はペルピニャンのCDDFAと決定的に異なる。明確に植民地支配を肯定しながら、自治体の支援を受け、オープニング・セレモニーで国務大臣や大統領の「お墨付き」といえる事後的な肯定をCDDFAは得た。

第1節 ピエ・ノワール、帰還者、アルジェリア在住フランス人など—呼称と法制度—

アルジェリアの独立戦争を機にアルジェリアからフランス本土に移住した人は100万以

¹ INA. « Repères méditerranéens - Inauguration d'un monument à l'Algérie Française à Toulon », <http://fresques.ina.fr/reperes-mediterraneens/fiche-media/Repmed00433/inauguration-d-un-monument-a-l-algerie-francaise-a-toulon.html>, consulté le 6 novembre 2016.

² *Le Monde*, « Des associations de rapatriés contestent l'action de M. Dominati, secrétaire d'État », http://abonnes.lemonde.fr/archives/article/1980/06/17/des-associations-de-rapatries-contestent-l-action-de-m-dominati-secretaire-d-etat_2805965_1819218.html, consulté le 6 novembre 2016.

³ Bertrand, Romain. « Propos de bois, paroles de pierre : la controverse autour du « fait colonial » », *Vacarme*, no.38, 2007, p.92.

上に上る。その内 60 万人以上は、独立戦争の最後の年である 1962 年に移動している⁴。アルジェリア独立から 40 年経った 2002 年にはアルジェリアからフランスに、のちに詳述するように「帰還」した、と認められた者が 96 万 9466 人いた⁵。以下では、独立戦争時もしくはその直後にアルジェリアからフランス本土に移動した人たちをめぐる呼称および法制度を概観していく。

ピエ・ノワールとは直訳すれば「黒い足」であり⁶、日常会話の中で「彼女は／彼はピエ・ノワールだ」などといった形で、人の出自に言及する際に用いる言葉である。この言葉で指し示される人々は明確ではない。エマニュエル・コンタ (Emmanuelle Comtat) は、アルジェリアに在住していたヨーロッパ人、すなわちフランス人、スペイン人、イタリア人などと、セファルディムやベルベル人のユダヤ人で⁷、アルジェリア独立時にフランス本土に移住した者をピエ・ノワールと呼んでいる⁸。ジャン＝ジャック・ジョルディ (Jean-Jacques Jordi) もセファラディムを「ユダヤ系ピエ・ノワール」として認めている⁹。ただし、セファルディムのアルジェリアにおける歴史はフランスによる侵略よりもはるかに古く、さらに少なくとも 1870 年までセファルディムは法律上フランス国籍でありながら、フランス市民ではない「原住民 (indigène)」だったため、アルジェリアに住むヨーロッパ系住民とは多くの点で異なる経験をしたことに留意するべきだ、とジョルディは指摘している。

また、チュニジアとモロッコに在住していたヨーロッパ系住民をピエ・ノワールに含めるかという問いにも議論の余地はある。ジョルディは、チュニジア、アルジェリア、モロッコの三ヶ国において、ヨーロッパ系住民の割合や移動の歴史が異なる、と論じている¹⁰。そのため、こうした異なる地域に住んでいた住民を一括りにする一般的な言説や、自らを

⁴ Moumen, Abderahmen. « De l'Algérie à la France. Les conditions de départ et d'accueil des rapatriés, pieds-noirs et harkis en 1962 », *Matériaux pour l'histoire de notre temps*, no.99, 2010, p. 60.

⁵ Diefenbacher, Michel. *Parachever l'effort de solidarité nationale envers les rapatriés : promouvoir l'œuvre collective de la France outre-mer*, 2003, p.6.

⁶ 言葉の起源には諸説あり、1830 年にアルジェリアに上陸したフランス軍の靴が黒かったことが起源だと一般的には理解されているが、異論を唱える者もいる。ジョルディによれば、アルジェリアの先住民はフランス軍や入植者を指す独自の単語を持っており、先住民がフランス語の言葉を彼女ら・彼らにあてる必要性はなかったはずである。おそらく、1930 年代から 1950 年代にかけてモロッコに住むヨーロッパ系住民を指す言葉だったと思われる。ただし、かつてはアルジェリアの内陸地方に住むアラブ人を指す際にも使用された言葉である。したがって、この言葉は当初は多様な意味で使用されていたが、アルジェリア独立戦争後は広くヨーロッパ系の住民でフランス本土に移住した者を指すようになったといえる。Jordi, Jean-Jacques. *Les Pieds-Noirs, Le Cavalier Bleu*, pp.17-24.

⁷ マグレブ地域におけるユダヤ人の歴史は長く、バンジャマン・ストラによれば、フェニキア人とヘブライ人がすでに紀元前 11 世紀に移住していた。

Stora, Benjamin. *Les trois exils Juifs d'Algérie*, Stock, 2006, p.11.

⁸ Comtat, Emmanuelle. *Les pieds-noirs et la politique : quarante ans après le retour*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 2009, p.15.

⁹ Jordi, Jean-Jacques. *op. cit.*, pp.33-34.

¹⁰ *Ibidem*, pp.35-42.

ピエ・ノワールと称するチュニジアやモロッコで生活していたヨーロッパ系の人々に対して、ジョルディは異論を唱えている。三ヶ国のヨーロッパ系住民に共通する点は、故郷からの移動、移動の際の状況、移動先の社会、すなわちフランス本土の社会との関係、そして、本土の人々が移動してきた人に対して持っている認識である¹¹。

このように、ピエ・ノワールというカテゴリーに誰を含めるのか、という問題は極めて論争的である。

一方で、ピエ・ノワールたちを含める他の呼称も存在する。法的には「帰還者」と呼ばれる者がおり、1961年の法律では次のように定義されている。すなわち、帰還者とは「フランスの支配下、保護下、信託統治下にかつてあった領土に在住しており、政治的出来事により、その地を離れざるを得なくなった、もしくは、そのように判断したフランス人」である¹²。この定義に基づけば、アルジェリア独立戦争でフランス軍の側で戦った先住民で、フランス本土に移住したハルキも帰還者に当たる。

ところが、植民地支配下ではムスリムの先住民は「フランス人ムスリム (Français musulmans)」や「ムスリム原住民 (indigène musulman)」とされ、ヨーロッパ系住民の「アルジェリア在住フランス人 (Français d'Algérie)」もしくは「アルジェリア在住ヨーロッパ人 (Européen d'Algérie)」とは区別されていた。1865年の元老院令によれば、「ムスリム原住民はフランス人である。ただし、引き続きイスラム法の支配下にあることとする。(中略)ムスリム原住民は、申請によりフランス市民の権利を享受することが認められ得る。その場合は、フランスの市民的および政治的法律の支配下に置かれる」となっており、フランス市民権を「帰化 (naturalisation)」により取得することは可能だった¹³。しかし、帰化前はイスラム法の支配下にあっても帰化後はフランス法に従うことが条文では規定されており、「コーランの規定する個人の生活に関わる諸習慣の放棄」が帰化には必要だった¹⁴。ムスリムとしての身分を保持したいと考える多くの者が帰化を申請しなかったため、1865年から1962年まで約7000名のムスリムのみが帰化した。より詳しく説明すれば、ここでいうムスリムとは必ずしも個人の信条とは関係がなく、数少ないキリスト教に改宗した者も自動的にフランスの市民権を取得できたわけではなく、1865年の元老院令第1条に基づく申請を行わなければならなかった。行政は、ムスリムの出自を持つ者は「原住民」としてイスラム法の支配下にあり、改宗は法的身分を直ちに変更するものではないとみなしていた¹⁵。一方

¹¹ Jordi, Jean-Jacques. *op. cit.*, p.41.

¹² Loi no.61-1439 du 26 décembre 1961, art. 1^{er}.

¹³ Sénatus-Consulte du 5 juillet 1865, art.1^{er}.

Sartor, J-E. *De la naturalisation en Algérie (Sénatus-Consulte du 5 juillet 1865) : musulmans, israélites, européens*, Retaux Frères, 1865, pp.61-62.

¹⁴ 第2条ではユダヤ人に関してもほぼ同じ内容の規定がある。なお、1870年のクレミュー法によりユダヤ人はフランス市民権を得られた。そのため、アルジェリアのユダヤ人とムスリムの間には法律上の大きな違いがあったといえる。ただし、1940年にヴィシー政権が生まれると、クレミュー法は廃止される。

宮島喬『一にして多のヨーロッパ—統合のゆくえを問う—』勁草書房、2010年、152-153頁。

¹⁵ Weil, Patrick. « Histoire et mémoire des discriminations en matière de nationalité française »,

で、同元老院令第3条は「3年間にわたるアルジェリアにおける滞在を証明することにより、外国人はフランス市民の権利を享受することが認められ得る」とのみ定めており¹⁶、アルジェリアのムスリムの先住民よりも、のちに入植したイタリア人、スペイン人やマルタ人の方が容易にフランス市民権を有する「アルジェリア在住フランス人」になれた。さらに、1889年にはフランス生まれの親の子供にフランス国籍を与えるという出生地主義に則った法律が制定され、アルジェリア生まれのヨーロッパ系住民の子供はフランス国籍を自動的に取得できるようになった¹⁷。ただし、これは国籍取得の条件緩和による権利の拡大、というよりも、人口減とそれに伴う兵力の低下を恐れた政府がより多くの兵士を動員できるようにした結果である¹⁸。

したがって、ムスリムは過酷な差別に遭っていたといえる。しかも、この差別は市民権取得の有無にとどまらない。なぜならば、「原住民」とされる人々はいわゆる「原住民法」、つまりフランス市民に適用されない取り締まりや罰則を規定する「特殊」な司法の支配下に置かれていたからである¹⁹。こうした差別は「フランス人ムスリム」と「アルジェリア在住フランス人」という同じ国籍を持った国民のカテゴリーを固定化し、国民の間の分断を維持した。さらに、「原住民」をイスラム法の支配下に置く、と定めながらも、フランス政府は「原住民」を対象とした独自の抑圧的な法制度を整備した点は、欺瞞に満ちているといえよう。付け加えれば、1865年の元老院令第1条第2項に基づき、政府はフランス人である「原住民」を兵士として動員することができた²⁰。つまり、「原住民」はアルジェリアで市民権を取得することが困難でありながら、特殊な司法制度による取り締まりおよび抑圧にさらされ、権利が限られていた一方、国の兵力として動員された場合には応じなければならない、という義務を課されていた。ゆえに、著しい権利の制限に加え、市民権を享受する者と同じ義務を「原住民」と見なされた者は押しつけられた。

以上に鑑みれば、「帰還者」という呼称は現代の法律上のくくりであり、植民地支配下における法律上のくくりとは大きく異なる。ところで、ハルキになった「フランス人ムスリム」や、のちにピエ・ノワールと呼ばれるようになった「アルジェリア在住フランス人」は多くの場合代々アルジェリアに住んでおり、異なる法的身分でありながら、アルジェリアで生まれ育った点に共通点がある。そのため、「帰還」という語を不正確、不適切と考える当事者は少なくない。たとえば、CAの代表だったモーリス・カルマン (Maurice Calmein) は「押し付けられた『帰還者』というレッテルを我々はほぼ全員一致で拒絶する」と述べ

Vingtième siècle : Revue d'histoire, no.84, 2004, p.8.

¹⁶ Sénatus-Consulte du 5 juillet 1865, art.2.

Sartor, J-E. *op. cit.*, p.63.

¹⁷ Weil, Patrick. *op. cit.*, pp.7-8.

¹⁸ Massot, Jean. « Français par le sang, Français par la loi, Français par le choix », *Revue européenne des migrations internationales*, vol.1, no.2, 1985, p.9.

¹⁹ Merle, Isabelle. « De la « légalisation » de la violence en contexte colonial. Le régime de l'indigénat en question », *Politix*, vol.17, no.66, 2004, p.143.

²⁰ Sénatus-Consulte du 5 juillet 1865, art.1^{er}.

Sartor, J-E. *op. cit.*, p.61.

ている²¹。

「帰還者」という呼称を拒絶するとなれば、アルジェリアのヨーロッパ系住民は自らをどのように認識していたのだろうか。カルマンは「アルジェリア在住フランス人」という呼称は適切だが、「アルジェリアに根差していること」を十分に反映していない表現で、単なる『植民地』に住んでいたフランス人とみなす」点に問題があるとしている²²。アルジェリアに住んでいたヨーロッパ系の人々は、当時は「アルジェリア人 (algérien)」を自称していたが、この表現はアルジェリア独立後にアルジェリア国籍者を指すようになった。そのため、現在はフランス本土に移住したヨーロッパ系住民を「アルジェリア人」と呼ぶことはない。ピエ・ノワールという呼称が1962年頃から広く使用されるようになると、当初は蔑んだ呼び方だったにもかかわらず、本土に移住した者たちは自らをピエ・ノワールと呼ぶようになった。「アルジェリア人」や「アルジェリア在住フランス人」という呼び方が不適當になり、適切な呼び方を必要とした当事者たちはピエ・ノワールという呼称を受け入れたのである²³。カルマンも「ピエ・ノワールであることを我々は誇りに思っている」と認めている²⁴。

以上を踏まえると、それぞれの呼称には多義性があったり、当事者を適切に指し示していなかったりする。本章では、取り上げる CDDFA という事例の性格に基づくとともに、便宜的に「引揚者」という語で、アルジェリアからフランス本土に独立戦争中もしくは戦争直後に移住したユダヤ人を含むヨーロッパ系住民を指すこととする。

第2節 アルジェリア在住フランス人史料センター (CDDFA) の概要

アルジェリア在住フランス人史料センター (CDDFA) はペルピニャン市が所有する聖クララ修道院 (Couvent Sainte-Claire) 内で2012年1月29日に開館した²⁵。ペルピニャン市によれば、CDDFAの目的は以下のとおりである。

ペルピニャンの歴史のおよび精神的に格調高き場所において、資料館であり、ある文明を紹介する場であり、さまざまな亡命について思考する研究所である独創的な施設の設立を通じ、アルジェリア在住フランス人の有形および無形文化財を伝承し、探索し、充実し、分析することが目的である。²⁶

²¹ Calmein, Maurice. « Appellation contrôlée », *L'Algérieniste, bulletin d'idées et d'information*, numéro spécial, 1977, pp.4-5.

²² *Ibidem*.

²³ Jordi, Jean-Jacques. *op. cit.*, p.23.

²⁴ Calmein, Maurice. *op. cit.*, pp.4-5.

ただし、ムスリムや本土生まれでありながら、ピエ・ノワールの考えを共有する者を含めるために「フランス語話者アルジェリア人」(Algérien d'expression française) という呼称を最も適切な表現として提案している。だが、この呼称は全く普及しておらず、現在の「アルジェリアニストの会」のホームページでも全く使用されていない。

²⁵ 本章は2012年8月27日から31日までにペルピニャンで行った調査に基づく。

²⁶ Mairie de Perpignan, « Centre National de Documentation des Français d'Algérie (C.D.D.F.A) »,

つまり、CDDFA は「アルジェリア在住フランス人」と呼ばれたアルジェリアのヨーロッパ系住民の文化や歴史などを伝える場である。「格調高き場所」とは聖クララ会の修道女のために16世紀に建てられた聖クララ修道院を指す。

CDDFA は主に常設展と資料館で構成されている。常設展はアルジェリアの植民地支配前から植民地化、植民地支配がもたらした変化、そして独立戦争によるヨーロッパ系住民の移住をポスターや旗、当時の出版物などのさまざまな品物を通じてたどっている。資料館は当時の新聞や雑誌、アルジェリアからのピエ・ノワールに関する研究書などを所蔵している。

また、CDDFA は修道院の建物の中にできたが、2007年には修道院の庭に「行方不明者の壁」と称する、アルジェリア独立戦争時に行方不明となった者の名前が刻まれたプレートが設置された²⁷。この「壁」に刻まれている人物のリストは、フランス外務省が作成した公式な行方不明者名簿に基づき、CA が私費で調査を行って作成したものだ²⁸。

第5節で詳述するが、ペルピニャン市の関与の度合いはかなり高いといつてよい。「壁」は私費の調査に基づいているが、市の所有地に設置されている。また、CA が資料・展示物を提供しているが、CDDFA も市の所有している建物の中に作られた。さらに、CDDFA はペルピニャン市の「文化館拠点 (Pôle Muséal de la Ville de Perpignan)」を構成する施設である。そのため、私的な記憶の伝承の場ではなく、自治体による公的な記憶の承認がこのCDDFA では行われているといえるだろう。加えて、市が管理するオー・ヴェルネ霊園 (Cimetière Haut Vernet) には、「フランス領アルジェリア (Algérie française)」を懐古する引揚者らが構成する「フランス領アルジェリアで政治犯として拘留された人たちの道義的・物理的利益を守る友の会 (Amicale pour la défense des intérêts moraux et matériels des anciens détenus politiques de l'Algérie française, ADIMAD)」²⁹という団体が2003年にOASのメンバーの慰霊碑を建て³⁰、

<http://www.mairie-perpignan.fr/fr/culture/centre-national-documentation-francais-dalgerie-cddfa>, consulté le 20 mars 2016.

²⁷ 付録6の現地で撮影した写真を参照されたい。

²⁸ Mairie de Perpignan, « Mur des disparus », <http://www.mairie-perpignan.fr/fr/culture/cddfa/mur-disparus>, consulté le 20 mars 2016.

²⁹ 1967年に「パリ近郊 Adimad」として正式に設立された団体である。1968年には「ブーシュ・デュ・ローヌ州 Adimad」ができ、極右政党の国民戦線からイエールの市議会議員に選出された経験(1995年～2004年)を有し、OASのメンバーだったジャン＝フランソワ・コランが2000年より代表を務める。2003年に、コランをトップに据えた全国規模のAdimadへと二つの地域の団体は吸収された。

Ligue des Droits de l'Homme de Toulon, « L'Adimad se bat pour “rétablir la vérité sur le juste combat de l'Algérie française” », <http://ldh-toulon.net/l-Adimad-se-bat-pour-retablir-la.html>, consulté le 10 avril 2016.

Var-Matin, « Municipales à Hyères : la liste Hyères Bleu Marine a présenté son comité de soutien d'honneur »,

<http://archives.varmatin.com/hyeres/municipales-a-hyeres-la-liste-hyeres-bleu-marine-a-presente-son-comite-de-soutien-dhonneur.1605708.html>, consulté le 10 avril 2016.

³⁰ 付録7の現地で撮影した写真を参照されたい。

その落成式には当時の市長第一助役だったジャン＝マルク・ピュジョル (Jean-Marc Pujol) が出席していた³¹。ゆえに、ペルピニャン市は一部の引揚者の記憶を積極的に承認する行動をとっているといえる。

だが、政府も CDDFA に関係している。それは、当時の国防・退役軍人大臣のジェラルール・ロンゲ (Gérard Longuet) がオープニング・セレモニーに出席し、大統領のサルコジが寄せたメッセージを代読したことからうかがえる。サルコジは次の言葉を引揚者らに贈った。

ご存じのとおり、私は昔からいかなる形の悔悛にも反対してきました。働き、家族を作るために北アフリカに移住した男性、そして女性たちを辱めるところか、我々は彼らに感謝をしなければなりません。新たな領土における経済を発展させることにより、彼らはフランスの威光に貢献しました。／彼らは道路、橋、学校、病院を作り、乾いた土地を耕し、種をまきました。こうした実績を引き継ぐように、彼らの子孫は生まれた土地にすべてを奉げました。(中略) みなさん、帰還者とハルキは1962年の苦難の思い出を骨に刻んでいますね。私は、本土への帰還の際の、北アフリカのフランス人たちが経験した試練、亡命、そして悲痛な思いがいかなるものだったのかをフランス人全員、とりわけ若い人たちに知ってほしいのです。(中略) フランスは帰還者の勇気と誇りと犠牲を認め、彼らの記憶と文化に敬意を示すべきです。³²

サルコジはこのメッセージを通じ、植民地支配を肯定し、引揚者とハルキを称え、また、彼女ら・彼らの苦しい経験を認めた。次節で見ていくとおり、CAの主張と合致するメッセージを送ったといえる。

このように、市と市民団体は費用を投じ、事後的³³にオープニング・セレモニーで国レベルの要人がメッセージを送った、ということに鑑みると、この事例は自治体、私人が構成する団体、政府といった三つのアクターによる記憶の承認だといえる。CDDFAの入口には、それを示すプレートがかかげられており、2012年1月29日に大臣のロンゲ、ペルピニャン市長のピュジョルおよび市長助役で帰還者担当のシュジー・シモン＝ニケーズ (Suzy Simon-Nicaise) がオープニングに参加したと記されている。かかげられたプレートに明記はないが、第5節で述べるとおり、シモン＝ニケーズはCAの重鎮である。

第3章および第4章では承認における政府の関与が極めて強く、承認の主体が政府であ

³¹ Bertrand, Romain. *op. cit.*, p.91.

³² Vie Publique, « Message de M. Nicolas Sarkozy, Président de la République, lu par M. Gérard Longuet, ministre de la défense et des anciens combattants, sur les Français d'Algérie et sur les Harkis, à Perpignan le 29 janvier 2012 », <http://discours.vie-publique.fr/notices/127000240.html>, consulté le 11 janvier 2014.

³³ CDDFA 開館までの過程において政府による関与は、新聞、CAの資料、ペルピニャン市の資料、政府関連資料の検討からは見当たらなかった。また、何かしらの関与があったと推測させる資料も見つかっていない。

った事例を取り上げた。ところが、本章で取り上げる事例はアクターが複数おり、異なる性質を持つ記憶の承認だ。そのため、それぞれのアクター間の関係、とりわけ市とCAの関係がいかんか CDDFA の実現に結び付いたのかを明らかにすることが、なぜ植民地支配を肯定する資料館が作られたのかを理解する上で、重要になる。

第3節 「アルジェリアニストの会」(CA) とは

「アルジェリアニストの会」は1973年11月に引揚者によって結成された。この市民団体が現在かかっている目的は「フランスの地域に関する記憶を保全すること」、「アルジェリアを作り上げた異なる文明の交差点から生まれた独特の文化を守り、推進すること」、そして「人為的に作られた対立を乗り越え、アルジェリアに魅了された人々を集結させること」である³⁴。1973年の結成時にCAは次のような目的をかかっていた。

我々を亡命に追い込んだ者たちが提示する、アルジェリアにおけるフランスのプレゼンスに関する正式な歴史に異議申し立てをするために。過去に関する知識を深める、すなわち、自己をよりよく知り、アルジェリアに生まれつつあった文化の独自性を改めて発見し、アルジェリアニストの作家による作品を普及させるために、アルジェリア在住フランス人共同体に活力を再度与え、我々の信条を鍛え直し、我々の素晴らしく、そして過酷な過去の少ない残滓を、忘却と無から守るために、我々は「アルジェリアニストの会」を設立する。³⁵

文言は異なるが、結成当時および現在の目的は同じ内容だといえる。CAの目的を言い換えれば、三つの点に集約できるだろう。第一に、フランス支配下のアルジェリアでは独自の文化が発展し、それを今後も普及させていく、という目的である。第二の目的は、一般的に知られているアルジェリアの植民地支配と独立戦争の歴史は間違っており、その間違いを正す、というものである。そして最後に、引揚者の交流の機会を作ることである。

以上から、次の二点が指摘できる。まず、アルジェリアを「フランスの地域 (province française)」と表現しており、フランスの支配下でアルジェリアが内務省の管轄下であり、本土と同様の行政区域に分かれていたことを踏まえても、CAは独立後の状況に全く考慮していない。CDDFAを紹介するペルピニャン市のインターネットのサイトも「地理的に消滅はしたものの、100万人の心の中で生き延びているフランスの地域を生きながらえさせるためにCAができたと書いており、観念上はフランス領としてのアルジェリアが今でもCAにとっては存続していると市も認めている³⁶。したがって、CAはアルジェリアの独立を受け入

³⁴ Le Cercle Algérieniste, « Le Cercle algérieniste... pourquoi ? », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-cercle-algerianiste>, consulté le 28 mars 2016.

³⁵ *Ibidem*.

³⁶ Mairie de Perpignan, « Centre National de Documentation des Français d'Algérie (C.D.D.F.A.) », <http://www.mairie-perpignan.fr/fr/culture/centre-national-documentation-francais-dalgerie-cddfa>,

れていないことが分かる。そして、「人為的に作られた対立」や「正式な歴史」への言及は、CAとは異なるアルジェリアの植民地支配や独立戦争の記憶をかかげる勢力や公権力を想定しているといえるだろう。CAの「使命」には「我々の歴史を守り、真実を明らかにする」、また、「我々の記憶を伝承する」とあり、後述するように、植民地支配はアルジェリアにとって有益であり、独立戦争ではヨーロッパ系住民が被害に遭った、という主張を広げようとしているのみならず、他の意見を持つ者に対し異議を唱える活動をかかげている。CAは「北アフリカ在住フランス人文化団体」と自らを形容し、黒い足をあしらったロゴタイプに「危機に瀕する文化を救う」と記しているものの、文化的な活動を超えて、政治的な活動および主張を展開していることが分かる。

なお、「アルジェリアニスト」とは1900年代に生まれた文芸運動を指す語として当初は用いられていた。この運動を明確に打ち出し、命名したのは小説家で1873年生まれのリベール・ランドー (Robert Randau) だと言われている³⁷。ランドーの他にはジャン・ポミエ (Jean Pomier) や、もう少しあとの時代に現れたジャン・ブリューヌ (Jean Brune) らがこの文芸運動を牽引した³⁸。この文芸運動から転じて、アルジェリアの植民地支配時代に生まれた文化全般を指すのみならず、そうした文化やフランスの支配下にあったアルジェリアの記憶を守ろうとする人のアイデンティティとしてCAは「アルジェリアニスト」という語を使用するようになった。CAは「ピエ・ノワール」という呼称を適切と認めながらも、『アルジェリアニスト』という表現は社会活動、意思、そして文化的自立の主張を形容する」としている³⁹。

次に、CAの具体的な活動を見ていこう。いつの時点の、どの程度正確な数字かは不明だが、CAには8000人以上の加入者がいると発表している⁴⁰。また、毎年200以上に上る講演会や展示会を開催している。CA自体は全国レベルだが、40に上る地方支部を構えており、フランス本土以外にニューカレドニアのヌメア (Nouméa) にも支部が存在している⁴¹。

そして、CAの主たる活動の一つとして季刊誌『アルジェリアニスト (*L'Algérieniste*)』の発行が挙げられる。毎号140頁あまりにわたって歴史や文学、芸術などに関する原稿を掲

consulté le 28 mars 2016.

³⁷ Cercle Algérieniste, « Le Cercle algérieniste... pourquoi ? », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-cercle-algerianiste>, consulté le 28 mars 2016.

Hillel, Roger. *La triade Nostalgerique : stèle, mur, musée de Perpignan*, Alter Ego Editions, 2015, p.43.

ランドーは1911年に『アルジェリアニストたち (*Les Algérienistes*)』という小説を出版している。

Randau, Robert. *Les Algérienistes*, E. Sansot, 1911.

³⁸ Hillel, Roger. *op. cit.*, p.43.

³⁹ Cercle Algérieniste, « Le Cercle algérieniste... pourquoi ? », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-cercle-algerianiste>, consulté le 28 mars 2016.

⁴⁰ Cercle Algérieniste, *Cercle Algérieniste*, sans mention de date, p.3, <http://www.cerclealgerianiste.fr/images/Plaquette/Plaquette.pdf>, consulté le 28 mars 2016.

⁴¹ Cercle Algérieniste, « Cercles algérienistes locaux », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/contacts/cercles-locaux>, consulté le 28 mars 2016.

載しており、12000人の購読者がいるという⁴²。

その他に、「アルジェリアニスト文学ジャン・ポミエ賞 (Prix littéraire algérieniste « Jean Pomier »)」をCAは創設している。ポミエと数名の作家が1921年に作り、1954年まで続いた「アルジェリア文学グランプリ (Grand Prix littéraire de l'Algérie)」を引き継ぐ形で、1976年から現在まで多数の作品にCAが贈っている賞だ⁴³。アルジェリアニスト文学を引き継ぎ、CAが伝承しようとしている記憶と呼応する作品を選出している。文学賞に加え、学術賞もCAは授与している。この賞は少なくとも2007年から続いており、国内外の修士論文や博士論文などを表彰している⁴⁴。

加入者が8000人以上おり、機関誌の購読者数が12000人に上るため、CAの規模は決して小さいとはいえない。しかしながら、引揚者が100万人以上おり、2002年時点で100万人弱アルジェリアからの帰還者として認定された者がいた点に鑑みると、CAは引揚者の人々を代表しているとは言い難いだろう。CAをはじめとした全国規模で活動している団体はいずれも、「ピエ・ノワール」や「アルジェリア在住フランス人」の代表を標榜しているものの、あくまで「少数派の視点」を提示しているに過ぎない⁴⁵。それにもかかわらず、以下で見ていくとおり、CAがペルピニャン市において極めて強い影響力を持ったことは明らかである。

第4節 CDDFAの常設展に見る植民地支配の肯定と「アルジェリア在住フランス人」の被害者性

CDDFAには常設展があり、フランスによる植民地支配以前のアルジェリアを少々紹介した上で、アルジェリアへのフランスによる侵攻、植民化、そしてフランスの支配によるアルジェリアで生じた変化を概観している。多くのパネルが、データを示しながら、アルジェリアにおけるフランス人社会を描いている一方で、CAの寄贈による多数のポスターや新聞、雑誌、絵画や写真を展示している。

植民地支配下のアルジェリアに関しては、農業、文化、医療、政治、教育、そして鉄道、

⁴² Cercle Algérieniste, « La revue », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/la-revue-l-algerianiste>, consulté le 28 mars 2016.

⁴³ Cercle Algérieniste, « Les Prix littéraires », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-cercle-algerianiste/26-le-cercle-algerianiste/actions-culturelles/17-les-prix-litteraires>, consulté le 29 mars 2016.

⁴⁴ Cercle Algérieniste, « Les Prix Universitaires », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-cercle-algerianiste/2013-10-25-19-33-07>, consulté le 29 mars 2016.

⁴⁵ Eldridge, Claire. « Returning to the “Return” : *pied-noir* Memories of 1962 », *Revue européenne des migrations internationales*, vol.29, no.3, 2013, p.129.

1990年代半ばにおいては、数百にのぼる団体が存在し、それらに参加している者は引揚者の約10%から15%にとどまると考えられている。ただし、正確な数字がない上に、複数の団体に活動している者や、加入はしていても、ほぼ活動していない人などをどのように数えるか、といった問題もある。そのため、正確な数値に基づいて引揚者団体の代表性を測ることは困難である。

通信、道路、発電、飛行場といったインフラストラクチャーの整備において、フランスが大きな貢献を成し遂げたことを強調している常設展となっている。したがって、植民地支配を肯定的に捉えているといえる。たとえば、植民地支配前のアルジェリアに関する「アルジェリア以前のアルジェリア (L'Algérie avant l'Algérie)」と題されたパネルがかかげられている。これは、すなわち、フランスによる植民地支配が現在のアルジェリアを作ったのであり、それ以前は現在とは全く異なる地域だったことを示唆する。言い換えれば、アルジェリアを作り上げたのはフランスだ、という主張がこの題には隠れている。そこに、先住民が現在のアルジェリアを作り上げた、という考えは存在しない。また、他のパネルにおいても、主たるアクターとして取り上げられているのはフランス人であり、アラブ人などの先住民への言及は限られている。ムスリムへの言及が目立つのは、両世界大戦において、多くのムスリムが動員されたことを記す際と、独立戦争時に独立派による行動の被害者の多くがムスリムだったことを示す際である。ゆえに、あくまで、この常設展における主体はアルジェリア在住のフランス人である。

CDDFA の主たるテーマが「アルジェリア在住フランス人」であるため、展示の主な主体がフランス人になることは当然といえるかもしれない。ただし、先住民がフランスの支配下で差別され、社会的にも、制度的にも不当な扱いを受けた経験は、当時のアルジェリアに住むフランス人が特権的な地位にいたからこそ生じ、そうした側面を全く反映しない点は、植民地支配を描く展示として不正確と言わざるを得ない。

また、独立戦争終盤において、アルジェリア在住のフランス人が引き揚げざるを得ない状況になった点については、フランス政府に対する批判が目立つ。すなわち、「統治するとは、予見すること」とパネルに記しているように、当時の政府は 100 万人に上った引揚者の受け入れに十分な体制を整えていなかった。この点を常設展は問題視している。さらに、独立戦争時にフランス人の行方が不明になっていることを報じる記事の切り抜きも展示している。

苦しい決断の末の引き揚げや、親族の失踪などは引揚者にとって極めて痛ましい記憶であり、その事実を多くの人を知るべきであることに異論はない。ただし、アルジェリア在住のフランス人を取り上げる展示ならば、フランス軍が行った蛮行、とりわけムスリムおよびヨーロッパ人独立派に対する拷問を取り上げる必要があるだろう。独立派の一方的で激しい行動が多くのフランス人を傷つけた、と受け取れる展示は学術的知見に充分に基づいていない。

このように、引揚者団体の CA は植民地支配や独立戦争の一つの側面しか CDDFA の展示で反映させていない。植民地支配がもたらした進歩、そして独立派による過激な行動のみを取り上げることで、植民地支配に伴う暴力があった点を捨象し、引揚者を被害者と位置付けている。こうした展示は、ごく一部の事実しか基づいておらず、多くの事実を見落としている。第5節で取り上げるが、CDDFA の設立に反対していた勢力が恐れていたような展示となった。

以上のように、CDDFAの展示はCAの主張に基づき、引揚者の被害者性と植民地支配の肯定を全面に出している。引揚者が受けた被害は明白なものもあり、決して否定すべきではない一方で、引揚者が被害者となったことと植民地支配が先住民を虐げ、差別したことはいずれも事実であるにもかかわらず、そういった観点から展示内容に対する配慮が行われていない点は重大な問題である。

さらに、CDDFAの特徴としては、明らかな植民地支配の肯定を行っているにもかかわらず、展示が改められていない点である。たとえば、第3章で取り上げた2005年に制定された帰還者法は、第4条2項で植民地支配の「肯定的役割」を中等教育において強調することを定めており、問題となったため、翌年には政令を以てこの条項のみ削除された。しかし、2012年に開館したペルピニャンのCDDFAに関しては、問題視する運動は存在するものの、実際に展示内容を改める具体的な動きはない。

なお、CDDFAの展示では、ほとんどユダヤ人に関する言及がない。フランスによる支配が開始する前からユダヤ人が住んでいた点に言及しているのみだ。引揚者の中には約13万人のユダヤ人がいたにもかかわらず⁴⁶、「アルジェリア在住フランス人」としてユダヤ人を扱っていない。ユダヤ人の地位はフランスの植民地支配下において一定ではなく、19世紀には市民権を付与され、第二次世界大戦中にはヴィシー政権から市民権を剥奪され、複雑な過去をたどってきた。ところが、こうしたユダヤ人の苦しみや、フランス本土に移住してからの状況をCDDFAはまったく考慮していない。したがって、ユダヤ人の引揚者はCDDFAの展示から排除されているといえる。

CDDFAは、以上に鑑みると、第2章で論じた共和国モデルに反するとされる共同体の権利要求および閉鎖の様態により実現したと考えられる。なぜならば、他の共同体の意見や学術的知見に基づかずに、CAという特定の共同体の主張を展開しているからである。しかも、公費を投じ、市が所有する建物内でペルピニャン市がCAの記憶を承認している。出自などに基づく諸集団ではなく、個人が社会を構成し、個人が社会に参加をするという前提に基づく、平等原則を重視するフランス社会の通念に反する形で市は、特定の共同体、すなわち引揚者共同体を優遇する政策を講じている。以下では、歴史学的に問題があり、さらに、フランスの平等原則に反するコミュニタリズムの問題があると批判されることなくCDDFAの開館がなぜ可能となったのかを検討していく。そのために、まずはペルピニャン市の特徴に注目していく。

第5節 ペルピニャン市と引揚者

ペルピニャンはアルジェリアからの引揚者に対し、1960年代よりさまざまな対策を行ってきた経緯があり、CAと市政は懇意な関係にあるといえる。本節では、ペルピニャンと引揚者が懇意な関係を持つようになった経緯を概観し、どのようにCAがペルピニャン市政に影響力を持つようになったのかを考察していく。

⁴⁶ Stora, Benjamin. *op. cit.*, p.170.

第1項 政府による引揚者の受け入れ

大多数の引揚者は1962年にフランス本土に移住した。この一年だけで約65万人が本土に移住したため、政府は引揚者の受け入れに対策を打ち出さざるを得なかった⁴⁷。しかも、1962年の5月から6月にかけて急激に移住者が生じた。1961年の終わりの時点で、フランス本土への移住はまだ緩やかな増加傾向にあり、エヴィアン協定締結後の1962年3月から4月の時期もさほど移住の動きは急速化しなかった。しかし、エヴィアン協定締結後のOASによる焦土作戦やアルジェリア在住フランス人に対するアルジェリア人による誘拐や殺害などに伴い、同年5月から6月にかけて45万人が本土に移住した⁴⁸。

こうした移住者の激増をフランス政府はまったく想定していなかったが、少しずつ対策を進めてはいた。1961年に策定された第四次経済社会開発計画 (Quatrième Plan de développement économique et social)⁴⁹ では、40万人ほどが4年間かけて本土に移住すると試算していた⁵⁰。1961年8月24日からロベール・ブラン (Robert Boulin) が帰還者担当閣外大臣 (Secrétaire d'Etat aux rapatriés) に任命され、引揚者の受け入れ体制作りに関わった⁵¹。9月14日の通達により、以前から他の地域から本土に移住した引揚者に認められていた交付金をアルジェリアからの引揚者も受け取れるようになった。さらに、引揚者に向けた補助などを定めた1961年12月26日の法律制定以降⁵²、1962年3月10日の政令⁵³をはじめ、引揚者を対象とした多数の取り組みが実施された。

特に引揚者が多く移住先として選定した土地は南フランスの県とパリ近郊であった。約60%の引揚者がこの二つの地域のいずれかを移住先にした⁵⁴。こうした移動の地理的偏りにより、引揚者に住居を提供することが困難であり、県が引揚者向けに宿泊施設を準備するなどし、国と自治体の両レベルで引揚者の受け入れ政策が急がれた。公営住宅の一部を引揚者に優先的に賃貸したり、引揚者に住宅を貸した家主に補助金を交付したりするなどの取り組みが実施された。

こうした住居の問題と並行して、引揚者の雇用が重大な課題となった⁵⁵。より容易に借り

⁴⁷ Moumen, Abderahmen. *op. cit.*, p.66.

⁴⁸ Moumen, Abderahmen. *op. cit.*, p.63.

⁴⁹ France Stratégie, « Le quatrième Plan de développement économique et social », <http://www.strategie.gouv.fr/actualites/quatrieme-plan-de-developpement-economique-social>, consulté le 7 février 2017.

⁵⁰ Baillet, Pierre. « L'intégration des rapatriés d'Algérie en France », *Population*, 30^e année, no.2, 1975, p.303.

Moumen, Abderahmen. *op. cit.*, p.63.

⁵¹ Scioldo-Zürcher, Yann. « Faire des français d'Algérie des métropolitains », *Pôle Sud*, no.24, 2006, p.20.

⁵² Loi no.61-1439 du 26 décembre 1961.

⁵³ Décret no.62-261 du 10 mars 1962.

⁵⁴ Moumen, Abderahmen. *op. cit.*, p.66.

⁵⁵ Scioldo-Zürcher, Yann. *op. cit.*

Moumen, Abderahmen. *op. cit.*

入れができるための優遇金利や、職業訓練の促進などが実施された。また、元自営業者をいわゆるサラリーマンへと転換させる方針も打ち出された。また、企業側にも積極的に引揚者を採用するよう促した。公務員に関しては、管轄する中央省庁における配置転換など、自治体の公務員の場合は、中央省庁における同等の職位への配置転換が行われた。だが、フランス本土に到着してすぐに職を見つけることは多くの引揚者にとって困難だった。なぜならば、パリ近郊は別として、マルセイユやトゥールーズ (Toulouse)、ボルドー (Bordeaux) など多くの引揚者が移住先として選定した都市は経済成長が鈍く、引揚者が到着する前から、失業問題が顕著だったからだ⁵⁶。さらに、引揚者は失業の脅威に比較的高くさらされていた。マリー＝ポール・クト (Marie-Paule Couto) の研究によれば、1968年の時点で引揚者の失業率は本土生まれのフランス人であるメトロポリタン (métropolitain) および移民⁵⁷の失業率よりも高かった⁵⁸。1975年のデータに基づくと、引揚者の失業率はメトロポリタンと移民のそれとほぼ同じ値に達するものの、引揚者が就職している確率は移民に比べ低い。したがって、国による補助や1960年代終わりまでの高い経済成長が直接的に引揚者にとって良好な雇用情勢を作り出した、とする一般的な理解は根拠を欠いている⁵⁹。ただし、国により補助が無意味だったとはいえない上、1980年代以降になるとこの状況は好転した。

2000年代まで帰還者に対する補助などは続いたが、政府レベルで積極的に取り組みがなされたのは、名称を変えながらも帰還者を担当する閣僚ポストが存在した1961年8月から1964年7月までといえるだろう⁶⁰。当初、閣外大臣のポストだったが、1962年にはアラン・ペルフィット (Alain Peyrefitte) を大臣に据えた帰還者省ができた⁶¹。ヤン・シオルド＝ズェルシェール (Yann Scioldo-Zürcher) によれば、1961年から1964年まで帰還者受け入れ政策に関しては、かなり地方分権的な体制だった⁶²。その後、引揚者が必要とする補助は立て続けに何十年にもわたり実施されたが、引揚者の要望を先取りすることはなく、いわゆる対症療法的な措置が取られた⁶³。

第2項 ペルピニャン市と引揚者

ペルピニャンでは、1959年から1993年までポール・アルデュイ (Paul Alduy) が長年市長

⁵⁶ Baillet, Pierre. *op. cit.*, p.304.

⁵⁷ 「外国で外国籍として生まれ、1968年3月1日時点でフランス本土に在住し、1962年1月1日時点で外国に在住していた者」を指している。

Couto, Marie-Paule. « L'intégration socio-économique des pieds-noirs en France métropolitaine : le lien de citoyenneté à l'épreuve », *Revue européenne des migrations internationales*, vol.29, no.3, 2013, p.98.

⁵⁸ *Ibidem*, pp.104-106.

⁵⁹ *Ibidem*, p.106.

⁶⁰ 詳しくは以下を参照されたい。

Assemblée Nationale. *Les gouvernements et les assemblées parlementaires sous la V^e République*, 2004.

⁶¹ Scioldo-Zürcher, Yann. *op. cit.*, p.22.

⁶² *Ibidem*, p.22.

⁶³ *Ibidem*.

として勤めた。また、1993年から2009年までは息子のジャン＝ポール・アルデュイ (Jean-Paul Alduy) が市長だった。この親子による都市の統治は「自治体クライアンテリズム」に基づいていた⁶⁴。ポール・アルデュイの時代にペルピニャン市は、中心街に集住する「ジタン」⁶⁵と一般的に呼ばれるロマと、市の南側に1962年から開発が始まったムーラン・ア・ヴァン (Moulin à Vent) という新たな住宅地に住む引揚者、という出自に基づいた二つのカテゴリーの集団を特権的に扱った⁶⁶。両共同体が票田を形成しているからである。ムーラン・ア・ヴァン地区は、1962年より引揚者のために市の南部に、約18000人が住める5385戸の住居が建てられた場所である⁶⁷。

その後、市長のジャン＝ポール・アルデュイは、マグレブ出身の移民の増加を受け、各共同体を宗教に基づき分類し、それぞれの宗教の代表を行政に組み入れた⁶⁸。すなわち、マグレブ出身者をイマームが、引揚者をラビなどが、そして、ロマを福音派牧師が代表するようになった。さらに、カタルーニャのアイデンティティを主張するグループもペルピニャンには存在し、ジャン＝ポール・アルデュイは、マグレブ出身者、引揚者、ロマ、そしてカタルーニャ人の四つの集団が自治体の決定に参加できるようにした⁶⁹。つまり、特権を

⁶⁴ Giband, David. « Les événements de Perpignan ou la fin d'un système géopolitique local », *Hérodote*, no.120, 2006, pp.177-178.

⁶⁵ 本研究では「ロマ (Rrom)」という内名 (自称) を採用する。多くの学術論文や新聞記事では、ペルピニャンに在住しているロマを「ジタン (Gitan)」と呼んでいるが、この名称は外名である。そもそも、「ジタン」は「エジプト人」を意味する言葉に由来しており、本来のロマのルーツを誤解した外部の人間が名称として使用していた。実際にロマはインドにルーツを持っている。そのため、「ジタン」は不適切な名称である。なお、ペルピニャンに定住しているロマたちはイベリコ半島と南フランスに分布している「カーレ (Kale)」というロマの下位グループに属しており、ヨーロッパ全土に住むロマの中にも当然ながら多様性はある。カーレは内名に当たり、使用に適切な名称だが、本章ではロマというより一般的に認知度が高い名称を使用する。(より詳しくは次の文献を参照されたい。Gheorghe, Nicolae et Ian Hancock et Marcel Cortiade. « « Rroms » ou « Tsiganes » ? Quelques commentaires sur l'ethnonyme du peuple rromani », *Etudes Tsiganes*, no.50, 2012.) なお、1990年代以降、「ロマ」という名称が普及し、多くの国際機関の公文書にも登場するようになったが、それでも21世紀に入ってから書かれた次のようなまじめな文献でも「ジタン」の表記が根強く使用されている。

Missaoui, Hasnia-Sonia. « De part et d'autre de la frontière franco-espagnole : trajectoires identitaires des Gitans catalans », *Ethnologie française*, vol.38, 2008.

Le Monde, « Dans le quartier gitan de Perpignan, la tentation frontiste », http://www.lemonde.fr/municipales/article/2014/01/31/dans-le-quartier-gitan-de-perpignan-la-tentation-frontiste_4357689_1828682.html, consulté le 7 novembre 2016.

⁶⁶ ペルピニャンにおけるロマの定住や市政との関係については、以下を参照されたい。

Tarrius, Alain et Lamia Missaoui. « Gitans de Barcelone à Perpignan : crise et frontières », *Revue européenne des migrations internationales*, vol.13, no.3, 1997, pp.99-119.

⁶⁷ Mairie de Perpignan, « L'Après guerre », <http://www.mairie-perpignan.fr/fr/culture/le-patrimoine-perpignan/perpignan-au-xxe-siecle-architectures-et-modernites/lapres-guerre>, consulté le 24 avril 2016.

⁶⁸ Giband, David. *op. cit.*, pp.183-184.

⁶⁹ その結果、たとえば、市は道の名前などの標識にカタルーニャ語を併記するようになった。

特定の共同体に与える、という手法から、宗教指導者などに自治体の決定において「正統な立場」を与え、宗教を軸とした諸共同体の共存をジャン＝ポール・アルデュイは目指した⁷⁰。二つの地区で票田を形成している二つの共同体に限らず、市のより広範な地域において影響力を行使するための新たな手法だとダヴィッド・ジバン (David Giband) は論じている⁷¹。この点において、父親のポール・アルデュイが引揚者とロマを優遇していた時代と異なる。だが、アルデュイ親子の時代の間、変化はあったものの、いずれの市長の下でも引揚者は優遇される共同体だった。

また、ジャン＝ポール・アルデュイが市長だった頃に第一助役で、アルジェリアのトレムセン (Tlemcen) 生まれの引揚者であるピュジョルが市長の座を受け継いでおり、引揚者は引き続き優遇された。さらに、ピュジョルが市長になった 2009 年から、シモン＝ニケーズが市議に当選し、引揚者や元戦闘員、そして市民団体などの分野を担当する市長の助役になった⁷²。この女性はアルジェリア独立戦争開始頃に生まれ、アルジェリアとフランスの停戦協定が締結された 1962 年 3 月 19 日の数日後に住んでいたトレムセンを急遽去り、ほどなくして、ペルピニャンに居住することになった。そして、1970 年代の終わりに CA に加入し、のちに CA のピレネー＝オリアンタル県 (Pyrénées-Orientales) 支部長、そして全国 CA 副代表になる。CA では「行方不明者の壁」に掲載する行方不明者のリストの作成に尽力した。2012 年の CDDFA 開館は彼女にとっての大きな目標の達成となったといえる。

市が市民団体に支払っている助成金を確認すると、CA ピレネー＝オリアンタル県支部が少なくとも 2007 年以降助成を受け続けていることが分かる。2007 年には「低賃貸料の物件」および 1 万ユーロの助成金を市は提供した⁷³。その後、2014 年までの資料を見ると、年間で 6000 ユーロから 1 万 2000 ユーロの助成金および低賃貸料もしくは無料で使用できる物件を市はこの市民団体に提供し続けた⁷⁴。助成を受けている引揚者の市民団体は他にもあるが、引揚者団体と思われる他の市民団体が受けている助成を確認すると、いずれも助成金がなく、物件の無料使用のみであったり、助成金を受給していても、その額が 1500 ユーロ以下であったりする。したがって、CA が引揚者団体の中では継続的に比較的高い金額を受け取っていることがうかがえる。

⁷⁰ Giband, David. *op. cit.*, p.184.

⁷¹ Giband, David. *op. cit.*, p.185.

⁷² *Le Nouvel Observateur*, « Le roman vrai de leur vie », <http://tempsreel.nouvelobs.com/regions/infos-perpignan-66/20120322.REG0816/le-roman-vrai-de-leur-vie.html>, consulté le 24 avril 2016.

⁷³ Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2007*, 2007, p.10.

⁷⁴ Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2008*, 2008.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2009*, 2009.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2010*, 2010.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2011*, 2011.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2012*, 2012.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2013*, 2013.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2014*, 2014.

第3項 CDDFA 開設に向けた CA の活動

CDDFA の前身として、ペルピニャンには「フランス領アルジェリア博物館 (Musée de l'Algérie Française)」という施設があった⁷⁵。CA のインターネットのサイトでは、「アルジェリアニスト文化史料センター (Centre de Documentation et de Culture algérianiste)」という異なる名称で呼ばれているが、ペルピニャン市のインターネットのサイトに明記されている「フランス領アルジェリア博物館」の住所と同じ通りにあったという記述が見られるため、同じ施設であることが推測される⁷⁶。CA が独自に収集した絵画や制服、旗などを展示する場所で、建物の狭さゆえに、展示しきれないものが多数あった、とイレルは来訪時のことを振り返っている⁷⁷。この博物館の開館時期は 1980 年代との説があるが⁷⁸、CDDFA に問い合わせたところ、1978 年だったとの回答があった⁷⁹。この年が CDDFA の前身である「アルジェリアニスト文化史料センター」の開館の年だと断定できる資料は見つかっていないが、少なくとも次の二点は指摘できる。第一に、「行方不明者の壁」ができる前から「フランス領アルジェリア博物館」は存在していた⁸⁰。第二に、CA もこの博物館が「2011 年まで、30 年以上にわたり」資料を収集していたと記述しているため⁸¹、遅くとも 1980 年代に「フランス領アルジェリア博物館」はすでに存在したと考えられる。なお、この博物館を継承

⁷⁵ *L'Humanité*, « À Perpignan, les nostalgiques des colonies », <http://www.humanite.fr/node/379416>, consulté le 31 mars 2016.

⁷⁶ 「アルジェリアニスト文化史料センター」は、ペルピニャンの « rue Foch » にあったと「アルジェリアニストの会」は述べている。

Cercle Algérianiste, « Historique du Centre de Documentation des Français d'Algérie », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-centre-de-documentation/historique>, consulté le 31 mars 2016.

一方で、ペルピニャン市のサイトでは「フランス領アルジェリア博物館」は « 52 rue maréchal foch » にあり、電話番号は 04 68 35 51 09 だと公開している。

Mairie de Perpignan, « Les équipements de proximité », <http://www.mairie-perpignan.fr/fr/quartiers/quartier-centre-ancien/les-equipements-proximite>, consulté le 31 mars 2016.

この二つの記述で見られる異なる名称を持つ施設は、同じ通りに位置し、同じように「アルジェリアニストの会」のコレクションに基づいた展示を行っており、同じように「アルジェリア在住フランス人史料センター」の前身であった、という点から同じ施設と見てよいだろう。

⁷⁷ Hillel, Roger. *op. cit.*, pp.46-47.

⁷⁸ Article de Roger Hillel dans le *Travailleur Catalan* cité par Henri Pouillot.

Pouillot, Henri. « Un Musée de l'Algérie Française : Le Centre de Documentation des Français d'Algérie à Perpignan ne sera pas autre chose qu'un "musée" d'apologie de l'Algérie Française », <http://www.henri-pouillot.fr/spip.php?article258>, consulté le 31 mars 2016.

⁷⁹ アルジェリア在住フランス人史料センター問い合わせ窓口からの 2016 年 6 月 8 日のメール。

⁸⁰ Hillel, Roger. *op. cit.*, p.44.

L'Humanité, « À Perpignan, les nostalgiques des colonies », <http://www.humanite.fr/node/379416>, consulté le 31 mars 2016.

⁸¹ Cercle Algérianiste, « Historique du Centre de Documentation des Français d'Algérie », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-centre-de-documentation/historique>, consulté le 31 mars 2016.

する CDDFA と同様に、ペルピニャン市が所有する建物の中に設置されていた⁸²。以上を踏まえると、「フランス領アルジェリア博物館」ができた時代から、おそらく 30 年以上にわたり、ペルピニャン市は CA の活動を支援していた。

ただし、「フランス領アルジェリア博物館」はあくまで CA の活動の第一歩として位置付けるべきであろう。なぜならば、この博物館はすべての資料を十分に展示するスペースがなく、さらには、水曜日のみ開館しており、CA の目的である「記憶の伝承」の場としては不十分だったからである。より広い場所で多様な資料を展示することになったきっかけは、CA が紹介している施設の来歴によれば、2000 年代にあったペルピニャン市からの打診である⁸³。だが、ペルピニャン市が積極的に CA に新たな施設の開設を提案した、ということではなかったようである。2000 年に CA が当時のペルピニャンの第一助役で、2009 年に市長になるピュジョルに要望を伝え、引揚者であるピュジョル本人は「1830 年から 1962 年までフランス人がアルジェリアで行ったことを見せる場」を作ることに賛成した、と語っている⁸⁴。

具体的に自治体が CDDFA の設立を正式に決定したのがいつなのかは明確になっていない。イレルは、「行方不明者の壁」と CDDFA は、まだ名称が決まっていなかったものの、2005 年にペルピニャン市と CA の間で設置および開館が決まったと主張する⁸⁵。一方で、第 6 節で言及するアルジェリアとフランスの歴史や引揚者の実態などを専門とする研究者らが 2007 年に開いた「一般の人々にアルジェリアを紹介する。アルジェリアに関わる多数の記憶の間で起きている諸戦争と決別するために」という研究会の報告書には、2006 年 5 月 23 日のペルピニャン市議会で CDDFA の設立が決定した、と書いてある⁸⁶。ただし、2006 年 5 月 23 日の市議会に関する情報は議事録でも、新聞でも見つけられなかった。過去の市議会の議事録を見ると、2009 年 3 月 26 日のペルピニャン市議会の議事録には「2003 年 3 月 12 日の市長の決定により、聖クララ修道院内に整備するアルジェリアにおけるフランスのプレゼンスに関する史料センターに関わる建設」をすでに依頼したとピュジョルが報告した、と書かれている⁸⁷。2003 年 3 月 12 日の決定を示す直接的な資料は見つかっていないが、おそらくイレルや上記の研究会が示している時期よりも早い 2003 年にすでに CDDFA のある程度具体的な構想を、当時の元老院議員兼市長であったジャン＝ポール・アルデュイと CA は共有し、市長が建設業者への依頼を行っていた、と考えられる。つまり、市議会で正式に開館が決定したのが 2006 年であり、その 3 年前に具体的な構想は存在していたの

⁸² Hillel, Roger. *op. cit.*, p.44.

⁸³ Cercle Algérieniste, « Historique du Centre de Documentation des Français d'Algérie », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/le-centre-de-documentation/historique>, consulté le 31 mars 2016.

⁸⁴ Hillel, Roger. *op. cit.*, p.49.

⁸⁵ *Ibidem*, pp.48-49.

⁸⁶ Savarese, Eric. *Rapport de recherche sur le projet de réalisation, à Perpignan, d'un site public de documentation et d'exposition sur l'Algérie : en finir avec les guerres de mémoires algériennes en France ?*, 2007, p.2.

⁸⁷ Mairie de Perpignan, *Séance Publique du Conseil Municipal en date 26 mars 2009*, 2009, p.33.

であろう。

CDDFA 開館に向けた以上のような CA の活動と市政の特徴に鑑みると、共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態をコミュニタリズムとして批判せず、ペルピニャン市は肯定し、特定の集団を利する形で政策を実行していることが分かる。したがって、政府によるアルジェリアの記憶の承認は、第2章以降で見てきたとおり、国民的結合や移民統合の促進を目的としているが、自治体では異なる目的で記憶が承認され得ると指摘できる。

第4項 否定されるべきコミュニタリズム—自治体のみならず政府によっても許容される現象

第2節で見たように、CDDFA を政府は少なくとも事後的に肯定している。いわば、政府による「お墨付き」がある。自治体のみならず、政府もある種の共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態を許容していることになる。CDDFA をペルピニャン市が作ったことを念頭に置くと、政府と自治体の間で共同体の様態に対する立場が異なるように思われたが、実際には政府も自治体も共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態に加担しているといえるだろう。

以上から少なくとも指摘できるのは、CA の活動をコミュニタリズムにあたると自治体も政府も批判していない点である。CA の活動は第2章で説明したコミュニタリズムという概念が指し示す現象に該当すると考えられる。しかしながら、政府も自治体もそのような批判をしておらず、いずれも CA の権利要求や閉鎖の様態を受け入れている。

この指摘から、コミュニタリズムという概念が、政治的言説で使用される否定的なコンテションを持つ概念であるといえ、社会の実態を表す概念ではないといえる。つまり、コミュニタリズムは共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態という現象そのものを意味するのではなく、そうした現象を批判する意図でのみ使用され、恣意的な使用に特徴付けられる概念である。

では、なぜ CA は共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態という現象を見せているのにもかかわらず、コミュニタリズムという概念に従って批判されず、その活動が自治体のみならず政府によっても許容されるのだろうか。その一つの理由として、引揚者がマジョリティに属する社会的属性を有する人たちである点が挙げられる。利益団体として、アルジェリアで生まれたフランス人という出自を共有する者が市民団体を構成し、自治体に要望を受け入れるよう働きかけており、コミュニタリズムが指し示すと思われる共同体による権利要求の活動に当てはまることは明らかなだ。とりわけ、CDDFA の展示を見ると、ユダヤ人引揚者への言及が極めて少なく、元修道院内に CDDFA があることから、CA は基本的にキリスト教徒の引揚者で構成されていることが推測される。アルジェリアで生まれた点はフランス社会の多くの人と異なるが、CA の引揚者はヨーロッパにルーツを持っているキリスト教徒であり、フランスでマジョリティとして生活できる。すなわち、マジョリティたる引揚者の要望を聞き入れることは、政府にとっては国民的結合を毀損する要因とはならない、と考えられる。一方で、ペルピニャン市のロマに対する政策を政府が後押ししたり、CDDFA

のように積極的に認めたりする、明確な許容の態度は見られない。これはまさにロマがマイノリティに属しているからだといえる。したがって、共同体の権利要求や閉鎖の様態に対し、自治体と政府の間で態度の乖離があると同時に、マジョリティに属しているのか否かによって共同体の権利要求や閉鎖の様態に対する政府の態度は変化すると推測できる。

以上の点を踏まえ、第2章で提示した国民的結合と移民統合とコミュニタリズムの関係を明らかにする図4に、本章で確認できたコミュニタリズムという概念と共同体の実態に関する考察を加えた結果、図6のようになった。

図6：国民的結合—移民統合—共同体が起こす現象

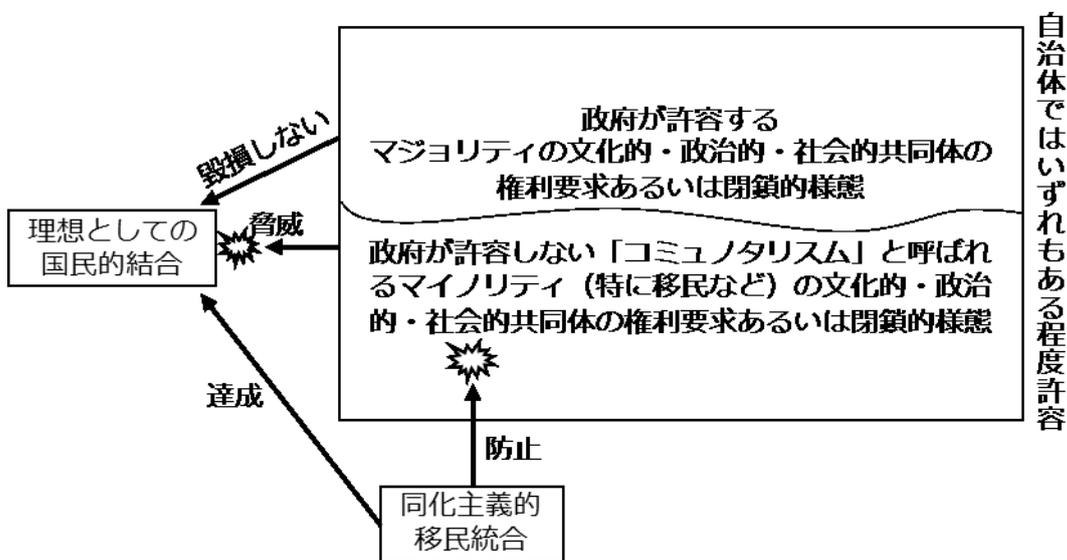


図6で表しているとおおり、共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態という現象には二種類ある。一方は政府が許容はしない、一般的にフランス社会で問題視されているコミュニタリズムと呼ばれる現象だ。許容せずとも、政府が黙認する場合はあり、ペルピニャンにおけるロマに対する政策がこれにあたる。もう片方は政府が許容する、一般的にはコミュニタリズムとは呼ばれない現象だ。特定の共同体を優遇する政策は、「コミュニタリズムに加担する」と批判され、フランス社会では一般的に忌避される。しかしながら、CDDFAのように、自治体のみならず政府も共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態を許容する場合もあることが本章で明らかになった。

なお、図6にあるように、政府が許容する／しない共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態の間には、マジョリティによるものか、マイノリティによるものか、という違いがある。ただし、マジョリティとマイノリティの境界線は必ずしも明確ではなく、また、時代によって異なると考えられる。そのため、マジョリティとマイノリティの間を細い曲線で分けた。

ここでは、フランスにおけるコミュニタリズムに関わる言説という大きな主題についてこれ以上論じないが、本章で取り上げた事例から、コミュニタリズム全般に関わる次の三点が指摘できる。第一に、マジョリティとマイノリティという共同体のカテゴリーによって、政府が許容する／しない共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態が規定される。第二に、フランス社会ではコミュニタリズムは国民的結合に対する脅威として見なされているにもかかわらず、自治体はマイノリティおよびマジョリティの権利要求や閉鎖の様態を受け入れる政策をとっており、政府と自治体の間で諸共同体の扱いをめぐる立場の乖離がうかがえる。第三に、平等な個人がフランス社会を構成しているという共和国モデルの前提と、コミュニタリズムをめぐる言説の恣意性の間には重大な矛盾があるといえる。すなわち、社会の構成員は出自などにかかわらず平等であるはずにもかかわらず、マイノリティに属するのか、あるいはマジョリティに属するのかによって、共同体の活動が批判にさらされやすい、あるいは批判にさらされにくい、という状況が生じている。したがって、コミュニタリズムという概念の恣意的な使用は、共和国モデルの前提に反する可能性がある。

そして、本章で取り上げたような自治体における記憶の承認が実現し、政府もこれを許容するという事象は、国民的結合が重視されるようになったことと無関係ではないだろう。すなわち、第3章で論じたとおり、政府は国民的結合を促進する政策を進めるようになり、国民的結合を毀損しないマジョリティに属する共同体の権利要求や閉鎖の様態を政府が許容するようになったと推測できる。本章の冒頭で述べたとおり、トゥーロンの記念碑の落成式に大臣だったドミナティが出席した際には、党内から批判があったが、CDDFA に関してはオープニング・セレモニーへのロンゲの出席に党内から批判があるどころか、大統領がメッセージを送っており、大きな違いが見られる。この態度の変化は、既述のとおり、国民的結合を政府が重視するようになったことによって説明できると考える。

第6節 異なる記憶の承認を要請する運動としての CDDFA 設立反対運動

ペルピニャン市が有する引揚者との関係、そして、CA が主導して計画し、開館にいたった CDDFA の特徴と問題点を以上で指摘してきた。この事例において自治体に対する特定の政治的立場の市民団体が極めて強い影響力を持ったことは明らかであるが、一方で、CDDFA 設立に反対した運動があった。本節では、CA の記憶承認要請運動に対抗する別の記憶承認要請運動として、「行方不明者の壁」や CDDFA に反対した勢力の活動を紹介する。そうすることで、記憶の承認をめぐる議論に多様な市民団体が参加した様相が明らかになる。

2005年7月に「反人種主義と諸民族間の友好運動 (Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples, MRAP)」という全国規模の人権保護団体は首相のドミニク・ドヴィルパン (Dominique de Villepin) に公開書簡を送った。2005年2月23日に帰還者法が制定されて間もない時期である。帰還者法とは、第3章で見たとおり、主にアルジェリアから「帰還」した人々に交付金を支払うとともに、植民地支配の「肯定的役割」を認め、「帰還者」がアルジェリア等で成し遂げた「業績」を称える法律である。植民地支配に対し肯定的な

態度を示した政府に対し、MRAPの事務局長のムルード・アウニット (Mouloud Aounit) は次のような問題提起をした⁸⁸。少々長いが、引用する。

我々の運動において主たる関心事である植民地主義の問題に関わる現在の課題にご注目いただきたく思い、お手紙申し上げます。これらの諸問題は、フランスにおける共生のゆくえ、および、フランス人とアルジェリア人の間の友好関係に直接関係するため、このように正式にご連絡申し上げる必要があったと考えております。(中略) [我々が心配しているのは] 秘密軍事組織の殺人者たちを礼賛する行為がますます広がっていることです。去る7月6日には、裁かれ、死刑判決を受け、処刑されたOASの犯罪者たちに敬意を表した記念碑の落成式がマリニャヌで予定されました。同じ日にADIMADは [OASのメンバーだった] ドゲルドル (Degueldre) の処刑43周年の集会を、この殺人者の生まれた街であるルヴロワル (Louvroil) で開催する予定でした。この集会は複数の団体の申し立てにより禁止されました。同じ時期にADIMADはペロル (Pérols) (34)、マルセイユ、パリ、ペルピニャン、イエール (Hyères) (83) で集会を開くことを計画していました。/これらの集会はすべてが開催されたわけではありませんが、我々は深く憂慮しております。さまざまな機会において建てられた異なる記念碑が存続するので、記念碑の破壊を要請いたします。さらに、OASの殺人者の名前を持つ通りの再命名も併せて要請いたします。/なお、公費を使用する予定となっている博物館や記念碑 (パリの国立移民館、マルセイユの国立海外博物館、ペルピニャンのアルジェリアで行方不明になった者の記念碑) が計画されていることを知り、我々の心配はより一層高まっております。植民地主義とそれに伴った残虐行為の再評価が行われる文脈の中で、移民と植民地主義の記憶が極めて疑わしい歴史的的方向性をとらないよう、不可欠な慎重さをMRAPは持ち合わせるようにしています。⁸⁹

以上はMRAPが首相のドヴィルパンに宛てた手紙の抜粋である。この手紙で、ペルピニャンを含め、さまざまな都市でアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶が植民地主義を礼賛する形で承認されていることにMRAPは抗議し、新たに記憶を承認する際に十分に慎

⁸⁸ アウニットは1953年にアルジェリアのティメリ (Timezrit) で生まれ、幼少期にパリ近郊のオーベルヴィリエ (Aubervilliers) に移住した。彼の活動はオーベルヴィリエ周辺を中心とし、共産党から出馬し、地域圏議会議員に選出された経験を持つ。とりわけ、イスラム嫌悪への抵抗を主たる活動とした。2004年から2008年までMRAPの事務局長を務めた。2012年に死去した。

Le Monde, « Mouloud Aounit, ancien président du MRAP, est mort », http://abonnes.lemonde.fr/societe/article/2012/08/10/mouloud-aounit-ancien-president-du-mrap-est-mort_1744913_3224.html, consulté le 21 décembre 2016.

⁸⁹ MRAP, « Réhabilitation de l'OAS et du colonialisme : le MRAP saisit le Premier Ministre », <http://ancien.mrap.fr/histoire-et-memoire/anticolonialisme/import-1352/>, consulté le 5 avril 2016. なお、都市のあとに括弧で括ってある数字は原文に載っている県番号である。

重である必要があると主張している。この要望に対して首相が返答したかどうかは不明である。ただし、こうした計画が進んでいることを首相が知り得たことは明らかである。また、この計画を知り得た中、政府による計画を変更させる、あるいは計画を後押しするような何らかの行動があったとは、検討した資料から読み取れなかった。

さらに、2005年8月にMRAPはペルピニャン市長のジャン＝ポール・アルデュイに書簡を送り、「公費をこのような歴史修正主義的に植民地主義を紹介する計画に乱費することは受け入れられません。良識に基づき『行方不明者の壁』と呼ばれるものの建設、および、アルジェリアにおける『フランスの業績』に関するセンターの開館を禁止するよう要請いたします」と伝えた⁹⁰。これに第一助役だったピュジョルは次のように返信した。

貴団体は知らない案件について断定的な主張をする前に、情報源を確認する必要があります。／アルジェリアにおけるフランスのプレゼンスに関するセンターの開館は我々自治体によりかかげられ、アルジェリアはフランスの県だったため、我が国の歴史の理解を促進する目的を持っています。／植民地主義に関しては、今日冷静な議論と客観的な比較が可能となりました。アフリカの悲惨な現状、平均年齢の低下、命を懸けて自らの国を逃れるアフリカ人に鑑みれば、貴団体はこうした状況の打開に向け、本当に重要な問題提起を行うべきではないでしょうか。／「行方不明者の壁」に関しては、フランスに忠誠を誓った、という理由だけで、拷問され、殺害された何千ものあらゆる信条の人々の記憶を想起させる狙いがあり、貴団体はこれを支持するべきでしょう。(中略) ピノチエト (Pinochet) の被害者を悼む壁を建てるとなったら貴団体は反対するのでしょうか。／霊園における記念碑に関しては、ハルキ、そしてあの紛争の被害者となった民間人および軍人の記念を目的とした祈りの場に複数の帰還者の市民団体が建てたものです。／我々の政策において植民地主義の礼賛は存在せず、博愛のための我々の活動はあらゆる共同体の支持を得ています。／我々の活動は世界に対する理解、諸アイデンティティの尊重、フランス共和国への統合という枠の中に位置しています。⁹¹

ピュジョルはMRAPに対する皮肉を交えながら、ペルピニャン市の政策の妥当性を主張し

⁹⁰ Ligue des Droits de l'Homme de Toulon, « Conférence de presse du collectif Non au projet de musée de la mairie de Perpignan à la gloire de la colonisation », <http://ldh-toulon.net/conference-de-presse-du-collectif.html>, consulté 5 avril 2016.

⁹¹ Ligue des Droits de l'Homme de Toulon, « Echange de courriers entre la section locale de la LDH et le sénateur-maire de Perpignan », <http://ldh-toulon.net/echange-de-courriers-entre-la.html>, consulté le 5 avril 2016.

ところで、「アルジェリアはフランスの県だった」(l'Algérie était un département français) という表現には誤りがあるように思われる。アルジェリアは海沿いに位置する三つの県(アルジェ、オラン、コンスタンティーヌ)とサハラ砂漠を含む南部地域(Territoires du sud)に分かれており、アルジェリアが一つの県を構成したことはない。

ている。「植民地主義の礼賛は存在しない」と断言し、さまざまな「共同体の支持を得ている」としているが、その根拠は示していない。この点に関しては、疑問を呈する余地がある。霊園の記念碑や「行方不明者の壁」、CDDFA に関しては ADIMAD や CA といったアルジェリアに対し懐古的な主張を展開し、活動している団体がイニシアティブをとっており、ペルピニャン市は計画に協力しているにとどまる。ハルキやアルジェリア系移民、他の立場を表明している引揚者団体などはこれらの計画には参加しておらず、「あらゆる共同体の支持」が何を指しているのか不明瞭である。

この数ヶ月後の 2005 年 10 月には人権保護活動を行っている市民団体の「人権連盟 (Ligue des droits de l'homme, LDH)」のペルピニャン支部が市長のジャン＝ポール・アルデュイに、「行方不明者の壁」と CDDFA の計画に対する異議を次のような書簡を以て伝えた。

フランス領アルジェリアの行方不明者の記念碑、および、聖クララ修道院内に「アルジェリアにおけるフランスの業績に関する情報センター」を作るという市長のご決定を人権連盟は知るにいたりました。この極めて重大な決定はアルジェリアにおけるフランスの植民地支配のすべての被害者にとって侮辱だと我々は捉えております。(中略)「アルジェリアにおけるフランスの業績に関する情報センター」の設立は選挙を優先する関心から生まれたのでしょうか。堅い口が開きつつあり、アルジェリアにおけるフランスの支配の名の下で行われた拷問、強姦、集団虐殺といった筆舌に尽くしがたき出来事を、派遣された部隊の元戦闘員が勇気をもって話し、語る今の時代に、貴殿は選挙された者としてフランスの業績に関するセンターを認めるのですね。この施設は 130 年間続いたフランスの占領の時期に殺された何万人ものアルジェリア人に対する侮蔑以外の何物でもありません。植民地主義は支配された人々にとって計り知れない悲劇であることは歴史学者の共通認識です。(中略)最後に、不透明な政治的理由に基づき、歴史の歪曲に資する活動に公費を使用しようとお考えであることを遺憾に思っております。元老院議員兼市長殿、諸民族間の憎悪を煽り、人種主義と排外主義を増幅する者たちを支持しないようお願い申し上げます。人権連盟は正式に、こうした計画に対する金銭的および政治的援助の撤回を要請いたします。⁹²

MRAP と同様に、歴史的に誤りのある主張をかかげる計画に公費を投じることを問題視しており、計画の中止を求める内容の書簡である。これに対し、2005 年 11 月にアルデュイとピュジョルは連名で LDH に返事を送っている。

⁹² Ligue des Droits de l'Homme de Toulon, « Echange de courriers entre la section locale de la LDH et le sénateur-maire de Perpignan », <http://ldh-toulon.net/echange-de-courriers-entre-la.html>, consulté le 5 avril 2016.

不十分な情報や不正確な情報のみならず、[いただいた手紙には] 複数の誤りがあり、貴団体の真の目的を疑わざるを得ません。／我々は聖クララ修道院の建物内に「アルジェリアにおけるフランスのプレゼンスに関するセンター」、そして庭に、数万に及ぶハルキを含む、アルジェリアで行方不明になった者を記念する壁を作る予定であります。／人権を守る、というのなら、非情な状況で殺害された罪なきこれらの人々の記憶も守るべきでしょう。／この二つの計画は（中略）非政治的団体の「アルジェリアニストの会」が立てたものです。／植民地主義をめぐる議論に関しては、ともに討論する準備があります。（中略）歴史学者の話を持ち出していますが、どの歴史学者を指しているのでしょうか。共産主義のせいで亡くなった一億人の人々について沈黙を守った者、ポルポト (Pol Pot) やクメール・ルージュ (Khmer Rouge) を歓迎した者のことですか。（中略）植民地支配の歴史はこれから書くものであり、多くの人を驚かさずでしょう。／アフリカ在住のフランス人が土地を去って 60 年以上経ちますが、彼らが建て、その土地に残してきた病院や学校はどうなったのでしょうか。／アフリカは貧困に苦しみ、病が大量に命を奪い、水を使用することはできず、ヨーロッパに比べると平均年齢が 20 から 30 歳も低いのです。／どこもかしこも汚職まみれの指導者が、人権を無視して住民を搾取しています。こうした指導者にあなた方はどう反対していますか。／何もしていませんね。／元被支配者がメリリャ (Melilla) や他の場所で、元支配者が住んでいる国を目指して命を落とす事態に関して、貴団体はどのように理解していますか。／繰り返しますが、歴史はこれから書くのです。そして、アングロサクソンらがインディアンやアボリジニを大量殺戮した一方で、フランス人は、アルジェリアに関しては、1830 年に人口 200 万人の国に到着し、1962 年に去るときには 1000 万人の人口になっていたことが明らかになるでしょう。貴団体が発信する恥知らずな虚偽は、人権保護とは真っ向から対立しています。確かに、共産主義体制下における人権侵害に対し長年にわたり沈黙してきたことで貴団体は有名です。／我々の行動には史実を回復する目的があります。⁹³

この手紙では、アルデュイとピュジョルは LDH が計画を理解しておらず、CDDFA の計画

⁹³ Ligue des Droits de l'Homme de Toulon, « Echange de courriers entre la section locale de la LDH et le sénateur-maire de Perpignan », <http://ldh-toulon.net/echange-de-courriers-entre-la.html>, consulté le 5 avril 2016.

この手紙におけるメリリャへの言及は、おそらくこの手紙の前月、すなわち 2005 年 10 月に起きたモロッコとスペインの国境における事件を念頭に置いているものであろう。メリリャはモロッコ領土内にあるスペインの飛地領の都市であり、スペインは EU 加盟国であるため、メリリャはシェンゲン圏に属する。そのため、メリリャを目指す移民が多く、2005 年 10 月には、非正規でメリリャ市内に入ろうとした者に国境警備隊が発砲し、複数の死者が出た。

Zurlo, Yves. « Ceuta et Melilla. Villes espagnoles ou dernières colonies en Afrique ? », <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/pages-europe/d000478-ceuta-et-melilla.-villes-espagnoles-ou-dernieres-colonies-en-afrique-par-yves-zurlo/article>, consulté le 8 avril 2016.

は史実を明らかにするための取り組みであると主張し、さらに、LDH が他国の権威主義体制を批判してこなかった点を問題視している。MRAP への返答でも、LDH への返答でも、差出人の団体に対して強い不信感を持っていることが分かる。また、いずれの返答においても、アフリカの惨状を問題視するべきであるとし、過去における植民地支配自体を問題視する必要性に関しては言及していない。LDH への返答においては、フランスの植民地支配が先住民の人口増をもたらしたことに触れ、イギリス帝国に比べ、フランス帝国の方が善良だった、という前提に立っている。したがって、論点をすり替えて返答している。

こうした MRAP と LDH による抗議、および、それに対する自治体からの反論を経て、両団体はペルピニャンの状況を他の団体や政党などと共有するため、会合を行うことを 2006 年 1 月に決めた⁹⁴。翌月 2 日に革命的共産主義者同盟 (Ligue Communiste Révolutionnaire, LCR) の活動家であり、アルジェリアで生まれたベルナール・ショレ (Bernard Cholet)⁹⁵、「元戦闘員と戦争被害者の共和主義団体 (Association Républicaine des Anciens Combattants et des Victimes de Guerre, ARAC)」のマルセル・ルゴアレック (Marcel Le-Goallec)、イレルなどが MRAP と LDH が呼びかけた会合に出席した。この会合への呼びかけに応じた団体や個人は比較的少なかったが、この時に MRAP および LDH によりオー・ヴェルネ霊園における記念碑の存在を知らされた者もいた。そもそも、2005 年に入るまで、2003 年に建てられた OAS の犯罪者を記念する碑の存在はほぼ注目されず、MRAP や LDH はマリニャーヌに OAS の記念碑を設置する計画を注視する作業の中で、ペルピニャンにも同様の碑が存在することが発覚した⁹⁶。その後、2006 年 5 月になると、両団体は植民地支配や OAS の活動を肯定し、懐かしむ者が毎年、OAS のメンバーのクロード・ピエ (Claude Piegts) とアルベール・ドヴカール (Albert Dovecar) が処刑された 6 月 7 日に会合を開いていることを発見した⁹⁷。ペルピニャンで予定されていたこの会合を阻止するために、MRAP と LDH に加え、LCR と PCF の二政党、「すべての移民と連帯する会 (Association de Solidarité avec Tou-te-s les Immigré-e-s, ASTI)」と「平和運動 (Mouvement de la Paix)」の 6 団体は、6 月 4 日に行政に訴えかけた⁹⁸。しかしながら、会合の中止には至らなかった。

このように植民地支配や独立戦争時の反独立派の活動を称賛し、懐古する運動が影響力を増す中で、「ペルピニャン市による植民地支配を称える博物館に反対する会 (Non au musée de la mairie de Perpignan à la gloire de la colonisation)」(以下、反対する会)が発足し、2006 年 6 月 22 日に 30 以上の団体が連名で声明を発表した⁹⁹。この声明に署名した主な団体は、「ハルキと人権の会 (Association Harkis et Droits de l'Homme)」、「OAS の被害者の記憶を

⁹⁴ Hillel, Roger. *op. cit.*, pp.19-20.

⁹⁵ *Libération*, « Produits israéliens, procès d'un appel au boycott », http://www.liberation.fr/societe/2011/01/24/produits-israeliens-proces-d-un-appel-au-boycott_709386, consulté le 8 avril 2016.

⁹⁶ Hillel, Roger. *op. cit.*, p.24.

⁹⁷ *Ibidem*, p.26.

⁹⁸ *Ibidem*, pp.26-27.

⁹⁹ *Ibidem*, p.38.

守る全国会 (Association nationale pour la protection de la mémoire des victimes de l'OAS, ANPROMEVO)」、ASTI、Arac、FNACA、LDH、MRAP、「平和運動」、LCR、PCF、「フランス労働総同盟 (Confédération générale du travail, CGT)」、「統一組合連盟 (Fédération Syndicale Unitaire, FSU)」、「フランス全国学生連盟 (Union nationale des étudiants de France, UNEF)」などである。植民地支配や独立戦争の当事者が作った団体、人権保護団体、政党や組合といった多様な目的を持った団体が共にこの声明を出している点に大きな特徴がある。ただし、この声明を出す際に、社会党にもイレルらは接触したようだが、社会党は PCF などのより左翼な政党や極左に近い団体と共に行動することに抵抗を示した。このように社会党を除いた多様な集団は、発表した声明で、ADIMAD が開催する会合が禁止されなかったこと、2005 年 2 月 23 日に可決された帰還者法が植民地支配を称えること、市が新たなセンターと「行方不明者の壁」を計画していることを問題視し、次の三点を要求している。第一に、オー・ヴェルネ霊園から OAS の記念碑を撤去すること、第二に、「行方不明者の壁」の計画を白紙撤回すること、第三に、新たなセンターの計画も白紙撤回することである。以上の記念碑や計画はいずれも植民地支配を礼賛するものであり、声明に名を連ねている団体は、アルジェリアとフランスの過去を、歴史学研究を踏まえながらたどるセンターの計画を対案として提示している。

以上では主に市民団体や政党などの運動を見てきたが、「反対する会」はペルピニャンで起きている問題を解消し、新たな施設を開館するためには歴史学者が必要だと考えるようになり、ペルピニャンの計画に対し歴史学者も意見を述べるようになった。2006 年にイレルは引揚者の研究を行っているエリック・サヴァレズと講演会で知り合い、親交を深めた¹⁰⁰。そして、イレルはサヴァレズにどのように一般の人々にフランスとアルジェリアの歴史を語ればよいのか、という点について相談するようになった。2007 年 1 月にはサヴァレズが引揚者やフランスによる植民地支配下のアルジェリアなどを専門にしている研究者に、ペルピニャンのセンター計画に反対するのみならず、新たなセンター構想を研究者として提示することの有効性を説明したうえで、センターの必要性の有無およびセンターを作る場合の課題などを明らかにした文書の作成を提案した¹⁰¹。すなわち、「反対する会」に研究者が学問の権威を与えるのではなく、あくまで研究者としての意見を、文書を以て表明することを目的としたのである。こうした立場に対し、少なくともイレルは理解を示している。その後、4 月にはペルピニャン大学が「一般の人々にアルジェリアを紹介する。アルジェリアに関わる多数の記憶の間で起きている諸戦争と決別するために」というタイトルで、ナルボンヌ市 (Narbonne) で研究会を主催した¹⁰²。この研究会にはいずれの市民団体も自治体

¹⁰⁰ Hillel, Roger. *op. cit.*, p.57.

¹⁰¹ *Ibidem*, pp.59-62.

¹⁰² Savarese, Eric. *op. cit.*

参加者は次の通りである。ラファエル・ブランシュ (Raphaëlle Branche)、ジャン・ロベール・アンリ (Jean Robert Henry)、ジャン＝シャルル・ジョフレ (Jean-Charles Jauffret)、クロード・リオズ (Claude Liauzu)、ジルベール・メニエ (Gilbert Meynier)、ヴァレリー・モラン (Valérie

の代表者も呼ばれず、研究者のみが参加する形となった。

この研究会が発表した文書は、新しい資料館・博物館を設立する際の課題や方針を打ち出している。まず、アルジェリアとフランスの歴史を取り上げる資料館・博物館は「来訪者および研究者に、アルジェリアの歴史に対する批判的な考察と、アルジェリア史にまつわる語りの多様性の紹介を可能とするすべての出典、すなわち文書、地図、証言などを提示すべき」と主張している¹⁰³。つまり、植民地支配下のアルジェリアにおける支配者と被支配者の関係や、支配者側にいたフランス市民権保有者の中の多様性や、ユダヤ人の位置づけなど、捨象されやすい、もしくは、誤解されやすい要素を十分に展示などで取り上げ、時代や立場によりアルジェリア史の見方が大きく異なることを来訪者に理解してもらうことをこの研究会は重視している。こうした研究者らの立場は、「原住民」と「フランス市民」の間にあった個人的な関係、すなわち友情関係などを否定するものではない一方で、そういった個人レベルでの付き合いに植民地支配時代の社会を集約せず、両者の間に存在した社会的および制度的差別の実態も展示に含めるべきだと主張している¹⁰⁴。また、ハルキや引揚者などの集団が有する特徴などを踏まえつつも、各集団内の多様性を考慮する必要もある¹⁰⁵。したがって、「資料の多様性のみが立場の豊かさを紹介し得る」とサヴァレズらは主張する¹⁰⁶。さらに、実際に生じた被害を明確に説明する必要性に言及しており、あらゆる集団が受けた被害を被害者の人数にかかわらず展示で取り上げるべきであり、さらに、論争的な被害者の人数にも目を向けるべきだとしている¹⁰⁷。ただし、史実が不明だったり、疑問の余地が残ったりする点もあるため、そのことを訪問する者に知らせるべきだとも提言している。なお、過去に作られた施設を参照することも有用だとしており、たとえば、本研究の第4章で取り上げた国立移民歴史館を例に挙げ、この博物館の開館が引き起こした議論に基づいて、ペルピニャン市における新たな施設の設立を考えることを提案している¹⁰⁸。

こうした施設の設立には、次の三つのアクターが関わるべきだ、と研究会のメンバーは考えている¹⁰⁹。第一に、市民と市民団体である。市民社会を構成し、フランスとアルジェリアの歴史を題材にした施設の設立において、意見を発する正統性を持つ市民や市民団体がここでは想定されており、当然CAもこれにあたる。だが、引揚者を代表する団体が他にも参加する必要はあると指摘している。第二に、研究者である。質の高い研究を行っている研究者で自立性を有する学術委員会を結成し、常設展の内容を決定する権限を有するべ

Morin)、ギイ・ペルヴィエ (Guy Pervillé)、エリック・サヴァレズ、ヤン・シオールド＝ズェルシェール、バンジャマン・ストラ、シルヴィー・テノー (Sylvie Thénault)。

¹⁰³ Savarese, Eric. *op. cit.*, p.7.

¹⁰⁴ Savarese, Eric. *op. cit.*, pp.7-8.

¹⁰⁵ *Ibidem*, p.16.

¹⁰⁶ *Ibidem*, p.13.

¹⁰⁷ *Ibidem*, p.14-15.

¹⁰⁸ *Ibidem*, p.11.

¹⁰⁹ *Ibidem*, pp.20-21.

きだと研究会は考えている。最後に、行政である。市役所の者や技術者などといった専門家をまじえた運営委員会の結成により、市民と学術委員会との調整や、施設の開館に向けた作業が可能となる。

「反対する会」が研究者を促して、この研究会は実現したが、「反対する会」に協力する、という役割は持っておらず、自立した存在といえる。つまり、ペルピニャン市の計画に異議を唱える、というよりも、歴史学の研究成果に基づきペルピニャンにどういった施設を作ることが望ましいのか、どのようにそれを実現できるのかをめぐる具体的な課題を提示し、それらの課題を乗り越えるための提案を行っている。そのため、いずれの市民団体や政党の主張に傾倒することなく、公正な立場から意見を提示するように努めている。

以上のように、CDDFA が開館する5年ほど前に、研究者らから学術的な立場に立った、すなわち歴史学の知見から、いかなるイデオロギーにも傾倒せず、いかなる団体とも手を組まない提案が発せられた。しかしながら、こうした提案はペルピニャン市に受け入れられなかった。こうした提案が真剣に行政や議会で検討された痕跡は見つかっていない。

一方で、「反対する会」は、活動を続け、市議会の傍聴席でプラカードをかかげ、議論の場を設け、ビラを配った。また、2012年と思われる時期に「偽造なきフランス—アルジェリア史のために」に改称した¹¹⁰。改称の理由はわかっていないが、CDDFA の設立が決まったため、運動の性質自体が、新たな施設の設立に反対するものから、施設の問題を指摘し、展示内容などを改めるよう要求するものに変化し、「ペルピニャン市による植民地支配を称える博物館に反対する会」という名称では運動を適切に表さないと考えられたのではないかと推測できる。

以上のとおり、市民団体や研究者の集団が、ペルピニャンでフランスによる植民地支配下のアルジェリアをテーマとした施設を作る計画に異議を唱え、反対運動を起こしたり、代替案を提示したりした。ところが、こうした動きはペルピニャン市やCAの姿勢を崩すにはいたらず、施設の方向性を少しも修正する効果を持たなかったと言わざるを得ない。

反対勢力や研究者らの行為が成果を上げられなかった理由としては、自治体とCAの強い結びつきや、選挙においてラディカルな主張に共鳴する引揚者の存在があったと考えられる。加えて、反対勢力を構成していた団体や個人の多くが伝統的左派あるいは極左である、もしくは、左翼であると認識されたことが、左翼を敵視するピュジョルやアルデュイの姿勢を硬化させたとも推測できる。つまり、推測の域を出ないが、左翼が嫌がる政策が好ましい、とピュジョルとアルデュイが考えた可能性はある。

ただし、反対勢力に対し極めて強硬な態度を自治体が取ったことは、本節で引用したピュジョルやアルデュイの手紙からうかがえる。また、研究者らの提案に自治体は取り合わなかった。したがって、研究者らと「反対する会」は自治体やCAと対話をする機会を設けられなかったことは事実である。

ペルピニャン市長が計画を改めずに、当初の計画を遂行できた理由としては、フランス

¹¹⁰ Hillel, Roger. *op. cit.*, p.168.

の地方自治体制度も挙げられる。フランスでは市議会が市議の中から市長を選出するため、市長は市議会の支持を得やすい。これは審議機関と行政機関の融合を意味する。つまり、直接選挙による市長の選出と別の直接選挙による市議の選出の組み合わせに比べると、市長が自身の選好に基づいて政策を実施しやすい制度だ。しかも、市議の任期が6年と長く、再選回数制限がないため、とりわけ地方都市では同じ者が長期にわたり市長を務めることが多い。ペルピニャンでもアルデュイ親子が長く市長を務められた理由はここにある。長期的に同じ者が市長を務める場合、退くまでに後継者を養成し、地域住民とのネットワークを引き継がせることも容易になる。まさにこの現象がペルピニャンで見られた。また、議会の招集頻度が低いため、市長の判断に抵抗する機会が市議会には少ない。さらに、市長は助役に権限を委任したり、委任を取り消したりすることが自由にできる¹¹¹。

市長の権限が強い一方で、市長および自治体に対する国家によるコントロールは第5共和政の憲法第72条6項により規定されている。しかしながら、実態を見る限り、ミシェル・ヴェルポー (Michel Verpeaux) によれば、効果的とは言い難い¹¹²。そのため、国家によるコントロールの制度は自治体、とりわけ市長の政策実施に大きく影響を与えるとは言えない。

第7節 まとめ

本章では、第2章で立てた仮説を検証するべく、なぜ植民地支配を肯定する展示がペルピニャンのCDDFAで実現したのかを検討してきた。その結果、ロマと引揚者がペルピニャン市のクライアンテリズムの対象となってきた背景や自治体と引揚者団体のCAの結びつきが大きく影響したことが明らかになった。つまり、特定の共同体と密接な関係を持つといった歴史上の特徴を有する地方都市だからこそこうした全国レベルで承認しがたい記憶を自治体は承認したといえよう。したがって、移民統合や国民的結合の促進のためにペルピニャン市は引揚者団体が有する記憶を承認したのではなく、自治体レベルでは第2章で立てた仮説は必ずしも当てはまらないことが分かった。本章ではこうした特定の引揚者団体のみの植民地支配に関わる記憶の承認に対する反対運動も取り上げ、植民地支配を肯定的に捉える市民と学術的に史実を明らかにしようとする市民の対立があった末に、CDDFAが完成したことを明らかにした。

CDDFAの開館までの過程を明らかにし、地方都市だからこそ実現が可能であったことを示した本章は、どういったアルジェリアの記憶がフランスで公的に承認されるのか、そしてなぜ1990年代以降になり承認されるようになったのか、という個別的な問題を超えて、より広い含意を持つ。すなわち、政府による記憶の承認と、自治体による記憶の承認のあり方の違いを明らかにできた。先行研究は、国家レベルの記憶の承認に光を当てるものの、こうした自治体による記憶の承認は研究対象とらしくなかった。しかし、ペルピニャンの

¹¹¹ Portelli, Hugues. « Les fondements administratifs d'un pouvoir politique », *Pouvoirs*, no.148, 2014.

¹¹² Verpeaux, Michel. « Les contrôles sur le maire : mythes et réalités », *Pouvoirs*, no.148, 2014, pp.92-93.

事例を考察したことにより、政府と自治体の間にある記憶の承認をめぐる乖離や、地方都市における選挙を重視する傾向が記憶の公的な承認に直結している様相が浮かび上がってきた。

ただし、この事例を広く一般化し、政府と自治体で記憶の承認をめぐる乖離が頻繁に生じていると拙速に断言するべきではないだろう。なぜならば、本章で取り上げたような引揚者による要請で設置された同規模の施設は管見の限り見当たらないからだ。本章の冒頭で述べたように、マリニャーヌやトゥーロンで OAS のメンバーを慰霊する碑がペルピニャンに先んじて建てられており、これらは本章で取り上げた CDDFA に類似した事例といえる。しかしながら、CDDFA のように植民地支配全般に関わる施設は他に見当たらず、記念碑や慰霊碑が大いに問題をはらんでいるとしても、そこに投じられる公費の額は、工事の規模などに鑑みると CDDFA に比べ小さいと推測できる。また、OAS 慰霊碑が CDDFA と類似点を有しているとはいえ、OAS は一般的にテロ組織と認識されており、政府がこうした慰霊碑を表立って認めることは難しい。トゥーロンに大臣のドミナティが出向き、落成式に出席したことを与党が批判したことはこの点を如実に物語っている。一方で、植民地支配に対する認識は OAS に対するものよりも多様で、CDDFA は社会的批判の対象となり得るが、OAS 慰霊碑に比べるとその可能性はかなり低い。そのため、CDDFA は政府の公式な「お墨付き」を得やすかったといえる。以上を踏まえると、物理的な規模に加えて、費用の規模においても、展示内容においても、そして政府による「お墨付き」においても、CDDFA は他に類を見ない事例だといえよう。それゆえ、ペルピニャンの事例を簡単に一般化するべきではないだろう。

なお、引揚者共同体による権利要求あるいは閉鎖の様態が記憶の承認を阻んだ事例があるため、ここで簡単に紹介しておく。引揚者が多く住む南フランスのモンペリエでは、2002年に市長だった社会党のジョルジュ・フレッシュ (Georges Frêche) が「アルジェリアにおけるフランスの歴史博物館 (Musée de l'histoire de la France en Algérie)」の計画を開始した¹¹³。CA を中心とした引揚者の要望に応え、植民地支配を賛美する内容の計画だった。ところが、2010年に「フランスとアルジェリアの歴史博物館 (Musée d'histoire de France et d'Algérie)」と計画は改称し、内容が大きく変わった。すなわち、学芸員が指名され、学術委員会が設置され、より多くの人の視点を取り入れる内容になるよう努力がなされた。だが、この計画は 300 万ユーロの公費をモンペリエ市が投じたのち、2014年に頓挫した。その理由は明確ではないが、モンペリエの近くに位置するベジエ (Béziers) で極右政党の国民戦線の推薦を受けたロベール・メナール (Robert Ménard) が新たな市長として就任し、近隣の都市を震撼させた結果、歴史に関わる問題を直視することを自重した方が無難だという考えが浸透したため、計画は中止になった、と匿名で学術委員会のメンバーは述べている¹¹⁴。別のメ

¹¹³ *Le Monde*, « Montpellier exile son Musée de l'histoire de la France et de l'Algérie », http://abonnes.lemonde.fr/culture/article/2014/05/29/montpellier-exile-son-musee-de-l-histoire-de-la-france-et-de-l-algerie_4428656_3246.html, consulté le 11 décembre 2016.

¹¹⁴ *Ibidem*.

ンバーは引揚者が圧力をかけ、計画を中止させたと考えている¹¹⁵。おそらく、この学術委員会のメンバーはCAを念頭に置いていると思われる。他にCAが圧力をかけたという証拠は見つかっていないが、CAが「フランスとアルジェリアの歴史博物館」の計画に極めて批判的であったことは明らかである¹¹⁶。以上を踏まえると、CAが、自らがかけざるものとは異なる記憶の承認を阻んだ可能性がある。そのように仮定すると、記憶の承認の計画が、引揚者共同体の権利要求や閉鎖の様態によって阻害される場合もある。したがって、安易にCDDFAの事例を一般化するべきではない一方で、南フランスにおいて引揚者団体の影響力が強く働くことがある、という点は指摘できるだろう。

加えて、政府や自治体の指導者たちの政党帰属の観点から、次のようなペルピニャンの特徴が指摘できる。政府がCDDFAに「お墨付き」を与えた要因として、UMPのサルコジ政権下であり、ペルピニャンの市長が同党から出馬したピュジョルだった点が極めて重要だったといえる。サルコジは植民地支配を批判的な立場から論じる政治家ではなく、2012年のCDDFA開館以前からたびたび立場を明らかにしてきた¹¹⁷。たとえば、2007年のダカール演説では「アフリカの悲劇は、アフリカ人が歴史に十分に参加してこなかったこと」だと断定し、「人間としての冒険や進歩という観念」がかつてはアフリカ人にとって存在しえなかったと発言している¹¹⁸。アフリカおよびアフリカの人々が有する歴史や主体性を無視し、「冒険」や「進歩」を謳った植民地支配に対する肯定を示唆する発言だ。ただし、UMPのような中道右派のみがCAに近い主張を展開しているとはいえない。前述のとおり、社会党のフレッシュもモンペリエでCAの要望を取り入れようと新たな博物館の計画に取り組んだ。一方で、地中海沿いの都市では植民地支配を肯定的に捉えている極右政党の定着が顕著だ¹¹⁹。つまり、この地域においては、右派・左派の論理だけでは、政党と引揚者の

¹¹⁵ *Ibidem.*

¹¹⁶ Cercle Algérieniste, « Le scandale du Musée de l'Histoire de France en Algérie de Montpellier : Un projet détourné de son objectif initial et confisqué à des fins idéologiques par le lobby de la repentance », <http://www.cerclealgerianiste.fr/index.php/component/content/article/152-actualites/le-cercle-sur-tous-les-fronts/593-le-scandale-du-musee-de-l-histoire-de-france-en-algerie-de-montpellier>, consulté le 11 décembre 2016.

¹¹⁷ 植民地支配に対するサルコジの立場はトゥーロン演説 (discours de Toulon) やダカール演説などで明らかになっている。なお、トゥーロン演説の一部は終章第5節で紹介する。Vie Publique, « Déclaration de M. Nicolas Sarkozy, ministre de l'intérieur et de l'aménagement du territoire, président de l'UMP et candidat à l'élection présidentielle, sur son souhait de voir se réunifier l'espace méditerranéen pour le remettre au coeur de la civilisation occidentale et de la mondialisation, Toulon le 7 février 2007. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/073000533.html>, consulté le 12 décembre 2016.

L'Obs, « L'intégralité du discours de Dakar prononcé par Nicolas Sarkozy », <http://tempsreel.nouvelobs.com/politique/20121122.OBS0195/l-integralite-du-discours-de-dakar-prononce-par-nicolas-sarkozy.html>, consulté le 12 décembre 2016.

¹¹⁸ *L'Obs*, « L'intégralité du discours de Dakar prononcé par Nicolas Sarkozy », <http://tempsreel.nouvelobs.com/politique/20121122.OBS0195/l-integralite-du-discours-de-dakar-prononce-par-nicolas-sarkozy.html>, consulté le 12 décembre 2016.

¹¹⁹ La Documentation Française, « Élections présidentielles et législatives de 1956 à 2002 : résultats

関係を理解することはできない¹²⁰。

最後に、記憶をめぐる議論が政府と自治体で大いに異なる点のみならず、フランス政治を理解する上でも CDDEFA の事例の検討は極めて重要だ。なぜならば、第2章で検討した、フランスの共和国モデルを支える平等原則に深く根差している移民統合や国民的結合といった極めて重大な政策に反すると思われる特定の共同体による権利要求および閉鎖の様態により CDDEFA は設立されたからである。この事例から、コミュニタリズムが政治的言説において恣意的に使用される概念であることが明らかになった。コミュニタリズムは政治家たちにたびたび社会の実態を表す概念として使用されてきたが、実施されている政策と照らし合わせると、この概念が社会の実態を表していないことが分かり、権利要求や閉鎖の様態を見せる共同体がマジョリティに属しているのか、マイノリティに属しているのかによって、政府の態度は大きく変わるといえる。こうした発見により、本章は第2章で検討した移民統合と国民的結合とコミュニタリズムの関係を精緻化することができた。

de l'extrême droite », <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/cartes/elections/c000645-elections-presidentielles-et-legislatives-de-1956-a-2002-resultats-de-l-extreme>, consulté le 13 décembre 2016.

¹²⁰ 引揚者の投票行動については以下を参照されたい。

Savarese, Eric. « Un regard compréhensif sur le « traumatisme historique ». À propos du vote Front national chez les pieds-noirs », *Pôle Sud*, no.34, 2001.

終章

第1節 本研究の発見

本研究ではフランスによるアルジェリアの植民地支配に伴う暴力およびアルジェリア独立戦争に関わる記憶をなぜフランスの公的機関が1990年代以降になり承認したのかを検討してきた。まずは国際的文脈を考察し、第二次世界大戦後に記憶に対する関心が高まった様子を明らかにした。そして、被害者を生む政策や行動の主体たる加害国政府が法的承認と価値評価による承認の両方を行う場合と、それ以外の場合を比較し、どういった条件がこの違いを生むのかに注目した。具体的には前者の事例としてホロコーストと日系人強制収容を取り上げ、後者の事例としては奴隷貿易・奴隷制とヘレロ人迫害を取り上げた。奴隷貿易・奴隷制とヘレロ人迫害は全く法的承認が実現しておらず、部分的にしか価値評価が為されていない例である。その結果、政策・行為から経過した時間が短く、被害を裏付ける法的根拠がある場合に二つの様式の承認が実現し、経過時間が長く、被害を裏付ける法的根拠が乏しい場合に法的承認は実現せず、価値評価も実現しづらいことが明らかになった。その上で、アルジェリアの植民地支配と独立戦争においてだれがどういった被害を受けたのかを概観し、時間の経過と法的根拠の側面から検討した。さらに、アルジェリアの植民地支配と独立戦争においてアクター間の関係が極めて複雑であり、長年アルジェリアの記憶がフランスの公的機関に承認されにくい状況が続いた点を説明した。

以上に鑑みると、アクター間の関係が複雑であったとはいえ、世界各国で記憶への関心が国家による政策のレベルで高まり、時間の経過が、とりわけ独立戦争に関しては比較的短く、アルジェリアの記憶がある程度承認される条件が揃っていたことが分かる。実際に、1990年代に入り、国家レベルおよび自治体レベルで記憶を承認する動きが多数見られた。ただし、記憶の承認が実現するための条件が揃っても、なぜ特定の記憶を承認し、その他の記憶を承認しないのか、という点に疑問が残る。

そのため、本研究ではフランスの国内政策に注目した。具体的には、第2章で論じた移民統合と国民的結合を促進する政策である。まず、いわゆる同化主義的なフランスの移民統合政策の一環として、アルジェリアの記憶を承認する行為を位置付けられる。アルジェリアに出自を持つ者が多いフランス社会では、彼女ら・彼らを社会に統合させるために、フランス政府は植民地支配下や独立戦争中にアルジェリア人が受けた被害をある程度認める政策をとったと考えられる。さらに、国民的結合を移民統合の帰結としてフランス政府は認識しており、アルジェリアの記憶を承認する行為は国民的結合にも結び付くといえる。したがって、フランスの公的機関によるアルジェリアの記憶の承認の政策的背景を検討した上で、移民統合と国民的結合の促進のためにフランスの公的機関はアルジェリアの記憶を承認した、という仮説を導出した。第3章から第5章ではこの仮説の検証を、事例分析を通じて行った。

最初の事例はアルジェリアの記憶に関わる記憶関連法であり、その制定過程を分析する

ことで、国民的結合を促進するために制定されたことを明らかにした。次の事例は国立移民歴史館という博物館であり、設立過程を検討したところ、移民統合を促進するために開館したことが分かった。

最後に、CDDFA の事例を取り上げた。自治体と市民団体が協力して作った資料館であり、引揚者の記憶を承認する施設だ。国家レベルで否定されている特定の集団の優遇という形でできたセンターだったことが分かった。したがって、政府と自治体で記憶を承認する意図が異なる場合があると結論付けた。さらに、本事例によりコミュニタリズムをめぐる言説を考察した。CDDFA は引揚者団体による権利要求および閉鎖的様態により実現したが、国家レベルではこうした共同体のあり方はコミュニタリズムだと批判されると予想された。しかしながら、そういった批判をせず、政府はむしろ CDDFA に「お墨付き」を与えた。ゆえに、コミュニタリズムは共同体の権利要求や閉鎖的様態を意味する語ではなく、特定の共同体を批判するとき政治的言説の中で恣意的に使用される語だということを明らかにした。

事例研究については、次の表のようにまとめられるだろう。

表 2：事例研究のまとめ

事例	記憶関連法		国立移民歴史館の常設展におけるアルジェリアに関わる展示	アルジェリア在住フランス人史料センター
	アルジェリア戦争法	帰還者法		
承認主体	政府		政府	ペルピニャン市＋市民団体（＋政府による「お墨付き」）
記憶の帰属	元戦闘員	引揚者とハルキ	アルジェリア人移民、ハルキ、引揚者	引揚者（ユダヤ人を除く）
承認主体の目的	国民的結合		移民統合	特定の集団の優遇
依拠するフランス憲法上の原則	平等		平等	なし
植民地支配に対する立場	肯定的		言及回避	肯定的

第 2 章でかかげた仮説を二つの記憶関連法および国立移民歴史館の事例研究により検証できた。また、CDDFA の事例研究を通じて、国民的結合を毀損しない共同体の権利要求や閉鎖的様態に関する考察を行った。すなわち、政府は共同体の権利要求や閉鎖的様態を「コミュニタリズム」という概念により批判しているにもかかわらず、自治体はこうした共同体の現象を許容し、こうした共同体の主張を受け入れる場合がある。さらに、政府はコミ

ユノタリズムを否定しているにもかかわらず、ペルピニャンにできた CDDFA にお墨付きを与えており、コミュニタリズムにあたる、と批判をしていない。そうした点から、共同体の権利要求や閉鎖的様態を政府が許容する場合としない場合があることが明らかになった。つまり、コミュニタリズムという概念の使用は恣意的な判断によるものだといえる。そのため、コミュニタリズムは現象を分析するための概念ではなく、政治的言説の中で使用される概念だといえる。この考察から、共同体がマジョリティに属しているのか、マイノリティにあたるのか、という基準がコミュニタリズムという概念の使用を決定付けると考えられる。したがって、第 5 章ではコミュニタリズムをめぐる言説を考察し、第 2 章で提示したコミュニタリズムと移民統合と国民的結合の関係を精緻化した。

第2節 記憶の公的承認が浮き彫りにするフランス政治

本研究では、国家レベルで行われるアルジェリアの記憶の承認にある意図、および、自治体レベルのアルジェリアの記憶の承認の考察から見て取れた異なる意図を明らかにしてきた。これらの考察からフランスの国内政治に関する以下の七点の結論が導き出せる。

第一に、記憶は政治的な意図を以て利用される。この指摘は至極当然のように思われるかもしれない。そもそも本研究は記憶が権利要求や権力の掌握において政治的な役割を担っている点を前提としている。しかし、本研究を通じて、国立移民歴史館のような一見教育や多文化共生のためといった党派性の色が薄いと思われる施設でも、人を抑圧し得る政策の一環として作られる場合があることが分かった。

第二に、本研究では検討した価値評価という様式による承認の事例は植民地支配を肯定する、あるいは否定しないものだ。考察してきた三つの事例は異なる目的を有しており、承認行為の主体は異なるが、概ね植民地支配に肯定的な立場をとっている。国立移民歴史館においては、植民地支配を肯定はしないまでも、植民地支配に伴う暴力の重大性を明確に打ち出すことはしていない。植民地支配に関する言及を回避していること自体が政治的な意味を持ち、植民地支配に暴力が伴ったことの隠蔽とまでいわずとも、公権力にとって都合の良い展示内容となっている。一方で、取り上げた記憶関連法、とりわけ帰還者法、そして CDDFA は明確に植民地支配を肯定している。すなわち、程度の差はみられるものの、植民地支配に概ね肯定的な立場をフランスの公権力は貫いている。したがって、フランスの公権力により価値評価という様式で承認されるアルジェリアに関わる記憶は、植民地支配を肯定するもの、あるいは、否定しないものである。

第三に、移民統合と国民的結合を目的とする国家レベルの記憶の承認は文化的差異の否定につながり得るため、特定の集団が抑圧あるいは排除される可能性がある。すなわち、移民統合も国民的結合も自由で平等な個人の存在、そして、集団が持つ文化的な差異を公的空間から排除するという考えを前提としており、外国に出自を持つ人々を抑圧する可能性が指摘できる。しかも、移民や移民出身者の記憶を承認することで、政府や立法府は彼女ら・彼らの差異を受け入れると標榜しつつも、実際には、国立移民歴史館の展示の分析

で見たように、記憶の一部しか承認していないため、文化的な差異の受け入れの程度は相当低い。

第四に、国家レベルにおける移民統合や国民的結合を目的とした記憶の承認に関しては、右派政党も左派政党も大きな態度の差を見せていない。一般的に左派の方が移民に寛容で、ナショナリズムとは距離を置き、国民的結合を重視しないようなイメージがあるが、実際には本研究で取り上げた事例において、右派も左派も大差ない言説を有していた。国民議会における審議などを通じて、右派と左派の間で軽微な差があったことはすでに明らかにしたとおりで、アルジェリアの記憶の承認をめぐる課題のみならず移民政策に関しては右派・左派という棲み分け自体が機能しなくなっている。複数の政策領域において異なる提言を左派と右派の政党は行っているが、本研究が扱っているテーマにおいては、右派および左派の既成政党は共和国モデルの理念を共有しているため、大きな差が観察されなかったと思われる。

第五に、国家レベルであっても、自治体レベルであっても、記憶の公的な承認は時には歴史修正主義、すなわち、史実の無視・捏造につながる場合がある。史実を無視した例としては本研究で取り上げた CDDFA が挙げられる。引揚者の記憶だけを取り上げており、そのほかの立場の人たちの視点を取り入れていないため、植民地支配や独立戦争に関する重要な史実を無視している、もしくは都合よく解釈している。一方で、捏造としては、ある集団の記憶を承認すると標榜しながらも、実際には、記憶を捻じ曲げている事例が挙げられる。本研究で扱った帰還者法の制定過程で見られたハルキに関する言及がこれにあたる。しかも、こうした史実の無視や捏造が政策につながることは、単なる一市民による歴史修正主義的な主張とは異なり、権力が当事者を傷つけ得る。

第六に、政府と自治体の政策における乖離が指摘できる。つまり、ペルピニャン市とロマ共同体の関係のように、共同体の権利要求や閉鎖的様態に政府が批判的であるにもかかわらず、自治体はそういった共同体の実態を受け入れる場合がある。

最後に、本研究は市民団体の多様な役割に目を向けてきた。アルジェリア独立戦争の元戦闘員の団体、移民統合に関わる団体、引揚者団体、研究者集団、人権保護団体などと規模も目的も異なる市民団体が、アルジェリアの記憶の承認をめぐる重要なアクターであることを本研究では明らかにしてきた。多様な市民団体は、アルジェリアの記憶の承認が実現する過程で多様な役割を担っている。政策決定者に影響力を行使し具体的な政策に結びつける、政府に意見を求められる、公的機関に異議申し立てを行うなどと市民団体の活動は多岐にわたる。また、本研究で見てきてとおり、それらの活動は実を結ぶ場合もあれば、失敗に終わる場合もある。ここで、成敗を決める要因を分析することはしないが、アルジェリアの記憶の承認という狭い政策領域においても市民団体が多様な役割を担い、存在感を示している点は、この政策領域を政治家や官僚のみが支配しているのではないことを如実に表している。

以上、七点の指摘を本研究から引き出せた。だが、本研究を結ぶに当たり、フランスの

国内政治にとどまらず、問題意識に戻ってさらに一步踏み込む必要があるだろう。そのために、次節で本研究が積み残した研究課題を明らかにしたのちに、第 4 節ではアルジェリアの植民地支配および独立戦争をめぐる責任と和解について考えていく。

第3節 今後の研究課題

本研究で、フランス政府がアルジェリアに関わる記憶を移民統合および国民的結合の促進のために承認したことが分かった。一方で、ペルピニャン市はアルジェリアに関わる記憶の承認を、引揚者団体の権利要求や閉鎖的様態に応える形で実現した。以上が本研究で明らかになったが、取り上げられなかった点があり、今後の研究課題としたい。

とりわけ、フランスのコミュノタリズムに関わる分析を本研究では充分に行うことができなかった。第 2 章および第 5 章で、国民的結合と移民統合とコムユノタリズムの関係を明らかにした。移民をはじめとするマイノリティの権利要求や閉鎖的様態が国民的結合にとって脅威を成しており、脅威をなくすために統合という手段が必要とされた、と論じた。さらに第 5 章では、同じような共同体が起こす現象が観察できても、コムユノタリズムだと批判される場合もあれば、そうした批判が見られない場合もあり、コムユノタリズムは政治的言説の中で政治家らが恣意的に使用する概念であることを明らかにした。だが、翻訳が困難な *communautarisme* という語は、さらなる考察を必要とする。平等という憲法上の原則に則して誕生した概念である一方で、実際には平等原則に反している可能性が指摘できる。すなわち、マイノリティの主張や社会参加を排除するための極めて特殊な言説を為しておりフランス政治を理解する上で、その言説の生成および再生産過程や、マイノリティ排除およびマジョリティの特権化における機能をさらに分析するべきであろう。

コムユノタリズムの研究は現代のフランス政治を理解する上で重要性が高い。フランスの移民統合政策が同化政策に近く、内務大臣を務めたパスクワが「共和主義的同化」の必要性を訴えた点はすでに第 2 章で取り上げたが、近年でも同化の必要性を訴える政治家は少なくない。2015 年には社会党所属の首相のマニュエル・ヴァルス (Manuel Valls) も「我々の〔移民政策〕モデルは極めて同化主義的」と指摘し、こうした移民政策モデルを肯定している¹。対立する UMP のサルコジはより急進的な立場に立ち、同じく 2015 年に、「統合」ではなく「同化」を進めなければならないと主張した²。同化はマイノリティの権利要求や閉鎖的様態の真逆の現象であり、コムユノタリズムの研究は、現代フランスの移民受け入れ政策の理解を深めるために必要といえる。

加えて、コムユノタリズムに関わる言説の分析は、フランスという文脈の特殊性を超え

¹ Valls, Manuel, « Naturalisation, citoyenneté : ce qui doit rassembler les Français. », <https://www.facebook.com/manuelvalls/posts/943675525712792>, consulté le 15 novembre 2016.

² *Le Huffington Post*, « Nicolas Sarkozy ne veut plus entendre parler d'"intégration" et annonce une journée de travail sur l'islam à l'UMP », <http://www.huffingtonpost.fr/2015/02/07/nicolas-sarkozy-ne-veut-plus-entendre-parler-d-integration-et/>, consulté le 15 novembre 2016.

て、マイノリティを排除する言説がどのように機能するのか、というより普遍的な問いに示唆を与えるものとなるだろう。したがって、本研究の前提となっているフランスにおけるコミュニタリズムの言説を今後の研究課題としたい。

第4節 責任と和解

本節では、責任と和解の観点から本研究が何を明らかにしたのかをまとめる。

本研究ではとりわけフランス政府、フランス軍、そしてフランス市民の責任に注目してきた。加害国側の態度の考察に終始したため、アルジェリア人独立派の間の抗争や、FLNが行った残虐行為などは研究対象外とした。考察してきた記憶の承認の事例では、フランス側の責任が軽視されていることが分かった。本研究では、責任とは何か、というあまりにも大きな問いに答えることは避けた。ただし、事例分析の中でフランス政府や自治体がフランス側の責任を認めることに、控えめにいっても、消極的だったことは明らかになった。具体的にどういったアクターがどのような行為を行い、その行為が他のアクターにどういった悪影響を及ぼしたのかをフランスの政府や立法府が明確にしてこなかったことはその証左であろう。

こうした責任を回避する形の記憶の承認は被害者と加害者の間の和解を妨げている。ここでは和解を、被害者を生んだ国家を主体とする政策や行動をめぐる当事者間の感情的対立の解消およびそれに伴う相互の理解、尊重そして信頼としよう³。和解の意味に付け加えなければならないのは、和解は到達が難しく、長い過程を経て実現するのみならず、和解実現後は当事者たちの関係を維持する努力が必要である点だ。たとえば、補償をし、和解が一度実現しても、その後加害者が問題とされた行動を軽視する言動を取れば、和解は崩れる。なぜならば、和解の定義に含まれる相互の尊重と信頼に瑕がつくからである。したがって、和解実現後も和解の状態を維持するためには、とりわけ加害者側には不断の努力が求められる。しかしながら、アルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶がフランス政治の中でどのように承認されているのかを見てみると、和解の実現は遠く、時には当事者の関係を悪くしていることが分かる。たとえば、第3章で見たように、場合によっては二国間関係の悪化につながる。

だが、和解とは必ずしも外交上の和解に限定されず、一国内に住む人々の中の和解や、国家と個人もしくは集団の中の和解、そして国境を超えた複数の社会の和解でもある。アルジェリアの植民地支配と独立戦争においてとりわけフランス政府やフランス軍の責任が重いため、外交上の努力、すなわち補償や謝罪などをフランス政府にアルジェリア政府が要求する態度は当然といえる。一方で、本研究で取り上げてきたハルキ、引揚者、アルジ

³ 以下の文献を参考にした。

小菅信子『戦後和解』中央公論新社、2005年、3頁。

Gibson, James. "Does truth lead to reconciliation? Testing the causal assumptions of the South African Truth and Reconciliation Process", *American Journal of Political Science*, vol.48, no.2, 2004, p.202.

エリア人、元戦闘員などの当事者や彼女ら・彼らを代表する団体、そしてフランス社会全体とアルジェリア社会全体が 1830 年から 1962 年までの過去に対し批判的なまなざしを向け、互いの被害／加害を認めることが二国間関係を越えた和解の実現に必要な。

具体的にどのように和解を実現したらよいのだろうか。一朝一夕で実現はできずとも、多様なレベルでアクターが働きかけることは可能だ。関係しているアクターが多いため和解の方法や具体的に利用し得るチャンネルは多い。フランス政府やフランス軍が引き起こした被害、たとえばアルジェリアの先住民に対する市民権付与の実質的拒否や独立戦争時の独立派に対する拷問などに関しては外交を通じた和解が可能であろう。つまり、両国の政府間の協議、そしてその結果としての具体的な謝罪や原状回復が和解への手立てとなる。だが、アルジェリアの植民地支配と独立戦争に伴い必要とされる和解は二国間の外交ルートだけでは実現し得ない。とりわけ、教育に寄せられる期待は大きい。1980 年代以降、徐々にアルジェリア独立戦争に関わる内容がフランスの教科書に載り、高等学校卒業認定試験のバカロレアでも実験的に出題されるようになった⁴。ただし、アルジェリア独立戦争の歴史を教えることの難しさを多くの高等学校教諭が感じる一方で、フランス軍の行動に関する記述に疑問を呈する国民議会議員もいた。さらに、この時代に植民地支配に関する記述が学習指導要領にあっても、教育省の意向によって先住民よりも文明化の使命に関する知識を教える方向性がとられるようになったこともあり、1980 年代の学校教育がアルジェリアの植民地支配や独立戦争に関する理解を若年層の間で深めるものとなったとは言い難い。だが、この頃から、学校教育制度、教育省の意向、記憶の承認を求める運動、そして、学術的知見により、植民地支配や脱植民地化に関する事項が増えていったことも確かだ。さらに、上記のとおり当事者が多い上に、当事者は両国の間で盛んに移動している。ゆえに、各国内における和解を促進する政策の必要性に加えて、国境を越えた外交以外のチャンネルを活用した取り組みも重要だ。市民間の交流を通じて相互理解の促進を目指し、和解に近づくことは可能であろう。教育に加え、国境を超えた交流の中で人々が史実を知ることが、和解の実現への一歩となろう⁵。また、アルジェリアに出自を持ったり、アルジェリアの植民地支配や独立戦争に何らかの形で関わったりした者が決して少なくない点はずでに序章で述べたとおりだ。すなわち、アルジェリアの植民地支配と独立戦争において対立した立場にあった当事者やその子孫が多くフランス社会で共存していることになる。こうした点を踏まえると、フランス国内で、アルジェリアの植民地支配と独立戦争について社会的に広く理解が深まるのが当時の当事者やその子孫の共存には不可欠であろう。

⁴ De Cock, Laurence. « Un siècle d'enseignement du « fait colonial » dans le secondaire de 1902 à nos jours », *Histoire@Politique*, no.18, 2012, pp.179-198.

⁵ ギブソンによれば、史実を知ることが和解を妨げはしない。南アフリカのアパルトヘイトに関する史実と和解の関係に関する研究であり、史実を知ることが和解をもたらす、という因果関係は必ずしも確立できないものの、史実を知ることが和解を妨げないと結論付けている。

Gibson, James. *op. cit.*, pp.201-217.

そのためには、適切な学校教育や歴史研究が必要だが、他にも小説や映画などの文芸作品やテレビ、雑誌、新聞といった媒体における偏見の排除、および、その裏返しといえる多様な立場の尊重が重要である。こうした取り組みがない限り、それぞれの当事者やその子孫はフランス社会で安心して生活を送ることはできないだろう。

一方で、アルジェリア社会の変容も和解に必要な。アルジェリアに住むフランス人の人数は分からないが、人口約 4000 万人のうちヨーロッパ系が 1%未満しかいないアルジェリア社会⁶、200 万人以上がアルジェリアに出自を持つ者が多いフランス社会⁷は大きく異なる。だが、アルジェリア社会における変容は不要とはならないだろう。とりわけ、ハルキに対する認識の変化は必要かと思われる。ハルキが必ずしもフランスに対する忠誠や愛国心によりフランス軍と共に戦ったのではないことは第 3 章ですでに述べたとおりだ。ところが、ハルキがフランスに対する愛国心から独立派と戦ったという見方はフランスのみならず、アルジェリアでも一般的だ。たとえば、ハルキに関するピエール・ドーム (Pierre Daum) の本、『最後のタブー——1962 年以降もアルジェリアに留まった「ハルキ」たち』⁸がアルジェリアで出版された際に、フランス語で発行されているアルジェリアの独立系新聞の『エルワタン (*El Watan*)』には、「コラボ (collabo)」⁹だったハルキを「被害者」として描いている点を批判する記事が載った¹⁰。つまり、ハルキを裏切り者とする考えはまだアルジェリアである程度共有されているといえるだろう。史実と異なる認識が広く共有されていること自体問題であると同時に、こうした認識はフランスやアルジェリアに住むハルキやその子孫を深く傷つけるため、和解を遠ざけることになる。ただし、アルジェリア社会の問題は社会一般の誤った認識にとどまらず、政治体制にもある。すなわち、独立後から現在まで、影響力の上下はあるものの、FLN が一党独裁や一党優位な立場にある権威主義体制を築いてきたことは、植民地支配と独立戦争の記憶と無関係ではない。FLN は自らの正統性を、植民地支配への抵抗の経験と、独立の獲得に求めている。つまり、植民地支配と独立戦争の神話化が FLN に、統治するにあたり、正統な組織としての確固たる地位を与えた。神話化を教育などにより図っており、上記のような社会における認識を形成している。教育に注目すると、アルジェリアでは、教育省が、場合によっては高等教育研究省などと共同して単一教科書を作成し、これを学校教育で使用するようになってきている。ゆえに、政府の公式な見解に基づいた記述が教科書に反映される仕組みだ。歴史教科書の作成においては、

⁶ CIA, “The world factbook”, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ag.html>, 2016 年 7 月 19 日閲覧。

⁷ 2011 年時点における 60 歳未満の移民とその孫世代までを合算。

Tribalat, Michèle. « Une estimation des populations d’origine étrangère en France en 2011 », *Espace populations sociétés*, 2012, <http://eps.revues.org/6073>, consulté le 4 novembre 2016.

⁸ Daum, Pierre. *Le Dernier tabou : les "harkis" restés en Algérie après 1962*, Actes Sud, 2015.

⁹ フランス語で collabo はヴィシー政権下のナチス・ドイツ協力者を指すことが多く、この記事では、それを想起させる狙いを持ってこの表現を使用している。

¹⁰ *El Watan*, « Les harkis, une histoire de collaboration », http://www.elwatan.com/culture/les-harkis-histoire-d-une-collaboration-18-05-2016-321081_113.php, consulté le 19 juillet 2016.

退役ムジャーヒディーン省も参加している。そのため、ハルキに関しては、アルジェリアの裏切り者として教科書は紹介している¹¹。さらに、フランス軍とともに戦ったことを理由にした報復を恐れハルキの一部がフランスに渡ったことや、実際に報復の被害に遭ったハルキがいたことは教科書では一切触れていない。その他にも、FLN と対立した独立派に関する記述が欠けているなど、問題は少なくない。さらに、報道に対する規制は政権に対する批判を抑え込む効果を有しており、FLN によるこうした教育政策を国内で批判することは困難になっている¹²。したがって、和解に向けて、アルジェリア社会における認識が変化するには、政治体制自体が変容する必要がある。

以上、和解を実現するための手立てや利用できるチャンネルなどを検討してきた。本研究で見てきたとおり、フランスの多くの記憶の承認の事例は和解を妨げており、フランスとアルジェリアの現状を踏まえると、和解が実現する日が近いとは言い難い。

ただし、前進が全くないとはいえない。2005年2月27日には当時アルジェリア駐在フランス大使のユベール・コラン・ド・ヴェルディエール (Hubert Colin de Verdière) がセティフ (Sétif) で行われたフランスとアルジェリアの大学間協定の調印式で演説をし、前述したゲルマと同様にセティフで1945年5月8日に多くの先住民が殺された事件を「虐殺」と呼び、「弁解の余地がない悲劇」だと認めた¹³。フランスによる公式な虐殺の認定や謝罪がなかった中、フランス政府を代表する現役の大使による発言として、大いに注目を集めた。さらに、2012年に大統領のオランドは、アルジェリアを訪問した際に上下両院の議員を前に行った演説で、「植民地支配」がもたらした「苦痛」、セティフやゲルマの「虐殺」、独立戦争時の「拷問」に言及した¹⁴。また、2016年9月には、「ハルキの遺棄、アルジェリアにとどまった者の虐殺、そして、フランスに移送された者の非人道的な受け入れ条件におけるフランス政府の責任」を認めた¹⁵。

また、フランスに限った議論ではないが、EUのレベルでは、人種差別撤廃という枠の中

¹¹ Aït Saadi-Bouras, Lydia. « Les harkis dans les manuels scolaires algériens », *Les Temps Modernes*, no.666, 2011, pp.197-210.

¹² 国境なき記者団の2016年のランキングで、アルジェリアの報道の自由は181ヶ国中、129位だった。毎年調査対象の母数は若干変わるが、公表されている2002年以降、アルジェリアはほぼ毎年下位3割の位置にある。

Reporters Sans Frontières, « Algérie », <https://rsf.org/fr/algerie>, consulté le 9 février 2017.

¹³ *Al Huffington Post*, « Hubert Colin de Verdière le premier officiel français à désigner les massacres du 8 mai 1945 par leur nom », http://www.huffpostmaghreb.com/2015/05/08/hubert-colin-de-verdiere-le-premier-officiel-francais-a-parler-des-massacres-du-8-mai-1945_n_7240866.html, consulté le 20 juillet 2016.

¹⁴ Vie Publique, « Déclaration de M. François Hollande, Président de la République, sur les relations franco-algériennes, à Alger le 20 décembre 2012. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/127002438.html>, consulté le 20 juillet 2016.

¹⁵ *Le Monde*, « Hollande reconnaît « les responsabilités des gouvernements français dans l'abandon des harkis » », http://abonnes.lemonde.fr/politique/article/2016/09/25/francois-hollande-reconnait-la-responsabilite-des-gouvernements-francais-dans-l-abandon-des-harkis_5003061_823448.html?xtmc=harkis&xtcr=9, consulté le 25 octobre 2016.

で、公然と過去を否定・過小評価する行為を禁止する動きも見られる。とりわけ、1996年7月15日に欧州理事会が採択した「人種主義および排外主義に抗する行動」というジョイント・アクションは人種差別的な意図を持った、国際軍事裁判所憲章第6条が定めた犯罪の否定などを罰するよう加盟国に要求している¹⁶。この取り組みを強化するために、2008年には欧州理事会が新たに枠組み決定を採択し、加盟国間の刑法を調整し、より効果的に差別撤廃を進めていこうとした¹⁷。こうした決定から、ジェノサイド、人道に対する罪や戦争犯罪を否定あるいは軽視する言動は、その被害者集団に対する差別であり、そうした差別的言動は取り締まるべきだ、というEUの見解が見て取れる。ただし、植民地支配に関してはこうした取り組みは適用されないため、今後適用範囲が広がることに期待したい。

学術的な活動に目を向けると、多様な出自の研究者がアルジェリアの植民地支配と独立戦争に関する研究を行っている¹⁸。さらに、アルジェリアやフランスの植民地支配に留まらないが、歴史研究の分野では国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, UNESCO) による『アフリカの歴史』の編纂も挙げられる。1964年から出版の構想は始まり、1980年から1999年までの間に8巻の歴史書が世に送り出された¹⁹。このプロジェクトの特徴は多くのアフリカ出身者が執筆している点と、宗主国の視点ではなく、アフリカの視点から歴史を書いている点であろう。後者の特徴は、植民地支配以前の歴史の重視と奴隷貿易・奴隷制および植民地支配がもたらした問題の指摘に現れている²⁰。自らの歴史を自ら書く、という活動が過去の新たな捉え方を可能にしている。こうした学術的な取り組みは、被支配の立場に置かれていた者が、自らの過去を自ら書き、尊厳を回復することにつながると同時に、上で述べたような教育への効果も期待される。こうした活動は和解への重要な蓄積となるため、UNESCOのような国際機関が携わることは歓迎するべきだろう。

第5節 反悔悛言説に抗する

和解に向けた前進は存在するものの、和解への道のりをより一層険しいものにしていく一つの要素として、反悔悛言説 (discours anti-repentance) と呼べるものがある。フランスで

¹⁶ 96/443/JHA: Joint Action of 15 July 1996 adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, concerning action to combat racism and xenophobia

¹⁷ Council Framework Decision 2008/913/JHA of 28 November 2008 on combating certain forms and expressions of racism and xenophobia by means of criminal law

¹⁸ たとえば、2015年には『アルジェリア戦争を再検討する—新たな世代、新たなまなざし—』(原題) という共著が出ている。

Kadri, Aïssa et Moula Bouaziz et Tramor Quemeneur. *La guerre d'Algérie revisitée : nouvelles générations, nouveaux regards*, Karthala, 2015.

¹⁹ UNESCO, 'General History of Africa', <http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/general-history-of-africa/>, accessed January 30th, 2017.

²⁰ Maurel, Chloé. « L'histoire générale de l'Afrique de l'Unesco. Un projet de coopération intellectuelle transnationale d'esprit afro-centré (1964-1999) », *Cahiers d'études africaines*, no.215, 2014.

は多くの政治家、そして一部の研究者が、アルジェリアやその他の地域の植民地支配に対し、悔悛 (repentance)、すなわち植民地支配がもたらした被害やフランス政府や軍の責任の認定やその先にある謝罪などを否定的に捉えている。こうした言説はとりわけフランスのメディアで支配的だとストラは指摘している²¹。

反悔悛言説を展開する者は少なくない。たとえば、歴史と歴史教育を専門とするディミトリ・カザリ (Dimitri Casali) はインタビューで次のように発言している。

フランス人は独自性を好んでいるようです。我々は世界で唯一、悔悛の文化を過激に展開しています。フランスの国会は記憶関連法、とりわけ奴隷貿易に関するものを制定した唯一の議会であり、これは我々の国民的意識の中にある自虐を露わにしています。(中略) 植民地時代を当時の文脈の中で検討しなければなりません。ヨーロッパの大国 (ポルトガル、オランダ、イギリス、ドイツ、イタリアなど) はいずれも植民地を持ちましたし、どの大きな文明も膨張主義的な時代を経験しました。しかしながら、我々だけが唯一罪悪感を抱く戦略をとっています。その結果、フランスは自らの歴史と文化にさいなまれているといえます。我が国が世界で最も多くの観光客 (年間 8000 万人) を集めていることを考えるとあきれしかありません。私たちの歴史は誇りを持てるものなのに、そのような自明のことを外国人に教えてもらっているのです。この矛盾はフランス人が自らの過去と有する情緒的な関係によって説明できます。過去を賛美するか告発するかのいずれかしかなく、今日観察できるとおり、客観性が入り込む余地はありません。²²

カザリは、奴隷貿易や植民地支配を問いなおすことはフランス特有であるとした上で、悔悛せずに、フランス人は自らの過去に誇りを持つべきだと主張している。こうした発言には次の二つの指摘ができる。第一に、自国による過去の行為を問いなおす動きはフランス特有ではなく、植民地を持ったオランダやドイツ、日本などにも存在する。もちろん程度や過去を問いなおすアクターの違いはあり、オランダ、ドイツ、日本による過去の問いなおしが充分か、適切かは別の問題となるが、いずれにせよ自国による過去の行為を再検討する必要性を唱える者はフランス以外にも多い。第二にカザリは、過去を賛美するか告発するかの二択となっており、客観的な分析ができない状態を問題視しているが、カザリの発言は明らかに過去を賛美する立場をとっており、客観性を帯びていない。つまり、カザリは自身が問題視している状況を再生産しているといえる。

²¹ *L'Expression, le quotidien*, « Le discours de l'anti-repentance est dominant », <http://www.lexpressiondz.com/actualite/51561-%C2%ABle-discours-de-l%E2%80%99anti-repentance-est-dominant%C2%BB.html>, consulté le 22 juillet 2016.

²² *Atlantico*, « La repentance : ce grand mal français », <http://www.atlantico.fr/decryptage/repentance-grand-mal-francais-dimitri-casali-533215.html>, consulté le 20 juillet 2016.

こうした見解は政治家の中でも見られる。2007年のサルコジの演説が良い例だ。当時内務大臣で、大統領選挙に立候補していたサルコジは、引揚者が多く住むトゥーロンで、「〔地中海に向けた夢は〕侵略の夢というよりも、文明の夢だった」としながらも、植民地支配下に「多くの犯罪と不正義」があったことを認めたとうえで、アフリカ、とりわけアルジェリアの植民地支配について次のように語っている。

南へと向かった者たちは極悪人や搾取者ではありませんでした。多くの者は道路、橋、学校、病院を作るためにエネルギーを費やしました。多くの者はかつて誰も耕すことがなかった小さく、難しい土地を懸命に耕しました。多くの者は人を治療するため、教育するために移動したのです。今日、我々が共有する価値により植民地支配を非難することはできます。しかし、信じていた文明の理想のために仕えようと良心を持っていた善良な男性と女性たちに私たちは敬意を払うべきです。子供を育てるために誰のことも搾取せず、自らの力で生活費を稼ごうと苦勞し、努力により平和に暮らす権利を獲得した土地、現地住民と兄弟愛の絆によってつながっており、愛していた土地から追放され、すべてを失った数千人の男性と女性たちに敬意を払わなければなりません。／私は、歴史を作り直し、どういった状況で生活し、何を感じていたのかに目を向けずに、過去の者を裁く悔悛の信者らに言いたいのです。／あなた方はどんな資格を持って彼らを裁いているのですか。／どんな資格を持って、あなた方の想像の中でしか存在しない父親たちの過ちを息子たちに悔悛させようとしているのですか。(中略) フランスに希望を抱きフランスに来たアルジェリア人、モロッコ人、チュニジア人、我々の旧植民地の国民に対し、私はフランスが手を差し伸べ、兄弟のように迎え入れ、悔悛を見せるのではなく、理解と敬意を示すことを望みます。(中略) 過去や昔の古い憎しみを幾度となく蒸し返す地中海の人々には、未来へと目を向けるときが来た、と言いたいのです。²³

大統領選挙を目前に控え、有権者の中に多くの引揚者がいるトゥーロンでこうした内容になったことには驚かない一方で、この演説は典型的な反悔悛言説の例だともいえる。すなわち、植民地時代に多くの過ちがあったことを認めつつも、当時の状況や価値観は今日のものとは異なり、今日の価値観で断罪するべきではないという言説だ。さらに、サルコジは明確に植民地支配を肯定している。この肯定の仕方は、以下の四つの特徴を持っている。第一に、植民地支配を肯定する理由を「文明」に求めている。植民地時代にあった言説を再生産しているともいえる。第二に、「不正義」があったことを認めているにもかかわらず、

²³ Vie Publique, « Déclaration de M. Nicolas Sarkozy, ministre de l'intérieur et de l'aménagement du territoire, président de l'UMP et candidat à l'élection présidentielle, sur son souhait de voir se réunifier l'espace méditerranéen pour le remettre au cœur de la civilisation occidentale et de la mondialisation, Toulon le 7 février 2007. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/073000533.html>, consulté le 2 décembre 2012.

入植者らは「誰のことも搾取」しなかったという前提に立っている。だが、この前提は誤っている。土地を先住民から奪取した事実は搾取の一種といえるはずである。また、法制度的に第5章第1節で論じたとおり、入植者は特権的な立場にあった。こうした点は、搾取がなかった、という発言を反証している。第三に、当時の文脈をサルコジは重視しており、現在の者が、過去の者の行為を批判することが不適切だとする立場を見せている。この点はカザリとも共通している。だが、過去に生じた不正義を普遍的な価値に基づき批判することは可能であるし、過去の不正義を繰り返さないために、問題を指摘することは現代において重要な作業であろう。しかも、旧植民地からフランスに移動してきた人々に植民地支配を肯定する者たちが「理解と敬意」を示しても、移動してきた人々には納得しない者も多いだろう。すなわち、過去の問いなおしと問題点の指摘は、相互の理解と敬意に必要な作業だ。第四に、「悔悛の信者」が親などの上の世代が行ったことに関して若い世代に悔悛させようとしている点を問題視している。もし、そのとおりならば、個人よりも家族や血縁を重視し、先祖による過去の過ちを人間は代々背負わなくてはならない、という主張を彼の「信者」たちが持っていることになる。そうした主張に本研究はまったく与しない。しかしながら、過去の行為を現代において告発し、旧植民地が旧宗主国に補償や謝罪を求めることは妥当だ。なぜならば、序章でも述べたとおり国家は長期的に存続する単位であり、植民地支配に伴い暴力を働いた責任は存続する限り加害国に帰属するといえるからだ。また、植民地時代を知らない旧宗主国の若い世代の人々は、当時の植民地支配に伴う暴力に対する直接的な責任を負わないが、同じような暴力が再度生じないように政治に参加する責任はある。そのためには、若い世代が過去を理解し、史実を否定もしくは隠蔽しようとする勢力が影響力を持たないようにしなければならない。

第6節 フランスとアルジェリアの問題を超えて

本研究では、フランスによるアルジェリアの植民地支配とそれが引き起こした独立戦争に関わる記憶が現代のフランス政治においてどのように、そしてなぜ承認されたのかに注目してきたが、フランスやアルジェリアの事例を超えて、この研究はより大きな問題を提起している。すなわち、国家による政策や行動における被害者と加害者が過去を乗り越え、隣人として共生していくために、どのような手立てがあるのか、という問題だ。フランスによる植民地支配の例で引き続き考えると、アルジェリアに限らない旧植民地や現在でもフランスの領土となっている海外県・海外領土とフランス政府の問題が挙げられる。海外領土であるニューカレドニアの独立運動は1980年代の終わりに激しくなり、1998年のヌメア協定 (accord de Nouméa) において段階的に自治を認めていくことが決定した。その後、自治が進むも、独立に向けての動きは続いている²⁴。ポリネシアも自治が1996年から認められているが、シラク政権下で核実験の場として利用された。さらに、フランスは21世紀

²⁴ Ministère des Outre-Mer, « Nouvelle-Calédonie - Présentation », <http://www.outre-mer.gouv.fr/?presentation-nouvelle-caledonie.html>, consulté le 27 juillet 2016.

に入っても、旧植民地において影響力を持っており、たとえば、2012年のオランダ政権誕生後にはかつて植民地だったマリや中央アフリカで武力介入を行っている。他にもフランスと旧植民地や、フランスの中央と海外県・海外領土の関係をめぐる課題は枚挙にいとまがない。こうした点を踏まえると、フランスによる植民地支配は現在でも広く影響を及ぼしており、植民地支配における加害者と被害者の複雑な関係が垣間見られる。

もちろん、植民地支配はフランス帝国の問題にとどまらない。イギリス、日本、オランダ、ドイツ、ベルギーなどは植民地支配の過去を持っており、それぞれの国において植民地支配の時代から継続して存在する差別の問題や、当時の被害者が声を上げる事例などが見受けられる。こうした現代における植民地支配を源流とした諸問題は、本研究が取り上げてきた記憶の承認と直結している。つまり、どのような植民地支配の記憶をどのように承認するのかは、植民地支配下で生じた被害を継続もし得るし、克服もし得る。

さらに、本研究は植民地支配に限らず、戦争犯罪、人道に対する罪やジェノサイドなど、広く深く人々を身体的に、精神的に、社会的に傷つけた事象をどう社会が記憶していけばよいのかを考える一助となろう。本研究はフランスに特有な移民統合や国民的結合を軸に検討してきたが、より一般的な命題を引き出すこともできる。まず、被害者を生んだ政策や行動の主体である国家が記憶を承認すること自体に限界がある点が指摘できる。加害国が、被害があったという記憶を承認することは和解への一歩であり、極めて重要だ。そうした記憶の承認には和解への期待が高まる一方で、多くの場合、加害国が被害を完全に認めることはまれだ。しかも、上記のとおり、記憶は政治的な意図を持って利用される対象であるため、和解や被害の克服のために記憶が承認されるとは限らない。次に、記憶の承認を求める市民団体は重大な影響力を持ち得るが、問題となっている過去において当事者が多い場合、当事者間で影響力の差が生じる。すなわち、本研究で見たようにハルキの声は国家や自治体に届きにくい、元戦闘員や引揚者団体はそれなりに主張を国家レベルもしくは自治体レベルの政策に反映させることに成功している。組織の規模や、当事者による議席の獲得の有無など、いくつかの要因がこうした差を招いていると推測できる。最後に、植民地支配やジェノサイドなどといった政策や行動の終了後も、被害国、被害者集団あるいは被害者個人に重大な影響を与える。それは、国、集団、そして個人のアイデンティティの変容として現れる。さらには、被害を都合良く神話化し、都合の悪い事実を無視し、犠牲となった者を英雄視し、強権的な権力を正統化しようとする被害国における勢力の出現もあり得る。つまり、被害者側にも政治的に被害の記憶を利用、場合によっては悪用する場合がある。この指摘は、被害者が被害を誇張する場合があるため、彼女ら・彼らの声を聴くべきではないとする主張とはまったく異なる。たとえば、アルジェリア政府の場合、既述のような問題を抱えた政権であることは認めるが、フランスによる植民地支配に伴う暴力や独立戦争下の拷問や取り締まりに対するその主張には首肯する立場を本研究は取っている。一方で、アルジェリア政府が国内で1830年から1962年の時代を神話化し、政権に不都合な事実を隠蔽する行為には、先述の和解の観点から反対する。したがって、

記憶をどう承認しているのかを検討する場合には、被害者側の承認の行為にも批判的な目を向ける必要がある。

フランスとアルジェリアの問題を超えた、国家による被害者を生む政策や行動に関わる普遍的な課題を以上で挙げてきた。本研究が個別の研究対象に対する理解を深めると同時に、個別の研究対象を超えて、記憶をどう承認すれば被害者と加害者が共生できる和解へとつながるのか、という現代の重大な課題に対し、答えを導く一助となれば幸いである。

文献一覧

【一次文献】

英語・仏語文献

- Accoyer, Bernard. *Rapport fait en application de l'article 145 du Règlement au nom de la mission d'information sur les questions mémorielles*, 2008.
- Assemblée Nationale, <http://www.assemblee-nationale.fr/>
- Assemblée Nationale. *Les gouvernements et les assemblées parlementaires sous la V^e République*, 2004.
- Assemblée Populaire Nationale, *Résolution du Bureau de l'APN suite au vote par l'Assemblée Nationale française rejetant la proposition de loi qui lui a été soumise visant à abroger l'article 04 de la loi française no.2005-158*, 2005.
- Avec le Président Chirac, <http://www.jacqueschirac-asso.fr/>
- Bernard, Philippe. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003.
- Blanc-Chaléard, Marie-Claude. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juin 2003.
- Cachin, Françoise. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003.
- Le Cercle Algérieniste, <http://www.cerclealgerianiste.fr/>
- CIA, <https://www.cia.gov/>
- Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration, <http://www.histoire-immigration.fr/>
- Conseil constitutionnel, <http://www.conseil-constitutionnel.fr/>
- Conseil des ministres du 10 mars 2004 : Reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés.
- Dewitte, Philippe. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003.
- Diefenbacher, Michel. *Parachever l'effort de la solidarité nationale envers les rapatriés : promouvoir l'œuvre collective de la France Outre-Mer*, 2003.
- La Documentation Française, <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/>
- El Yazami, Driss et Rémy Schwartz. *Rapport pour la création d'un Centre national de l'histoire et des cultures de l'immigration*, 2001.
- Facebook, <https://www.facebook.com/>
- FNACA, <http://www.fnaca.org/>
- Front National, <http://www.frontnational.com/>
- Green, Nancy. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003.
- Haut Conseil à l'Intégration, <http://www.hci.gouv.fr/>
- Haut Conseil à l'Intégration. *Pour un modèle français d'intégration : premier rapport annuel*, 1991.
- Haut Conseil à l'Intégration. *Conditions juridiques et culturelles de l'intégration*, 1992.
- Haut Conseil à l'Intégration. *Lutte contre les discriminations : faire respecter le principe d'égalité*,

1998.

Haut Conseil à l'Intégration. *Le contrat et l'intégration*, 2003.

Haut Conseil à l'Intégration. *Bilan de la politique d'intégration 2002-2005*, 2005.

Haut Conseil à l'Intégration. *1990-2010 : 20 ans au service de l'intégration*, 2010.

INA, <http://www.ina.fr/>

Les Indigènes de la République, <http://indigenes-republique.fr/>

INSEE, <http://www.insee.fr/>

International Crimes Database, <http://www.internationalcrimesdatabase.org/>

Journal Officiel de la République Française (JORF)

Kert, Christian. *Rapport no.1660 fait au nom de la commission des affaires culturelles, familiales et sociales déposé le 8 juin 2004*, 2004.

Légifrance, <https://www.legifrance.gouv.fr/>

Lesbros, Marcel. *Rapport no.499 (1998-1999) fait au nom de la commission des affaires sociales, déposé le 29 septembre 1999*, 1999.

Liberté pour l'histoire. <http://www.lph-asso.fr/>

Ligue des Droits de l'Homme de Toulon, <http://ldh-toulon.net/>

Mairie de Perpignan, <http://www.mairie-perpignan.fr/>

Musée Dauphinois, <http://www.musee-dauphinois.fr/>

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2007*, 2007.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2008*, 2008.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2009*, 2009.

Mairie de Perpignan, *Séance Publique du Conseil Municipal en date 26 mars 2009*, 2009.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2010*, 2010.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2011*, 2011.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2012*, 2012.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2013*, 2013.

Mairie de Perpignan, *Liste des subventions 2014*, 2014.

Ministère des Outre-Mer, <http://www.outre-mer.gouv.fr/>

MRAP, <http://mrapp.fr/>

Musée du Quai Branly, <http://www.quaibrantly.fr/>

Néri, Alain. *Rapport fait au nom de la commission des affaires culturelles, familiales et sociales sur les propositions de loi : (no 1293) de M. Jacques Floch, relative à la substitution de l'expression « aux opérations effectives en Afrique du Nord » par l'expression « guerre d'Algérie et aux opérations effectuées en Afrique du Nord », (no 1392) de M. Maxime Gremetz relative à la reconnaissance de l'état de guerre en Algérie et aux combats en Tunisie et au Maroc, (no 1558) de M. Georges Colombier tendant à la reconnaissance de*

l'état de guerre en Algérie, 1999.

Office national des anciens combattants et victimes de la guerre, <http://www.onac-vg.fr/>

Palais de la Porte Dorée, <http://www.palais-portedoree.fr/>

Pouillot, Henri, <http://www.henri-pouillot.fr/>

Reporters Sans Frontières, <https://rsf.org/fr/algerie>

Raffarin, Jean-Pierre. *Lettre de mission du Premier Ministre à Jacques Toubon*, 10 mars 2003.

Randau, Robert. *Les Algérianistes*, E. Sansot, 1911.

Savarese, Eric. *Rapport de recherche sur le projet de réalisation, à Perpignan, d'un site public de documentation et d'exposition sur l'Algérie : en finir avec les guerres de mémoires algériennes en France ?*, 2007.

Sénat, <http://www.senat.fr/>

Toubon, Jacques. *Mission de préfiguration du centre de ressources et de mémoires de l'immigration*, 2004.

UN document, *Rapport de la Conférence régionale pour l'Afrique*, A/CONF.189/PC.2/8, 27 March 2001.

UN document, *Documents finals de la Conférence européenne contre le racisme*, A/CONF.189/PC.2/6, 30 March 2001.

UN document, *Report of the Asian Preparatory Meeting*, A/CONF.189/PC.2/9, 10 April 2001.

UN document, *Report of the World Conference against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance*, A/CONF.189/12, 31 August - 8 September 2001.

UNESCO, <http://www.unesco.org/>

Vie Publique, <http://www.vie-publique.fr/>

日本語文献

在日フランス大使館, <http://www.ambafrance-jp.org/>

【新聞・雑誌・テレビ局】

Agence France Presse

L'Algérianiste, bulletin d'idées et d'information

L'Ancien d'Algérie

Atlantico

L'Express

L'Expression, le quotidien

Le Figaro

Francetvinfo

Al Huffington Post

Le Huffington Post
L'Humanité
Libération
Mediapart
Le Monde
El Moudjahid
The Namibian
L'Obs et Le Nouvel Observateur
Le Parisien
Sud Ouest
Var-Matin
El Watan

【二次文献】

外国語文献

- Aït-Mimoune, Ourida et Seïdh Chalah, « L'enseignement de la langue « tamazight/ berbère » (en Algérie : de 1995 à 2011) et ses effets/conséquences sur l'insécurité linguistique des apprenants », *Ela. Études de linguistique appliquée*, no.175, 2014.
- Aït Saadi-Bouras, Lydia. « Les harkis dans les manuels scolaires algériens », *Les Temps Modernes*, no.666, 2011.
- Aussasresses, Paul. *Services spéciaux Algérie 1955-1957 : Mon témoignage sur la torture*, Perrin, 2001.
- Baillet, Pierre. « L'intégration des rapatriés d'Algérie en France », *Population*, 30^e année, no.2, 1975.
- Bancel, Nicolas et Pascal Blanchard et Françoise Vergès. *La République coloniale*, Albin Michel, 2003. (平野千果子・菊池恵介訳『植民地共和国フランス』岩波書店、2011年。)
- Benbassa, Esther ed. *Dictionnaire des racismes, de l'exclusion et des discriminations*, Larousse, 2010.
- Bertand, Romain. « Les sciences sociales et le « moment colonial » : de la problématique de la domination coloniale à celle de l'hégémonie impériale », *Questions de Recherche*, no.18, 2006.
- Bertrand, Romain. « Propos de bois, paroles de pierre : la controverse autour du « fait colonial » », *Vacarme*, no.38, 2007.
- Branche, Raphaëlle. « FLN et OAS : deux terrorismes en guerre d'Algérie », *Revue Européenne d'Histoire / European Review of History*, vol.14, no.3, 2007.
- Brubaker, Rogers. 'The return of assimilation ? : Changing perspectives on immigration and its

- sequels in France, Germany and the United States', *Ethnic and Racial Studies*, 24(2), 2001.
 (佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記訳「同化への回帰か？—フランス、ドイツ、アメリカにおける移民をめぐる視座の変化とその帰結」『グローバル化する世界と「帰属の政治」』明石書店、2016年。)
- Chowdhry, Geeta and Sheila Nair, 'Introduction: Power in a postcolonial world: race, gender, and class in international relations', in Geeta Chowdhry and Sheila Nair, *Power, Postcolonialism and International Relations: Reading race, gender and class*, Routledge, 2004.
- Cohen, Anouk. « Quelles histoires pour un musée de l'immigration à Paris ! », *Ethnologie française*, vol.37, 2007.
- Comtat, Emmanuelle. *Les pieds-noirs et la politique : quarante ans après le retour*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 2009.
- Couto, Marie-Paule. « L'intégration socio-économique des pieds-noirs en France métropolitaine : le lien de citoyenneté à l'épreuve », *Revue européenne des migrations internationales*, vol.29, no.3, 2013.
- Daum, Pierre. *Le Dernier tabou : les "harkis" restés en Algérie après 1962*, Actes Sud, 2015.
- David, Franck. « Le président de la République, garant de la cohésion sociale », *Revue française de droit constitutionnel*, no.59, 2004.
- De Cock, Laurence. « Un siècle d'enseignement du « fait colonial » dans le secondaire de 1902 à nos jours », *Histoire@Politique*, no.18, 2012.
- Dixon, Carol Ann. 'Decolonising the museum : Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration', *Race & Class*, vol.53(4), 2012.
- Duclos, Jean-Claude. « De l'immigration au Musée dauphinois », *Hommes et migrations*, no.1297, 2012.
- Eldridge, Claire. 'Blurring the boundaries between perpetrators and victims: Pied-noir memories and the harki community', *Memory Studies*, vol.3(2), 2010.
- Eldridge, Claire. 'Returning to the "Return" : pied-noir Memories of 1962', *Revue européenne des migrations internationales*, vol.29, no.3, 2013.
- Enjelvin, Géraldine. « Entrée des Harkis dans l'histoire de France ? », *French Cultural Studies*, vol.15 (1), 2004.
- Enjelvin, Géraldine and Nada Korac-Kakabadse. 'France and the Memories of "Others": The Case of the Harkis', *History & Memory*, vol.24, no.1, 2012.
- Esclangon-Morin, Valérie. « Quel devoir de mémoire pour les rapatriés ? Réflexion sur la loi du 23/02/05 », *Confluences Méditerranée*, no.53, 2005.
- Fanon, Frantz. *Les damnés de la terre*, La Découverte, 2002. (鈴木道彦・浦野衣子訳『地に呪われたる者』みすず書房、2015年。)

- Fraisseix, Patrick. « Le droit mémoriel », *Revue française de droit constitutionnel*, no.67, 2006.
- Frangi, Marc. « Les « lois mémorielles » : de l'expression de la volonté générale au législateur historien », *Revue du droit public*, no.121, no.1, 2005.
- Gacon, Stéphane. « Les amnisties de la guerre d'Algérie (1962-1982) », *Histoire de la justice*, no.16, 2015.
- Galtung, Johan. 'Violence, peace and peace research', *Journal of Peace Research*, vol.6, no.3, 1969.
(高柳先男、塩屋保、酒井由美子訳「暴力、平和、平和研究」ヨハン・ガルトウン
グ『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991年。)
- Gastaut, Yvan. « Français et immigrés à l'épreuve de la crise (1973-1995) », *Vingtième siècle. Revue d'histoire*, no.84, 2004.
- Geisser, Vincent. « L'intégration républicaine : réflexion sur une problématique post-coloniale », in Pascal Blanchard et Nicolas Bancel, *Culture post-coloniale 1961-2006*, Autrement, 2006.
- Gheorghe, Nicolae et Ian Hancock et Marcel Cortiade. « « Rroms » ou « Tsiganes » ? Quelques commentaires sur l'ethnonyme du peuple rromani », *Etudes Tsiganes*, no.50, 2012.
- Giband, David. « Les événements de Perpignan ou la fin d'un système géopolitique local », *Hérodote*, no.120, 2006.
- Gibson, James. 'Does truth lead to reconciliation? Testing the causal assumptions of the South African Truth and Reconciliation Process', *American Journal of Political Science*, vol.48, no.2, 2004.
- Guibet Lafaye, Caroline & Annick Kieffer. « Interprétations de la cohésion sociale et perceptions du rôle des institutions de l'Etat social », *L'Année sociologique*, vol.62, 2012.
- Halbwachs, Maurice. *La mémoire collective*, Albin Michel, 1997 (première édition 1950, Presses Universitaires de France). (小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社、1989年。)
- Hénault, Patrick. « La conférence de Durban : un témoignage », *Relations internationales*, no.132, 2004.
- Hillel, Roger. *La Triade Nostalgérique : stèle, mur, musée de Perpignan*, Alter Ego Editions, 2015.
- Honneth, Axel. *Kampf um Anerkennung : zur moralischen Grammatik Konflikte*, Suhrkamp Verlag, 2003. (山本啓・直江清隆訳『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法—』法政大学出版局、2014年。)
- Huysmans, Jef. 'The European Union and the Securitization of Migration', *Journal of Common Market Studies*, vol.38, no.5, 2000.
- Jauffret, Jean-Charles. *Soldats en Algérie 1945-1962*, Autrement, 2000.
- Jean, Jean-Paul et Denis Salas ed. *Barbie, Touvier, Papon : des procès pour la mémoire*, Autrement, 2002.
- Jordi, Jean-Jacques. *Les Pieds-Noirs*, Le Cavalier Bleu, 2009.
- Jordi, Jean-Jacques. *Un silence d'Etat : les disparus civils européens de la guerre d'Algérie*, Sotéca,

- 2011.
- Judt, Tony. 'Myth and memory in post-war Europe', in Müller, Jan-Werner. *Memory and power in post-war Europe: Studies in the presence of the past*, Cambridge University Press, 2002.
- Judt, Tony. 'The 'problem of evil' in postwar Europe', *New York Review of Books*, February 14, 2008.
- Kadri, Aïssa et Moula Bouaziz et Tramor Quemeneur. *La guerre d'Algérie revisitée : nouvelles générations, nouveaux regards*, Karthala, 2015.
- Karyotis, Georgios. 'European Migration Policy in the aftermath of September 11: The Security-migration nexus', *Innovation: The European Journal of Social Science Research*, vol.20, no.1, 2007.
- Kedward, Rod. *France and the French*, The Overlook Press, 2005.
- Labadi, Sophia. 'The National Museum of Immigration History (Paris, France), neo-colonialist representations, silencing, and re-appropriation', *Journal of Social Archaeology*, vol.13(3), 2013.
- Le Goff, Jacques. *Histoire et mémoire*, Gallimard, 1988.
- Lemaire, Sandrine. « Colonisation et immigration : des « points aveugles » de l'histoire à l'école ? », in Pascal Blanchard, Nicolas Bancel et Sandrine Lemaire, *La fracture coloniale : la société française au prisme de l'héritage colonial*, La Découverte, 2006.
- Levade, Anne. « Discrimination positive et principe d'égalité en droit français », *Pouvoirs*, no.111, 2004.
- Leyris, Jean-Charles. « L'île Seguin dix ans après : une commémoration », *Ethnologie française*, vol.35, 2005.
- Lochak, Danièle. « L'intégration à rebours », *Plein droit*, no.76, 2008.
- Lomba, Ania. *Colonialism/Postcolonialism*, Routledge, 1998. (吉原ゆかり訳『ポストコロニアル理論入門』松柏社、2001年。)
- Lomo, Aggée. « L'histoire au chevet de l'Afrique : passé colonial, histoire trouée et mémoire brouillée », *Présence Africaine*, no.173, 2006.
- Manceron, Gilles. « Sur quelles bases aborder le débat sur la loi, la mémoire et l'histoire ? », *Tracés*, hors-série, 2009.
- Manceron, Gilles. « Un abandon et des massacres aux responsabilités multiples », *Les Temps Modernes*, no.666, 2011.
- Massot, Jean. « Français par le sang, Français par la loi, Français par le choix », *Revue européenne des migrations internationales*, vol.1, no.2, 1985.
- Massu, Jacques. *La vraie bataille d'Alger*, Plon, 1971.
- Maurel, Chloé. « L'histoire générale de l'Afrique de l'Unesco. Un projet de coopération intellectuelle transnationale d'esprit afro-centré (1964-1999) », *Cahiers d'études africaines*, no.215,

2014.

- Megill, Allan. 'History, memory, identity', *History of Human Sciences*, vol.11, no.3, 1998.
- Merle, Isabelle. « De la « légalisation » de la violence en contexte colonial. Le régime de l'indigénat en question », *Politix*, vol.17, no.66, 2004.
- Michel, Johann. *Gouverner les mémoires : Les politiques mémorielles en France*, Presses Universitaires de France, 2010.
- Missaoui, Hasnia-Sonia. « De part et d'autre de la frontière franco-espagnole : trajectoires identitaires des Gitans catalans », *Ethnologie française*, vol.38, 2008.
- Montes, Jean-François. « L'office national des anciens combattants et victimes de guerre. Création et actions durant l'entre-deux-guerres », *Guerres mondiales et conflits contemporains*, no.205, 2002.
- Moumen, Abderahmen. « De l'Algérie à la France. Les conditions de départ et d'accueil des rapatriés, pieds-noirs et harkis en 1962 », *Matériaux pour l'histoire de notre temps*, no.99, 2010.
- Mouralis, Guillaume. « Le procès Papon : justice et temporalité », *Terrain*, no.38, 2002.
- Müller, Jan-Werner. 'Introduction', in Müller, Jan-Werner. *Memory and power in post-war Europe: Studies in the presence of the past*, Cambridge University Press, 2002.
- Noiriel, Gérard. « L'historien dans la Cité : comment concilier histoire et mémoire de l'immigration ? », *Museum International*, no.233/234, vol. 59, no.1/2, 2007.
- Noiriel, Gérard. *Introduction à la socio-histoire*, La Découverte, 2008.
- Nora, Pierre. « Entre mémoire et histoire », in Pierre Nora ed. *Les lieux de mémoire I : la République*, Gallimard, 1984. (谷川稔監訳「記憶と歴史のはざまに」『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史〈第1巻〉対立—』岩波書店、2002年。)
- Paxton, Robert. *Vichy France: old guard and new order, 1940-1944*, Columbia University Press, 1972. (渡辺和行・剣持久木訳『ヴィシー時代のフランス—対独協力と国民革命1940-1944—』柏書房、2004年。)
- Perrineau, Pascal. « La montée des droites extrêmes en Europe », *Études*, no.397, 2002.
- Pouillot, Henri. « Un Musée de l'Algérie Française : Le Centre de Documentation des Français d'Algérie à Perpignan ne sera pas autre chose qu'un "musée" d'apologie de l'Algérie Française », <http://www.henri-pouillot.fr/spip.php?article258>, consulté le 31 mars 2016.
- Portelli, Hugues. « Les fondements administratifs d'un pouvoir politique », *Pouvoirs*, no.148, 2014.
- Powers, Kathy L. and Kim Proctor, 'Victim's Justice in the Aftermath of Political Violence: Why Do Countries Award Reparations?', *Foreign Policy Analysis*, doi: 10.1111/fpa.12076, 2015.
- Rebérioux, Madeleine. « Le génocide, le juge et l'historien », *L'Histoire*, no.138, novembre 1990.
- Rémond, René. « L'histoire et la loi », *Études*, tome 404, 2006.
- Ricœur, Paul. *La mémoire, l'histoire, l'oubli*, Seuil, 2001. (久米博訳『記憶・歴史・忘却』新曜社、上巻2004年、下巻2005年。)

- Rivet, Daniel. *Le Maghreb à l'épreuve de la colonisation*, Fayard, 2010.
- Roediger, Henry and James Wertsch, 'Creating a new discipline of memory studies', *Memory Studies*, vol.1(1), 2008.
- Saada, Emmanuelle. « La loi, le droit et l'indigène », *Droits*, no.43, 2006.
- Sartor, J-E. *De la naturalisation en Algérie (Sénatus-Consulte du 5 juillet 1865) : musulmans, israélites, européens*, Retaux Frères, 1865.
- Savarese, Eric. « Un regard compréhensif sur le « traumatisme historique ». À propos du vote Front national chez les pieds-noirs », *Pôle Sud*, no.34, 2001.
- Savarese, Eric. « Mobilisations politiques et posture victimaire chez les militants associatifs pieds-noirs », *Raisons politiques*, no.30, 2008.
- Sayad, Abdelmalek. *La double absence : des illusions de l'émigré aux souffrances de l'immigré*, Seuil, 1999.
- Schmidt, Nelly. « Abolition de l'esclavage : entre mythe et réalités », *Africultures*, no.67, 2006.
- Schnapper, Dominique. *Qu'est-ce que l'intégration ?*, Gallimard, 2007.
- Scioldo-Zürcher, Yann. « Faire des français d'Algérie des métropolitains », *Pôle Sud*, no.24, 2006.
- Stone, Dan. *Histories of the Holocaust*, Oxford University Press, 2010. (武井彩佳訳『ホロコースト・スタディーズ—最新研究への手引き—』白水社、2011年。)
- Stora, Benjamin. *La gangrène et l'oubli : la mémoire de la guerre d'Algérie*, La Découverte & Syros, 1998.
- Stora, Benjamin. *Histoire de la guerre d'Algérie 1954-1962*, La Découverte, 2004.
- Stora, Benjamin. « 1999-2003, guerre d'Algérie, les accélérations de la mémoire », in Mohammed Harbi & Benjamin Stora. *La guerre d'Algérie, 1954-2004 : la fin de l'amnésie*, Robert Laffont, 2004.
- Stora, Benjamin. *Les trois exils Juifs d'Algérie*, Stock, 2006.
- Streiff-Fénart, Jocelyne. « Le « modèle républicain » et ses Autres : construction et évolution des catégories de l'altérité en France » (Traduit de l'anglais par Françoise Gardes), *Migrations Société*, no.122, 2009.
- Sundberg, Ulrika. 'Durban: the third world conference against racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance', *Revue Internationale de droit pénal*, vol.73, 2002.
- Tarrius, Alain et Lamia Missaoui. « Gitans de Barcelone à Perpignan : crise et frontières », *Revue européenne des migrations internationales*, vol.13, no.3, 1997.
- Thénault, Sylvie. « France-Algérie : pour un traitement commun du passé de la guerre d'indépendance », *Vingtième Siècle. Revue d'histoire*, no.85, 2005.
- Thénault, Sylvie. « L'OAS à Alger en 1962. Histoire d'une violence terroriste et de ses agents », *Annales. Histoire, Sciences Sociales*, 63^e année, no.5, 2008.
- Torpey, John. *Making Whole What Has Been Smashed: On Reparation Politics*, Harvard University

Press, 2006. (藤川隆男・酒井一臣・津田博司訳『歴史的賠償と「記憶」の解剖—ヒロコースト・日系人強制収容・奴隷制・アパルトヘイト—』法政大学出版局、2013年。)

Tribalat, Michèle. « Une estimation des populations d'origine étrangère en France en 2011 », *Espace populations sociétés*, 2012, <http://eps.revues.org/6073>, consulté le 4 novembre 2016.

Verpeaux, Michel. « Les contrôles sur le maire : mythes et réalités », *Pouvoirs*, no.148, 2014.

Weil, Patrick. « Histoire et mémoire des discriminations en matière de nationalité française », *Vingtième siècle : Revue d'histoire*, no.84, 2004.

Weil, Patrick. « Politique de la mémoire : l'interdit et la commémoration », *Esprit*, 2007/2, 2007.

Wieviorka, Michel. *La différence : identités culturelles : enjeux, débats et politiques*, Editions de l'Aube, 2005. (宮島喬・森千香子訳『差異—アイデンティティと文化の政治学—』法政大学出版局、2009年。)

Wieviorka, Michel. « La République, la colonisation. Et après ? », in Pascal Blanchard, Nicolas Bancel et Sandrine Lemaire. *La fracture coloniale*, La Découverte, 2006.

Zurlo, Yves. « Ceuta et Melilla. Villes espagnoles ou dernières colonies en Afrique ? », <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/pages-europe/d000478-ceuta-et-melilla.-villes-espagnoles-ou-dernieres-colonies-en-afrique-par-yves-zurlo/article>, consulté le 8 avril 2016.

日本語文献

足立綾「現代フランスにおける『ピエ・ノワール』—その生成とそれが目指すものに関わる一試論—」『白山人類学』11号、2008年。

石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶—』明石書店、2000年。

石原忠佳『ベルベル語とティフィナグ文字の基礎—タリーフィート語 (Tarifit) 入門—』春風社、2014年。

板垣竜太「脱冷戦と植民地支配責任の追及—続・植民地支配責任を定立するために—」金富子、中野敏男編著『歴史と責任—「慰安婦」問題と1990年代—』青弓社、2008年。

ヴィニツキ=セルーシ、ヴェレット「記念の本質」関沢まゆみ編著『戦争記憶論—客、変容そして継承—』昭和堂、2010年。

菊池恵介「植民地支配の歴史の再審—フランスの『過去の克服』の現在—」金富子、中野敏男編著『歴史と責任—「慰安婦」問題と1990年代—』青弓社、2008年。

菊池恵介「アフリカへの償い—奴隷制・植民地主義の補償問題の行方—」『女性・戦争・人権』12号、2013年。

小菅信子『戦後和解』中央公論新社、2005年。

高橋哲哉『記憶のエチカー—戦争・哲学・アウシュヴィッツ—』岩波書店、2012年。

武井彩佳「第二次世界大戦後のヨーロッパにおけるユダヤ人財産の返還—近年の返還訴訟

- の歴史的起源―』『比較法学』39巻3号、2006年。
- 田中拓道「承認論の射程―社会政策の新たなパラダイム―」田中拓道編著『承認―社会哲学と社会政策の対話―』法政大学出版局、2016年。
- 田邊佳美『『移民の記憶』の排除から承認へ―フランス・国立移民史シテ設立の政治学―』、『年報社会学論集』23号、2010年。
- 土谷岳史「シェンゲンのリスクとEUの連帯」福田耕治編著『EUの連帯とリスクガバナンス』成文堂、2016年。
- 永原陽子『『植民地責任』論とは何か』永原陽子編著『「植民地責任」論―脱植民地化の比較史―』青木書店、2009年。
- 平野千果子『フランス植民地主義と歴史認識』岩波書店、2014年。
- 藤野寛『「承認」の哲学―他者に認められるとはどういうことか―』青土社、2016年。
- 藤原帰一『戦争を記憶する』講談社、2001年。
- 松沼美穂「国民の歴史と帝国の記憶―現代フランスにおける植民支配の過去―」『季刊 戦争責任研究』54号、2006年。
- 宮島喬「移民マイノリティと問われる『フランス的統合』」『商経論叢』41巻2号、2006年。
- 宮島喬『一にして多のヨーロッパ―統合のゆくえを問う―』勁草書房、2010年。
- 森千香子「フランスにおける『イスラームフォビア』の新展開とその争点」、『日本中東学会年報』20巻2号、2005年。
- 渡邊祥子『『文明化の使命』の実態―植民地支配下の言語と文化―』および「植民地行政と部族社会の解体―植民地支配下の政治と経済―」私市正年編著『アルジェリアを知るための62章』明石書店、2009年。

付録

付録 1：1988年5月以降の政権の変遷

期間	内閣	大統領	
1988年5月 ～1988年6 月	第一次ミシェル・ロカール内閣 (PS、左派)	フランソワ・ミッテラン (PS、左派)	
1988年6月 ～1991年5 月	第二次ミシェル・ロカール内閣 (PS、左派)		
1991年5月 ～1992年4 月	エディット・クレッソン (Edith Cresson) 内閣 (PS、左派)		
1992年4月 ～1993年3 月	ピエール・ベレゴヴオワ (Pierre Bérégovoy) 内 閣 (PS、左派)		
1993年3月 ～1995年5 月	エドゥアール・バラデュール (Edouard Balladur) 内閣 (RPR-UDF、右派連合)		
1995年5月 ～1995年11 月	第一次アラン・ジュペ (Alain Juppé) 内閣 (RPR-UDF、右派連合)	ジャック・シラク (RPR、 2002年4月からUMP ¹ 、右 派)	
1995年11月 ～1997年6 月	第二次アラン・ジュペ内閣 (RPR-UDF、右派 連合)		
1997年6月 ～2002年5 月	リオネル・ジョスパン内閣 (PS-PCF-Les Verts-Radicaux de Gauche-Mouvement des Citoyens、左派連合)		
2002年5月 ～2002年6 月	第一次ジャン＝ピエール・ラファラン内閣 (UMP、右派)		
2002年6月 ～2004年3 月	第二次ジャン＝ピエール・ラファラン内閣 (UMP、右派)		
2004年3月 ～2005年5 月	第三次ジャン・ピエール・ラファラン内閣 (UMP、右派)		
2005年5月 ～2007年5 月	ドミニク・ドヴィルパン (Dominique de Villepin) 内閣 (UMP、右派)		
2007年5月 ～2007年6 月	第一次フランソワ・フィヨン内閣 (UMP、右 派)		ニコラ・サルコジ (UMP、 右派)

¹ 結党時の2002年4月から Union pour la Majorité Présidentielle (大統領多数派連合) という名称だったが、総選挙後の11月に略号を変えずに、Union pour un Mouvement Populaire (国民運動連合) に改称した。

月		
2007年6月 ～2010年11 月	第二次フランソワ・フィヨン内閣 (UMP、右派)	
2010年11月 ～2012年5 月	第三次フランソワ・フィヨン内閣 (UMP、右派)	
2012年5月 ～2012年6 月	第一次ジャン＝マルク・エロー (Jean-Marc Ayrault) 内閣 (PS、左派)	フランソワ・オランド (PS、左派)
2012年6月 ～2014年3 月	第二次ジャン＝マルク・エロー内閣 (PS-Europe Ecologie-Les-Verts、左派)	
2014年4月 ～2014年8 月	第一次マニユエル・ヴァルス内閣 (PS、左派)	
2014年8月 ～2016年2 月	第二次マニユエル・ヴァルス内閣 (PS、左派)	
2016年2月 ～2016年12 月	第三次マニユエル・ヴァルス内閣 (PS、左派)	
2016年12月 ～現在	ベルナール・カズヌーヴ (Bernard Cazeneuve) 内閣 (PS、左派)	

2017年2月作成

出典=Gouvernement.fr, « Les gouvernements de la V^{ème} République »,

<http://www.gouvernement.fr/les-gouvernements-de-la-ve-me-republique>, consulté le 4 février 2017.

付録 2 : 国立移民歴史館の正面



2013年9月10日筆者撮影。

付録 3 : 国立移民歴史館の正面右側



2013年9月10日筆者撮影。

付録 4：国立移民歴史館の正面中央



2013年9月10日筆者撮影。

付録 5：国立移民歴史館の正面左側



2013年9月10日筆者撮影。

付録 6：行方不明者の壁



2012年8月29日筆者撮影。

付録 7: オー・ヴェルネ霊園の OAS 慰霊碑



2012年8月29日筆者撮影。